

(様式1)

審査基準 (申請に対する処分関係)

	担当課	医療対策課	検索番号	3 - 1
法令名	臨床検査技師等に関する法律	根拠条項	20の3 - 1	
許認可等	衛生検査所の登録			
(根拠規定)				
臨床検査技師等に関する法律(昭和三十二年四月二十三日法律第七十六号)				
(登録)				
第二十条の三 衛生検査所(人体から排出され、又は採取された検体について第二条に規定する検査を業として行う場所(病院、診療所又は厚生労働大臣が定める施設内の場所を除く。)をいう。以下同じ。)を開設しようとする者は、その衛生検査所について、厚生労働省令の定めるところにより、その衛生検査所の所在地の都道府県知事(その所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長。以下この章において同じ。)の登録を受けなければならない。				
2 都道府県知事は、前項の登録(以下「登録」という。)の申請があつた場合において、その申請に係る衛生検査所の構造設備、管理組織その他の事項が第二条に規定する検査の業務(以下「検査業務」という。)を適正に行うために必要な厚生労働省令で定める基準に適合しないと認めるとき、又はその申請者が第二十条の七の規定により登録を取り消され、取消しの日から二年を経過していないものであるときは、登録をしてはならない。				
3 登録は、次の各号に掲げる事項について行うものとする。				
一 申請者の氏名及び住所(法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地)				
二 衛生検査所の名称及び所在地				
三 検査業務の内容				
(登録の変更等)				
第二十条の四 登録を受けた衛生検査所の開設者は、その衛生検査所について、前条第三項第三号に掲げる事項を変更しようとするときは、その衛生検査所の所在地の都道府県知事の登録の変更を受けなければならない。				
2 前条第二項の規定は、前項の登録の変更について準用する。				
3 登録を受けた衛生検査所の開設者は、その衛生検査所を廃止し、休止し、若しくは休止した衛生検査所を再開したとき、又は前条第三項第一号に掲げる事項若しくは衛生検査所の名称、構造設備、管理組織その他厚生労働省令で定める事項を変更したときは、三十日以内に、その衛生検査所の所在地の都道府県知事にその旨を届け出なければならない。				
4 衛生検査所を開設しようとする者又は登録を受けた衛生検査所の検査業務の管理を行う者は、その衛生検査所に検体検査用放射性同位元素を備えようとするときその他厚生労働省令で定める場合においては、厚生労働省令で定めるところにより、その衛生検査所の所在地の都道府県知事に届け出なければならない。				
(登録の取消し等)				
第二十条の七 都道府県知事は、登録を受けた衛生検査所の構造設備、管理組織その他の事項が第二十条の三第二項の厚生労働省令で定める基準に適合しなくなつたとき、又は登録を受けた衛生検査所の開設者が第二十条の四第一項の規定による登録の変更を受けないときは、その衛生検査所の登録を取り消し、又は期間を定めて、その業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。				
臨床検査技師等に関する法律施行規則(昭和三十二年七月二十一日厚生省令第二十四号)				
(衛生検査所の登録基準)				
第十二条 法第二十条の三第二項の厚生労働省令で定める基準は、次のとおりとする。				
一 電気冷蔵庫、電気冷凍庫、顕微鏡、直示天びん及び遠心器のほか、別表第十の上欄に掲げる検査の内容に応じ、同表の下欄に掲げる検査用機械器具を有すること。ただし、血液を血清及び血餅に分離すること(以下「血清分離」という。)のみを行う衛生検査所にあつては、電気冷蔵庫、電気冷凍庫及び遠心器を有すること。				
二 別表第二の各号の上欄に掲げる区分に応じ、同表の下欄に掲げる面積以上の面積を有する検査室を有すること。ただし、血清分離のみを行う衛生検査所にあつては、十平方メートル以上の面積を有する検査室を有すること。				
三 検査室は、検査室以外の場所から区別され、十分な照明及び換気がされるものであること。				
四 微生物学的検査をする検査室は、専用のものであり、かつ、他の検査室とも明確に区別されていること。				
五 医薬品である放射性同位元素で密封されていないもの(放射性同位元素の数量及び濃度が別表第三に定める数量及び濃度を超えるものに限る。以下「検体検査用放射性同位元素」という。)を備える衛生検査所は、厚生労働大臣が定める基準に適合する検体検査用放射性同位元素の使用室、貯蔵施設、運搬容器及び廃棄施設の構造設備を有すること並びにその衛生検査所の管理に関して厚生労働大臣が定める基準に適合するために必要な措置を講じていること。				
六 防じん及び防虫のための設備を有すること。				
七 廃水及び廃棄物の処理に要する設備又は器具を備えていること。				
八 検査業務に従事する者の消毒のための設備を有すること。				
九 管理者として検査業務に関し相当の経験を有する医師が置かれているか、又は管理者として検査業務に関し相当の経験を有する臨床検査技師(検体検査用放射性同位元素を備える衛生検査所にあつては、管理者として当該衛生検査所における検査業務の管理に関し必要な知識及び技能を有する臨床検査技師として厚生労働大臣が別に定める臨床検査技師に限る。)が置かれ、かつ、衛生検査所の検査業務を指導監督するための医師が選任されていること。				
十 別表第四の各号の上欄に掲げる区分に応じ、同表の下欄に掲げる人数以上の医師又は臨床検査技師が置かれていること。ただし、血清分離のみを行う衛生検査所にあつては、一人以上の医師又は臨床検査技師が置かれていること。				
十一 第九号に掲げる管理者及び前号に掲げる者のほか、精度管理責任者として、検査業務に関し相当の経験を有し、かつ、精度管理に関し相当の知識及び経験を有する医師又は臨床検査技師が置かれていること。				

		担当課	医療対策課	検索番号	3 - 1
法令名	臨床検査技師等に関する法律	根拠条項	20の3 - 1		
許認可等	衛生検査所の登録				
<p>(根拠規定)</p> <p>十二 次に掲げる事項を記載した検査案内書(イからチまでに掲げる事項については検査項目ごとに記載したものに限る。)が作成されていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 検査方法 ロ 基準値及び判定基準 ハ 医療機関に緊急報告を行うこととする検査値の範囲 ニ 検査に要する日数 ホ 測定(形態学的検査及び画像認識による検査を含む。以下同じ。)を委託する場合にあつては、実際に測定を行う衛生検査所等の名称 ヘ 検体の採取条件、採取容器及び採取量 ト 検体の保存条件 チ 検体の提出条件 リ 検査依頼書及び検体ラベルの記載項目 ヌ 検体を医療機関から衛生検査所(他の衛生検査所等に測定を委託する場合にあつては、当該衛生検査所等)まで搬送するのに要する時間の欄 <p>十三 別表第五に定めるところにより、標準作業書が作成されていること。</p> <p>十四 別表第五の上欄に掲げる標準作業書に記載された作業日誌の記入要領に従い、次に掲げる作業日誌(事故又は異常への対応に関する記録の欄が設けられているものに限る。)が作成されていること。ただし、血清分離のみを行う衛生検査所にあつては、ハ及びヘに掲げる作業日誌を、血清分離を行わない衛生検査所にあつては、二に掲げる作業日誌を作成することを要しない。</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 検体受領作業日誌 ロ 検体搬送作業日誌 ハ 検体受付及び仕分作業日誌 ニ 血清分離作業日誌 ホ 検査機器保守管理作業日誌 ヘ 測定作業日誌 <p>十五 次に掲げる台帳が作成されていること。ただし、血清分離のみを行う衛生検査所にあつては、ロからニまでに掲げる台帳を作成することを要しない。</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 委託検査管理台帳 ロ 試薬管理台帳 ハ 統計学的精度管理台帳 ニ 外部精度管理台帳 ホ 検査結果報告台帳 ヘ 苦情処理台帳 <p>十六 衛生検査所の組織、運営その他必要な事項を定めた組織運営規程を有すること。</p> <p>十七 前各号に掲げるもののほか、精度管理に必要な措置が講じられていること。</p> <p>2 衛生検査所の管理者は、検体検査用放射性同位元素又は放射性同位元素によつて汚染された物の廃棄を、医療法施行規則(昭和二十三年厚生省令第五十号)第三十条の十四の二第一項の規定に基づき別に厚生労働省令で指定を受けた者に委託することができる。この場合においては、前項第五号の規定中廃棄施設にかかる部分は、適用しない。</p>					

		担当課	医療対策課	検索番号	3 - 1
法令名	臨床検査技師等に関する法律	根拠条項	20の3 - 1		

許認可等 衛生検査所の登録

(根拠規定) 続き

別表第一(第十二条関係)

微生物学的検査	一 ふ卵器 二 乾熱滅菌器 三 高压蒸気滅菌器
血清学的検査	一 恒温水槽 <small>そう</small> 二 水平振盪 <small>とう</small> 器
血液学的検査	一 恒温水槽 <small>そう</small> 二 ヘマトクリット遠心器 三 分光光度計又は光電光度計 四 自動血球計数器 五 白血球分類器
病理学的検査(病理組織の検査に限る。)	一 ミクロトーム 二 パラフィン溶融器 三 パラフィン伸展器
生化学的検査	一 化学天びん 二 恒温水槽 <small>そう</small> 三 純水製造器 四 分光光度計又は光電光度計 五 原子吸光光度計又は蛍光光度計 六 蛋白屈折計 七 電気泳動装置 八 水素イオン濃度測定器

備考

- 一 検査用機械器具は、代替する機能を有する他の検査用機械器具をもつてこれに代えることができる。
- 二 二以上の内容の異なる検査をする衛生検査所にあつては、検査用機械器具を兼用のものとすることができる。ただし、微生物学的検査をするために必要な検査用機械器具は、専用のものでなければならない。

別表第二(第十二条関係)

(昭四五厚令五八・追加、昭五六厚令一〇・一部改正)

一 微生物学的検査、血清学的検査、血液学的検査、病理学的検査、寄生虫学的検査及び生化学的検査のうち、一の検査のみをする衛生検査所	二十平方メートル
二 前号に掲げる検査のうち、二の検査をする衛生検査所	三十平方メートル
三 第一号に掲げる検査のうち、三の検査をする衛生検査所	四十平方メートル
四 第一号に掲げる検査のうち、四以上の検査をする衛生検査所	五十平方メートル

		担当課	医療対策課	検索番号	3 - 1
法令名	臨床検査技師等に関する法律	根拠条項	20の3 - 1		
許認可等	衛生検査所の登録				

(根拠規定) 続き

別表第三(第十二条関係)

放射線を放出する同位元素の種類		数量 (Bq)	濃度 (Bq/g)
核種	化学形等		
³ H		1×10 ⁹	1×10 ⁶
⁷ Be		1×10 ⁷	1×10 ³
¹⁰ Be		1×10 ⁶	1×10 ⁴
¹¹ C	一酸化物及び二酸化物	1×10 ⁹	1×10 ¹
¹¹ C	一酸化物及び二酸化物以外のもの	1×10 ⁶	1×10 ¹
¹⁴ C	一酸化物	1×10 ¹¹	1×10 ⁸
¹⁴ C	二酸化物	1×10 ¹¹	1×10 ⁷
¹⁴ C	一酸化物及び二酸化物以外のもの	1×10 ⁷	1×10 ⁴
¹³ N		1×10 ⁹	1×10 ²
¹⁵ O		1×10 ⁹	1×10 ²
¹⁸ F		1×10 ⁶	1×10 ¹
¹⁹ Ne		1×10 ⁹	1×10 ²
²² Na		1×10 ⁶	1×10 ¹
²⁴ Na		1×10 ⁵	1×10 ¹
²⁸ Mg	放射平衡中の子孫核種を含む。	1×10 ⁵	1×10 ¹
²⁶ Al		1×10 ⁵	1×10 ¹
³¹ Si		1×10 ⁶	1×10 ³
³² Si		1×10 ⁶	1×10 ³
³² P		1×10 ⁵	1×10 ³
³³ P		1×10 ⁸	1×10 ⁵
³⁵ S	蒸気	1×10 ⁹	1×10 ⁶
³⁵ S	蒸気以外のもの	1×10 ⁸	1×10 ⁵
³⁶ Cl		1×10 ⁶	1×10 ⁴
³⁸ Cl		1×10 ⁵	1×10 ¹
³⁹ Cl		1×10 ⁵	1×10 ¹
³⁷ Ar		1×10 ⁸	1×10 ⁶
³⁹ Ar		1×10 ⁴	1×10 ⁷
⁴¹ Ar		1×10 ⁹	1×10 ²
⁴⁰ K		1 × 10 ⁶	1 × 10 ²
⁴² K		1 × 10 ⁶	1 × 10 ²
⁴³ K		1 × 10 ⁶	1 × 10 ¹
⁴⁴ K		1 × 10 ⁵	1 × 10 ¹
⁴⁵ K		1 × 10 ⁵	1 × 10 ¹
⁴¹ Ca		1 × 10 ⁷	1 × 10 ⁵
⁴⁵ Ca		1 × 10 ⁷	1 × 10 ⁴
⁴⁷ Ca		1 × 10 ⁶	1 × 10 ¹
⁴³ Sc		1 × 10 ⁶	1 × 10 ¹

		担当課	医療対策課	検索番号	3 - 1
法令名	臨床検査技師等に関する法律	根拠条項	20の3 - 1		

許認可等	衛生検査所の登録
------	----------

(根拠規定) 続き

別表第三(第十二条関係)

放射線を放出する同位元素の種類		数量 (Bq)	濃度 (Bq/g)
核種	化学形等		
⁴⁴ Sc		1 × 10 ⁵	1 × 10 ¹
⁴⁴ Ti		1 × 10 ⁷	1 × 10 ²
⁴⁶ Sc		1 × 10 ⁶	1 × 10 ¹
⁴⁷ Sc		1 × 10 ⁶	1 × 10 ²
⁴⁸ Sc		1 × 10 ⁵	1 × 10 ¹
⁴⁸ Cr		1 × 10 ⁵	1 × 10 ³
⁴⁴ Ti	放射平衡中の子孫核種を含む。	1 × 10 ⁵	1 × 10 ¹
⁴⁵ Ti		1 × 10 ⁶	1 × 10 ¹
⁴⁷ V		1 × 10 ⁵	1 × 10 ¹
⁴⁸ V		1 × 10 ⁵	1 × 10 ¹
⁴⁹ V		1 × 10 ⁷	1 × 10 ⁴
⁴⁸ Cr		1 × 10 ⁶	1 × 10 ²
⁴⁹ Cr		1 × 10 ⁶	1 × 10 ¹
⁵¹ Cr		1 × 10 ⁷	1 × 10 ³
⁵¹ Mn		1 × 10 ⁵	1 × 10 ¹
⁵² Mn		1 × 10 ⁵	1 × 10 ¹
⁵² Mn		1 × 10 ⁵	1 × 10 ¹
⁵³ Mn		1 × 10 ⁹	1 × 10 ⁴
⁵⁴ Mn		1 × 10 ⁶	1 × 10 ¹
⁵⁶ Mn		1 × 10 ⁵	1 × 10 ¹
⁵² Fe		1 × 10 ⁶	1 × 10 ¹
⁵⁵ Fe		1 × 10 ⁶	1 × 10 ⁴
⁵⁸ Fe		1 × 10 ⁶	1 × 10 ¹
⁶⁰ Fe	放射平衡中の子孫核種を含む。	1 × 10 ⁵	1 × 10 ²
⁴⁴ Sc		1 × 10 ⁵	1 × 10 ¹
⁴⁴ Ti		1 × 10 ⁷	1 × 10 ²
⁴⁶ Sc		1 × 10 ⁶	1 × 10 ¹
⁴⁷ Sc		1 × 10 ⁶	1 × 10 ²
⁴⁸ Sc		1 × 10 ⁵	1 × 10 ¹
⁴⁸ Cr		1 × 10 ⁵	1 × 10 ³
⁴⁴ Ti	放射平衡中の子孫核種を含む。	1 × 10 ⁵	1 × 10 ¹
⁴⁵ Ti		1 × 10 ⁶	1 × 10 ¹
⁴⁷ V		1 × 10 ⁵	1 × 10 ¹
⁴⁸ V		1 × 10 ⁵	1 × 10 ¹
⁴⁹ V		1 × 10 ⁷	1 × 10 ⁴
⁴⁸ Cr		1 × 10 ⁶	1 × 10 ²
⁴⁹ Cr		1 × 10 ⁶	1 × 10 ¹

		担当課	医療対策課	検索番号	3 - 1
法令名	臨床検査技師等に関する法律	根拠条項	20の3 - 1		
許認可等	衛生検査所の登録				

(根拠規定) 続き

別表第三(第十二条関係)

放射線を放出する同位元素の種類		数量 (Bq)	濃度 (Bq/g)
核種	化学形等		
⁵¹ Cr		1 × 10 ⁷	1 × 10 ³
⁵¹ Mn		1 × 10 ⁵	1 × 10 ¹
⁵² Mn		1 × 10 ⁵	1 × 10 ¹
⁵² Mn		1 × 10 ⁵	1 × 10 ¹
⁵³ Mn		1 × 10 ⁹	1 × 10 ⁴
⁵⁴ Mn		1 × 10 ⁶	1 × 10 ¹
⁵⁶ Mn		1 × 10 ⁵	1 × 10 ¹
⁵² Fe		1 × 10 ⁶	1 × 10 ¹
⁵⁵ Fe		1 × 10 ⁶	1 × 10 ⁴
⁵⁹ Fe		1 × 10 ⁶	1 × 10 ¹
⁶⁰ Fe	放射平衡中の子孫核種を含む。	1 × 10 ⁵	1 × 10 ²
⁵⁵ Co		1 × 10 ⁶	1 × 10 ¹
⁵⁶ Co		1 × 10 ⁵	1 × 10 ¹
⁵⁷ Co		1 × 10 ⁶	1 × 10 ²
⁵⁸ Co		1 × 10 ⁶	1 × 10 ¹
⁵⁸ Co		1 × 10 ⁷	1 × 10 ⁴
⁶⁰ Co		1 × 10 ⁵	1 × 10 ¹
⁶⁰ Co		1 × 10 ⁶	1 × 10 ³
⁶¹ Co		1 × 10 ⁶	1 × 10 ²
⁶² Co		1 × 10 ⁵	1 × 10 ¹
⁵⁶ Ni		1 × 10 ⁶	1 × 10 ¹
⁵⁷ Ni		1 × 10 ⁶	1 × 10 ¹
⁵⁸ Ni		1 × 10 ⁹	1 × 10 ⁴
⁶⁵ Ni		1 × 10 ⁹	1 × 10 ⁵
⁶⁵ Ni		1 × 10 ⁶	1 × 10 ¹
⁶⁶ Ni		1 × 10 ⁷	1 × 10 ⁴
⁶³ Cu		1 × 10 ⁵	1 × 10 ¹
⁶¹ Cu		1 × 10 ⁶	1 × 10 ¹
⁶⁴ Cu		1 × 10 ⁶	1 × 10 ²
⁶⁷ Cu		1 × 10 ⁶	1 × 10 ²
⁶² Zn		1 × 10 ⁶	1 × 10 ²
⁶³ Zn		1 × 10 ⁵	1 × 10 ¹
⁶⁵ Zn		1 × 10 ⁶	1 × 10 ¹
⁶⁹ Zn		1 × 10 ⁶	1 × 10 ⁴
⁶⁹ Zn		1 × 10 ⁶	1 × 10 ²
⁷¹ Zn		1 × 10 ⁶	1 × 10 ¹
⁷² Zn		1 × 10 ⁶	1 × 10 ²

		担当課	医療対策課	検索番号	3 - 1
法令名	臨床検査技師等に関する法律	根拠条項	20の3 - 1		
許認可等	衛生検査所の登録				
(根拠規定) 続き					
別表第三(第十二条関係)					
放射線を放出する同位元素の種類		数量	濃度		
核種	化学形等	(Bq)	(Bq / g)		
⁶⁵ Ga		1 × 10 ⁵	1 × 10 ¹		
⁶⁶ Ga		1 × 10 ⁵	1 × 10 ¹		
⁶⁷ Ga		1 × 10 ⁶	1 × 10 ²		
⁶⁸ Ga		1 × 10 ⁵	1 × 10 ¹		
⁷⁰ Ga		1 × 10 ⁶	1 × 10 ³		
⁷² Ga		1 × 10 ⁵	1 × 10 ¹		
⁷³ Ga		1 × 10 ⁶	1 × 10 ²		
⁶⁶ Ge		1 × 10 ⁶	1 × 10 ¹		
⁶⁷ Ge		1 × 10 ⁵	1 × 10 ¹		
⁶⁸ Ge	放射平衡中の子孫核種を含む。	1 × 10 ⁵	1 × 10 ¹		
⁶⁹ Ge		1 × 10 ⁶	1 × 10 ¹		
⁷¹ Ge		1 × 10 ⁸	1 × 10 ⁴		
⁷⁵ Ge		1 × 10 ⁶	1 × 10 ³		
⁷⁷ Ge		1 × 10 ⁵	1 × 10 ¹		
⁷⁸ Ge		1 × 10 ⁶	1 × 10 ²		
⁶⁹ As		1 × 10 ⁵	1 × 10 ¹		
⁷⁰ As		1 × 10 ⁵	1 × 10 ¹		
⁷¹ As		1 × 10 ⁶	1 × 10 ¹		
⁷² As		1 × 10 ⁵	1 × 10 ¹		
⁷³ As		1 × 10 ⁷	1 × 10 ³		
⁷⁴ As		1 × 10 ⁶	1 × 10 ¹		
⁷⁶ As		1 × 10 ⁵	1 × 10 ²		
⁷⁷ As		1 × 10 ⁶	1 × 10 ³		
⁷⁸ As		1 × 10 ⁵	1 × 10 ¹		
⁷⁰ Se		1 × 10 ⁶	1 × 10 ¹		
⁷³ Se		1 × 10 ⁶	1 × 10 ¹		
^{73m} Se		1 × 10 ⁶	1 × 10 ²		
⁶⁵ Ga		1 × 10 ⁵	1 × 10 ¹		
⁶⁶ Ga		1 × 10 ⁵	1 × 10 ¹		
⁶⁷ Ga		1 × 10 ⁶	1 × 10 ²		
⁶⁸ Ga		1 × 10 ⁵	1 × 10 ¹		
⁷⁰ Ga		1 × 10 ⁶	1 × 10 ³		
⁷² Ga		1 × 10 ⁵	1 × 10 ¹		
⁷³ Ga		1 × 10 ⁶	1 × 10 ²		
⁶⁶ Ge		1 × 10 ⁶	1 × 10 ¹		
⁶⁷ Ge		1 × 10 ⁵	1 × 10 ¹		
⁶⁸ Ge	放射平衡中の子孫核種を含む。	1 × 10 ⁵	1 × 10 ¹		

		担当課	医療対策課	検索番号	3 - 1
法令名	臨床検査技師等に関する法律	根拠条項	20の3 - 1		
許認可等	衛生検査所の登録				

(根拠規定) 続き

別表第三(第十二条関係)

放射線を放出する同位元素の種類		数量 (Bq)	濃度 (Bq / g)
核種	化学形等		
⁶⁹ Ge		1 × 10 ⁶	1 × 10 ¹
⁷¹ Ge		1 × 10 ⁸	1 × 10 ⁴
⁷⁵ Ge		1 × 10 ⁶	1 × 10 ³
⁷⁷ Ge		1 × 10 ⁵	1 × 10 ¹
⁷⁸ Ge		1 × 10 ⁶	1 × 10 ²
⁶⁹ As		1 × 10 ⁵	1 × 10 ¹
⁷⁰ As		1 × 10 ⁵	1 × 10 ¹
⁷¹ As		1 × 10 ⁶	1 × 10 ¹
⁷² As		1 × 10 ⁵	1 × 10 ¹
⁷³ As		1 × 10 ⁷	1 × 10 ³
⁷⁴ As		1 × 10 ⁶	1 × 10 ¹
⁷⁶ As		1 × 10 ⁵	1 × 10 ²
⁷⁷ As		1 × 10 ⁶	1 × 10 ³
⁷⁸ As		1 × 10 ⁵	1 × 10 ¹
⁷⁰ Se		1 × 10 ⁶	1 × 10 ¹
⁷³ Se		1 × 10 ⁶	1 × 10 ¹
^{73m} Se		1 × 10 ⁶	1 × 10 ²
⁷⁵ Se		1 × 10 ⁶	1 × 10 ²
⁷⁹ Se		1 × 10 ⁷	1 × 10 ⁴
⁸¹ Se		1 × 10 ⁶	1 × 10 ³
^{81m} Se		1 × 10 ⁷	1 × 10 ³
⁸³ Se		1 × 10 ⁵	1 × 10 ¹
⁷⁴ Br		1 × 10 ⁵	1 × 10 ¹
^{74m} Br		1 × 10 ⁵	1 × 10 ¹
⁶⁹ Ge		1 × 10 ⁶	1 × 10 ¹
⁷¹ Ge		1 × 10 ⁸	1 × 10 ⁴
⁷⁵ Ge		1 × 10 ⁶	1 × 10 ³
⁷⁷ Ge		1 × 10 ⁵	1 × 10 ¹
⁷⁸ Ge		1 × 10 ⁶	1 × 10 ²
⁶⁹ As		1 × 10 ⁵	1 × 10 ¹
⁷⁰ As		1 × 10 ⁵	1 × 10 ¹
⁷¹ As		1 × 10 ⁶	1 × 10 ¹
⁷² As		1 × 10 ⁵	1 × 10 ¹
⁷³ As		1 × 10 ⁷	1 × 10 ³
⁷⁴ As		1 × 10 ⁶	1 × 10 ¹
⁷⁶ As		1 × 10 ⁵	1 × 10 ²
⁷⁷ As		1 × 10 ⁶	1 × 10 ³

		担当課	医療対策課	検索番号	3 - 1
法令名	臨床検査技師等に関する法律	根拠条項	20の3 - 1		

許認可等 衛生検査所の登録

(根拠規定) 続き

別表第三(第十二条関係)

放射線を放出する同位元素の種類		数量 (Bq)	濃度 (Bq / g)
核種	化学形等		
⁷⁶ As		1 × 10 ⁵	1 × 10 ¹
⁷⁰ Se		1 × 10 ⁶	1 × 10 ¹
⁷³ Se		1 × 10 ⁶	1 × 10 ¹
^{73m} Se		1 × 10 ⁶	1 × 10 ²
⁷⁵ Se		1 × 10 ⁶	1 × 10 ²
⁷⁹ Se		1 × 10 ⁷	1 × 10 ⁴
⁸¹ Se		1 × 10 ⁶	1 × 10 ³
^{81m} Se		1 × 10 ⁷	1 × 10 ³
⁸³ Se		1 × 10 ⁵	1 × 10 ¹
⁷⁴ Br		1 × 10 ⁵	1 × 10 ¹
^{74m} Br		1 × 10 ⁵	1 × 10 ¹
⁷⁵ Br		1 × 10 ⁶	1 × 10 ¹
⁷⁶ Br		1 × 10 ⁵	1 × 10 ¹
⁷⁷ Br		1 × 10 ⁶	1 × 10 ²
⁸⁰ Br		1 × 10 ⁵	1 × 10 ²
^{80m} Br		1 × 10 ⁷	1 × 10 ³
⁸² Br		1 × 10 ⁶	1 × 10 ¹
⁸³ Br		1 × 10 ⁶	1 × 10 ³
⁸⁴ Br		1 × 10 ⁵	1 × 10 ¹
⁷⁴ Kr		1 × 10 ⁹	1 × 10 ²
⁷⁶ Kr		1 × 10 ⁹	1 × 10 ²
⁷⁷ Kr		1 × 10 ⁹	1 × 10 ²
⁷⁹ Kr		1 × 10 ⁵	1 × 10 ³
⁸¹ Kr		1 × 10 ⁷	1 × 10 ⁴
^{81m} Kr		1 × 10 ¹⁰	1 × 10 ³
⁸³ Kr		1 × 10 ¹²	1 × 10 ⁵
⁸⁵ Kr		1 × 10 ⁴	1 × 10 ⁵
^{85m} Kr		1 × 10 ¹⁰	1 × 10 ³
⁸⁷ Kr		1 × 10 ⁹	1 × 10 ²
⁸⁸ Kr		1 × 10 ⁹	1 × 10 ²
⁷⁹ Rb		1 × 10 ⁵	1 × 10 ¹
⁸¹ Rb		1 × 10 ⁶	1 × 10 ¹
^{81m} Rb		1 × 10 ⁷	1 × 10 ³
^{82m} Rb		1 × 10 ⁶	1 × 10 ¹
⁸³ Rb	放射平衡中の子孫核種を含む。	1 × 10 ⁶	1 × 10 ²
⁸⁴ Rb		1 × 10 ⁶	1 × 10 ¹
⁸⁶ Rb		1 × 10 ⁵	1 × 10 ²

		担当課	医療対策課	検索番号	3 - 1
法令名	臨床検査技師等に関する法律	根拠条項	20の3 - 1		
許認可等	衛生検査所の登録				
(根拠規定) 続き					
別表第三(第十二条関係)					
放射線を放出する同位元素の種類		数量	濃度		
核種	化学形等	(Bq)	(Bq / g)		
⁸⁷ Rb		1 × 10 ⁷	1 × 10 ⁴		
⁸⁸ Rb		1 × 10 ⁵	1 × 10 ¹		
⁸⁹ Rb		1 × 10 ⁵	1 × 10 ¹		
⁹⁰ Sr		1 × 10 ⁷	1 × 10 ³		
⁹¹ Sr		1 × 10 ⁵	1 × 10 ¹		
⁹² Sr	放射平衡中の子孫核種を含む。	1 × 10 ⁵	1 × 10 ¹		
⁹³ Sr		1 × 10 ⁶	1 × 10 ¹		
⁹⁵ Sr		1 × 10 ⁶	1 × 10 ²		
^{95m} Sr		1 × 10 ⁷	1 × 10 ²		
^{97m} Sr		1 × 10 ⁶	1 × 10 ²		
⁹⁸ Sr		1 × 10 ⁶	1 × 10 ³		
⁹⁰ Sr	放射平衡中の子孫核種を含む。	1 × 10 ⁴	1 × 10 ²		
⁹¹ Sr		1 × 10 ⁵	1 × 10 ¹		
⁹² Sr		1 × 10 ⁶	1 × 10 ¹		
⁹⁰ Y		1 × 10 ⁵	1 × 10 ¹		
^{96m} Y		1 × 10 ⁷	1 × 10 ²		
⁸⁷ Y	放射平衡中の子孫核種を含む。	1 × 10 ⁶	1 × 10 ¹		
⁸⁸ Y		1 × 10 ⁶	1 × 10 ¹		
⁹⁰ Y		1 × 10 ⁵	1 × 10 ³		
^{90m} Y		1 × 10 ⁶	1 × 10 ¹		
⁹¹ Y		1 × 10 ⁶	1 × 10 ³		
^{91m} Y		1 × 10 ⁶	1 × 10 ²		
⁹² Y		1 × 10 ⁵	1 × 10 ²		
⁹³ Y		1 × 10 ⁵	1 × 10 ²		
⁹⁴ Y		1 × 10 ⁵	1 × 10 ¹		
⁹⁵ Y		1 × 10 ⁵	1 × 10 ¹		
⁹⁶ Zr		1 × 10 ⁷	1 × 10 ²		
⁹⁸ Zr		1 × 10 ⁶	1 × 10 ²		
⁹⁹ Zr		1 × 10 ⁶	1 × 10 ¹		
⁹³ Zr	放射平衡中の子孫核種を含む。	1 × 10 ⁷	1 × 10 ³		
⁹⁵ Zr		1 × 10 ⁶	1 × 10 ¹		
⁹⁷ Zr	放射平衡中の子孫核種を含む。	1 × 10 ⁵	1 × 10 ¹		
⁸⁸ Nb		1 × 10 ⁵	1 × 10 ¹		
⁸⁹ Nb		1 × 10 ⁵	1 × 10 ¹		
⁹⁰ Nb		1 × 10 ⁵	1 × 10 ¹		
^{93m} Nb		1 × 10 ⁷	1 × 10 ⁴		
⁹⁴ Nb		1 × 10 ⁶	1 × 10 ¹		

		担当課	医療対策課	検索番号	3 - 1
法令名	臨床検査技師等に関する法律	根拠条項	20の3 - 1		
許認可等	衛生検査所の登録				
(根拠規定) 続き					
別表第三(第十二条関係)					
放射線を放出する同位元素の種類		数量	濃度		
核種	化学形等	(Bq)	(Bq / g)		
⁹⁵ Nb		1 × 10 ⁶	1 × 10 ¹		
^{95m} Nb		1 × 10 ⁷	1 × 10 ²		
⁹⁸ Nb		1 × 10 ⁵	1 × 10 ¹		
⁹⁷ Nb		1 × 10 ⁶	1 × 10 ¹		
⁹⁹ Nb		1 × 10 ⁵	1 × 10 ¹		
⁹⁰ Mo		1 × 10 ⁶	1 × 10 ¹		
⁹³ Mo		1 × 10 ⁸	1 × 10 ³		
^{93m} Mo		1 × 10 ⁶	1 × 10 ¹		
⁹⁹ Mo		1 × 10 ⁶	1 × 10 ²		
¹⁰¹ Mo		1 × 10 ⁶	1 × 10 ¹		
⁹³ Tc		1 × 10 ⁶	1 × 10 ¹		
^{93m} Tc		1 × 10 ⁶	1 × 10 ¹		
⁹⁴ Tc		1 × 10 ⁶	1 × 10 ¹		
^{94m} Tc		1 × 10 ⁵	1 × 10 ¹		
⁹⁵ Tc		1 × 10 ⁶	1 × 10 ¹		
⁹⁶ Tc	放射平衡中の子孫核種を含む。	1 × 10 ⁶	1 × 10 ¹		
^{96m} Tc		1 × 10 ⁶	1 × 10 ¹		
^{96m} Tc		1 × 10 ⁷	1 × 10 ³		
⁹⁷ Tc		1 × 10 ⁸	1 × 10 ³		
^{97m} Tc		1 × 10 ⁷	1 × 10 ³		
⁹⁸ Tc		1 × 10 ⁶	1 × 10 ¹		
⁹⁹ Tc		1 × 10 ⁷	1 × 10 ⁴		
^{99m} Tc		1 × 10 ⁷	1 × 10 ²		
¹⁰¹ Tc		1 × 10 ⁶	1 × 10 ²		
¹⁰⁴ Tc		1 × 10 ⁵	1 × 10 ¹		
⁹⁴ Ru		1 × 10 ⁶	1 × 10 ²		
⁹⁷ Ru		1 × 10 ⁷	1 × 10 ²		
¹⁰³ Ru		1 × 10 ⁶	1 × 10 ²		
¹⁰⁵ Ru		1 × 10 ⁶	1 × 10 ¹		
¹⁰⁶ Ru	放射平衡中の子孫核種を含む。	1 × 10 ⁵	1 × 10 ²		
⁹⁹ Rh		1 × 10 ⁶	1 × 10 ¹		
^{99m} Rh		1 × 10 ⁶	1 × 10 ¹		
¹⁰⁰ Rh		1 × 10 ⁶	1 × 10 ¹		
¹⁰¹ Rh		1 × 10 ⁷	1 × 10 ²		
^{101m} Rh		1 × 10 ⁷	1 × 10 ²		
¹⁰² Rh		1 × 10 ⁶	1 × 10 ¹		
^{102m} Rh		1 × 10 ⁶	1 × 10 ²		

		担当課	医療対策課	検索番号	3 - 1
法令名	臨床検査技師等に関する法律	根拠条項	20の3 - 1		

許認可等 衛生検査所の登録

(根拠規定) 続き

別表第三(第十二条関係)

放射線を放出する同位元素の種類		数量 (Bq)	濃度 (Bq / g)
核種	化学形等		
¹⁰³ Rh		1 × 10 ⁸	1 × 10 ⁴
¹⁰⁵ Rh		1 × 10 ⁷	1 × 10 ²
¹⁰⁶ Rh		1 × 10 ⁵	1 × 10 ¹
¹⁰⁷ Rh		1 × 10 ⁶	1 × 10 ²
¹⁰⁰ Pd		1 × 10 ⁷	1 × 10 ²
¹⁰¹ Pd		1 × 10 ⁶	1 × 10 ²
¹⁰³ Pd		1 × 10 ⁸	1 × 10 ³
¹⁰⁷ Pd		1 × 10 ⁸	1 × 10 ⁵
¹⁰⁸ Pd		1 × 10 ⁶	1 × 10 ³
¹⁰² Ag		1 × 10 ⁵	1 × 10 ¹
¹⁰³ Ag		1 × 10 ⁶	1 × 10 ¹
¹⁰⁴ Ag		1 × 10 ⁶	1 × 10 ¹
^{104m} Ag		1 × 10 ⁶	1 × 10 ¹
¹⁰⁵ Ag		1 × 10 ⁶	1 × 10 ²
¹⁰⁶ Ag		1 × 10 ⁶	1 × 10 ¹
^{106m} Ag		1 × 10 ⁶	1 × 10 ¹
^{108m} Ag	放射平衡中の子孫核種を含む。	1 × 10 ⁶	1 × 10 ¹
^{110m} Ag		1 × 10 ⁶	1 × 10 ¹
¹¹¹ Ag		1 × 10 ⁶	1 × 10 ³
¹¹² Ag		1 × 10 ⁵	1 × 10 ¹
¹¹⁵ Ag		1 × 10 ⁵	1 × 10 ¹
¹⁰⁴ Cd		1 × 10 ⁷	1 × 10 ²
¹⁰⁷ Cd		1 × 10 ⁷	1 × 10 ³
¹⁰⁸ Cd		1 × 10 ⁶	1 × 10 ⁴
¹¹³ Cd		1 × 10 ⁶	1 × 10 ³
^{103m} Rh		1 × 10 ⁸	1 × 10 ⁴
¹⁰⁵ Rh		1 × 10 ⁷	1 × 10 ²
^{106m} Rh		1 × 10 ⁵	1 × 10 ¹
¹⁰⁷ Rh		1 × 10 ⁶	1 × 10 ²
¹⁰⁰ Pd		1 × 10 ⁷	1 × 10 ²
¹⁰¹ Pd		1 × 10 ⁶	1 × 10 ²
¹⁰³ Pd		1 × 10 ⁸	1 × 10 ³
¹⁰⁷ Pd		1 × 10 ⁸	1 × 10 ⁵
¹⁰⁸ Pd		1 × 10 ⁶	1 × 10 ³
¹⁰² Ag		1 × 10 ⁵	1 × 10 ¹
¹⁰³ Ag		1 × 10 ⁶	1 × 10 ¹
¹⁰⁴ Ag		1 × 10 ⁶	1 × 10 ¹

		担当課	医療対策課	検索番号	3 - 1
法令名	臨床検査技師等に関する法律	根拠条項	20の3 - 1		

許認可等 衛生検査所の登録

(根拠規定) 続き

別表第三(第十二条関係)

放射線を放出する同位元素の種類		数量 (Bq)	濃度 (Bq / g)
核種	化学形等		
^{104m} Ag		1 × 10 ⁶	1 × 10 ¹
¹⁰⁵ Ag		1 × 10 ⁶	1 × 10 ²
¹⁰⁶ Ag		1 × 10 ⁶	1 × 10 ¹
^{106m} Ag		1 × 10 ⁶	1 × 10 ¹
^{108m} Ag	放射平衡中の子孫核種を含む。	1 × 10 ⁶	1 × 10 ¹
^{110m} Ag		1 × 10 ⁶	1 × 10 ¹
¹¹¹ Ag		1 × 10 ⁶	1 × 10 ³
¹¹² Ag		1 × 10 ⁵	1 × 10 ¹
¹¹⁵ Ag		1 × 10 ⁵	1 × 10 ¹
¹⁰⁴ Cd		1 × 10 ⁷	1 × 10 ²
¹⁰⁷ Cd		1 × 10 ⁷	1 × 10 ³
¹⁰⁸ Cd		1 × 10 ⁶	1 × 10 ⁴
¹¹³ Cd		1 × 10 ⁶	1 × 10 ³
^{113m} Cd		1 × 10 ⁶	1 × 10 ³
¹¹⁵ Cd		1 × 10 ⁶	1 × 10 ²
^{115m} Cd		1 × 10 ⁶	1 × 10 ³
¹¹⁷ Cd		1 × 10 ⁶	1 × 10 ¹
^{117m} Cd		1 × 10 ⁶	1 × 10 ¹
¹⁰⁹ In		1 × 10 ⁶	1 × 10 ¹
¹¹⁰ In	物理的半減期が4.90 時間のもの	1 × 10 ⁶	1 × 10 ¹
¹¹⁰ In	物理的半減期が1.15 時間のもの	1 × 10 ⁵	1 × 10 ¹
¹¹¹ In		1 × 10 ⁶	1 × 10 ²
¹¹² In		1 × 10 ⁶	1 × 10 ²
^{104m} Ag		1 × 10 ⁶	1 × 10 ¹
¹⁰⁵ Ag		1 × 10 ⁶	1 × 10 ²
¹⁰⁶ Ag		1 × 10 ⁶	1 × 10 ¹
^{106m} Ag		1 × 10 ⁶	1 × 10 ¹
^{108m} Ag	放射平衡中の子孫核種を含む。	1 × 10 ⁶	1 × 10 ¹
^{110m} Ag		1 × 10 ⁶	1 × 10 ¹
¹¹¹ Ag		1 × 10 ⁶	1 × 10 ³
¹¹² Ag		1 × 10 ⁵	1 × 10 ¹
¹¹⁵ Ag		1 × 10 ⁵	1 × 10 ¹
¹⁰⁴ Cd		1 × 10 ⁷	1 × 10 ²
¹⁰⁷ Cd		1 × 10 ⁷	1 × 10 ³
¹⁰⁸ Cd		1 × 10 ⁶	1 × 10 ⁴
¹¹³ Cd		1 × 10 ⁶	1 × 10 ³
^{113m} Cd		1 × 10 ⁶	1 × 10 ³

		担当課	医療対策課	検索番号	3 - 1
法令名	臨床検査技師等に関する法律	根拠条項	20の3 - 1		

許認可等 衛生検査所の登録

(根拠規定) 続き

別表第三(第十二条関係)

放射線を放出する同位元素の種類		数量 (Bq)	濃度 (Bq / g)
核種	化学形等		
¹¹⁵ Cd		1 × 10 ⁶	1 × 10 ²
^{115m} Cd		1 × 10 ⁶	1 × 10 ³
¹¹⁷ Cd		1 × 10 ⁶	1 × 10 ¹
^{117m} Cd		1 × 10 ⁶	1 × 10 ¹
¹⁰⁹ In		1 × 10 ⁶	1 × 10 ¹
¹¹⁰ In	物理的半減期が4.90時間のもの	1 × 10 ⁶	1 × 10 ¹
¹¹⁰ In	物理的半減期が1.15時間のもの	1 × 10 ⁵	1 × 10 ¹
¹¹¹ In		1 × 10 ⁶	1 × 10 ²
¹¹² In		1 × 10 ⁶	1 × 10 ²
^{113m} In		1 × 10 ⁶	1 × 10 ²
¹¹⁴ In		1 × 10 ⁵	1 × 10 ³
^{114m} In		1 × 10 ⁶	1 × 10 ²
¹¹⁵ In		1 × 10 ⁵	1 × 10 ³
^{115m} In		1 × 10 ⁶	1 × 10 ²
^{116m} In		1 × 10 ⁵	1 × 10 ¹
¹¹⁷ In		1 × 10 ⁶	1 × 10 ¹
^{117m} In		1 × 10 ⁶	1 × 10 ²
^{119m} In		1 × 10 ⁵	1 × 10 ²
¹¹⁰ Sn		1 × 10 ⁷	1 × 10 ²
¹¹¹ Sn		1 × 10 ⁶	1 × 10 ²
¹¹³ Sn		1 × 10 ⁷	1 × 10 ³
^{117m} Sn		1 × 10 ⁶	1 × 10 ²
^{119m} Sn		1 × 10 ⁷	1 × 10 ³
¹¹⁵ Cd		1 × 10 ⁶	1 × 10 ²
^{115m} Cd		1 × 10 ⁶	1 × 10 ³
¹¹⁷ Cd		1 × 10 ⁶	1 × 10 ¹
^{117m} Cd		1 × 10 ⁶	1 × 10 ¹
¹⁰⁹ In		1 × 10 ⁶	1 × 10 ¹
¹¹⁰ In	物理的半減期が4.90時間のもの	1 × 10 ⁶	1 × 10 ¹
¹¹⁰ In	物理的半減期が1.15時間のもの	1 × 10 ⁵	1 × 10 ¹
¹¹¹ In		1 × 10 ⁶	1 × 10 ²
¹¹² In		1 × 10 ⁶	1 × 10 ²
^{113m} In		1 × 10 ⁶	1 × 10 ²
¹¹⁴ In		1 × 10 ⁵	1 × 10 ³
^{114m} In		1 × 10 ⁶	1 × 10 ²
¹¹⁵ In		1 × 10 ⁵	1 × 10 ³
^{115m} In		1 × 10 ⁶	1 × 10 ²

		担当課	医療対策課	検索番号	3 - 1
法令名	臨床検査技師等に関する法律	根拠条項	20の3 - 1		

許認可等 衛生検査所の登録

(根拠規定) 続き

別表第三(第十二条関係)

放射線を放出する同位元素の種類		数量 (Bq)	濃度 (Bq / g)
核種	化学形等		
^{116m} In		1 × 10 ⁵	1 × 10 ¹
¹¹⁷ In		1 × 10 ⁶	1 × 10 ¹
^{117m} In		1 × 10 ⁶	1 × 10 ²
^{119m} In		1 × 10 ⁵	1 × 10 ²
¹¹⁰ Sn		1 × 10 ⁷	1 × 10 ²
¹¹¹ Sn		1 × 10 ⁶	1 × 10 ²
¹¹³ Sn		1 × 10 ⁷	1 × 10 ³
^{117m} Sn		1 × 10 ⁶	1 × 10 ²
^{119m} Sn		1 × 10 ⁷	1 × 10 ³
¹²¹ Sn		1 × 10 ⁷	1 × 10 ⁵
^{121m} Sn	放射平衡中の子孫核種を含む。	1 × 10 ⁷	1 × 10 ³
¹²³ Sn		1 × 10 ⁶	1 × 10 ³
^{123m} Sn		1 × 10 ⁶	1 × 10 ²
¹²⁵ Sn		1 × 10 ⁵	1 × 10 ²
¹²⁶ Sn	放射平衡中の子孫核種を含む。	1 × 10 ⁵	1 × 10 ¹
¹²⁷ Sn		1 × 10 ⁶	1 × 10 ¹
¹²⁸ Sn		1 × 10 ⁶	1 × 10 ¹
¹¹⁵ Sb		1 × 10 ⁶	1 × 10 ¹
¹¹⁶ Sb		1 × 10 ⁶	1 × 10 ¹
^{118m} Sb		1 × 10 ⁵	1 × 10 ¹
¹¹⁷ Sb		1 × 10 ⁷	1 × 10 ²
^{118m} Sb		1 × 10 ⁶	1 × 10 ¹
¹¹⁸ Sb		1 × 10 ⁷	1 × 10 ³
¹²⁰ Sb	物理的半減期が5.76日のもの	1 × 10 ⁶	1 × 10 ¹
¹²⁰ Sb	物理的半減期が0.265時間のもの	1 × 10 ⁶	1 × 10 ²
¹²² Sb		1 × 10 ⁴	1 × 10 ²
¹²⁴ Sb		1 × 10 ⁶	1 × 10 ¹
^{124m} Sb		1 × 10 ⁶	1 × 10 ²
¹²⁵ Sb		1 × 10 ⁶	1 × 10 ²
¹²⁶ Sb		1 × 10 ⁵	1 × 10 ¹
^{126m} Sb		1 × 10 ⁵	1 × 10 ¹
¹²⁷ Sb		1 × 10 ⁶	1 × 10 ¹
¹²⁸ Sb		1 × 10 ⁵	1 × 10 ¹
¹²⁹ Sb		1 × 10 ⁶	1 × 10 ¹
¹³⁰ Sb		1 × 10 ⁵	1 × 10 ¹
¹³¹ Sb		1 × 10 ⁶	1 × 10 ¹
¹¹⁶ Te		1 × 10 ⁷	1 × 10 ²

		担当課	医療対策課	検索番号	3 - 1
法令名	臨床検査技師等に関する法律	根拠条項	20の3 - 1		
許認可等	衛生検査所の登録				
(根拠規定) 続き					
別表第三(第十二条関係)					
放射線を放出する同位元素の種類		数量	濃度		
核種	化学形等	(Bq)	(Bq / g)		
¹²¹ Te		1 × 10 ⁶	1 × 10 ¹		
^{121m} Te		1 × 10 ⁶	1 × 10 ²		
¹²³ Te		1 × 10 ⁶	1 × 10 ³		
^{123m} Te		1 × 10 ⁷	1 × 10 ²		
^{125m} Te		1 × 10 ⁷	1 × 10 ³		
¹²⁷ Te		1 × 10 ⁶	1 × 10 ³		
^{127m} Te		1 × 10 ⁷	1 × 10 ³		
¹²⁹ Te		1 × 10 ⁶	1 × 10 ²		
^{129m} Te		1 × 10 ⁶	1 × 10 ³		
¹³¹ Te		1 × 10 ⁵	1 × 10 ²		
^{131m} Te		1 × 10 ⁶	1 × 10 ¹		
¹³² Te		1 × 10 ⁷	1 × 10 ²		
¹³³ Te		1 × 10 ⁵	1 × 10 ¹		
^{133m} Te		1 × 10 ⁵	1 × 10 ¹		
¹³⁴ Te		1 × 10 ⁶	1 × 10 ¹		
¹²⁰ I		1 × 10 ⁵	1 × 10 ¹		
^{120m} I		1 × 10 ⁵	1 × 10 ¹		
¹²¹ I		1 × 10 ⁶	1 × 10 ²		
¹²³ I		1 × 10 ⁷	1 × 10 ²		
¹²⁴ I		1 × 10 ⁶	1 × 10 ¹		
¹²⁵ I		1 × 10 ⁶	1 × 10 ³		
¹²⁶ I		1 × 10 ⁶	1 × 10 ²		
¹²⁸ I		1 × 10 ⁵	1 × 10 ²		
¹²⁹ I		1 × 10 ⁵	1 × 10 ²		
¹³⁰ I		1 × 10 ⁶	1 × 10 ¹		
¹³¹ I		1 × 10 ⁶	1 × 10 ²		
¹³² I		1 × 10 ⁵	1 × 10 ¹		
^{132m} I		1 × 10 ⁶	1 × 10 ²		
¹³³ I		1 × 10 ⁶	1 × 10 ¹		
¹³⁴ I		1 × 10 ⁵	1 × 10 ¹		
¹³⁵ I		1 × 10 ⁶	1 × 10 ¹		
¹²⁰ Xe		1 × 10 ⁹	1 × 10 ²		
¹²¹ Xe		1 × 10 ⁹	1 × 10 ²		
¹²² Xe	放射平衡中の子孫核種を含む。	1 × 10 ⁹	1 × 10 ²		
¹²³ Xe		1 × 10 ⁹	1 × 10 ²		
¹²⁵ Xe		1 × 10 ⁹	1 × 10 ³		
¹²⁷ Xe		1 × 10 ⁵	1 × 10 ³		

		担当課	医療対策課	検索番号	3 - 1
法令名	臨床検査技師等に関する法律	根拠条項	20の3 - 1		
許認可等	衛生検査所の登録				
(根拠規定) 続き					
別表第三(第十二条関係)					
放射線を放出する同位元素の種類		数量	濃度		
核種	化学形等	(Bq)	(Bq / g)		
^{129m} Xe		1 × 10 ⁴	1 × 10 ³		
^{131m} Xe		1 × 10 ⁴	1 × 10 ⁴		
¹³³ Xe		1 × 10 ⁴	1 × 10 ³		
^{133m} Xe		1 × 10 ⁴	1 × 10 ³		
¹³⁵ Xe		1 × 10 ¹⁰	1 × 10 ³		
^{136m} Xe		1 × 10 ⁹	1 × 10 ²		
¹³⁸ Xe		1 × 10 ⁹	1 × 10 ²		
¹²⁵ Cs		1 × 10 ⁴	1 × 10 ¹		
¹²⁷ Cs		1 × 10 ⁵	1 × 10 ²		
¹²⁸ Cs		1 × 10 ⁵	1 × 10 ²		
¹³⁰ Cs		1 × 10 ⁶	1 × 10 ²		
¹³¹ Cs		1 × 10 ⁶	1 × 10 ³		
¹³² Cs		1 × 10 ⁵	1 × 10 ¹		
¹³⁴ Cs		1 × 10 ⁴	1 × 10 ¹		
^{134m} Cs		1 × 10 ⁵	1 × 10 ³		
¹³⁵ Cs		1 × 10 ⁷	1 × 10 ⁴		
^{135m} Cs		1 × 10 ⁶	1 × 10 ¹		
¹³⁶ Cs		1 × 10 ⁵	1 × 10 ¹		
¹³⁷ Cs	放射平衡中の子孫核種を含む。	1 × 10 ⁴	1 × 10 ¹		
¹³⁸ Cs		1 × 10 ⁴	1 × 10 ¹		
¹²⁶ Ba		1 × 10 ⁷	1 × 10 ²		
¹²⁸ Ba		1 × 10 ⁷	1 × 10 ²		
¹³¹ Ba		1 × 10 ⁶	1 × 10 ²		
^{131m} Ba		1 × 10 ⁷	1 × 10 ²		
¹³³ Ba		1 × 10 ⁶	1 × 10 ²		
^{133m} Ba		1 × 10 ⁶	1 × 10 ²		
¹³⁵ Ba		1 × 10 ⁹	1 × 10 ²		
^{137m} Ba		1 × 10 ⁶	1 × 10 ¹		
¹³⁸ Ba		1 × 10 ⁵	1 × 10 ²		
¹⁴⁰ Ba	放射平衡中の子孫核種を含む。	1 × 10 ⁵	1 × 10 ¹		
¹⁴¹ Ba		1 × 10 ⁵	1 × 10 ¹		
¹⁴² Ba		1 × 10 ⁶	1 × 10 ¹		
¹³¹ La		1 × 10 ⁶	1 × 10 ¹		
¹³² La		1 × 10 ⁶	1 × 10 ¹		
¹³⁶ La		1 × 10 ⁷	1 × 10 ³		
¹³⁷ La		1 × 10 ⁷	1 × 10 ³		
¹³⁸ La		1 × 10 ⁶	1 × 10 ¹		

		担当課	医療対策課	検索番号	3 - 1
法令名	臨床検査技師等に関する法律	根拠条項	20の3 - 1		
許認可等	衛生検査所の登録				
(根拠規定) 続き					
別表第三(第十二条関係)					
放射線を放出する同位元素の種類		数量	濃度		
核種	化学形等	(Bq)	(Bq / g)		
¹⁴⁰ La		1 × 10 ⁵	1 × 10 ¹		
¹⁴¹ La		1 × 10 ⁵	1 × 10 ²		
¹⁴² La		1 × 10 ⁵	1 × 10 ¹		
¹⁴³ La		1 × 10 ⁵	1 × 10 ²		
¹³⁴ Ce		1 × 10 ⁷	1 × 10 ³		
¹³⁵ Ce		1 × 10 ⁶	1 × 10 ¹		
¹³⁷ Ce		1 × 10 ⁷	1 × 10 ³		
^{137m} Ce		1 × 10 ⁶	1 × 10 ³		
¹³⁸ Ce		1 × 10 ⁶	1 × 10 ²		
¹⁴¹ Ce		1 × 10 ⁷	1 × 10 ²		
¹⁴³ Ce		1 × 10 ⁶	1 × 10 ²		
¹⁴⁴ Ce	放射平衡中の子孫核種を含む。	1 × 10 ⁵	1 × 10 ²		
¹³⁶ Pr		1 × 10 ⁵	1 × 10 ¹		
¹³⁷ Pr		1 × 10 ⁶	1 × 10 ²		
^{138m} Pr		1 × 10 ⁶	1 × 10 ¹		
¹³⁹ Pr		1 × 10 ⁷	1 × 10 ²		
¹⁴² Pr		1 × 10 ⁵	1 × 10 ²		
^{142m} Pr		1 × 10 ⁹	1 × 10 ⁷		
¹⁴³ Pr		1 × 10 ⁶	1 × 10 ⁴		
¹⁴⁴ Pr		1 × 10 ⁵	1 × 10 ²		
¹⁴⁵ Pr		1 × 10 ⁵	1 × 10 ³		
¹⁴⁷ Pr		1 × 10 ⁵	1 × 10 ¹		
¹³⁸ Nd		1 × 10 ⁶	1 × 10 ²		
¹³⁹ Nd		1 × 10 ⁷	1 × 10 ³		
^{139m} Nd		1 × 10 ⁶	1 × 10 ²		
¹³⁹ⁿ Nd		1 × 10 ⁶	1 × 10 ¹		
¹⁴¹ Nd		1 × 10 ⁷	1 × 10 ²		
¹⁴⁷ Nd		1 × 10 ⁶	1 × 10 ²		
¹⁴⁸ Nd		1 × 10 ⁶	1 × 10 ²		
¹⁵¹ Nd		1 × 10 ⁵	1 × 10 ¹		
¹⁴¹ Pm		1 × 10 ⁵	1 × 10 ¹		
¹⁴³ Pm		1 × 10 ⁶	1 × 10 ²		
¹⁴⁴ Pm		1 × 10 ⁶	1 × 10 ¹		
¹⁴⁵ Pm		1 × 10 ⁷	1 × 10 ³		
¹⁴⁶ Pm		1 × 10 ⁶	1 × 10 ¹		
¹⁴⁷ Pm		1 × 10 ⁷	1 × 10 ⁴		
¹⁴⁸ Pm		1 × 10 ⁵	1 × 10 ¹		

		担当課	医療対策課	検索番号	3 - 1
法令名	臨床検査技師等に関する法律	根拠条項	20の3 - 1		
許認可等	衛生検査所の登録				
(根拠規定) 続き					
別表第三(第十二条関係)					
放射線を放出する同位元素の種類		数量	濃度		
核種	化学形等	(Bq)	(Bq / g)		
¹⁴⁸ Pm	放射平衡中の子孫核種を含む。	1 × 10 ⁶	1 × 10 ¹		
¹⁴⁹ Pm		1 × 10 ⁶	1 × 10 ³		
¹⁵⁰ Pm		1 × 10 ⁵	1 × 10 ¹		
¹⁵¹ Pm		1 × 10 ⁶	1 × 10 ²		
¹⁴¹ Sm		1 × 10 ⁵	1 × 10 ¹		
^{141m} Sm		1 × 10 ⁶	1 × 10 ¹		
¹⁴² Sm		1 × 10 ⁷	1 × 10 ²		
¹⁴⁵ Sm		1 × 10 ⁷	1 × 10 ²		
¹⁴⁶ Sm		1 × 10 ⁵	1 × 10 ¹		
¹⁴⁷ Sm	サマリウム中の ¹⁴⁷ Smの天然の組成を人為的に変えたもの	1 × 10 ⁴	1 × 10 ¹		
¹⁴⁷ Sm	サマリウム中の ¹⁴⁷ Smの天然の組成を人為的に変えていないもの	1 × 10 ⁴	1.3 × 10 ²		
¹⁵¹ Sm		1 × 10 ⁸	1 × 10 ⁴		
¹⁵³ Sm		1 × 10 ⁶	1 × 10 ²		
¹⁵⁵ Sm		1 × 10 ⁶	1 × 10 ²		
¹⁵⁶ Sm		1 × 10 ⁶	1 × 10 ²		
¹⁴⁶ Eu		1 × 10 ⁶	1 × 10 ¹		
¹⁴⁶ Eu		1 × 10 ⁶	1 × 10 ¹		
¹⁴⁷ Eu		1 × 10 ⁶	1 × 10 ²		
¹⁴⁸ Eu		1 × 10 ⁶	1 × 10 ¹		
¹⁴⁹ Eu		1 × 10 ⁷	1 × 10 ²		
¹⁵⁰ Eu	物理的半減期が34.2年のもの	1 × 10 ⁶	1 × 10 ¹		
¹⁵⁰ Eu	物理的半減期が12.6時間のもの	1 × 10 ⁶	1 × 10 ³		
¹⁵² Eu		1 × 10 ⁶	1 × 10 ¹		
^{152m} Eu		1 × 10 ⁶	1 × 10 ²		
¹⁵⁴ Eu		1 × 10 ⁶	1 × 10 ¹		
¹⁵⁵ Eu		1 × 10 ⁷	1 × 10 ²		
¹⁵⁶ Eu		1 × 10 ⁶	1 × 10 ¹		
¹⁵⁷ Eu		1 × 10 ⁶	1 × 10 ²		
¹⁵⁸ Eu		1 × 10 ⁵	1 × 10 ¹		
¹⁴⁵ Gd		1 × 10 ⁵	1 × 10 ¹		
¹⁴⁶ Gd	放射平衡中の子孫核種を含む。	1 × 10 ⁶	1 × 10 ¹		
¹⁴⁷ Gd		1 × 10 ⁶	1 × 10 ¹		
¹⁴⁸ Gd		1 × 10 ⁴	1 × 10 ¹		
¹⁴⁸ Gd		1 × 10 ⁶	1 × 10 ²		
¹⁵¹ Gd		1 × 10 ⁷	1 × 10 ²		
¹⁵² Gd		1 × 10 ⁴	1 × 10 ¹		
¹⁵³ Gd		1 × 10 ⁷	1 × 10 ²		

		担当課	医療対策課	検索番号	3 - 1
法令名	臨床検査技師等に関する法律	根拠条項	20の3 - 1		
許認可等	衛生検査所の登録				
(根拠規定) 続き					
別表第三(第十二条関係)					
放射線を放出する同位元素の種類		数量	濃度		
核種	化学形等	(Bq)	(Bq / g)		
¹⁵² Gd		1 × 10 ⁶	1 × 10 ³		
¹⁴⁷ Tb		1 × 10 ⁶	1 × 10 ¹		
¹⁴⁹ Tb		1 × 10 ⁶	1 × 10 ¹		
¹⁵⁰ Tb		1 × 10 ⁶	1 × 10 ¹		
¹⁵¹ Tb		1 × 10 ⁶	1 × 10 ¹		
¹⁵³ Tb		1 × 10 ⁷	1 × 10 ²		
¹⁵⁴ Tb		1 × 10 ⁶	1 × 10 ¹		
¹⁵⁵ Tb		1 × 10 ⁷	1 × 10 ²		
¹⁵⁶ Tb		1 × 10 ⁶	1 × 10 ¹		
^{158m} Tb	物理的半減期が 1.02 日のもの	1 × 10 ⁷	1 × 10 ³		
^{158m} Tb	物理的半減期が 5.00 時間のもの	1 × 10 ⁷	1 × 10 ⁴		
¹⁵⁷ Tb		1 × 10 ⁷	1 × 10 ⁴		
¹⁵⁸ Tb		1 × 10 ⁶	1 × 10 ¹		
¹⁶⁰ Tb		1 × 10 ⁶	1 × 10 ¹		
¹⁶¹ Tb		1 × 10 ⁶	1 × 10 ³		
¹⁵⁵ Dy		1 × 10 ⁶	1 × 10 ¹		
¹⁵⁷ Dy		1 × 10 ⁶	1 × 10 ²		
¹⁵⁹ Dy		1 × 10 ⁷	1 × 10 ³		
¹⁶⁵ Dy		1 × 10 ⁶	1 × 10 ³		
¹⁶⁶ Dy		1 × 10 ⁶	1 × 10 ³		
¹⁵⁵ Ho		1 × 10 ⁶	1 × 10 ²		
¹⁵⁷ Ho		1 × 10 ⁶	1 × 10 ²		
¹⁵⁹ Ho		1 × 10 ⁶	1 × 10 ²		
¹⁶¹ Ho		1 × 10 ⁷	1 × 10 ²		
¹⁶² Ho		1 × 10 ⁷	1 × 10 ²		
^{162m} Ho		1 × 10 ⁶	1 × 10 ¹		
¹⁶⁴ Ho		1 × 10 ⁶	1 × 10 ³		
^{164m} Ho		1 × 10 ⁷	1 × 10 ³		
¹⁶⁵ Ho		1 × 10 ⁵	1 × 10 ³		
^{166m} Ho		1 × 10 ⁶	1 × 10 ¹		
¹⁶⁷ Ho		1 × 10 ⁶	1 × 10 ²		
¹⁶¹ Er		1 × 10 ⁶	1 × 10 ¹		
¹⁶⁵ Er		1 × 10 ⁷	1 × 10 ³		
¹⁶⁹ Er		1 × 10 ⁷	1 × 10 ⁴		
¹⁷¹ Er		1 × 10 ⁶	1 × 10 ²		
¹⁷² Er		1 × 10 ⁶	1 × 10 ²		
¹⁶² Tm		1 × 10 ⁶	1 × 10 ¹		

		担当課	医療対策課	検索番号	3 - 1
法令名	臨床検査技師等に関する法律	根拠条項	20の3 - 1		
許認可等	衛生検査所の登録				
(根拠規定) 続き					
別表第三(第十二条関係)					
放射線を放出する同位元素の種類		数量	濃度		
核種	化学形等	(Bq)	(Bq/g)		
¹⁶⁸ Tm		1 × 10 ⁶	1 × 10 ¹		
¹⁶⁷ Tm		1 × 10 ⁶	1 × 10 ²		
¹⁷⁰ Tm		1 × 10 ⁶	1 × 10 ³		
¹⁷¹ Tm		1 × 10 ⁸	1 × 10 ⁴		
¹⁷² Tm		1 × 10 ⁶	1 × 10 ²		
¹⁷³ Tm		1 × 10 ⁶	1 × 10 ²		
¹⁷⁵ Tm		1 × 10 ⁶	1 × 10 ¹		
¹⁶² Yb		1 × 10 ⁷	1 × 10 ²		
¹⁶⁶ Yb		1 × 10 ⁷	1 × 10 ²		
¹⁶⁷ Yb		1 × 10 ⁶	1 × 10 ²		
¹⁶⁹ Yb		1 × 10 ⁷	1 × 10 ²		
¹⁷⁵ Yb		1 × 10 ⁷	1 × 10 ³		
¹⁷⁷ Yb		1 × 10 ⁶	1 × 10 ²		
¹⁷⁸ Yb		1 × 10 ⁶	1 × 10 ³		
¹⁶⁸ Lu		1 × 10 ⁶	1 × 10 ¹		
¹⁷⁰ Lu		1 × 10 ⁶	1 × 10 ¹		
¹⁷¹ Lu		1 × 10 ⁶	1 × 10 ¹		
¹⁷² Lu		1 × 10 ⁶	1 × 10 ¹		
¹⁷³ Lu		1 × 10 ⁷	1 × 10 ²		
¹⁷⁴ Lu		1 × 10 ⁷	1 × 10 ²		
^{174m} Lu		1 × 10 ⁷	1 × 10 ²		
¹⁷⁶ Lu		1 × 10 ⁶	1 × 10 ²		
^{176m} Lu		1 × 10 ⁶	1 × 10 ³		
¹⁷⁷ Lu		1 × 10 ⁷	1 × 10 ³		
^{177m} Lu		1 × 10 ⁶	1 × 10 ¹		
¹⁷⁸ Lu		1 × 10 ⁵	1 × 10 ²		
^{178m} Lu		1 × 10 ⁵	1 × 10 ¹		
¹⁷⁹ Lu		1 × 10 ⁶	1 × 10 ³		
¹⁷⁰ Hf		1 × 10 ⁶	1 × 10 ²		
¹⁷² Hf	放射平衡中の子孫核種を含む。	1 × 10 ⁶	1 × 10 ¹		
¹⁷³ Hf		1 × 10 ⁶	1 × 10 ²		
¹⁷⁵ Hf		1 × 10 ⁶	1 × 10 ²		
^{177m} Hf		1 × 10 ⁵	1 × 10 ¹		
¹⁷⁸ Hf		1 × 10 ⁶	1 × 10 ¹		
^{179m} Hf		1 × 10 ⁶	1 × 10 ¹		
^{180m} Hf		1 × 10 ⁶	1 × 10 ¹		
¹⁸¹ Hf		1 × 10 ⁶	1 × 10 ¹		

		担当課	医療対策課	検索番号	3 - 1
法令名	臨床検査技師等に関する法律	根拠条項	20の3 - 1		

許認可等 衛生検査所の登録

(根拠規定) 続き

別表第三(第十二条関係)

放射線を放出する同位元素の種類		数量 (Bq)	濃度 (Bq/g)
核種	化学形等		
¹⁸² Hf		1 × 10 ⁶	1 × 10 ²
^{182m} Hf		1 × 10 ⁶	1 × 10 ¹
¹⁸³ Hf		1 × 10 ⁶	1 × 10 ¹
¹⁸⁴ Hf		1 × 10 ⁶	1 × 10 ²
¹⁷² Ta		1 × 10 ⁶	1 × 10 ¹
¹⁷³ Ta		1 × 10 ⁶	1 × 10 ¹
¹⁷⁴ Ta		1 × 10 ⁶	1 × 10 ¹
¹⁷⁵ Ta		1 × 10 ⁶	1 × 10 ¹
¹⁷⁶ Ta		1 × 10 ⁶	1 × 10 ¹
¹⁷⁷ Ta		1 × 10 ⁷	1 × 10 ²
¹⁷⁸ Ta		1 × 10 ⁶	1 × 10 ¹
¹⁷⁹ Ta		1 × 10 ⁷	1 × 10 ³
¹⁸⁰ Ta		1 × 10 ⁶	1 × 10 ¹
^{180m} Ta		1 × 10 ⁷	1 × 10 ³
¹⁸² Ta		1 × 10 ⁴	1 × 10 ¹
^{182m} Ta		1 × 10 ⁶	1 × 10 ²
¹⁸³ Ta		1 × 10 ⁶	1 × 10 ²
¹⁸⁴ Ta		1 × 10 ⁶	1 × 10 ¹
¹⁸⁵ Ta		1 × 10 ⁵	1 × 10 ²
¹⁸⁶ Ta		1 × 10 ⁵	1 × 10 ¹
¹⁷⁶ W		1 × 10 ⁶	1 × 10 ²
¹⁷⁷ W		1 × 10 ⁶	1 × 10 ¹
¹⁷⁸ W	放射平衡中の子孫核種を含む。	1 × 10 ⁶	1 × 10 ¹
¹⁷⁹ W		1 × 10 ⁷	1 × 10 ²
¹⁸¹ W		1 × 10 ⁷	1 × 10 ³
¹⁸⁵ W		1 × 10 ⁷	1 × 10 ⁴
¹⁸⁷ W		1 × 10 ⁶	1 × 10 ²
¹⁸⁸ W	放射平衡中の子孫核種を含む。	1 × 10 ⁵	1 × 10 ²
¹⁷⁷ Re		1 × 10 ⁶	1 × 10 ¹
¹⁷⁸ Re		1 × 10 ⁶	1 × 10 ¹
¹⁸¹ Re		1 × 10 ⁶	1 × 10 ¹
¹⁸² Re		1 × 10 ⁶	1 × 10 ¹
¹⁸⁴ Re		1 × 10 ⁶	1 × 10 ¹
^{184m} Re		1 × 10 ⁶	1 × 10 ²
¹⁸⁶ Re		1 × 10 ⁶	1 × 10 ³
^{186m} Re		1 × 10 ⁷	1 × 10 ³
¹⁸⁷ Re		1 × 10 ⁹	1 × 10 ⁶

(根拠規定) 続き

別表第三(第十二条関係)

放射線を放出する同位元素の種類		数量 (Bq)	濃度 (Bq/g)
核種	化学形等		
¹⁸⁸ Re		1 × 10 ⁵	1 × 10 ²
^{188m} Re		1 × 10 ⁷	1 × 10 ²
¹⁸⁸ Re	放射平衡中の子孫核種を含む。	1 × 10 ⁶	1 × 10 ²
¹⁸⁰ Os		1 × 10 ⁷	1 × 10 ²
¹⁸¹ Os		1 × 10 ⁶	1 × 10 ¹
¹⁸² Os		1 × 10 ⁶	1 × 10 ²
¹⁸⁵ Os		1 × 10 ⁶	1 × 10 ¹
¹⁸⁹ Os		1 × 10 ⁷	1 × 10 ⁴
¹⁹¹ Os		1 × 10 ⁷	1 × 10 ²
^{191m} Os		1 × 10 ⁷	1 × 10 ³
¹⁹³ Os		1 × 10 ⁶	1 × 10 ²
¹⁹⁴ Os	放射平衡中の子孫核種を含む。	1 × 10 ⁵	1 × 10 ²
¹⁸² Ir		1 × 10 ⁵	1 × 10 ¹
¹⁸⁴ Ir		1 × 10 ⁶	1 × 10 ¹
¹⁸⁵ Ir		1 × 10 ⁶	1 × 10 ¹
¹⁸⁶ Ir		1 × 10 ⁶	1 × 10 ¹
¹⁸⁷ Ir		1 × 10 ⁶	1 × 10 ²
¹⁸⁸ Ir		1 × 10 ⁶	1 × 10 ¹
¹⁸⁹ Ir	放射平衡中の子孫核種を含む。	1 × 10 ⁷	1 × 10 ²
¹⁹⁰ Ir		1 × 10 ⁶	1 × 10 ¹
^{190m} Ir	物理的半減期が3.10時間のもの	1 × 10 ⁶	1 × 10 ¹
^{190m} Ir	物理的半減期が1.20時間のもの	1 × 10 ⁷	1 × 10 ⁴
¹⁹² Ir		1 × 10 ⁴	1 × 10 ¹
^{192m} Ir		1 × 10 ⁷	1 × 10 ²
^{193m} Ir		1 × 10 ⁷	1 × 10 ⁴
¹⁹⁴ Ir		1 × 10 ⁵	1 × 10 ²
^{194m} Ir		1 × 10 ⁶	1 × 10 ¹
¹⁹⁵ Ir		1 × 10 ⁶	1 × 10 ²
^{195m} Ir		1 × 10 ⁶	1 × 10 ²
¹⁸⁶ Pt		1 × 10 ⁶	1 × 10 ¹
¹⁸⁸ Pt	放射平衡中の子孫核種を含む。	1 × 10 ⁶	1 × 10 ¹
¹⁸⁹ Pt		1 × 10 ⁶	1 × 10 ²
¹⁹¹ Pt		1 × 10 ⁶	1 × 10 ²
¹⁹³ Pt		1 × 10 ⁷	1 × 10 ⁴
^{193m} Pt		1 × 10 ⁷	1 × 10 ³
^{195m} Pt		1 × 10 ⁶	1 × 10 ²
¹⁹⁷ Pt		1 × 10 ⁶	1 × 10 ³

		担当課	医療対策課	検索番号	3 - 1
法令名	臨床検査技師等に関する法律	根拠条項	20の3 - 1		
許認可等	衛生検査所の登録				
(根拠規定) 続き					
別表第三(第十二条関係)					
放射線を放出する同位元素の種類		数量	濃度		
核種	化学形等	(Bq)	(Bq / g)		
^{197m} Pt		1 × 10 ⁶	1 × 10 ²		
¹⁹⁹ Pt		1 × 10 ⁶	1 × 10 ²		
²⁰⁰ Pt		1 × 10 ⁶	1 × 10 ²		
¹⁹⁹ Au		1 × 10 ⁷	1 × 10 ²		
¹⁹⁴ Au		1 × 10 ⁶	1 × 10 ¹		
¹⁹⁵ Au		1 × 10 ⁷	1 × 10 ²		
¹⁹⁸ Au		1 × 10 ⁶	1 × 10 ²		
^{198m} Au		1 × 10 ⁶	1 × 10 ¹		
¹⁹⁹ Au		1 × 10 ⁶	1 × 10 ²		
²⁰⁰ Au		1 × 10 ⁵	1 × 10 ²		
^{200m} Au		1 × 10 ⁶	1 × 10 ¹		
²⁰¹ Au		1 × 10 ⁶	1 × 10 ²		
¹⁹⁹ Hg		1 × 10 ⁶	1 × 10 ²		
^{199m} Hg		1 × 10 ⁶	1 × 10 ¹		
¹⁹⁴ Hg	放射平衡中の子孫核種を含む。	1 × 10 ⁶	1 × 10 ¹		
¹⁹⁵ Hg		1 × 10 ⁶	1 × 10 ²		
^{195m} Hg	放射平衡中の子孫核種を含む。	1 × 10 ⁶	1 × 10 ²		
¹⁹⁷ Hg		1 × 10 ⁷	1 × 10 ²		
^{197m} Hg		1 × 10 ⁶	1 × 10 ²		
^{199m} Hg		1 × 10 ⁶	1 × 10 ²		
²⁰³ Hg		1 × 10 ⁵	1 × 10 ²		
¹⁹⁴ Tl		1 × 10 ⁶	1 × 10 ¹		
^{194m} Tl		1 × 10 ⁶	1 × 10 ¹		
¹⁹⁵ Tl		1 × 10 ⁶	1 × 10 ¹		
¹⁹⁷ Tl		1 × 10 ⁶	1 × 10 ²		
¹⁹⁸ Tl		1 × 10 ⁶	1 × 10 ¹		
^{198m} Tl		1 × 10 ⁶	1 × 10 ¹		
¹⁹⁹ Tl		1 × 10 ⁶	1 × 10 ²		
²⁰⁰ Tl		1 × 10 ⁶	1 × 10 ¹		
²⁰¹ Tl		1 × 10 ⁶	1 × 10 ²		
²⁰² Tl		1 × 10 ⁶	1 × 10 ²		
²⁰⁴ Tl		1 × 10 ⁴	1 × 10 ⁴		
^{195m} Pb		1 × 10 ⁶	1 × 10 ¹		
¹⁹⁸ Pb		1 × 10 ⁶	1 × 10 ²		
¹⁹⁹ Pb		1 × 10 ⁶	1 × 10 ¹		
²⁰⁰ Pb		1 × 10 ⁶	1 × 10 ²		
²⁰¹ Pb		1 × 10 ⁶	1 × 10 ¹		

担当課	医療対策課	検索番号	3 - 1
-----	-------	------	-------

法令名	臨床検査技師等に関する法律	根拠条項	20の3 - 1
-----	---------------	------	----------

許認可等	衛生検査所の登録
------	----------

(根拠規定) 続き

別表第三(第十二条関係)

放射線を放出する同位元素の種類		数量 (Bq)	濃度 (Bq / g)
核種	化学形等		
²⁰² Pb		1 × 10 ⁶	1 × 10 ³
^{202m} Pb		1 × 10 ⁶	1 × 10 ¹
²⁰³ Pb		1 × 10 ⁶	1 × 10 ²
²⁰⁵ Pb		1 × 10 ⁷	1 × 10 ⁴
²⁰⁸ Pb		1 × 10 ⁶	1 × 10 ⁵
²¹⁰ Pb	放射平衡中の子孫核種を含む。	1 × 10 ⁴	1 × 10 ¹
²¹¹ Pb		1 × 10 ⁶	1 × 10 ²
²¹² Pb	放射平衡中の子孫核種を含む。	1 × 10 ⁵	1 × 10 ¹
²¹⁴ Pb		1 × 10 ⁶	1 × 10 ²
²⁰⁰ Bi		1 × 10 ⁶	1 × 10 ¹
²⁰¹ Bi		1 × 10 ⁶	1 × 10 ¹
²⁰² Bi		1 × 10 ⁶	1 × 10 ¹
²⁰³ Bi		1 × 10 ⁶	1 × 10 ¹
²⁰⁵ Bi		1 × 10 ⁶	1 × 10 ¹
²⁰⁸ Bi		1 × 10 ⁵	1 × 10 ¹
²⁰⁷ Bi		1 × 10 ⁶	1 × 10 ¹
²¹⁰ Bi		1 × 10 ⁶	1 × 10 ³
^{210m} Bi	放射平衡中の子孫核種を含む。	1 × 10 ⁵	1 × 10 ¹
²¹² Bi	放射平衡中の子孫核種を含む。	1 × 10 ⁵	1 × 10 ¹
²¹³ Bi		1 × 10 ⁶	1 × 10 ²
²¹⁴ Bi		1 × 10 ⁵	1 × 10 ¹
²⁰³ Po		1 × 10 ⁶	1 × 10 ¹
²⁰⁵ Po		1 × 10 ⁶	1 × 10 ¹
²⁰⁶ Po		1 × 10 ⁶	1 × 10 ¹
²⁰⁷ Po		1 × 10 ⁶	1 × 10 ¹
²⁰⁸ Po		1 × 10 ⁴	1 × 10 ¹
²⁰⁹ Po		1 × 10 ⁴	1 × 10 ¹
²¹⁰ Po		1 × 10 ⁴	1 × 10 ¹
²⁰⁷ At		1 × 10 ⁶	1 × 10 ¹
²¹¹ At		1 × 10 ⁷	1 × 10 ³
²²⁰ Rn	放射平衡中の子孫核種を含む。	1 × 10 ⁷	1 × 10 ⁴
²²² Rn	放射平衡中の子孫核種を含む。	1 × 10 ⁸	1 × 10 ¹
²²² Fr		1 × 10 ⁵	1 × 10 ³
²²³ Fr		1 × 10 ⁶	1 × 10 ²
²²³ Ra	放射平衡中の子孫核種を含む。	1 × 10 ⁵	1 × 10 ²
²²⁴ Ra	放射平衡中の子孫核種を含む。	1 × 10 ⁵	1 × 10 ¹
²²⁶ Ra		1 × 10 ⁵	1 × 10 ²

		担当課	医療対策課	検索番号	3 - 1
法令名	臨床検査技師等に関する法律	根拠条項	20の3 - 1		
許認可等	衛生検査所の登録				
(根拠規定) 続き					
別表第三(第十二条関係)					
放射線を放出する同位元素の種類		数量	濃度		
核種	化学形等	(Bq)	(Bq / g)		
²²⁶ Ra	放射平衡中の子孫核種を含む。	1 × 10 ⁴	1 × 10 ¹		
²²⁷ Ra		1 × 10 ⁶	1 × 10 ²		
²²⁸ Ra	放射平衡中の子孫核種を含む。	1 × 10 ⁵	1 × 10 ¹		
²²⁴ Ac		1 × 10 ⁶	1 × 10 ²		
²²⁶ Ac	放射平衡中の子孫核種を含む。	1 × 10 ⁴	1 × 10 ¹		
²²⁶ Ac		1 × 10 ⁵	1 × 10 ²		
²²⁷ Ac	放射平衡中の子孫核種を含む。	1 × 10 ³	1 × 10 ⁻¹		
²²⁸ Ac		1 × 10 ⁶	1 × 10 ¹		
²²⁷ Pa		1 × 10 ⁶	1 × 10 ³		
²²⁸ Pa		1 × 10 ⁶	1 × 10 ¹		
²³⁰ Pa		1 × 10 ⁶	1 × 10 ¹		
²³¹ Pa		1 × 10 ³	1 × 10 ⁰		
²³² Pa		1 × 10 ⁶	1 × 10 ¹		
²³³ Pa		1 × 10 ⁷	1 × 10 ²		
²³⁴ Pa		1 × 10 ⁶	1 × 10 ¹		
²³² Np		1 × 10 ⁶	1 × 10 ¹		
²³³ Np		1 × 10 ⁷	1 × 10 ²		
²³⁴ Np		1 × 10 ⁶	1 × 10 ¹		
²³⁵ Np		1 × 10 ⁷	1 × 10 ³		
²³⁸ Np	物理的半減期が 1.15 × 10 ⁵ 年のもの	1 × 10 ⁵	1 × 10 ²		
²³⁶ Np	物理的半減期が 22.5 時間のもの	1 × 10 ⁷	1 × 10 ³		
²³⁷ Np	放射平衡中の子孫核種を含む。	1 × 10 ³	1 × 10 ⁰		
²³⁸ Np		1 × 10 ⁶	1 × 10 ²		
²³⁹ Np		1 × 10 ⁷	1 × 10 ²		
²⁴⁰ Np		1 × 10 ⁶	1 × 10 ¹		
²³⁷ Am		1 × 10 ⁶	1 × 10 ²		
²³⁸ Am		1 × 10 ⁵	1 × 10 ¹		
²³⁹ Am		1 × 10 ⁶	1 × 10 ²		
²⁴⁰ Am		1 × 10 ⁶	1 × 10 ¹		
²⁴¹ Am		1 × 10 ⁴	1 × 10 ⁰		
²⁴² Am		1 × 10 ⁶	1 × 10 ³		
^{242m} Am	放射平衡中の子孫核種を含む。	1 × 10 ⁴	1 × 10 ⁰		
²⁴³ Am	放射平衡中の子孫核種を含む。	1 × 10 ³	1 × 10 ⁰		
²⁴⁴ Am		1 × 10 ⁶	1 × 10 ¹		
^{244m} Am		1 × 10 ⁷	1 × 10 ⁴		
²⁴⁵ Am		1 × 10 ⁶	1 × 10 ³		
²⁴⁶ Am		1 × 10 ⁵	1 × 10 ¹		

		担当課	医療対策課	検索番号	3 - 1
法令名	臨床検査技師等に関する法律	根拠条項	20の3 - 1		

許認可等 衛生検査所の登録

(根拠規定) 続き

別表第三(第十二条関係)

放射線を放出する同位元素の種類		数量 (Bq)	濃度 (Bq / g)
核種	化学形等		
²⁴⁰ Am		1 × 10 ⁶	1 × 10 ¹
²³⁸ Cm		1 × 10 ⁷	1 × 10 ²
²⁴⁰ Cm		1 × 10 ⁵	1 × 10 ²
²⁴¹ Cm		1 × 10 ⁶	1 × 10 ²
²⁴² Cm		1 × 10 ⁵	1 × 10 ²
²⁴³ Cm		1 × 10 ⁴	1 × 10 ⁰
²⁴⁴ Cm		1 × 10 ⁴	1 × 10 ¹
²⁴⁵ Cm		1 × 10 ³	1 × 10 ⁰
²⁴⁶ Cm		1 × 10 ³	1 × 10 ⁰
²⁴⁷ Cm		1 × 10 ⁴	1 × 10 ⁰
²⁴⁸ Cm		1 × 10 ³	1 × 10 ⁰
²⁴⁹ Cm		1 × 10 ⁶	1 × 10 ³
²⁵⁰ Cm		1 × 10 ³	1 × 10 ⁻¹
²⁴⁵ Bk		1 × 10 ⁶	1 × 10 ²
²⁴⁶ Bk		1 × 10 ⁶	1 × 10 ¹
²⁴⁷ Bk		1 × 10 ⁴	1 × 10 ⁰
²⁴⁹ Bk		1 × 10 ⁶	1 × 10 ³
²⁵⁰ Bk		1 × 10 ⁶	1 × 10 ¹
²⁴⁴ Cf		1 × 10 ⁷	1 × 10 ⁴
²⁴⁶ Cf		1 × 10 ⁶	1 × 10 ³
²⁴⁸ Cf		1 × 10 ⁴	1 × 10 ¹
²⁴⁹ Cf		1 × 10 ³	1 × 10 ⁰
²⁵⁰ Cf		1 × 10 ⁴	1 × 10 ¹
²⁵¹ Cf		1 × 10 ³	1 × 10 ⁰
²⁵² Cf		1 × 10 ⁴	1 × 10 ¹
²⁵³ Cf		1 × 10 ⁵	1 × 10 ²
²⁵⁴ Cf		1 × 10 ³	1 × 10 ⁰
²⁵⁰ Es		1 × 10 ⁶	1 × 10 ²
²⁵¹ Es		1 × 10 ⁷	1 × 10 ²
²⁵³ Es		1 × 10 ⁵	1 × 10 ²
²⁵⁴ Es		1 × 10 ⁴	1 × 10 ¹
^{254m} Es		1 × 10 ⁶	1 × 10 ²
²⁵² Fm		1 × 10 ⁶	1 × 10 ³
²⁵³ Fm		1 × 10 ⁶	1 × 10 ²
²⁵⁴ Fm		1 × 10 ⁷	1 × 10 ⁴
²⁵⁵ Fm		1 × 10 ⁶	1 × 10 ³
²⁵⁷ Fm		1 × 10 ⁵	1 × 10 ¹

		担当課	医療対策課	検索番号	3 - 1
法令名	臨床検査技師等に関する法律	根拠条項	20の3 - 1		
許認可等	衛生検査所の登録				

(根拠規定) 続き

別表第三(第十二条関係)

放射線を放出する同位元素の種類		数量 (Bq)	濃度 (Bq / g)
核種	化学形等		
²⁵⁷ Md		1 × 10 ⁷	1 × 10 ²
²⁵⁸ Md		1 × 10 ⁵	1 × 10 ²
その他の同位元素	アルファ線を放出するもの	1 × 10 ³	1 × 10 ⁻¹
その他の同位元素	アルファ線を放出しないもの	1 × 10 ⁴	1 × 10 ⁻¹

備考

- 一 放射性同位元素の種類が二種類以上の場合については、この表に掲げる種類の放射性同位元素のそれぞれの数量及び濃度のこの表に掲げる数量及び濃度に対する割合の和が1となるような放射性同位元素の数量及び濃度とする。
- 二 原子力基本法(昭和三十年法律第百八十六号)第三条第二号に規定する核燃料物質及び同条第三号に規定する核原料物質を除く。
- 三 数量及び濃度について、放射平衡に含める親核種と子孫核種は次表による。

親核種	子孫核種
²⁸ Mg	²⁸ Al
⁴⁴ Ti	⁴⁴ Sc
⁶⁰ Fe	⁶⁰ Co
⁶⁸ Ge	⁶⁸ Ga
⁸³ Rb	⁸³ Kr
⁸² Sr	⁸² Rb
⁹⁰ Sr	⁹⁰ Y
⁸⁷ Y	⁸⁷ Sr
⁹³ Zr	⁹³ Nb
⁹⁷ Zr	⁹⁷ Nb
⁹⁵ Tc	⁹⁵ Tc(0.04)
¹⁰⁶ Ru	¹⁰⁶ Rh
¹⁰⁸ Ag	¹⁰⁸ Ag(0.089)
¹²¹ Sn	¹²¹ Sn(0.776)
¹²⁶ Sn	¹²⁶ Sb
¹²² Xe	¹²² I
¹³⁷ Cs	¹³⁷ Ba
¹⁴⁰ Ba	¹⁴⁰ La
¹⁴⁴ Ce	¹⁴⁴ Pr
¹⁴⁸ Pm	¹⁴⁸ Pm(0.046)
¹⁴⁶ Gd	¹⁴⁶ Eu
¹⁷⁴ Hf	¹⁷⁴ Lu
¹⁷⁸ W	¹⁷⁸ Ta
¹⁸⁸ W	¹⁸⁸ Re
¹⁸⁹ Re	¹⁸⁹ Os(0.241)

		担当課	医療対策課	検索番号	3 - 1
法令名	臨床検査技師等に関する法律	根拠条項	20の3 - 1		

許認可等 衛生検査所の登録

(根拠規定) 続き

親核種	子孫核種
^{194}Os	^{194}Ir
^{189}Ir	$^{189\text{m}}\text{Os}$
^{188}Pt	^{188}Ir
^{194}Hg	^{194}Au
$^{195\text{m}}\text{Hg}$	$^{195}\text{Hg}(0.542)$
^{210}Pb	^{210}Bi 、 ^{210}Po
^{212}Pb	^{212}Bi 、 $^{208}\text{Tl}(0.36)$ 、 $^{212}\text{Po}(0.64)$
$^{210\text{m}}\text{Bi}$	^{208}Tl
^{212}Bi	$^{208}\text{Tl}(0.36)$ 、 $^{212}\text{Po}(0.64)$
^{220}Rn	^{216}Po
^{222}Rn	^{218}Po 、 ^{214}Pb 、 ^{214}Bi 、 ^{214}Po
^{223}Ra	^{219}Rn 、 ^{215}Po 、 ^{211}Pb 、 ^{211}Bi 、 ^{207}Tl
^{224}Ra	^{220}Rn 、 ^{216}Po 、 ^{212}Pb 、 ^{212}Bi 、 $^{208}\text{Tl}(0.36)$ 、 $^{212}\text{Po}(0.64)$
^{226}Ra	^{222}Rn 、 ^{218}Po 、 ^{214}Pb 、 ^{214}Bi 、 ^{214}Po 、 ^{210}Pb 、 ^{210}Bi 、 ^{210}Po
^{228}Ra	^{228}Ac
^{225}Ac	^{221}Fr 、 ^{217}At 、 ^{213}Bi 、 $^{213}\text{Po}(0.978)$ 、 $^{209}\text{Tl}(0.0216)$ 、 $^{209}\text{Pb}(0.978)$
^{227}Ac	$^{223}\text{Fr}(0.0138)$
^{237}Np	^{233}Pa
$^{242\text{m}}\text{Am}$	^{242}Am
^{243}Am	^{239}Np

別表第四(第十二条関係)

(昭四五厚令五八・追加、昭五六厚令一〇・旧別表第三繰下・一部改正)

一 微生物学的検査、血清学的検査、血液学的検査、病理学的検査、寄生虫学的検査及び生化学的検査のうち、一の検査のみをする衛生検査所	一人
二 前号に掲げる検査のうち、二以上の検査をする衛生検査所(次号に該当する衛生検査所を除く。)	二人
三 第一号に掲げる検査のうち、微生物学的検査、血液学的検査及び生化学的検査のいずれをも含む三以上の検査をする衛生検査所	三人

		担当課	医療対策課	検索番号	3 - 1
法令名	臨床検査技師等に関する法律	根拠条項	20の3 - 1		
許認可等	衛生検査所の登録				
(根拠規定) 続き					
別表第五(第十二条関係)					
作成すべき標準作業書の種類	記載すべき事項				
検体受領標準作業書	<ul style="list-style-type: none"> 一 医療機関等において検体を受領するときの確認に関する事項 二 受領書の発行に関する事項 三 検体受領作業日誌の記入要領 四 作成及び改定年月日 				
検体搬送標準作業書	<ul style="list-style-type: none"> 一 一般的な搬送条件及び注意事項 二 搬送時間又は搬送条件に特に配慮を要する検査項目及び当該配慮すべき事項 三 保存条件ごとの専用搬送ボックスの取扱いに関する事項 四 衛生検査所等への搬送の過程において一時的に検体を保管するときの注意事項 五 検体搬送作業日誌の記入要領 六 作成及び改定年月日 				
検体受付及び仕分標準作業書	<ul style="list-style-type: none"> 一 衛生検査所において検体を受け付け、及び仕分けるときの確認に関する事項 二 検体受付及び仕分作業日誌の記入要領 三 作成及び改定年月日 				
血清分離標準作業書	<ul style="list-style-type: none"> 一 血清分離作業前の検査用機械器具の点検方法 二 血清分離室の温度条件 三 遠心器の回転数並びに遠心分離を行う時間及び温度条件 四 遠心分離に関して特に配慮を要する検査項目及び当該配慮すべき事項 五 血清分離作業日誌の記入要領 六 作成及び改定年月日 				
検査機器保守管理標準作業書	<ul style="list-style-type: none"> 一 常時行うべき保守点検の方法 二 定期的な保守点検に関する計画 三 測定中に故障が起こった場合の対応(検体の取扱いを含む。)に関する事項 四 検査機器保守管理作業日誌の記入要領 五 作成及び改定年月日 				
測定標準作業書	<ul style="list-style-type: none"> 一 検査室の温度及び湿度条件 二 検査室において検体を受領するときの取扱いに関する事項 三 測定の実施方法 四 管理試料及び標準物質の取扱方法 五 検査用機械器具の操作方法 六 測定に当たつての注意事項 七 基準値及び判定基準(形態学的検査及び画像認識による検査の正常像及び判定基準を含む。) 八 異常値を示した検体の取扱方法(再検査の実施基準を含む。) 九 精度管理の方法及び評価基準 十 測定作業日誌の記入要領 十一 作成及び改定年月日 				
備考					
<ul style="list-style-type: none"> 一 血清分離のみを行う衛生検査所にあつては、検体受付及び仕分標準作業書及び測定標準作業書を作成することを要しない。 二 血清分離を行わない衛生検査所にあつては、血清分離標準作業書を作成することを要しない。 					

		担当課	医療対策課	検索番号	3 - 1
法令名	臨床検査技師等に関する法律	根拠条項	20の3 - 1		

許認可等 衛生検査所の登録

(根拠規定) 続き

様式第六(第十一条関係)

衛生検査所登録申請書

衛生検査所の名称			
衛生検査所の所在地			
検査業務の内容			
検査用機械器具の名称及び数			
衛生検査所の構造設備の概要			
衛生検査所の管理者	氏名		
	資格		
検査業務を指導監督する医師の氏名			
精度管理責任者	氏名	資格	
その他の医師又は臨床検査技師	氏名	資格	

上記により、衛生検査所の登録を申請します。

年 月 日

住所(法人にあっては、主たる事務書野所在地)

氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

都道府県知事(保健所設置市長又は特別区区长) 殿

(注意) 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

2 字は、墨、インク等を用い、楷書ではつきりと書くこと。

		担当課	医療対策課	検索番号	3 - 1
法令名	臨床検査技師等に関する法律	根拠条項	20の3 - 1		
許認可等	衛生検査所の登録				
<p>(根拠規定) 続き</p> <p>臨床検査技師等に関する法律第二十条の三第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める施設 (昭和五十六年三月二日厚生省告示第十七号)</p> <p>臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律(昭和三十二年法律第七十六号)第二十条の三第一項の規定に基づき、同項に規定する厚生大臣が定める施設として次のように定め、臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律の一部を改正する法律(昭和五十五年法律第五号)の施行の日(昭和五十六年三月六日)から適用する。</p> <p>臨床検査技師等に関する法律第二十条の三第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める施設</p> <p>一 保健所</p> <p>二 検疫所</p> <p>三 犯罪鑑識施設</p> <p>四 次に掲げる施設その他これらに類する施設であつて、診療の用に供する検体検査を行わないもの</p> <p>イ 国又は地方公共団体の試験研究施設</p> <p>ロ 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に基づく大学及びその附属試験研究施設</p> <p>ハ 薬事法(昭和三十五年法律第四十五号)第十二条に基づき医薬品、医薬部外品、化粧品又は医療機器(以下「医薬品等」という。)の製造販売業の許可を受けた者の営業所及び試験研究施設並びに同法第十三条に基づき医薬品等の製造業の許可を受けた者の製造所及び試験研究施設</p> <p>ニ 民法(明治二十九年法律第八十九号)その他の法律の規定により設立された法人の試験研究施設(ロ及びハに掲げる試験研究施設を除く。)</p> <p>改正文 (平成一二年一二月二八日厚生省告示第四四六号) 抄 平成十三年一月六日から適用する。</p> <p>改正文 (平成一七年三月三十一日厚生労働省告示第一六五号) 抄 平成十七年四月一日から適用する。</p> <p>改正文 (平成一八年三月三十一日厚生労働省告示第三〇七号) 抄 平成十八年四月一日から適用する。</p>					

		担当課	医療対策課	検索番号	3 - 1
法令名	臨床検査技師等に関する法律	根拠条項	20の3 - 1		
許認可等	衛生検査所の登録				
(根拠規定) 続き					
臨床検査技師等に関する法律施行規則第十二条第一項第五号に規定する検体検査用放射性同位元素を備える衛生検査所の構造設備等の基準(昭和五十六年三月二日厚生省告示第十六号)					
臨床検査技師等に関する法律施行規則(昭和三十二年厚生省令第二十四号)第十二条第五号の規定に基づき、検体検査用放射性同位元素を備える衛生検査所の構造設備等の基準を次のように定め、臨床検査技師等に関する法律施行規則の一部を改正する省令(昭和五十六年厚生省令第十号)の施行の日(昭和五十六年三月六日)から適用する。					
臨床検査技師等に関する法律施行規則第十二条第一項第五号に規定する検体検査用放射性同位元素を備える衛生検査所の構造設備等の基準					
第一 構造設備に関する基準					
一 検体検査用放射性同位元素の使用室(以下「使用室」という。)の構造設備の基準は、次のとおりとする。					
1 主要構造部等(建築基準法(昭和三十五年法律第二十一号)第二条第五号に規定する主要構造部並びに当該使用室を区画する壁及び柱をいう。以下同じ。)は、耐火構造(同条第七号に規定する耐火構造をいう。以下同じ。)又は不燃材料(同条第九号に規定する不燃材料をいう。以下同じ。)を用いた構造とすること。					
2 使用室内の人が常時立ち入る場所において人が被ばくするおそれのある実効線量が、一週間につき一ミリシーベルト以下になるようにすること。					
3 人が常時出入する出入口は、一箇所とすること。					
4 使用室である旨を示す標識を付すること。					
5 内部の壁、床その他放射性同位元素(その種類が、臨床検査技師等に関する法律施行規則(昭和三十二年厚生省令第二十四号)以下「規則」という。)別表第三に定める数量及び濃度を超えるものに限る。以下同じ。)によつて汚染されるおそれのある部分は、突起物、くぼみ及び仕上材の目地等のすきまの少ないものとする。					
6 内部の壁、床その他放射性同位元素によつて汚染されるおそれのある部分の表面は、平滑であり、気体又は液体が浸透しにくく、かつ、腐食しにくい材料で仕上げる。					
7 出入口の付近に放射性同位元素による汚染の検査に必要な放射線測定器、放射性同位元素による汚染の除去に必要な器材及び洗浄設備並びに更衣設備を設ける。					
8 7に規定する洗浄設備は、四の2の規定により設ける排水設備に接続すること。					
9 放射性同位元素によつて汚染された空気の流れを防止するフード等の装置が設けられているときは、その装置は、四の3の規定により設ける排気設備に接続すること。					
二 検体検査用放射性同位元素の貯蔵施設(以下「貯蔵施設」という。)の構造設備の基準は、次のとおりとする。					
1 貯蔵室、貯蔵箱等外部と区画された構造のものとする。					
2 貯蔵施設内の人が常時立ち入る場所において人が被ばくするおそれのある実効線量が、一週間につき一ミリシーベルト以下になるようにすること。					
3 貯蔵室は、その主要構造部等を耐火構造とし、その開口部には、建築基準法施行令(昭和三十五年政令第三百三十八号)第一百二十二条第一項に規定する特定防火設備に該当する防火戸を設ける。					
4 貯蔵箱等は、耐火性の構造とすること。					
5 人が常時出入する出入口は、一箇所とすること。					
6 扉、ふた等外部に通ずる部分には、かぎその他閉鎖のための設備又は器具を設ける。					
7 貯蔵施設である旨を示す標識を付すること。					
8 貯蔵施設には、次に定めるところに適合する貯蔵容器を備える。					
(一) 容器の外における空気を汚染するおそれのある検体検査用放射性同位元素を入れる貯蔵容器は、気密な構造とすること。					
(二) 液体状の検体検査用放射性同位元素を入れる貯蔵容器は、こぼれにくい構造であり、かつ、液体が浸透しにくい材料を用いる。					
(三) 貯蔵容器である旨を示す標識を付し、かつ、貯蔵する検体検査用放射性同位元素の種類及びベクレル単位をもつて表わした数量を表示すること。					
9 受けざら、吸引材その他放射性同位元素による汚染の広がりを防止するための設備又は器具を設ける。					
三 検体検査用放射性同位元素の運搬容器(以下「運搬容器」という。)の構造の基準については、二の8の規定を準用する。					
四 検体検査用放射性同位元素又は放射性同位元素によつて汚染された物の廃棄施設(以下「廃棄施設」という。)の構造設備の基準は、次のとおりとする。					
1 廃棄施設内の人が常時立ち入る場所において人が被ばくするおそれのある実効線量が、一週間につき一ミリシーベルト以下になるようにすること。					
2 液体状の検体検査用放射性同位元素又は放射性同位元素によつて汚染された液を廃棄する施設にあつては、次に定めるところに適合する排水設備(排水管、排水処理槽 [〓] その他液体状の検体検査用放射性同位元素又は放射性同位元素によつて汚染された液を排水し、又は浄化する一連の設備をいう。以下同じ。)を設ける。					
(一) 排水口における排水中の放射性同位元素の濃度を第三の一に定める濃度限度以下とする能力又は排水監視設備を設けて排水中の放射性同位元素の濃度を監視することにより、衛生検査所の境界(衛生検査所の境界に隣接する区域に人がみだりに立ち入らないような措置を講じた場合には、その区域の境界とする。3の(一)及び5において同じ。)における排水中の放射性同位元素の濃度を第三の一に定める濃度限度以下とする能力を有するものであること。					
(二) 排水の漏れにくい構造とし、排水が浸透しにくく、かつ、腐食しにくい材料を用いる。					
(三) 排水処理槽 [〓] は、排水を採取することができる構造又は排水中における放射性同位元素の濃度が測定できる構造とし、かつ、排水の流出を調節する装置を設ける。					
(四) 排水処理槽 [〓] の上部の開口部は、ふたのできる構造とするか、又はさくその他の周囲に人がみだりに立ち入らないようにするための設備を設ける。					
(五) 配水管及び排水処理槽 [〓] には、排水設備である旨を示す標識を付すること。					
3 放射性同位元素によつて汚染された空気を廃棄する施設にあつては、次に定めるところに適合する排気設備(排風機、排気浄化装置、排気管、排気口等放射性同位元素によつて汚染された空気を排気し、又は浄化する一連の設備をいう。以下同じ。)を設ける。ただし、作業の性質上排気設備を設けることが著しく困難である場合であつて、放射性同位元素によつて空気を汚染するおそれのないときは、この限りでない。					

		担当課	医療対策課	検索番号	3 - 1
法令名	臨床検査技師等に関する法律	根拠条項	20の3 - 1		

許認可等	衛生検査所の登録
------	----------

(根拠規定) 続き

- (一) 排気口における排気中の放射性同位元素の濃度を第三の一に定める濃度限度以下とする能力又は排気監視設備を設けて排気中の放射性同位元素の濃度を監視することにより、衛生検査所の境界の外の空気中の放射性同位元素の濃度を第三の一に定める濃度限度以下とする能力を有するものであること。
- (二) 人が常時立ち入る場所における空気中の放射性同位元素の濃度を、第三の二に定める濃度限度以下とする能力を有するものとする。
- (三) 気体の漏れにくい構造とし、腐食しにくい材料を用いること。
- (四) 故障が生じた場合において、放射性同位元素によつて汚染された空気の広がりを急速に防止することができる装置を設けること。
- (五) 排気浄化装置、排気管及び排気口には、排気設備である旨を示す標識を付すること。
- 4 検体検査用放射性同位元素又は放射性同位元素によつて汚染された物を廃棄する2及び3に掲げる施設以外の施設にあつては、次に定めるところに適合する保管廃棄設備を設けること。
 - (一) 外部と区画された構造とすること。
 - (二) 保管廃棄設備の扉、ふた等外部に通ずる部分には、かぎその他閉鎖のための設備又は器具を設けること。
 - (三) 保管廃棄設備には、二の8の(一)及び(二)に定めるところに適合する耐火性の構造である容器を備え、当該容器の表面に保管廃棄容器である旨を示す標識を付すること。
 - (四) 保管廃棄設備である旨を示す標識を付すること。
- 5 2の(一)又は3の(一)に規定する能力を有する排水設備又は排気設備を設けることが著しく困難な場合において、衛生検査所の境界の外における実効線量を一年間につき一ミリシーベルト以下とする能力を排水設備又は排気設備が有することにつき厚生労働大臣の承認を受けた場合においては、2の(一)又は3の(一)の規定は適用しない。この場合において、排水口若しくは排水監視設備のある場所において排水中の放射性同位元素の数量及び濃度を監視し、又は排気口若しくは排気監視設備のある場所において排気中の放射性同位元素の数量及び濃度を監視することにより、衛生検査所の境界の外における実効線量を一年間につき一ミリシーベルト以下としなくてはならない。
- 6 5の承認を受けた排水設備又は排気設備がその能力を有すると認められなくなつたときは、厚生労働大臣は当該承認を取り消すことができる。

第二 管理に関する基準

- 一 衛生検査所の管理者は、使用室、貯蔵施設及び廃棄施設の目につきやすい場所に、放射線障害の防止に必要な注意事項を掲示しなければならない。
- 二 衛生検査所の管理者は、次の表の上欄に掲げる業務を、それぞれ同表の下欄に掲げる室若しくは施設において行い、又は同欄に掲げる器具を用いて行わなければならない。

検体検査用放射性同位元素の使用	使用室
検体検査用放射性同位元素の貯蔵	貯蔵施設
検体検査用放射性同位元素の運搬	運搬容器
検体検査用放射性同位元素又は放射性同位元素によつて汚染された物の廃棄	廃棄施設

- 三 衛生検査所の管理者は、衛生検査所内の場所であつて、外部放射線の線量、空気中の放射性同位元素の濃度又は放射性同位元素によつて汚染される物の表面の放射性同位元素の密度が第三の三に定める線量、濃度又は密度を超えるおそれのある場所を管理区域とし、当該区域にその旨を示す標識を付さなければならない。
- 四 衛生検査所の管理者は、三の管理区域内に人がみだりに立ち入らないような措置を講じなければならない。
- 五 衛生検査所の管理者は、使用室、貯蔵施設及び廃棄施設又はその周辺に適当なしゃへい物を設ける等の措置を講ずることにより、衛生検査所内の人が居住する区域及び衛生検査所の敷地の境界における線量を第三の四に定める線量限度を超えないようにしなければならない。
- 六 衛生検査所の管理者は、1から3までに掲げる措置のいずれか及び4から6までに掲げる措置を講ずるとともに、検査従事者等(検体検査用放射性同位元素の取扱い、管理又はこれに付随する業務に従事する者であつて、管理区域に立ち入るものをいう。以下同じ。)が被ばくする線量が第三の七及び八に定める実効線量限度及び等価線量限度を超えないようにしなければならない。
 - 1 しゃへい壁その他のしゃへい物を用いることにより放射線のしゃへいを行うこと。
 - 2 検体検査用放射性同位元素と人体との間に適当な距離を設けること。
 - 3 人体が放射線に被ばくする時間を短くすること。
 - 4 使用室、貯蔵施設又は廃棄施設において検査従事者等が呼吸する空気に含まれる放射性同位元素の濃度が第三の二に定める濃度限度を超えないようにすること。
 - 5 使用室、貯蔵施設又は廃棄施設内の人が触れるものの放射性同位元素の表面密度が第三の六に定める表面密度限度を超えないようにすること。
 - 6 放射性同位元素を経口摂取するおそれのある場所での飲食又は喫煙を禁止すること。
- 七 六の実効線量及び等価線量は、外部放射線に被ばくすること(以下「外部被ばく」という。)による線量及び体内に摂取した放射性同位元素からの放射線に被ばくすること(以下「内部被ばく」という。)による線量当量について、次に定めるところにより測定した結果に基づき、医療法施行規則(昭和二十三年厚生省令第五十号)第三十条の第十八第二項各号列記以外の部分の規定に基づき厚生労働大臣の定めるところにより算定しなければならない。
 - 1 外部被ばくによる線量の測定は、一センチメートル線量当量及び七十マイクロメートル線量当量(中性子線については、一センチメートル線量当量)を放射線測定器を用いて測定することにより行うこと。ただし、放射線測定器を用いて測定することが著しく困難である場合には、計算によつてこれらの値を算出することができる。
 - 2 外部被ばくによる線量は、胸部(女子(妊娠する可能性がないと診断された者及び妊娠する意思がない旨を衛生検査所の管理者に書面で申し出た者を除く。以下この2において同じ。))にあつては腹部)について測定すること。ただし、体幹部(人体部位のうち頭部、けい部、胸部、上腕部、腹部及び大たい部をいう。以下同じ。)を頭部及びけい部、胸部及び上腕部並びに腹部及び大たい部に三区分した場合において、被ばくする線量が最大となるおそれのある区分が胸部及び上腕部(女子にあつては腹部及び大たい部)以外であるときは、当該区分についても測定し、また、被ばくする線量が最大となるおそれのある人体部位が体幹部以外の部位であるときは、当該部位についても測定すること。
 - 3 1の規定にかかわらず、2のただし書により体幹部以外の部位について測定する場合は、七十マイクロメートル線量当量(中性子線については、一センチメートル線量当量)を測定すれば足りること。

		担当課	医療対策課	検索番号	3 - 1
法令名	臨床検査技師等に関する法律	根拠条項	2003 - 1		

許認可等	衛生検査所の登録
------	----------

(根拠規定) 続き

- 4 外部被ばくによる線量の測定は、管理区域に立ち入つている間継続して行うこと。
- 5 内部被ばくによる線量の測定は、放射性同位元素を誤つて吸入摂取し、又は経口摂取した場合にはその都度、使用室その他放射性同位元素を吸入摂取し、又は経口摂取するおそれのある場所に立ち入る場合には三月を超えない期間ごとに一回(妊娠中である女子にあつては、本人の申出等により衛生検査所の管理者が妊娠の事実を知った時から出産までの間一月を超えない期間ごとに一回)、医療施設等規則第三十条の十八第二項第六号の規定に基づき厚生労働大臣の定めるところにより行うこと。
- 八 衛生検査所の管理者は、検体検査用放射性同位元素又は放射性同位元素によつて汚染された物を取り扱う者に次に掲げる事項を遵守させなければならない。
 - 1 使用室又は廃棄施設において作業衣等を着用し、また、これらを着用してみだりにこれらの室又は施設の外に出ないこと。
 - 2 放射性同位元素によつて汚染された物で、その表面の放射性同位元素の密度が第三の六に定める表面密度限度を超えているものは、みだりに使用室又は廃棄施設から持ち出さないこと。
 - 3 放射性同位元素によつて汚染された物で、その表面の放射性同位元素の密度が第三の六に定める表面密度限度の十分の一を超えているものは、みだりに管理区域から持ち出さないこと。
- 九 衛生検査所の管理者は、次に定めるところにより、放射線障害の発生するおそれのある場所について、検査を開始する前に一回及び検査を開始した後にあつては一月を超えない期間ごとに一回(排水設備の排水口、排気設備の排気口、排水監視設備のある場所及び排気監視設備のある場所における放射性同位元素による汚染の状況の測定にあつては排水し、又は排気する都度(連続して排水し、又は排気する場合は、連続して))放射線の量及び放射性同位元素による汚染の状況を測定し、その結果に関する記録を五年間保存しなければならない。
 - 1 放射線の量の測定は、一センチメートル線量当量率又は一センチメートル線量当量率について行うこと。ただし、七十マイクロメートル線量当量率が一センチメートル線量当量率の十倍を超えるおそれのある場所においては、七十マイクロメートル線量当量率について行うこと。
 - 2 放射線の量及び放射性同位元素による汚染の状況の測定は、これらを測定するために最も適した位置において、放射線測定器を用いて行うこと。ただし、放射線測定器を用いて測定することが著しく困難である場合には、計算によつてこれらの値を算出することができる。
 - 3 1及び2の測定は、次の表の上欄に掲げる項目に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる場所について行うこと。

項目	場所
放射線の量	イ 使用室 ロ 貯蔵施設 ハ 廃棄施設 ニ 管理区域の境界 ホ 衛生検査所内の人が居住する区域 ヘ 衛生検査所の敷地の境界
放射性同位元素による汚染の状況	イ 使用室 ロ 排水設備の排水口 ハ 排気設備の排気口 ニ 排水監視設備のある場所 ホ 排気監視設備のある場所 ヘ 管理区域の境界

- 十 衛生検査所の管理者は、帳簿を備え、検体検査用放射性同位元素の入手、使用及び廃棄並びに放射性同位元素によつて汚染された物の廃棄に關し、次に掲げる事項を記載し、これを一年ごとに閉鎖し、閉鎖後五年間保存しなければならない。
 - 1 入手、使用又は廃棄の年月日
 - 2 入手、使用又は廃棄に係る検体検査用放射性同位元素又は放射性同位元素によつて汚染された物の種類及びベクレル単位をもつて表した数量
 - 3 使用した者の氏名又は廃棄に従事した者の氏名並びに廃棄の方法及び場所
- 十一 衛生検査所の管理者は、その衛生検査所に検体検査用放射性同位元素を備えなくなつたときは、三十日以内に、次に掲げる措置を講じなければならない。
 - 1 放射性同位元素による汚染を除去すること。
 - 2 放射性同位元素によつて汚染された物を譲渡し、又は廃棄すること。
- 十二 衛生検査所の管理者は、地震、火災その他の災害又は盗難、紛失その他の事故により放射線障害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、直ちにその旨を衛生検査所の所在地を管轄する保健所、警察署、消防署その他関係機関に通報するとともに放射線障害の防止に努めなければならない。
- 十三 衛生検査所の管理者は、検査従事者等に対し、放射線障害の発生を防止するために必要な教育及び訓練を施さなければならない。
- 十四 衛生検査所の管理者が臨床検査技師である場合は、当該管理者は、規則第十二条第九号の規定により選任された医師がこの告示において定める基準の実施を確保するためにする指示に従わなければならない。

第三 限度

- 一 第一の四の2の(一)及び3の(一)に規定する濃度限度は、排液中若しくは排水中又は排気中若しくは空気中の放射性同位元素の三月間についての平均濃度が次に掲げる濃度とする。
 - 1 放射性同位元素の種類(別表第一に掲げるものをいう。2及び3において同じ。)が明らかで、かつ、一種類である場合にあつては、別表第一の第一欄に掲げる放射性同位元素の種類に応じて、排液中又は排水中の濃度については第三欄、排気中又は空気中の濃度については第四欄に掲げる濃度
 - 2 放射性同位元素の種類が明らかで、かつ、排液中若しくは排水中又は排気中若しくは空気中にそれぞれ二種類以上の放射性同位元素がある場合にあつては、それらの放射性同位元素の濃度のそれぞれの放射性同位元素についての1の濃度に対する割合の和が一となるようなそれらの放射性同位元素の濃度
 - 3 放射性同位元素の種類が明らかでない場合にあつては、別表第一の第三欄又は第四欄に掲げる排液中若しくは排水中の濃度又は排気中若しくは空気中の濃度(それぞれ当該排液中若しくは排水中又は排気中若しくは空気中に含まれていないことが明らかである放射性物質の種類に係るものを除く。)のうち、最も低いもの

		担当課	医療対策課	検索番号	3 - 1
法令名	臨床検査技師等に関する法律	根拠条項	200の3 - 1		
許認可等	衛生検査所の登録				
(根拠規定) 続き					
<p>4 放射性同位元素の種類が明らかで、かつ、当該放射性同位元素の種類が別表第一に掲げられていない場合にあつては、別表第二の第一欄に掲げる放射性同位元素の区分に応じて、排液中又は排水中の濃度については第三欄、排気中又は空気中の濃度については第四欄に掲げる濃度</p> <p>二 第一の四の3の(二)及び第二の六の4に規定する空気中の放射性同位元素の濃度限度は、一週間にわたる平均濃度が次に掲げる濃度とする。</p> <p>1 放射性同位元素の種類(別表第一に掲げるものをいう。2及び3において同じ。)が明らかで、かつ、一種類である場合にあつては、別表第一の第一欄に掲げる放射性同位元素の種類に応じて第二欄に掲げる濃度</p> <p>2 放射性同位元素の種類が明らかで、かつ、空気中に二種類以上の放射性同位元素がある場合にあつては、それらの放射性同位元素の濃度のそれぞれの放射性同位元素についての1の濃度に対する割合の和が一となるようなそれらの放射性同位元素の濃度</p> <p>3 放射性同位元素の種類が明らかでない場合にあつては、別表第二の第二欄に掲げる濃度(当該空気中に含まれていないことが明らかである放射性物質の種類に係るものを除く。)のうち、最も低いもの</p> <p>4 放射性同位元素の種類が明らかで、かつ、当該放射性同位元素の種類が別表第一に掲げられていない場合にあつては、別表第二の第一欄に掲げる放射性同位元素の区分に応じてそれぞれ第二欄に掲げる濃度</p> <p>三 第二の三に規定する管理区域に係る外部放射線の線量、空気中の放射性同位元素の濃度及び放射性同位元素によつて汚染される物の表面の放射性同位元素の密度は、次のとおりとする。</p> <p>1 外部放射線の線量については、実効線量が三月間につき一・三ミリシーベルト</p> <p>2 空気中の放射性同位元素の濃度については、三月間についての平均濃度が第三の二に規定する濃度の十分の一</p> <p>3 放射性同位元素によつて汚染される物の表面の放射性同位元素の密度については、第三の六に規定する密度の十分の一</p> <p>4 1及び2の規定にかかわらず、外部放射線に被ばくするおそれがあり、かつ、空気中の放射性同位元素を吸入摂取するおそれがあるときは、実効線量の1に規定する線量に対する割合と空気中の放射性同位元素の濃度の2に規定する濃度に対する割合の和が一となるような実効線量及び空気中の放射性同位元素の濃度</p> <p>四 第二の五に規定する線量限度は、実効線量が三月間につき二百五十マイクロシーベルトとする。</p> <p>五 一及び四の規定については、同時に外部放射線に被ばくするおそれがあり、又は空気中の放射性同位元素を吸入摂取し、若しくは水中の放射性同位元素を経口摂取するおそれがあるときは、それぞれの濃度限度又は線量限度に対する割合の和が一となるようなその空気中若しくは水中の濃度又は線量をもつて、その濃度限度又は線量限度とする。</p> <p>六 第二の六の5並びに第二の八の2及び3に規定する表面密度限度は、別表第三の左欄に掲げる区分に応じてそれぞれ同表の右欄に掲げる密度とする。</p> <p>七 第二の六に規定する検査従事者等に係る実効線量限度は、次のとおりとする。ただし、放射線障害を防止するための緊急を要する作業に従事した検査従事者等(女子については、妊娠する可能性がないと診断された者及び妊娠する意思がない旨を衛生検査所の管理者に書面で申し出た者に限る。八において「緊急検査従事者等」という。)に係る実効線量限度は、百ミリシーベルトとする。</p> <p>1 平成十三年四月一日以後五年ごとに区分した各期間につき百ミリシーベルト</p> <p>2 四月一日を始期とする一年間につき五十ミリシーベルト</p> <p>3 女子(妊娠する可能性がないと診断された者、妊娠する意思がない旨を衛生検査所の管理者に書面で申し出た者及び4に規定する者を除く。)については、2に規定するほか、四月一日、七月一日、十月一日及び一月一日を始期とする各三月間につき五ミリシーベルト</p> <p>4 妊娠中である女子については、1及び2に規定するほか、本人の申出等により衛生検査所の管理者が妊娠の事実を知った時から出産までの間につき、内部被ばくについて一ミリシーベルト</p> <p>八 第二の六に規定する検査従事者等に係る等価線量限度は、次のとおりとする。</p> <p>1 眼の水晶体については、四月一日を始期とする一年間につき百五十ミリシーベルト(緊急検査従事者等に係る眼の水晶体の等価線量限度は、三百ミリシーベルト)</p> <p>2 皮膚については、四月一日を始期とする一年間につき五百ミリシーベルト(緊急検査従事者等に係る皮膚の等価線量限度は、一シーベルト)</p> <p>3 妊娠中である女子の腹部表面については、七の4に規定する期間につき二ミリシーベルト</p>					

(根拠規定) 続き

別表第一(第三関係)

放射性同位元素の種類が明らかで、かつ、一種類である場合の空气中濃度限度等

第一欄		第二欄	第三欄	第四欄
放射性同位元素の種類		空气中濃度限度 (Bq / cm ³)	排液中又は排水 中の濃度限度 (Bq / cm ³)	排気中又は空气中 の濃度限度 (Bq / cm ³)
核種	化学形等			
³ H	元素状水素	1×10 ⁴		7×10 ¹
³ H	メタン	1×10 ²		7×10 ⁻¹
³ H	水	8×10 ⁻¹	6×10 ¹	5×10 ⁻³
³ H	有機物(メタンを除く)	5×10 ⁻¹	2×10 ¹	3×10 ⁻³
³ H	上記を除く化合物	7×10 ⁻¹	4×10 ¹	3×10 ⁻³
⁷ Be	酸化物、ハロゲン化物及び硝酸塩以外の化合物	5×10 ⁻¹	3×10 ¹	2×10 ⁻³
⁷ Be	酸化物、ハロゲン化物及び硝酸塩	5×10 ⁻¹	3×10 ¹	2×10 ⁻³
¹⁰ Be	酸化物、ハロゲン化物及び硝酸塩以外の化合物	3×10 ⁻³	7×10 ⁻¹	1×10 ⁻⁵
¹⁰ Be	酸化物、ハロゲン化物及び硝酸塩	1×10 ⁻³	7×10 ⁻¹	4×10 ⁻⁶
¹⁰ C	〔サブマージョン〕	9×10 ⁻²		4×10 ⁻⁴
¹¹ C	〔サブマージョン〕	2×10 ⁻¹		7×10 ⁻⁴
¹¹ C	蒸気	7×10 ⁰		4×10 ⁻²
¹¹ C	標識有機化合物〔経口摂取〕		4×10 ¹	
¹¹ C	一酸化物	2×10 ¹		1×10 ⁻¹
¹¹ C	二酸化物	9×10 ⁰		5×10 ⁻²
¹¹ C	メタン	8×10 ²		4×10 ⁰
¹⁴ C	蒸気	4×10 ⁻²		2×10 ⁻⁴
¹⁴ C	標識有機化合物〔経口摂取〕		2×10 ⁰	
¹⁴ C	一酸化物	3×10 ¹		1×10 ⁻¹
¹⁴ C	二酸化物	3×10 ⁰		2×10 ⁻²
¹⁴ C	メタン	7×10 ⁰		5×10 ⁻²
¹³ N	〔サブマージョン〕	2×10 ⁻¹		7×10 ⁻⁴
¹⁶ N	〔サブマージョン〕	3×10 ⁻²		1×10 ⁻⁴
¹⁴ O	〔サブマージョン〕	4×10 ⁻²		2×10 ⁻⁴
¹⁵ O	〔サブマージョン〕	2×10 ⁻¹		7×10 ⁻⁴
¹⁹ O	〔サブマージョン〕	2×10 ⁻¹		7×10 ⁻⁴
¹⁸ F	H, Li, Na, Si, P, K, Ni, Rb, Sr, Mo, Ag, Te, I, Cs, Ba, La, W, Pt, Tl, Pb, Po, Frのフッ化物、Seの無機化合物のフッ化物、Hgの有機化合物のフッ化物及び大部分の六価のウラン化合物(六フッ化ウラン、フッ化ウラニル等)のフッ化物	4×10 ⁻¹	2×10 ¹	4×10 ⁻³
¹⁸ F	Mg, Al, Ca, Ti, V, Cr, Mn, Fe, Cu, Ga, Ge, As, Y, Zr, Nb, Tc, Ru, Rh, Pd, Cd, In, Sn, Sb, Sm, Eu, Gd, Tb, Dy, Ho, Er, Tm, Hf, Re, Os, Ir, Au, Bi, Ra, Ac, Th, Pa, Np, Pu, Am, Cm, Bk, Cf, Es, Fm, Mdのフッ化物、Hgの無機化合物のフッ化物及び難溶性のウラン化合物(四フッ化ウラン等)のフッ化物	2×10 ⁻¹	2×10 ¹	2×10 ⁻³

		担当課	医療対策課	検索番号	3 - 1
法令名	臨床検査技師等に関する法律	根拠条項	20の3 - 1		
許認可等	衛生検査所の登録				
(根拠規定) 続き					
第一欄		第二欄	第三欄	第四欄	
放射性同位元素の種類		空气中濃度限度 (Bq / cm ³)	排液中又は排水 中の濃度限度 (Bq / cm ³)	排気中又は空気 中の濃度限度 (Bq / cm ³)	
核種	化学形態				
¹⁹ F	Be, Sc, Co, Zn, Ce, Pr, Nd, Pm, Yb, Lu, Ta のフッ化物及び不 溶性のウラン化合物のフッ化物	2 × 10 ⁻¹	2 × 10 ¹	2 × 10 ⁻³	
²³ Na	すべての化合物	1 × 10 ⁻²	3 × 10 ⁻¹	9 × 10 ⁻⁵	
²³ Na	すべての化合物	4 × 10 ⁻²	2 × 10 ⁰	4 × 10 ⁻⁴	
²⁴ Mg	酸化物、水酸化物、炭化物、ハロゲン化物及び硝酸塩以外の化合 物	2 × 10 ⁰	4 × 10 ¹	2 × 10 ⁻²	
²⁴ Mg	酸化物、水酸化物、炭化物、ハロゲン化物及び硝酸塩	1 × 10 ⁰	4 × 10 ¹	1 × 10 ⁻²	
²⁴ Mg	酸化物、水酸化物、炭化物、ハロゲン化物及び硝酸塩以外の化合 物	2 × 10 ⁻²	4 × 10 ⁻¹	2 × 10 ⁻⁴	
²⁴ Mg	酸化物、水酸化物、炭化物、ハロゲン化物及び硝酸塩	1 × 10 ⁻²	4 × 10 ⁻¹	1 × 10 ⁻⁴	
²⁷ Al	酸化物、水酸化物、炭化物、ハロゲン化物、硝酸塩及び金属アル ミニウム以外の化合物	1 × 10 ⁻³	2 × 10 ⁻¹	1 × 10 ⁻⁵	
²⁷ Al	酸化物、水酸化物、炭化物、ハロゲン化物、硝酸塩及び金属アル ミニウム	2 × 10 ⁻³	2 × 10 ⁻¹	2 × 10 ⁻⁶	
²⁷ Al	酸化物、水酸化物、炭化物、ハロゲン化物、硝酸塩及び金属アル ミニウム以外の化合物	4 × 10 ⁰	8 × 10 ¹	4 × 10 ⁻²	
²⁷ Al	酸化物、水酸化物、炭化物、ハロゲン化物、硝酸塩及び金属アル ミニウム	3 × 10 ⁰	8 × 10 ¹	3 × 10 ⁻²	
²⁷ Al	酸化物、水酸化物、炭化物、ハロゲン化物、硝酸塩及び金属アル ミニウム以外の化合物	2 × 10 ⁰	4 × 10 ¹	2 × 10 ⁻²	
²⁷ Al	酸化物、水酸化物、炭化物、ハロゲン化物、硝酸塩及び金属アル ミニウム	1 × 10 ⁰	4 × 10 ¹	1 × 10 ⁻²	
³⁰ Si	酸化物、水酸化物、炭化物、硝酸塩及びアルミノケイ酸ガラスの エロソール以外の化合物	4 × 10 ⁻¹	5 × 10 ⁰	4 × 10 ⁻³	
³⁰ Si	酸化物、水酸化物、炭化物及び硝酸塩	2 × 10 ⁻¹	5 × 10 ⁰	2 × 10 ⁻³	
³⁰ Si	アルミノケイ酸ガラスのエロソール	2 × 10 ⁻¹	5 × 10 ⁰	1 × 10 ⁻³	
³⁰ Si	酸化物、水酸化物、炭化物、硝酸塩及びアルミノケイ酸ガラスの エロソール以外の化合物	6 × 10 ⁻³	1 × 10 ⁰	4 × 10 ⁻⁵	
³⁰ Si	酸化物、水酸化物、炭化物及び硝酸塩	2 × 10 ⁻³	1 × 10 ⁰	7 × 10 ⁻⁶	
³⁰ Si	アルミノケイ酸ガラスのエロソール	4 × 10 ⁻⁴	1 × 10 ⁰	1 × 10 ⁻⁶	
³⁰ P	Sn のリン酸塩以外の化合物	4 × 10 ⁰	7 × 10 ¹	4 × 10 ⁻²	
³⁰ P	Sn のリン酸塩	3 × 10 ⁰	7 × 10 ¹	3 × 10 ⁻²	
³⁰ P	Sn のリン酸塩以外の化合物	4 × 10 ⁰	7 × 10 ¹	4 × 10 ⁻²	
³⁰ P	Sn のリン酸塩	3 × 10 ⁰	7 × 10 ¹	3 × 10 ⁻²	
³⁰ P	Sn のリン酸塩以外の化合物	2 × 10 ⁻²	3 × 10 ⁻¹	1 × 10 ⁻⁴	
³⁰ P	Sn のリン酸塩	7 × 10 ⁻³	3 × 10 ⁻¹	4 × 10 ⁻⁵	
³⁰ P	Sn のリン酸塩以外の化合物	1 × 10 ⁻¹	3 × 10 ⁰	1 × 10 ⁻³	
³⁰ P	Sn のリン酸塩	2 × 10 ⁻²	3 × 10 ⁰	8 × 10 ⁻⁵	
³⁶ S	蒸気(二酸化硫黄を含む)	2 × 10 ⁻¹		1 × 10 ⁻³	
³⁶ S	二硫化炭素	3 × 10 ⁻²		2 × 10 ⁻⁴	
³⁶ S	元素状硫黄〔経口摂取〕		6 × 10 ⁰		
³⁶ S	元素状硫黄以外の無機化合物〔経口摂取〕		6 × 10 ⁰		

		担当課	医療対策課	検索番号	3 - 1
法令名	臨床検査技師等に関する法律	根拠条項	20の3 - 1		
許認可等	衛生検査所の登録				
(根拠規定) 続き					
第一欄		第二欄	第三欄	第四欄	
放射性同位元素の種類		空气中濃度限度 (Bq / cm ³)	排液中又は排水 中の濃度限度 (Bq / cm ³)	排気中又は空気 中の濃度限度 (Bq / cm ³)	
核種	化学形態				
³⁵ S	食品中の硫黄〔経口摂取〕		1 × 10 ⁰		
³⁵ S	H, Li, Na, Mg, Al, Si, P, K, Ti, V, Cr, Mn, Fe, Ni, Ga, Rb, Sr, Zr, Tc, Ru, Rh, Pd, In, Te, I, Cs, Ba, La, Gd, Hf, W, Re, Os, Ir, Pt, Au, Tl, Pb, Po, Fr, Acの硫化物と硫酸塩, Cuの無機化合物の硫酸塩, Ge, Mo, Ag, Cd, Snの硫酸塩, Seの無機化合物の硫化物と硫酸塩, Hgの無機化合物の硫酸塩, Hgの有機化合物の硫化物と硫酸塩及び大部分の六価のウラン化合物の硫化物と硫酸塩	3 × 10 ⁻¹		2 × 10 ⁻³	
³⁵ S	元素状硫黄〔吸入摂取〕, Be, Ca, Sc, Co, Zn, As, Y, Nb, Sb, Ce, Pr, Nd, Pm, Sm, Eu, Tb, Dy, Ho, Er, Tm, Yb, Lu, Ta, Bi, Ra, Th, Pa, Np, Pu, Am, Cm, Bk, Cf, Es, Fm, Mdの硫化物と硫酸塩, Cuの無機化合物の硫化物, Ge, Mo, Ag, Cd, Snの硫化物, Hgの無機化合物の硫化物及び難溶性、不溶性のウラン化合物の硫化物と硫酸塩	2 × 10 ⁻²		9 × 10 ⁻⁵	
³⁷ S	蒸気(二酸化硫黄を含む)	2 × 10 ⁰		1 × 10 ⁻²	
³⁷ S	二硫化炭素	2 × 10 ⁰		9 × 10 ⁻³	
³⁷ S	元素状硫黄〔経口摂取〕		5 × 10 ¹		
³⁷ S	元素状硫黄以外の無機化合物〔経口摂取〕		5 × 10 ¹		
³⁷ S	食品中の硫黄〔経口摂取〕		5 × 10 ¹		
³⁷ S	H, Li, Na, Mg, Al, Si, P, K, Ti, V, Cr, Mn, Fe, Ni, Ga, Rb, Sr, Zr, Tc, Ru, Rh, Pd, In, Te, I, Cs, Ba, La, Gd, Hf, W, Re, Os, Ir, Pt, Au, Tl, Pb, Po, Fr, Acの硫化物と硫酸塩, Cuの無機化合物の硫酸塩, Ge, Mo, Ag, Cd, Snの硫酸塩, Seの無機化合物の硫化物と硫酸塩, Hgの無機化合物の硫酸塩, Hgの有機化合物の硫化物と硫酸塩及び大部分の六価のウラン化合物の硫化物と硫酸塩	2 × 10 ⁰		2 × 10 ⁻²	
³⁷ S	元素状硫黄〔吸入摂取〕, Be, Ca, Sc, Co, Zn, As, Y, Nb, Sb, Ce, Pr, Nd, Pm, Sm, Eu, Tb, Dy, Ho, Er, Tm, Yb, Lu, Ta, Bi, Ra, Th, Pa, Np, Pu, Am, Cm, Bk, Cf, Es, Fm, Mdの硫化物と硫酸塩, Cuの無機化合物の硫化物, Ge, Mo, Ag, Cd, Snの硫化物, Hgの無機化合物の硫化物及び難溶性、不溶性のウラン化合物の硫化物と硫酸塩	1 × 10 ⁰		2 × 10 ⁻²	
³⁸ S	蒸気(二酸化硫黄を含む)	1 × 10 ⁻¹		6 × 10 ⁻⁴	
³⁸ S	二硫化炭素	1 × 10 ⁻¹		7 × 10 ⁻⁴	
³⁸ S	元素状硫黄〔経口摂取〕		3 × 10 ⁰		
³⁸ S	元素状硫黄以外の無機化合物〔経口摂取〕		3 × 10 ⁰		
³⁸ S	食品中の硫黄〔経口摂取〕		3 × 10 ⁰		
³⁸ S	H, Li, Na, Mg, Al, Si, P, K, Ti, V, Cr, Mn, Fe, Ni, Ga, Rb, Sr, Zr, Tc, Ru, Rh, Pd, In, Te, I, Cs, Ba, La, Gd, Hf, W, Re, Os, Ir, Pt, Au, Tl, Pb, Po, Fr, Acの硫化物と硫酸塩, Cuの無機化合物の硫酸塩, Ge, Mo, Ag, Cd, Snの硫酸塩, Seの無機化合物の硫化物と硫酸塩, Hgの無機化合物の硫酸塩, Hgの有機化合物の硫化物と硫酸塩及び大部分の六価のウラン化合物の硫化物と硫酸塩	9 × 10 ⁻²		8 × 10 ⁻⁴	
³⁸ S	元素状硫黄〔吸入摂取〕, Be, Ca, Sc, Co, Zn, As, Y, Nb, Sb, Ce, Pr, Nd, Pm, Sm, Eu, Tb, Dy, Ho, Er, Tm, Yb, Lu, Ta, Bi, Ra, Th, Pa, Np, Pu, Am, Cm, Bk, Cf, Es, Fm, Mdの硫化物と硫酸塩, Cuの無機化合物の硫化物, Ge, Mo, Ag, Cd, Snの硫化物, Hgの無機化合物の硫化物及び難溶性、不溶性のウラン化合物の硫化物と硫酸塩	6 × 10 ⁻²		4 × 10 ⁻⁴	

		担当課	医療対策課	検索番号	3 - 1
法令名	臨床検査技師等に関する法律	根拠条項	20の3 - 1		
許認可等	衛生検査所の登録				
(根拠規定) 続き					
第一欄		第二欄	第三欄	第四欄	
放射性同位元素の種類		空气中濃度限度 (Bq / cm ³)	排液中又は排水 中の濃度限度 (Bq / cm ³)	排気中又は空気 中の濃度限度 (Bq / cm ³)	
核種	化学形等				
¹³⁷ Cl	H, Li, Na, Si, P, K, Ni, Rb, Sr, Mo, Ag, Te, I, Cs, Ba, La, Gd, W, Pt, Tl, Pb, Po, Frの塩化物, Seの無機化合物の塩化物, Hgの有機化合物の塩化物及び大部分の六価のウラン化合物の塩化物	3×10 ²	4×10 ³	3×10 ⁰	
¹³⁸ Cl	Be, Mg, Al, Ca, Sc, Ti, V, Cr, Mn, Fe, Co, Cu, Zn, Ga, Ge, As, Y, Zr, Nb, Tc, Ru, Rh, Pd, Cd, In, Sn, Sb, Ce, Pr, Nd, Pm, Sm, Eu, Tb, Dy, Ho, Er, Tm, Yb, Lu, Hf, Ta, Re, Os, Ir, Au, Bi, Ra, Ac, Th, Pa, Np, Pu, Am, Cm, Bk, Cf, Es, Fm, Mdの塩化物, Hgの無機化合物の塩化物及び難溶性(四塩化ウラン等)、不溶性のウラン化合物の塩化物	3×10 ²	4×10 ³	3×10 ⁰	
¹³⁹ Cl	〔サブマージョン〕	7×10 ⁻²		3×10 ⁻⁴	
¹⁴⁰ Cl	H, Li, Na, Si, P, K, Ni, Rb, Sr, Mo, Ag, Te, I, Cs, Ba, La, Gd, W, Pt, Tl, Pb, Po, Frの塩化物, Seの無機化合物の塩化物, Hgの有機化合物の塩化物及び大部分の六価のウラン化合物の塩化物	4×10 ⁻¹	8×10 ⁰	4×10 ⁻¹	
¹⁴¹ Cl	Be, Mg, Al, Ca, Sc, Ti, V, Cr, Mn, Fe, Co, Cu, Zn, Ga, Ge, As, Y, Zr, Nb, Tc, Ru, Rh, Pd, Cd, In, Sn, Sb, Ce, Pr, Nd, Pm, Sm, Eu, Tb, Dy, Ho, Er, Tm, Yb, Lu, Hf, Ta, Re, Os, Ir, Au, Bi, Ra, Ac, Th, Pa, Np, Pu, Am, Cm, Bk, Cf, Es, Fm, Mdの塩化物, Hgの無機化合物の塩化物及び難溶性(四塩化ウラン等)、不溶性のウラン化合物の塩化物	3×10 ⁻¹	8×10 ⁰	3×10 ⁻³	
¹⁴² Cl	H, Li, Na, Si, P, K, Ni, Rb, Sr, Mo, Ag, Te, I, Cs, Ba, La, Gd, W, Pt, Tl, Pb, Po, Frの塩化物, Seの無機化合物の塩化物, Hgの有機化合物の塩化物及び大部分の六価のウラン化合物の塩化物	4×10 ⁻²	9×10 ⁻¹	3×10 ⁻⁴	
¹⁴³ Cl	Be, Mg, Al, Ca, Sc, Ti, V, Cr, Mn, Fe, Co, Cu, Zn, Ga, Ge, As, Y, Zr, Nb, Tc, Ru, Rh, Pd, Cd, In, Sn, Sb, Ce, Pr, Nd, Pm, Sm, Eu, Tb, Dy, Ho, Er, Tm, Yb, Lu, Hf, Ta, Re, Os, Ir, Au, Bi, Ra, Ac, Th, Pa, Np, Pu, Am, Cm, Bk, Cf, Es, Fm, Mdの塩化物, Hgの無機化合物の塩化物及び難溶性(四塩化ウラン等)、不溶性のウラン化合物の塩化物	4×10 ⁻³	9×10 ⁻¹	2×10 ⁻⁵	
¹⁴⁴ Cl	H, Li, Na, Si, P, K, Ni, Rb, Sr, Mo, Ag, Te, I, Cs, Ba, La, Gd, W, Pt, Tl, Pb, Po, Frの塩化物, Seの無機化合物の塩化物, Hgの有機化合物の塩化物及び大部分の六価のウラン化合物の塩化物	5×10 ⁻¹	7×10 ⁰	5×10 ⁻³	
¹⁴⁵ Cl	Be, Mg, Al, Ca, Sc, Ti, V, Cr, Mn, Fe, Co, Cu, Zn, Ga, Ge, As, Y, Zr, Nb, Tc, Ru, Rh, Pd, Cd, In, Sn, Sb, Ce, Pr, Nd, Pm, Sm, Eu, Tb, Dy, Ho, Er, Tm, Yb, Lu, Hf, Ta, Re, Os, Ir, Au, Bi, Ra, Ac, Th, Pa, Np, Pu, Am, Cm, Bk, Cf, Es, Fm, Mdの塩化物, Hgの無機化合物の塩化物及び難溶性(四塩化ウラン等)、不溶性のウラン化合物の塩化物	3×10 ⁻¹	7×10 ⁰	3×10 ⁻³	
¹⁴⁶ Cl	Be, Mg, Al, Ca, Sc, Ti, V, Cr, Mn, Fe, Co, Cu, Zn, Ga, Ge, As, Y, Zr, Nb, Tc, Ru, Rh, Pd, Cd, In, Sn, Sb, Ce, Pr, Nd, Pm, Sm, Eu, Tb, Dy, Ho, Er, Tm, Yb, Lu, Hf, Ta, Re, Os, Ir, Au, Bi, Ra, Ac, Th, Pa, Np, Pu, Am, Cm, Bk, Cf, Es, Fm, Mdの塩化物, Hgの無機化合物の塩化物及び難溶性(四塩化ウラン等)、不溶性のウラン化合物の塩化物	3×10 ⁻¹	8×10 ⁰	3×10 ⁻³	
¹⁴⁷ Cl	H, Li, Na, Si, P, K, Ni, Rb, Sr, Mo, Ag, Te, I, Cs, Ba, La, Gd, W, Pt, Tl, Pb, Po, Frの塩化物, Seの無機化合物の塩化物, Hgの有機化合物の塩化物及び大部分の六価のウラン化合物の塩化物	4×10 ⁻¹	1×10 ¹	5×10 ⁻³	
¹⁴⁸ Cl	Be, Mg, Al, Ca, Sc, Ti, V, Cr, Mn, Fe, Co, Cu, Zn, Ga, Ge, As, Y, Zr, Nb, Tc, Ru, Rh, Pd, Cd, In, Sn, Sb, Ce, Pr, Nd, Pm, Sm, Eu, Tb, Dy, Ho, Er, Tm, Yb, Lu, Hf, Ta, Re, Os, Ir, Au, Bi, Ra, Ac, Th, Pa, Np, Pu, Am, Cm, Bk, Cf, Es, Fm, Mdの塩化物, Hgの無機化合物の塩化物及び難溶性(四塩化ウラン等)、不溶性のウラン化合物の塩化物	3×10 ⁻¹	1×10 ¹	3×10 ⁻³	

		担当課	医療対策課	検索番号	3 - 1
法令名	臨床検査技師等に関する法律	根拠条項	20の3 - 1		
許認可等	衛生検査所の登録				
(根拠規定) 続き					
第一欄		第二欄	第三欄	第四欄	
放射性同位元素の種類		空气中濃度限度 (Bq / cm ³)	排液中又は排水 中の濃度限度 (Bq / cm ³)	排気中又は空気 中の濃度限度 (Bq / cm ³)	
核種	化学形等				
¹⁴ C	H, Li, Na, Si, P, K, Ni, Rb, Sr, Mo, Ag, Te, I, Cs, Ba, La, Gd, W, Pt, Tl, Pb, Po, Frの塩化物, Seの無機化合物の塩化物, Hgの有機化合物の塩化物及び大部分の六価のウラン化合物の塩化物	5×10 ⁰	1×10 ²	5×10 ⁻²	
⁴⁰ Cl	Be, Mg, Al, Ca, Sc, Ti, V, Cr, Mn, Fe, Co, Cu, Zn, Ga, Ge, As, Y, Zr, Nb, Tc, Ru, Rh, Pd, Cd, In, Sn, Sb, Ce, Pr, Nd, Pm, Sm, Eu, Tb, Dy, Ho, Er, Tm, Yb, Lu, Hf, Ta, Re, Os, Ir, Au, Bi, Ra, Ac, Th, Pa, Np, Pu, Am, Cm, Bk, Cf, Es, Fm, Mdの塩化物, Hgの無機化合物の塩化物及び難溶性(四塩化ウラン等)、不溶性のウラン化合物の塩化物	4×10 ⁰	1×10 ²	4×10 ⁻²	
³⁷ Ar	{サブマージョン}	1×10 ⁵		7×10 ²	
³⁹ Ar	{サブマージョン}	5×10 ¹		2×10 ⁻¹	
⁴¹ Ar	{サブマージョン}	1×10 ⁻¹		5×10 ⁻⁴	
⁴² Ar	{サブマージョン}	5×10 ¹		2×10 ⁻¹	
⁴⁴ Ar	{サブマージョン}	7×10 ⁻²		3×10 ⁻⁴	
³⁸ K	すべての化合物	1×10 ⁰	3×10 ¹	1×10 ⁻²	
⁴⁰ K	すべての化合物	7×10 ⁻³	1×10 ⁻¹	5×10 ⁻⁵	
⁴² K	すべての化合物	1×10 ⁻¹	2×10 ⁰	9×10 ⁻⁴	
⁴³ K	すべての化合物	8×10 ⁻²	3×10 ⁰	8×10 ⁻⁴	
⁴⁴ K	すべての化合物	6×10 ⁻¹	1×10 ¹	6×10 ⁻³	
⁴⁶ K	すべての化合物	7×10 ⁻¹	2×10 ¹	8×10 ⁻³	
⁴¹ Ca	すべての化合物	1×10 ⁻¹	4×10 ⁰	1×10 ⁻³	
⁴⁶ Ca	すべての化合物	9×10 ⁻³	1×10 ⁰	5×10 ⁻⁵	
⁴⁷ Ca	すべての化合物	1×10 ⁻²	5×10 ⁻¹	7×10 ⁻⁵	
⁴⁸ Ca	すべての化合物	7×10 ⁻¹	2×10 ¹	7×10 ⁻³	
⁴³ Sc	すべての化合物	1×10 ⁻¹	4×10 ⁰	1×10 ⁻³	
⁴⁴ Sc	すべての化合物	7×10 ⁻²	2×10 ⁰	6×10 ⁻⁴	
⁴⁶ Sc	すべての化合物	1×10 ⁻²	3×10 ⁻¹	8×10 ⁻⁵	
⁴⁶ Sc	すべての化合物	4×10 ⁻³	6×10 ⁻¹	2×10 ⁻⁵	
⁴⁷ Sc	すべての化合物	3×10 ⁻²	1×10 ⁰	2×10 ⁻⁴	
⁴⁸ Sc	すべての化合物	1×10 ⁻²	5×10 ⁻¹	1×10 ⁻⁴	
⁴⁸ Sc	すべての化合物	3×10 ⁻¹	1×10 ¹	3×10 ⁻³	
⁴⁴ Ti	酸化物, 水酸化物, 炭化物, ハロゲン化物, 硝酸塩及びチタン酸ストロンチウム以外の化合物	3×10 ⁻⁴	1×10 ⁻¹	2×10 ⁻⁶	
⁴⁴ Ti	酸化物, 水酸化物, 炭化物, ハロゲン化物及び硝酸塩	8×10 ⁻⁴	1×10 ⁻¹	3×10 ⁻⁶	
⁴⁴ Ti	チタン酸ストロンチウム	3×10 ⁻⁴	1×10 ⁻¹	1×10 ⁻⁶	
⁴⁶ Ti	酸化物, 水酸化物, 炭化物, ハロゲン化物, 硝酸塩及びチタン酸ストロンチウム以外の化合物	3×10 ⁻¹	6×10 ⁰	3×10 ⁻³	
⁴⁶ Ti	チタン酸ストロンチウム	1×10 ⁻¹	6×10 ⁰	1×10 ⁻³	
⁵¹ Ti	酸化物, 水酸化物, 炭化物, ハロゲン化物, 硝酸塩及びチタン酸ストロンチウム以外の化合物	2×10 ⁰	5×10 ¹	2×10 ⁻²	

		担当課	医療対策課	検索番号	3 - 1
法令名	臨床検査技師等に関する法律	根拠条項	20の3 - 1		
許認可等	衛生検査所の登録				
(根拠規定) 続き					
第一欄		第二欄	第三欄	第四欄	
放射性同位元素の種類		空气中濃度限度(Bq / cm ³)	排液中又は排水中の濃度限度(Bq / cm ³)	排気中又は空气中の濃度限度(Bq / cm ³)	
核種	化学形等				
⁵¹ Ti	酸化物、水酸化物、炭化物、ハロゲン化物及び硝酸塩	2 × 10 ⁰	5 × 10 ¹	2 × 10 ⁻²	
⁵¹ Ti	チタン酸ストロンチウム	2 × 10 ⁰	5 × 10 ¹	2 × 10 ⁻²	
⁴⁷ V	酸化物、水酸化物、炭化物及びハロゲン化物以外の化合物	7 × 10 ⁻¹	1 × 10 ¹	7 × 10 ⁻³	
⁴⁷ V	酸化物、水酸化物、炭化物及びハロゲン化物	4 × 10 ⁻¹	1 × 10 ¹	4 × 10 ⁻³	
⁴⁹ V	酸化物、水酸化物、炭化物及びハロゲン化物以外の化合物	1 × 10 ⁻²	4 × 10 ⁻¹	1 × 10 ⁻⁴	
⁴⁹ V	酸化物、水酸化物、炭化物及びハロゲン化物	8 × 10 ⁻³	4 × 10 ⁻¹	5 × 10 ⁻⁵	
⁴⁹ V	酸化物、水酸化物、炭化物及びハロゲン化物以外の化合物	8 × 10 ⁻¹	4 × 10 ¹	5 × 10 ⁻³	
⁴⁹ V	酸化物、水酸化物、炭化物及びハロゲン化物	9 × 10 ⁻¹	4 × 10 ¹	3 × 10 ⁻³	
⁵⁰ V	酸化物、水酸化物、炭化物及びハロゲン化物以外の化合物	2 × 10 ⁻⁴	2 × 10 ⁻¹	2 × 10 ⁻⁶	
⁵⁰ V	酸化物、水酸化物、炭化物及びハロゲン化物	8 × 10 ⁻⁴	2 × 10 ⁻¹	4 × 10 ⁻⁶	
⁵² V	酸化物、水酸化物、炭化物及びハロゲン化物以外の化合物	3 × 10 ⁰	6 × 10 ¹	3 × 10 ⁻²	
⁵² V	酸化物、水酸化物、炭化物及びハロゲン化物	2 × 10 ⁰	6 × 10 ¹	2 × 10 ⁻²	
⁵³ V	酸化物、水酸化物、炭化物及びハロゲン化物以外の化合物	6 × 10 ⁰	1 × 10 ²	6 × 10 ⁻²	
⁵³ V	酸化物、水酸化物、炭化物及びハロゲン化物	5 × 10 ⁰	1 × 10 ²	5 × 10 ⁻²	
⁴⁸ Cr	六価の化合物〔経口摂取〕		4 × 10 ⁰		
⁴⁸ Cr	三価の化合物〔経口摂取〕		4 × 10 ⁰		
⁴⁸ Cr	ハロゲン化物、硝酸塩、酸化物及び水酸化物以外の化合物	1 × 10 ⁻¹		1 × 10 ⁻³	
⁴⁸ Cr	ハロゲン化物及び硝酸塩	9 × 10 ⁻²		6 × 10 ⁻⁴	
⁴⁸ Cr	酸化物及び水酸化物	8 × 10 ⁻²		6 × 10 ⁻⁴	
⁴⁹ Cr	六価の化合物〔経口摂取〕		1 × 10 ¹		
⁴⁹ Cr	三価の化合物〔経口摂取〕		1 × 10 ¹		
⁴⁹ Cr	ハロゲン化物、硝酸塩、酸化物及び水酸化物以外の化合物	6 × 10 ⁻¹		6 × 10 ⁻³	
⁴⁹ Cr	ハロゲン化物及び硝酸塩	4 × 10 ⁻¹		4 × 10 ⁻³	
⁴⁹ Cr	酸化物及び水酸化物	4 × 10 ⁻¹		3 × 10 ⁻³	
⁵¹ Cr	六価の化合物〔経口摂取〕		2 × 10 ¹		
⁵¹ Cr	三価の化合物〔経口摂取〕		2 × 10 ¹		
⁵¹ Cr	ハロゲン化物、硝酸塩、酸化物及び水酸化物以外の化合物	7 × 10 ⁻¹		6 × 10 ⁻³	
⁵¹ Cr	ハロゲン化物及び硝酸塩	6 × 10 ⁻¹		4 × 10 ⁻³	
⁵¹ Cr	酸化物及び水酸化物	6 × 10 ⁻¹		3 × 10 ⁻³	
⁵⁶ Cr	六価の化合物〔経口摂取〕		7 × 10 ¹		
⁵⁶ Cr	三価の化合物〔経口摂取〕		7 × 10 ¹		
⁵⁶ Cr	ハロゲン化物、硝酸塩、酸化物及び水酸化物以外の化合物	4 × 10 ⁰		4 × 10 ⁻²	
⁵⁶ Cr	ハロゲン化物及び硝酸塩	3 × 10 ⁰		3 × 10 ⁻²	
⁵⁶ Cr	酸化物及び水酸化物	3 × 10 ⁰		3 × 10 ⁻²	
⁵¹ Mn	酸化物、水酸化物、ハロゲン化物及び硝酸塩以外の化合物	5 × 10 ⁻¹	9 × 10 ⁰	5 × 10 ⁻³	
⁵¹ Mn	酸化物、水酸化物、ハロゲン化物及び硝酸塩	3 × 10 ⁻¹	9 × 10 ⁰	3 × 10 ⁻³	

		担当課	医療対策課	検索番号	3 - 1
法令名	臨床検査技師等に関する法律	根拠条項	20の3 - 1		
許認可等	衛生検査所の登録				
(根拠規定) 続き					
第一欄		第二欄	第三欄	第四欄	
放射性同位元素の種類		空气中濃度限度(Bq / cm ³)	排液中又は排水中の濃度限度(Bq / cm ³)	排気中又は空气中の濃度限度(Bq / cm ³)	
核種	化学形等				
⁵² Mn	酸化物、水酸化物、ハロゲン化物及び硝酸塩以外の化合物	1 × 10 ⁻²	5 × 10 ⁻¹	1 × 10 ⁻⁴	
⁵² Mn	酸化物、水酸化物、ハロゲン化物及び硝酸塩	1 × 10 ⁻²	5 × 10 ⁻¹	9 × 10 ⁻⁵	
⁵² Mn	酸化物、水酸化物、ハロゲン化物及び硝酸塩以外の化合物	6 × 10 ⁻¹	1 × 10 ¹	6 × 10 ⁻³	
⁵² Mn	酸化物、水酸化物、ハロゲン化物及び硝酸塩	4 × 10 ⁻¹	1 × 10 ¹	4 × 10 ⁻³	
⁵³ Mn	酸化物、水酸化物、ハロゲン化物及び硝酸塩以外の化合物	6 × 10 ⁻¹	3 × 10 ¹	4 × 10 ⁻³	
⁵³ Mn	酸化物、水酸化物、ハロゲン化物及び硝酸塩	6 × 10 ⁻¹	3 × 10 ¹	2 × 10 ⁻³	
⁵⁴ Mn	酸化物、水酸化物、ハロゲン化物及び硝酸塩以外の化合物	2 × 10 ⁻²	1 × 10 ⁰	1 × 10 ⁻⁴	
⁵⁴ Mn	酸化物、水酸化物、ハロゲン化物及び硝酸塩	2 × 10 ⁻²	1 × 10 ⁰	8 × 10 ⁻⁵	
⁵⁶ Mn	酸化物、水酸化物、ハロゲン化物及び硝酸塩以外の化合物	2 × 10 ⁻¹	3 × 10 ⁰	2 × 10 ⁻³	
⁵⁶ Mn	酸化物、水酸化物、ハロゲン化物及び硝酸塩	1 × 10 ⁻¹	3 × 10 ⁰	1 × 10 ⁻³	
⁵⁷ Mn	酸化物、水酸化物、ハロゲン化物及び硝酸塩以外の化合物	8 × 10 ⁰	2 × 10 ²	8 × 10 ⁻²	
⁵⁷ Mn	酸化物、水酸化物、ハロゲン化物及び硝酸塩	7 × 10 ⁰	2 × 10 ²	7 × 10 ⁻²	
⁵² Fe	酸化物、水酸化物及びハロゲン化物以外の化合物	3 × 10 ⁻²	6 × 10 ⁻¹	3 × 10 ⁻⁴	
⁵² Fe	酸化物、水酸化物及びハロゲン化物	2 × 10 ⁻²	6 × 10 ⁻¹	2 × 10 ⁻⁴	
⁵³ Fe	酸化物、水酸化物及びハロゲン化物以外の化合物	1 × 10 ⁰	3 × 10 ¹	1 × 10 ⁻²	
⁵³ Fe	酸化物、水酸化物及びハロゲン化物	1 × 10 ⁰	3 × 10 ¹	1 × 10 ⁻²	
⁵⁶ Fe	酸化物、水酸化物及びハロゲン化物以外の化合物	2 × 10 ⁻²	2 × 10 ⁰	2 × 10 ⁻⁴	
⁵⁶ Fe	酸化物、水酸化物及びハロゲン化物	6 × 10 ⁻²	2 × 10 ⁰	3 × 10 ⁻⁴	
⁵⁹ Fe	酸化物、水酸化物及びハロゲン化物以外の化合物	7 × 10 ⁻³	4 × 10 ⁻¹	5 × 10 ⁻⁵	
⁵⁹ Fe	酸化物、水酸化物及びハロゲン化物	7 × 10 ⁻³	4 × 10 ⁻¹	3 × 10 ⁻⁵	
⁶⁰ Fe	酸化物、水酸化物及びハロゲン化物以外の化合物	6 × 10 ⁻⁵	8 × 10 ⁻³	5 × 10 ⁻⁷	
⁶⁰ Fe	酸化物、水酸化物及びハロゲン化物	2 × 10 ⁻⁴	8 × 10 ⁻³	1 × 10 ⁻⁶	
⁵⁵ Co	酸化物、水酸化物及び無機化合物以外の化合物〔経口摂取〕		9 × 10 ⁻¹		
⁵⁵ Co	酸化物、水酸化物及び無機化合物〔経口摂取〕		9 × 10 ⁻¹		
⁵⁵ Co	酸化物、水酸化物、ハロゲン化物及び硝酸塩以外の化合物	3 × 10 ⁻²		2 × 10 ⁻⁴	
⁵⁵ Co	酸化物、水酸化物、ハロゲン化物及び硝酸塩	3 × 10 ⁻²		2 × 10 ⁻⁴	
⁵⁶ Co	酸化物、水酸化物及び無機化合物以外の化合物〔経口摂取〕		3 × 10 ⁻¹		
⁵⁶ Co	酸化物、水酸化物及び無機化合物〔経口摂取〕		3 × 10 ⁻¹		
⁵⁶ Co	酸化物、水酸化物、ハロゲン化物及び硝酸塩以外の化合物	5 × 10 ⁻³		3 × 10 ⁻⁵	
⁵⁶ Co	酸化物、水酸化物、ハロゲン化物及び硝酸塩	4 × 10 ⁻³		2 × 10 ⁻⁵	
⁵⁷ Co	酸化物、水酸化物及び無機化合物以外の化合物〔経口摂取〕		4 × 10 ⁰		
⁵⁷ Co	酸化物、水酸化物及び無機化合物〔経口摂取〕		4 × 10 ⁰		
⁵⁷ Co	酸化物、水酸化物、ハロゲン化物及び硝酸塩以外の化合物	5 × 10 ⁻²		2 × 10 ⁻⁴	
⁵⁷ Co	酸化物、水酸化物、ハロゲン化物及び硝酸塩	3 × 10 ⁻²		1 × 10 ⁻⁴	
⁵⁸ Co	酸化物、水酸化物及び無機化合物以外の化合物〔経口摂取〕		1 × 10 ⁰		
⁵⁸ Co	酸化物、水酸化物及び無機化合物〔経口摂取〕		1 × 10 ⁰		
⁵⁸ Co	酸化物、水酸化物、ハロゲン化物及び硝酸塩以外の化合物	1 × 10 ⁻²		8 × 10 ⁻⁵	

		担当課	医療対策課	検索番号	3 - 1
法令名	臨床検査技師等に関する法律	根拠条項	20の3 - 1		
許認可等	衛生検査所の登録				
(根拠規定) 続き					
第一欄		第二欄	第三欄	第四欄	
放射性同位元素の種類		空气中濃度限度(Bq/cm ³)	排液中又は排水中の濃度限度(Bq/cm ³)	排気中又は空气中の濃度限度(Bq/cm ³)	
核種	化学形等				
⁵⁸ Co	酸化物、水酸化物、ハロゲン化物及び硝酸塩	1 × 10 ⁻²		6 × 10 ⁻⁵	
^{58m} Co	酸化物、水酸化物及び無機化合物以外の化合物〔経口摂取〕		4 × 10 ¹		
⁵⁸ⁿ Co	酸化物、水酸化物及び無機化合物〔経口摂取〕		4 × 10 ¹		
^{58p} Co	酸化物、水酸化物、ハロゲン化物及び硝酸塩以外の化合物	1 × 10 ⁰		9 × 10 ⁻³	
^{58r} Co	酸化物、水酸化物、ハロゲン化物及び硝酸塩	1 × 10 ⁰		7 × 10 ⁻³	
⁶⁰ Co	酸化物、水酸化物及び無機化合物以外の化合物〔経口摂取〕		2 × 10 ⁻¹		
⁶⁰ⁿ Co	酸化物、水酸化物及び無機化合物〔経口摂取〕		2 × 10 ⁻¹		
^{60p} Co	酸化物、水酸化物、ハロゲン化物及び硝酸塩以外の化合物	3 × 10 ⁻³		1 × 10 ⁻⁵	
^{60r} Co	酸化物、水酸化物、ハロゲン化物及び硝酸塩	1 × 10 ⁻³		4 × 10 ⁻⁶	
^{60t} Co	酸化物、水酸化物及び無機化合物以外の化合物〔経口摂取〕		5 × 10 ²		
^{60u} Co	酸化物、水酸化物及び無機化合物〔経口摂取〕		5 × 10 ²		
^{60v} Co	酸化物、水酸化物、ハロゲン化物及び硝酸塩以外の化合物	2 × 10 ¹		1 × 10 ⁻¹	
^{60w} Co	酸化物、水酸化物、ハロゲン化物及び硝酸塩	2 × 10 ¹		9 × 10 ⁻²	
⁶¹ Co	酸化物、水酸化物及び無機化合物以外の化合物〔経口摂取〕		1 × 10 ¹		
⁶¹ⁿ Co	酸化物、水酸化物及び無機化合物〔経口摂取〕		1 × 10 ¹		
^{61p} Co	酸化物、水酸化物、ハロゲン化物及び硝酸塩以外の化合物	3 × 10 ⁻¹		3 × 10 ⁻³	
^{61r} Co	酸化物、水酸化物、ハロゲン化物及び硝酸塩	3 × 10 ⁻¹		2 × 10 ⁻³	
⁶² Co	酸化物、水酸化物及び無機化合物以外の化合物〔経口摂取〕		9 × 10 ¹		
⁶²ⁿ Co	酸化物、水酸化物及び無機化合物〔経口摂取〕		9 × 10 ¹		
^{62p} Co	酸化物、水酸化物、ハロゲン化物及び硝酸塩以外の化合物	5 × 10 ⁰		5 × 10 ⁻²	
^{62r} Co	酸化物、水酸化物、ハロゲン化物及び硝酸塩	5 × 10 ⁰		5 × 10 ⁻²	
^{62t} Co	酸化物、水酸化物及び無機化合物以外の化合物〔経口摂取〕		2 × 10 ¹		
^{62u} Co	酸化物、水酸化物及び無機化合物〔経口摂取〕		2 × 10 ¹		
^{62v} Co	酸化物、水酸化物、ハロゲン化物及び硝酸塩以外の化合物	6 × 10 ⁻¹		6 × 10 ⁻³	
^{62w} Co	酸化物、水酸化物、ハロゲン化物及び硝酸塩	6 × 10 ⁻¹		6 × 10 ⁻³	
⁵⁶ Ni	ニッケルカルボニル	2 × 10 ⁻²		1 × 10 ⁻⁴	
⁵⁶ⁿ Ni	酸化物、水酸化物、炭化物及びニッケルカルボニル以外の化合物	3 × 10 ⁻²	1 × 10 ⁰	2 × 10 ⁻⁴	
^{56p} Ni	酸化物、水酸化物及び炭化物	2 × 10 ⁻²	1 × 10 ⁰	1 × 10 ⁻⁴	
⁵⁷ Ni	ニッケルカルボニル	4 × 10 ⁻²		2 × 10 ⁻⁴	
⁵⁷ⁿ Ni	酸化物、水酸化物、炭化物及びニッケルカルボニル以外の化合物	4 × 10 ⁻²	1 × 10 ⁰	5 × 10 ⁻⁴	
^{57p} Ni	酸化物、水酸化物及び炭化物	3 × 10 ⁻²	1 × 10 ⁰	2 × 10 ⁻⁴	
⁵⁸ Ni	ニッケルカルボニル	3 × 10 ⁻²		1 × 10 ⁻⁴	
⁵⁸ⁿ Ni	酸化物、水酸化物、炭化物及びニッケルカルボニル以外の化合物	9 × 10 ⁻²	1 × 10 ¹	7 × 10 ⁻⁴	
^{58p} Ni	酸化物、水酸化物及び炭化物	2 × 10 ⁻¹	1 × 10 ¹	9 × 10 ⁻⁴	
⁶³ Ni	ニッケルカルボニル	1 × 10 ⁻²		6 × 10 ⁻⁵	
⁶³ⁿ Ni	酸化物、水酸化物、炭化物及びニッケルカルボニル以外の化合物	4 × 10 ⁻²	6 × 10 ⁰	3 × 10 ⁻⁴	

		担当課	医療対策課	検索番号	3 - 1
法令名	臨床検査技師等に関する法律	根拠条項	20の3 - 1		
許認可等	衛生検査所の登録				
(根拠規定) 続き					
第一欄		第二欄	第三欄	第四欄	
放射性同位元素の種類		空气中濃度限度(Bq / cm ³)	排液中又は排水中の濃度限度(Bq / cm ³)	排気中又は空气中の濃度限度(Bq / cm ³)	
核種	化学形等				
⁶³ Ni	酸化物、水酸化物及び炭化物	7 × 10 ⁻²	6 × 10 ⁰	3 × 10 ⁻⁴	
⁶⁵ Ni	ニッケルカルボニル	6 × 10 ⁻²		3 × 10 ⁻⁴	
⁶⁵ Ni	酸化物、水酸化物、炭化物及びニッケルカルボニル以外の化合物	3 × 10 ⁻¹	5 × 10 ⁰	3 × 10 ⁻³	
⁶⁶ Ni	酸化物、水酸化物及び炭化物	2 × 10 ⁻¹	5 × 10 ⁰	1 × 10 ⁻³	
⁶⁸ Ni	ニッケルカルボニル	1 × 10 ⁻²		8 × 10 ⁻⁵	
⁶⁸ Ni	酸化物、水酸化物、炭化物及びニッケルカルボニル以外の化合物	3 × 10 ⁻²	3 × 10 ⁻¹	3 × 10 ⁻⁴	
⁶⁸ Ni	酸化物、水酸化物及び炭化物	1 × 10 ⁻²	3 × 10 ⁻¹	7 × 10 ⁻⁵	
⁶⁷ Cu	硫化物、ハロゲン化物、硝酸塩、酸化物及び水酸化物以外の無機化合物	2 × 10 ³	2 × 10 ⁴	1 × 10 ¹	
⁶⁷ Cu	硫化物、ハロゲン化物及び硝酸塩	2 × 10 ³	2 × 10 ⁴	1 × 10 ¹	
⁶⁷ Cu	酸化物及び水酸化物	2 × 10 ³	2 × 10 ⁴	1 × 10 ¹	
⁶⁴ Cu	硫化物、ハロゲン化物、硝酸塩、酸化物及び水酸化物以外の無機化合物	5 × 10 ⁻¹	1 × 10 ¹	5 × 10 ⁻³	
⁶⁴ Cu	硫化物、ハロゲン化物及び硝酸塩	3 × 10 ⁻¹	1 × 10 ¹	4 × 10 ⁻³	
⁶⁴ Cu	酸化物及び水酸化物	3 × 10 ⁻¹	1 × 10 ¹	3 × 10 ⁻³	
⁶¹ Cu	硫化物、ハロゲン化物、硝酸塩、酸化物及び水酸化物以外の無機化合物	3 × 10 ⁻¹	7 × 10 ⁰	3 × 10 ⁻³	
⁶¹ Cu	硫化物、ハロゲン化物及び硝酸塩	2 × 10 ⁻¹	7 × 10 ⁰	2 × 10 ⁻³	
⁶¹ Cu	酸化物及び水酸化物	2 × 10 ⁻¹	7 × 10 ⁰	2 × 10 ⁻³	
⁶² Cu	硫化物、ハロゲン化物、硝酸塩、酸化物及び水酸化物以外の無機化合物	1 × 10 ⁰	2 × 10 ¹	1 × 10 ⁻²	
⁶² Cu	硫化物、ハロゲン化物及び硝酸塩	9 × 10 ⁻¹	2 × 10 ¹	9 × 10 ⁻³	
⁶² Cu	酸化物及び水酸化物	9 × 10 ⁻¹	2 × 10 ¹	9 × 10 ⁻³	
⁶⁴ Cu	硫化物、ハロゲン化物、硝酸塩、酸化物及び水酸化物以外の無機化合物	3 × 10 ⁻¹	7 × 10 ⁰	3 × 10 ⁻³	
⁶⁴ Cu	硫化物、ハロゲン化物及び硝酸塩	1 × 10 ⁻¹	7 × 10 ⁰	1 × 10 ⁻³	
⁶⁴ Cu	酸化物及び水酸化物	1 × 10 ⁻¹	7 × 10 ⁰	1 × 10 ⁻³	
⁶⁶ Cu	硫化物、ハロゲン化物、硝酸塩、酸化物及び水酸化物以外の無機化合物	3 × 10 ⁰	5 × 10 ¹	3 × 10 ⁻²	
⁶⁶ Cu	硫化物、ハロゲン化物及び硝酸塩	2 × 10 ⁰	5 × 10 ¹	2 × 10 ⁻²	
⁶⁶ Cu	酸化物及び水酸化物	2 × 10 ⁰	5 × 10 ¹	2 × 10 ⁻²	
⁶⁷ Cu	硫化物、ハロゲン化物、硝酸塩、酸化物及び水酸化物以外の無機化合物	1 × 10 ⁻¹	2 × 10 ⁰	1 × 10 ⁻³	
⁶⁷ Cu	硫化物、ハロゲン化物及び硝酸塩	4 × 10 ⁻²	2 × 10 ⁰	2 × 10 ⁻⁴	
⁶⁷ Cu	酸化物及び水酸化物	4 × 10 ⁻²	2 × 10 ⁰	2 × 10 ⁻⁴	
⁶² Zn	すべての化合物	3 × 10 ⁻²	9 × 10 ⁻¹	2 × 10 ⁻⁴	
⁶³ Zn	すべての化合物	3 × 10 ⁻¹	1 × 10 ¹	3 × 10 ⁻³	
⁶⁵ Zn	すべての化合物	7 × 10 ⁻³	2 × 10 ⁻¹	6 × 10 ⁻⁵	
⁶⁹ Zn	すべての化合物	5 × 10 ⁻¹	3 × 10 ¹	4 × 10 ⁻³	
^{69m} Zn	すべての化合物	6 × 10 ⁻²	3 × 10 ⁰	4 × 10 ⁻⁴	
^{71m} Zn	すべての化合物	9 × 10 ⁻²	4 × 10 ⁰	7 × 10 ⁻⁴	

		担当課	医療対策課	検索番号	3 - 1
法令名	臨床検査技師等に関する法律	根拠条項	20の3 - 1		
許認可等	衛生検査所の登録				
(根拠規定) 続き					
第一欄		第二欄	第三欄	第四欄	
放射性同位元素の種類		空气中濃度限度(Bq / cm ³)	排液中又は排水中の濃度限度(Bq / cm ³)	排気中又は空气中の濃度限度(Bq / cm ³)	
核種	化学形等				
⁷² Zn	すべての化合物	1 × 10 ⁻²	6 × 10 ⁻¹	9 × 10 ⁻⁵	
⁶⁵ Ga	酸化物、水酸化物、炭化物、ハロゲン化物及び硝酸塩以外の化合物	1 × 10 ⁰	2 × 10 ¹	1 × 10 ⁻²	
⁶⁵ Ga	酸化物、水酸化物、炭化物、ハロゲン化物及び硝酸塩	7 × 10 ⁻¹	2 × 10 ¹	7 × 10 ⁻³	
⁶⁶ Ga	酸化物、水酸化物、炭化物、ハロゲン化物及び硝酸塩以外の化合物	4 × 10 ⁻²	7 × 10 ⁻¹	4 × 10 ⁻⁴	
⁶⁶ Ga	酸化物、水酸化物、炭化物、ハロゲン化物及び硝酸塩	3 × 10 ⁻²	7 × 10 ⁻¹	3 × 10 ⁻⁴	
⁶⁷ Ga	酸化物、水酸化物、炭化物、ハロゲン化物及び硝酸塩以外の化合物	2 × 10 ⁻¹	4 × 10 ⁰	2 × 10 ⁻³	
⁶⁷ Ga	酸化物、水酸化物、炭化物、ハロゲン化物及び硝酸塩	7 × 10 ⁻²	4 × 10 ⁰	5 × 10 ⁻⁴	
⁶⁸ Ga	酸化物、水酸化物、炭化物、ハロゲン化物及び硝酸塩以外の化合物	4 × 10 ⁻¹	8 × 10 ⁰	4 × 10 ⁻³	
⁶⁸ Ga	酸化物、水酸化物、炭化物、ハロゲン化物及び硝酸塩	3 × 10 ⁻¹	8 × 10 ⁰	2 × 10 ⁻³	
⁷⁰ Ga	酸化物、水酸化物、炭化物、ハロゲン化物及び硝酸塩以外の化合物	1 × 10 ⁰	3 × 10 ¹	1 × 10 ⁻²	
⁷⁰ Ga	酸化物、水酸化物、炭化物、ハロゲン化物及び硝酸塩	8 × 10 ⁻¹	3 × 10 ¹	7 × 10 ⁻³	
⁷² Ga	酸化物、水酸化物、炭化物、ハロゲン化物及び硝酸塩以外の化合物	4 × 10 ⁻²	8 × 10 ⁻¹	4 × 10 ⁻⁴	
⁷² Ga	酸化物、水酸化物、炭化物、ハロゲン化物及び硝酸塩	2 × 10 ⁻²	8 × 10 ⁻¹	2 × 10 ⁻⁴	
⁷³ Ga	酸化物、水酸化物、炭化物、ハロゲン化物及び硝酸塩以外の化合物	2 × 10 ⁻¹	3 × 10 ⁰	2 × 10 ⁻³	
⁷³ Ga	酸化物、水酸化物、炭化物、ハロゲン化物及び硝酸塩	1 × 10 ⁻¹	3 × 10 ⁰	8 × 10 ⁻⁴	
⁶⁶ Ce	酸化物、硫化物及びハロゲン化物以外の化合物	2 × 10 ⁻¹	9 × 10 ⁰	2 × 10 ⁻³	
⁶⁶ Ce	酸化物、硫化物及びハロゲン化物	2 × 10 ⁻¹	9 × 10 ⁰	1 × 10 ⁻³	
⁶⁷ Ce	酸化物、硫化物及びハロゲン化物以外の化合物	7 × 10 ⁻¹	1 × 10 ¹	8 × 10 ⁻³	
⁶⁷ Ce	酸化物、硫化物及びハロゲン化物	5 × 10 ⁻¹	1 × 10 ¹	5 × 10 ⁻³	
⁶⁸ Ce	酸化物、硫化物及びハロゲン化物以外の化合物	3 × 10 ⁻²	7 × 10 ⁻¹	2 × 10 ⁻⁴	
⁶⁸ Ce	酸化物、硫化物及びハロゲン化物	3 × 10 ⁻³	7 × 10 ⁻¹	9 × 10 ⁻⁶	
⁶⁹ Ce	酸化物、硫化物及びハロゲン化物以外の化合物	8 × 10 ⁻²	4 × 10 ⁰	9 × 10 ⁻⁴	
⁶⁹ Ce	酸化物、硫化物及びハロゲン化物	6 × 10 ⁻²	4 × 10 ⁰	4 × 10 ⁻⁴	
⁷¹ Ce	酸化物、硫化物及びハロゲン化物以外の化合物	3 × 10 ⁰	7 × 10 ¹	2 × 10 ⁻²	
⁷¹ Ce	酸化物、硫化物及びハロゲン化物	2 × 10 ⁰	7 × 10 ¹	1 × 10 ⁻²	
⁷⁵ Ce	酸化物、硫化物及びハロゲン化物以外の化合物	8 × 10 ⁻¹	2 × 10 ¹	8 × 10 ⁻³	
⁷⁵ Ce	酸化物、硫化物及びハロゲン化物	4 × 10 ⁻¹	2 × 10 ¹	3 × 10 ⁻³	
⁷⁷ Ce	酸化物、硫化物及びハロゲン化物以外の化合物	8 × 10 ⁻²	3 × 10 ⁰	8 × 10 ⁻⁴	
⁷⁷ Ce	酸化物、硫化物及びハロゲン化物	5 × 10 ⁻²	3 × 10 ⁰	3 × 10 ⁻⁴	
⁷⁸ Ce	酸化物、硫化物及びハロゲン化物以外の化合物	3 × 10 ⁻¹	7 × 10 ⁰	3 × 10 ⁻³	
⁷⁸ Ce	酸化物、硫化物及びハロゲン化物	1 × 10 ⁻¹	7 × 10 ⁰	1 × 10 ⁻³	
⁶⁸ As	すべての化合物	2 × 10 ⁰	4 × 10 ¹	2 × 10 ⁻²	
⁶⁹ As	すべての化合物	6 × 10 ⁻¹	1 × 10 ¹	6 × 10 ⁻³	
⁷⁰ As	すべての化合物	2 × 10 ⁻¹	7 × 10 ⁰	2 × 10 ⁻³	
⁷¹ As	すべての化合物	4 × 10 ⁻²	2 × 10 ⁰	3 × 10 ⁻⁴	
⁷² As	すべての化合物	2 × 10 ⁻²	5 × 10 ⁻¹	1 × 10 ⁻⁴	
⁷³ As	すべての化合物	3 × 10 ⁻²	3 × 10 ⁰	1 × 10 ⁻⁴	

		担当課	医療対策課	検索番号	3 - 1
法令名	臨床検査技師等に関する法律	根拠条項	20の3 - 1		
許認可等	衛生検査所の登録				
(根拠規定) 続き					
第一欄		第二欄	第三欄	第四欄	
放射性同位元素の種類		空气中濃度限度(Bq/cm ³)	排液中又は排水中の濃度限度(Bq/cm ³)	排気中又は空气中の濃度限度(Bq/cm ³)	
核種	化学形等				
⁷⁴ As	すべての化合物	1 × 10 ⁻²	7 × 10 ⁻¹	6 × 10 ⁻⁵	
⁷⁶ As	すべての化合物	2 × 10 ⁻²	5 × 10 ⁻¹	2 × 10 ⁻⁴	
⁷⁷ As	すべての化合物	5 × 10 ⁻²	2 × 10 ⁰	3 × 10 ⁻⁴	
⁷⁸ As	すべての化合物	1 × 10 ⁻¹	4 × 10 ⁰	1 × 10 ⁻³	
⁷⁹ As	すべての化合物	9 × 10 ⁻¹	3 × 10 ¹	9 × 10 ⁻³	
⁷⁰ Se	元素状セレン及びセレン化物以外の化合物〔経口摂取〕		7 × 10 ⁰		
⁷⁰ Se	元素状セレン及びセレン化物〔経口摂取〕		7 × 10 ⁰		
⁷⁰ Se	元素状セレン、酸化物、水酸化物及び炭化物以外の無機化合物	3 × 10 ⁻¹		3 × 10 ⁻³	
⁷⁰ Se	元素状セレン、酸化物、水酸化物及び炭化物	2 × 10 ⁻¹		2 × 10 ⁻³	
⁷¹ Se	元素状セレン及びセレン化物以外の化合物〔経口摂取〕		4 × 10 ¹	2 × 10 ⁻²	
⁷¹ Se	元素状セレン及びセレン化物〔経口摂取〕		4 × 10 ¹	1 × 10 ⁻²	
⁷¹ Se	元素状セレン、酸化物、水酸化物及び炭化物以外の無機化合物	2 × 10 ⁰			
⁷¹ Se	元素状セレン、酸化物、水酸化物及び炭化物	2 × 10 ⁰			
⁷² Se	元素状セレン及びセレン化物以外の化合物〔経口摂取〕		1 × 10 ⁻¹		
⁷² Se	元素状セレン及びセレン化物〔経口摂取〕		1 × 10 ⁻¹		
⁷² Se	元素状セレン、酸化物、水酸化物及び炭化物以外の無機化合物	7 × 10 ⁻³		5 × 10 ⁻⁵	
⁷² Se	元素状セレン、酸化物、水酸化物及び炭化物	5 × 10 ⁻³		4 × 10 ⁻⁵	
⁷³ Se	元素状セレン及びセレン化物以外の化合物〔経口摂取〕		4 × 10 ⁰		
⁷³ Se	元素状セレン及びセレン化物〔経口摂取〕		4 × 10 ⁰		
⁷³ Se	元素状セレン、酸化物、水酸化物及び炭化物以外の無機化合物	1 × 10 ⁻¹		1 × 10 ⁻³	
⁷³ Se	元素状セレン、酸化物、水酸化物及び炭化物	9 × 10 ⁻²		6 × 10 ⁻⁴	
^{73m} Se	元素状セレン及びセレン化物以外の化合物〔経口摂取〕		3 × 10 ¹		
^{73m} Se	元素状セレン及びセレン化物〔経口摂取〕		3 × 10 ¹		
^{73m} Se	元素状セレン、酸化物、水酸化物及び炭化物以外の無機化合物	1 × 10 ⁰		1 × 10 ⁻²	
^{73m} Se	元素状セレン、酸化物、水酸化物及び炭化物	8 × 10 ⁻¹		6 × 10 ⁻³	
⁷⁵ Se	元素状セレン及びセレン化物以外の化合物〔経口摂取〕		3 × 10 ⁻¹		
⁷⁵ Se	元素状セレン及びセレン化物〔経口摂取〕		3 × 10 ⁻¹		
⁷⁵ Se	元素状セレン、酸化物、水酸化物及び炭化物以外の無機化合物	1 × 10 ⁻²		1 × 10 ⁻⁴	
⁷⁵ Se	元素状セレン、酸化物、水酸化物及び炭化物	1 × 10 ⁻²		1 × 10 ⁻⁴	
^{77m} Se	元素状セレン及びセレン化物以外の化合物〔経口摂取〕		1 × 10 ⁴		
^{77m} Se	元素状セレン及びセレン化物〔経口摂取〕		1 × 10 ⁴		
^{77m} Se	元素状セレン、酸化物、水酸化物及び炭化物以外の無機化合物	5 × 10 ¹		6 × 10 ⁻¹	
^{77m} Se	元素状セレン、酸化物、水酸化物及び炭化物	5 × 10 ¹		5 × 10 ⁻¹	
⁷⁹ Se	元素状セレン及びセレン化物以外の化合物〔経口摂取〕		2 × 10 ⁻¹		
⁷⁹ Se	元素状セレン及びセレン化物〔経口摂取〕		2 × 10 ⁻¹		
⁷⁹ Se	元素状セレン、酸化物、水酸化物及び炭化物以外の無機化合物	1 × 10 ⁻²		8 × 10 ⁻⁵	
⁷⁹ Se	元素状セレン、酸化物、水酸化物及び炭化物	7 × 10 ⁻³		5 × 10 ⁻⁵	

		担当課	医療対策課	検索番号	3 - 1
法令名	臨床検査技師等に関する法律	根拠条項	20の3 - 1		
許認可等	衛生検査所の登録				
(根拠規定) 続き					
第一欄		第二欄	第三欄	第四欄	
放射性同位元素の種類		空气中濃度限度(Bq / cm ³)	排液中又は排水中の濃度限度(Bq / cm ³)	排気中又は空气中の濃度限度(Bq / cm ³)	
核種	化学形等				
⁸¹ Se	元素状セレン及びセレン化合物以外の化合物〔経口摂取〕		3 × 10 ¹		
⁸¹ Se	元素状セレン及びセレン化合物〔経口摂取〕		3 × 10 ¹		
⁸¹ Se	元素状セレン、酸化物、水酸化物及び炭化物以外の無機化合物	1 × 10 ⁰		1 × 10 ⁻²	
⁸¹ Se	元素状セレン、酸化物、水酸化物及び炭化物	9 × 10 ⁻¹		8 × 10 ⁻³	
^{81m} Se	元素状セレン及びセレン化合物以外の化合物〔経口摂取〕		2 × 10 ¹		
^{81m} Se	元素状セレン及びセレン化合物〔経口摂取〕		2 × 10 ¹		
^{81m} Se	元素状セレン、酸化物、水酸化物及び炭化物以外の無機化合物	7 × 10 ⁻¹		7 × 10 ⁻³	
^{81m} Se	元素状セレン、酸化物、水酸化物及び炭化物	3 × 10 ⁻¹		3 × 10 ⁻³	
⁸³ Se	元素状セレン及びセレン化合物以外の化合物〔経口摂取〕		2 × 10 ¹		
⁸³ Se	元素状セレン及びセレン化合物〔経口摂取〕		2 × 10 ¹		
⁸³ Se	元素状セレン、酸化物、水酸化物及び炭化物以外の無機化合物	6 × 10 ⁻¹		6 × 10 ⁻³	
⁸³ Se	元素状セレン、酸化物、水酸化物及び炭化物	4 × 10 ⁻¹		4 × 10 ⁻³	
⁷⁴ Br	H, Li, Na, Si, P, K, Ni, Rb, Sr, Mo, Ag, Te, I, Cs, Ba, La, Gd, W, Pt, Tl, Pb, Po, Fr の臭化物, Se の無機化合物の臭化物, Hg の有機化合物の臭化物及び大部分の六価のウラン化合物の臭化物	4 × 10 ⁻¹	1 × 10 ¹	4 × 10 ⁻³	
⁷⁴ Br	Be, Mg, Al, Ca, Sc, Ti, V, Cr, Mn, Fe, Co, Cu, Zn, Ga, Ge, As, Y, Zr, Nb, Tc, Ru, Rh, Pd, Cd, In, Sn, Sb, Ce, Pr, Nd, Pm, Sm, Eu, Tb, Dy, Ho, Er, Tm, Yb, Lu, Hf, Ta, Re, Os, Ir, Au, Bi, Ra, Ac, Th, Pa, Np, Pu, Am, Cm, Bk, Cf, Es, Fm, Md の臭化物, Hg の無機化合物の臭化物及び難溶性、不溶性のウラン化合物の臭化物	3 × 10 ⁻¹	1 × 10 ¹	3 × 10 ⁻³	
⁷⁴ Br	H, Li, Na, Si, P, K, Ni, Rb, Sr, Mo, Ag, Te, I, Cs, Ba, La, Gd, W, Pt, Tl, Pb, Po, Fr の臭化物, Se の無機化合物の臭化物, Hg の有機化合物の臭化物及び大部分の六価のウラン化合物の臭化物	3 × 10 ⁻¹	6 × 10 ⁰	3 × 10 ⁻³	
⁷⁴ Br	Be, Mg, Al, Ca, Sc, Ti, V, Cr, Mn, Fe, Co, Cu, Zn, Ga, Ge, As, Y, Zr, Nb, Tc, Ru, Rh, Pd, Cd, In, Sn, Sb, Ce, Pr, Nd, Pm, Sm, Eu, Tb, Dy, Ho, Er, Tm, Yb, Lu, Hf, Ta, Re, Os, Ir, Au, Bi, Ra, Ac, Th, Pa, Np, Pu, Am, Cm, Bk, Cf, Es, Fm, Md の臭化物, Hg の無機化合物の臭化物及び難溶性、不溶性のウラン化合物の臭化物	2 × 10 ⁻¹	6 × 10 ⁰	2 × 10 ⁻³	
⁷⁵ Br	H, Li, Na, Si, P, K, Ni, Rb, Sr, Mo, Ag, Te, I, Cs, Ba, La, Gd, W, Pt, Tl, Pb, Po, Fr の臭化物, Se の無機化合物の臭化物, Hg の有機化合物の臭化物及び大部分の六価のウラン化合物の臭化物	4 × 10 ⁻¹	1 × 10 ¹	4 × 10 ⁻³	
⁷⁵ Br	Be, Mg, Al, Ca, Sc, Ti, V, Cr, Mn, Fe, Co, Cu, Zn, Ga, Ge, As, Y, Zr, Nb, Tc, Ru, Rh, Pd, Cd, In, Sn, Sb, Ce, Pr, Nd, Pm, Sm, Eu, Tb, Dy, Ho, Er, Tm, Yb, Lu, Hf, Ta, Re, Os, Ir, Au, Bi, Ra, Ac, Th, Pa, Np, Pu, Am, Cm, Bk, Cf, Es, Fm, Md の臭化物, Hg の無機化合物の臭化物及び難溶性、不溶性のウラン化合物の臭化物	2 × 10 ⁻¹	1 × 10 ¹	2 × 10 ⁻³	
⁷⁶ Br	H, Li, Na, Si, P, K, Ni, Rb, Sr, Mo, Ag, Te, I, Cs, Ba, La, Gd, W, Pt, Tl, Pb, Po, Fr の臭化物, Se の無機化合物の臭化物, Hg の有機化合物の臭化物及び大部分の六価のウラン化合物の臭化物	5 × 10 ⁻²	2 × 10 ⁰	5 × 10 ⁻⁴	

		担当課	医療対策課	検索番号	3 - 1
法令名	臨床検査技師等に関する法律	根拠条項	20の3 - 1		
許認可等	衛生検査所の登録				
(根拠規定) 続き					
第一欄		第二欄	第三欄	第四欄	
放射性同位元素の種類		空气中濃度限度(Bq/cm ³)	排液中又は排水中の濃度限度(Bq/cm ³)	排気中又は空气中の濃度限度(Bq/cm ³)	
核種	化学形態				
⁷⁶ Br	Be, Mg, Al, Ca, Sc, Ti, V, Cr, Mn, Fe, Co, Cu, Zn, Ga, Ge, As, Y, Zr, Nb, Tc, Ru, Rh, Pd, Cd, In, Sn, Sb, Ce, Pr, Nd, Pm, Sm, Eu, Tb, Dy, Ho, Er, Tm, Yb, Lu, Hf, Ta, Re, Os, Ir, Au, Bi, Ra, Ac, Th, Pa, Np, Pu, Am, Cm, Bk, Cf, Es, Fm, Md の臭化物, Hg の無機化合物の臭化物及び難溶性、不溶性のウラン化合物の臭化物	4 × 10 ⁻²	2 × 10 ⁰	3 × 10 ⁻⁴	
⁷⁷ Br	H, Li, Na, Si, P, K, Ni, Rb, Sr, Mo, Ag, Te, I, Cs, Ba, La, Gd, W, Pt, Tl, Pb, Po, Fr の臭化物, Se の無機化合物の臭化物, Hg の有機化合物の臭化物及び大部分の六価のウラン化合物の臭化物	2 × 10 ⁻¹	9 × 10 ⁰	2 × 10 ⁻³	
⁷⁷ Br	Be, Mg, Al, Ca, Sc, Ti, V, Cr, Mn, Fe, Co, Cu, Zn, Ga, Ge, As, Y, Zr, Nb, Tc, Ru, Rh, Pd, Cd, In, Sn, Sb, Ce, Pr, Nd, Pm, Sm, Eu, Tb, Dy, Ho, Er, Tm, Yb, Lu, Hf, Ta, Re, Os, Ir, Au, Bi, Ra, Ac, Th, Pa, Np, Pu, Am, Cm, Bk, Cf, Es, Fm, Md の臭化物, Hg の無機化合物の臭化物及び難溶性、不溶性のウラン化合物の臭化物	2 × 10 ⁻¹	9 × 10 ⁰	1 × 10 ⁻³	
⁷⁸ Br	H, Li, Na, Si, P, K, Ni, Rb, Sr, Mo, Ag, Te, I, Cs, Ba, La, Gd, W, Pt, Tl, Pb, Po, Fr の臭化物, Se の無機化合物の臭化物, Hg の有機化合物の臭化物及び大部分の六価のウラン化合物の臭化物	2 × 10 ⁰	4 × 10 ¹	2 × 10 ⁻²	
⁷⁸ Br	Be, Mg, Al, Ca, Sc, Ti, V, Cr, Mn, Fe, Co, Cu, Zn, Ga, Ge, As, Y, Zr, Nb, Tc, Ru, Rh, Pd, Cd, In, Sn, Sb, Ce, Pr, Nd, Pm, Sm, Eu, Tb, Dy, Ho, Er, Tm, Yb, Lu, Hf, Ta, Re, Os, Ir, Au, Bi, Ra, Ac, Th, Pa, Np, Pu, Am, Cm, Bk, Cf, Es, Fm, Md の臭化物, Hg の無機化合物の臭化物及び難溶性、不溶性のウラン化合物の臭化物	1 × 10 ⁰	4 × 10 ¹	1 × 10 ⁻²	
⁸⁰ Br	H, Li, Na, Si, P, K, Ni, Rb, Sr, Mo, Ag, Te, I, Cs, Ba, La, Gd, W, Pt, Tl, Pb, Po, Fr の臭化物, Se の無機化合物の臭化物, Hg の有機化合物の臭化物及び大部分の六価のウラン化合物の臭化物	2 × 10 ⁰	3 × 10 ¹	2 × 10 ⁻²	
⁸⁰ Br	Be, Mg, Al, Ca, Sc, Ti, V, Cr, Mn, Fe, Co, Cu, Zn, Ga, Ge, As, Y, Zr, Nb, Tc, Ru, Rh, Pd, Cd, In, Sn, Sb, Ce, Pr, Nd, Pm, Sm, Eu, Tb, Dy, Ho, Er, Tm, Yb, Lu, Hf, Ta, Re, Os, Ir, Au, Bi, Ra, Ac, Th, Pa, Np, Pu, Am, Cm, Bk, Cf, Es, Fm, Md の臭化物, Hg の無機化合物の臭化物及び難溶性、不溶性のウラン化合物の臭化物	1 × 10 ⁰	3 × 10 ¹	1 × 10 ⁻²	
⁸⁰ Br	H, Li, Na, Si, P, K, Ni, Rb, Sr, Mo, Ag, Te, I, Cs, Ba, La, Gd, W, Pt, Tl, Pb, Po, Fr の臭化物, Se の無機化合物の臭化物, Hg の有機化合物の臭化物及び大部分の六価のウラン化合物の臭化物	4 × 10 ⁻¹	7 × 10 ⁰	3 × 10 ⁻³	
⁸⁰ Br	Be, Mg, Al, Ca, Sc, Ti, V, Cr, Mn, Fe, Co, Cu, Zn, Ga, Ge, As, Y, Zr, Nb, Tc, Ru, Rh, Pd, Cd, In, Sn, Sb, Ce, Pr, Nd, Pm, Sm, Eu, Tb, Dy, Ho, Er, Tm, Yb, Lu, Hf, Ta, Re, Os, Ir, Au, Bi, Ra, Ac, Th, Pa, Np, Pu, Am, Cm, Bk, Cf, Es, Fm, Md の臭化物, Hg の無機化合物の臭化物及び難溶性、不溶性のウラン化合物の臭化物	2 × 10 ⁻¹	7 × 10 ⁰	2 × 10 ⁻³	
⁸² Br	H, Li, Na, Si, P, K, Ni, Rb, Sr, Mo, Ag, Te, I, Cs, Ba, La, Gd, W, Pt, Tl, Pb, Po, Fr の臭化物, Se の無機化合物の臭化物, Hg の有機化合物の臭化物及び大部分の六価のウラン化合物の臭化物	3 × 10 ⁻²	2 × 10 ⁰	3 × 10 ⁻⁴	
⁸² Br	Be, Mg, Al, Ca, Sc, Ti, V, Cr, Mn, Fe, Co, Cu, Zn, Ga, Ge, As, Y, Zr, Nb, Tc, Ru, Rh, Pd, Cd, In, Sn, Sb, Ce, Pr, Nd, Pm, Sm, Eu, Tb, Dy, Ho, Er, Tm, Yb, Lu, Hf, Ta, Re, Os, Ir, Au, Bi, Ra, Ac, Th, Pa, Np, Pu, Am, Cm, Bk, Cf, Es, Fm, Md の臭化物, Hg の無機化合物の臭化物及び難溶性、不溶性のウラン化合物の臭化物	2 × 10 ⁻²	2 × 10 ⁰	2 × 10 ⁻⁴	
⁸³ Br	H, Li, Na, Si, P, K, Ni, Rb, Sr, Mo, Ag, Te, I, Cs, Ba, La, Gd, W, Pt, Tl, Pb, Po, Fr の臭化物, Se の無機化合物の臭化物, Hg の有機化合物の臭化物及び大部分の六価のウラン化合物の臭化物	7 × 10 ⁻¹	2 × 10 ¹	7 × 10 ⁻³	

		担当課	医療対策課	検索番号	3 - 1
法令名	臨床検査技師等に関する法律	根拠条項	20の3 - 1		
許認可等	衛生検査所の登録				
(根拠規定) 続き					
第一欄		第二欄	第三欄	第四欄	
放射性同位元素の種類		空气中濃度限度(Bq / cm ³)	排液中又は排水中の濃度限度(Bq / cm ³)	排気中又は空气中の濃度限度(Bq / cm ³)	
核種	化学形等				
⁸³ Br	Be, Mg, Al, Ca, Sc, Ti, V, Cr, Mn, Fe, Co, Cu, Zn, Ga, Ge, As, Y, Zr, Nb, Tc, Ru, Rh, Pd, Cd, In, Sn, Sb, Ce, Pr, Nd, Pm, Sm, Eu, Tb, Dy, Ho, Er, Tm, Yb, Lu, Hf, Ta, Re, Os, Ir, Au, Bi, Ra, Ac, Th, Pa, Np, Pu, Am, Cm, Bk, Cf, Es, Fm, Mdの臭化物, Hgの無機化合物の臭化物及び難溶性、不溶性のウラン化合物の臭化物	3 × 10 ⁻¹	2 × 10 ¹	3 × 10 ⁻³	
⁸⁴ Br	H, Li, Na, Si, P, K, Ni, Rb, Sr, Mo, Ag, Te, I, Cs, Ba, La, Gd, W, Pt, Tl, Pb, Po, Frの臭化物, Seの無機化合物の臭化物, Hgの有機化合物の臭化物及び大部分の六価のウラン化合物の臭化物	5 × 10 ⁻¹	1 × 10 ¹	5 × 10 ⁻³	
⁸⁴ Br	Be, Mg, Al, Ca, Sc, Ti, V, Cr, Mn, Fe, Co, Cu, Zn, Ga, Ge, As, Y, Zr, Nb, Tc, Ru, Rh, Pd, Cd, In, Sn, Sb, Ce, Pr, Nd, Pm, Sm, Eu, Tb, Dy, Ho, Er, Tm, Yb, Lu, Hf, Ta, Re, Os, Ir, Au, Bi, Ra, Ac, Th, Pa, Np, Pu, Am, Cm, Bk, Cf, Es, Fm, Mdの臭化物, Hgの無機化合物の臭化物及び難溶性、不溶性のウラン化合物の臭化物	3 × 10 ⁻¹	1 × 10 ¹	3 × 10 ⁻³	
⁸⁴ Br	H, Li, Na, Si, P, K, Ni, Rb, Sr, Mo, Ag, Te, I, Cs, Ba, La, Gd, W, Pt, Tl, Pb, Po, Frの臭化物, Seの無機化合物の臭化物, Hgの有機化合物の臭化物及び大部分の六価のウラン化合物の臭化物	1 × 10 ⁰	4 × 10 ¹	2 × 10 ⁻²	
⁸⁴ Br	Be, Mg, Al, Ca, Sc, Ti, V, Cr, Mn, Fe, Co, Cu, Zn, Ga, Ge, As, Y, Zr, Nb, Tc, Ru, Rh, Pd, Cd, In, Sn, Sb, Ce, Pr, Nd, Pm, Sm, Eu, Tb, Dy, Ho, Er, Tm, Yb, Lu, Hf, Ta, Re, Os, Ir, Au, Bi, Ra, Ac, Th, Pa, Np, Pu, Am, Cm, Bk, Cf, Es, Fm, Mdの臭化物, Hgの無機化合物の臭化物及び難溶性、不溶性のウラン化合物の臭化物	1 × 10 ⁰	4 × 10 ¹	1 × 10 ⁻²	
⁷⁴ Kr	{サブマージョン}	1 × 10 ⁻¹		6 × 10 ⁻⁴	
⁷⁵ Kr	{サブマージョン}	1 × 10 ⁻¹		5 × 10 ⁻⁴	
⁷⁶ Kr	{サブマージョン}	4 × 10 ⁻¹		2 × 10 ⁻³	
⁷⁷ Kr	{サブマージョン}	2 × 10 ⁻¹		7 × 10 ⁻⁴	
⁷⁹ Kr	{サブマージョン}	6 × 10 ⁻¹		3 × 10 ⁻³	
⁸¹ Kr	{サブマージョン}	3 × 10 ¹		1 × 10 ⁻¹	
^{81m} Kr	{サブマージョン}	1 × 10 ⁰		6 × 10 ⁻³	
^{83m} Kr	{サブマージョン}	3 × 10 ³		1 × 10 ¹	
⁸⁵ Kr	{サブマージョン}	3 × 10 ¹		1 × 10 ⁻¹	
^{85m} Kr	{サブマージョン}	1 × 10 ⁰		5 × 10 ⁻³	
⁸⁷ Kr	{サブマージョン}	2 × 10 ⁻¹		8 × 10 ⁻⁴	
⁸⁸ Kr	{サブマージョン}	7 × 10 ⁻²		3 × 10 ⁻⁴	
⁸⁹ Kr	{サブマージョン}	7 × 10 ⁻²		3 × 10 ⁻⁴	
⁹⁰ Kr	{サブマージョン}	1 × 10 ⁻¹		5 × 10 ⁻⁴	
⁷⁷ Rb	すべての化合物	2 × 10 ⁰	3 × 10 ¹	2 × 10 ⁻²	
⁷⁸ Rb	すべての化合物	6 × 10 ⁻¹	1 × 10 ¹	6 × 10 ⁻³	
⁷⁹ Rb	すべての化合物	7 × 10 ⁻¹	2 × 10 ¹	7 × 10 ⁻³	
⁸⁰ Rb	すべての化合物	1 × 10 ¹	2 × 10 ²	1 × 10 ⁻¹	
⁸¹ Rb	すべての化合物	3 × 10 ⁻¹	2 × 10 ¹	3 × 10 ⁻³	
^{81m} Rb	すべての化合物	2 × 10 ⁰	9 × 10 ¹	2 × 10 ⁻²	
⁸² Rb	すべての化合物	7 × 10 ⁰	1 × 10 ²	7 × 10 ⁻²	
^{82m} Rb	すべての化合物	9 × 10 ⁻²	7 × 10 ⁰	1 × 10 ⁻³	

		担当課	医療対策課	検索番号	3 - 1
法令名	臨床検査技師等に関する法律	根拠条項	20の3 - 1		
許認可等	衛生検査所の登録				
(根拠規定) 続き					
第一欄		第二欄	第三欄	第四欄	
放射性同位元素の種類		空气中濃度限度(Bq / cm ³)	排液中又は排水中の濃度限度(Bq / cm ³)	排気中又は空气中の濃度限度(Bq / cm ³)	
核種	化学形等				
⁸³ Rb	すべての化合物	2×10 ⁻²	5×10 ⁻¹	2×10 ⁻⁴	
⁸⁴ Rb	すべての化合物	1×10 ⁻²	3×10 ⁻¹	1×10 ⁻⁴	
^{84m} Rb	すべての化合物	2×10 ⁰	1×10 ²	2×10 ⁻²	
⁸⁶ Rb	すべての化合物	2×10 ⁻²	3×10 ⁻¹	1×10 ⁻⁴	
⁸⁷ Rb	すべての化合物	3×10 ⁻²	6×10 ⁻¹	2×10 ⁻⁴	
⁸⁸ Rb	すべての化合物	7×10 ⁻¹	9×10 ⁰	7×10 ⁻³	
⁸⁹ Rb	すべての化合物	8×10 ⁻¹	2×10 ¹	8×10 ⁻³	
⁹⁰ Rb	すべての化合物	3×10 ⁰	4×10 ¹	3×10 ⁻²	
⁸⁰ Sr	チタン酸ストロンチウム以外の化合物	2×10 ⁻¹	2×10 ⁰	2×10 ⁻³	
⁸⁰ Sr	チタン酸ストロンチウム	1×10 ⁻¹	2×10 ⁰	8×10 ⁻⁴	
⁸¹ Sr	チタン酸ストロンチウム以外の化合物	5×10 ⁻¹	1×10 ¹	6×10 ⁻³	
⁸¹ Sr	チタン酸ストロンチウム	3×10 ⁻¹	1×10 ¹	3×10 ⁻³	
⁸² Sr	チタン酸ストロンチウム以外の化合物	6×10 ⁻³	1×10 ⁻¹	5×10 ⁻⁵	
⁸² Sr	チタン酸ストロンチウム	3×10 ⁻³	1×10 ⁻¹	1×10 ⁻⁵	
⁸³ Sr	チタン酸ストロンチウム以外の化合物	7×10 ⁻²	2×10 ⁰	7×10 ⁻⁴	
⁸³ Sr	チタン酸ストロンチウム	4×10 ⁻²	2×10 ⁰	3×10 ⁻⁴	
⁸⁵ Sr	チタン酸ストロンチウム以外の化合物	4×10 ⁻²	1×10 ⁰	3×10 ⁻⁴	
⁸⁵ Sr	チタン酸ストロンチウム	3×10 ⁻²	1×10 ⁰	1×10 ⁻⁴	
^{85m} Sr	チタン酸ストロンチウム以外の化合物	4×10 ⁰	1×10 ²	4×10 ⁻²	
^{85m} Sr	チタン酸ストロンチウム	3×10 ⁰	1×10 ²	3×10 ⁻²	
^{87m} Sr	チタン酸ストロンチウム以外の化合物	9×10 ⁻¹	3×10 ¹	1×10 ⁻²	
^{87m} Sr	チタン酸ストロンチウム	6×10 ⁻¹	3×10 ¹	6×10 ⁻³	
⁸⁸ Sr	チタン酸ストロンチウム以外の化合物	1×10 ⁻²	3×10 ⁻¹	1×10 ⁻⁴	
⁸⁸ Sr	チタン酸ストロンチウム	4×10 ⁻³	3×10 ⁻¹	2×10 ⁻⁵	
⁹⁰ Sr	チタン酸ストロンチウム以外の化合物	7×10 ⁻⁴	3×10 ⁻²	5×10 ⁻⁶	
⁹⁰ Sr	チタン酸ストロンチウム	3×10 ⁻⁴	3×10 ⁻²	8×10 ⁻⁷	
⁹¹ Sr	チタン酸ストロンチウム以外の化合物	7×10 ⁻²	1×10 ⁰	7×10 ⁻⁴	
⁹¹ Sr	チタン酸ストロンチウム	4×10 ⁻²	1×10 ⁰	3×10 ⁻⁴	
⁹² Sr	チタン酸ストロンチウム以外の化合物	1×10 ⁻¹	2×10 ⁰	1×10 ⁻³	
⁹² Sr	チタン酸ストロンチウム	6×10 ⁻²	2×10 ⁰	5×10 ⁻⁴	
⁸⁴ Y	酸化物及び水酸化物以外の化合物	1×10 ²	1×10 ³	9×10 ⁻¹	
⁸⁴ Y	酸化物及び水酸化物	1×10 ²	1×10 ³	9×10 ⁻¹	
^{84m} Y	酸化物及び水酸化物以外の化合物	2×10 ⁻¹	7×10 ⁰	2×10 ⁻³	
^{84m} Y	酸化物及び水酸化物	2×10 ⁻¹	7×10 ⁰	2×10 ⁻³	
⁸⁵ Y	酸化物及び水酸化物以外の化合物	1×10 ⁻¹	4×10 ⁰	1×10 ⁻³	
⁸⁵ Y	酸化物及び水酸化物	1×10 ⁻¹	4×10 ⁰	1×10 ⁻³	
^{85m} Y	酸化物及び水酸化物以外の化合物	8×10 ⁻²	2×10 ⁰	7×10 ⁻⁴	

		担当課	医療対策課	検索番号	3 - 1
法令名	臨床検査技師等に関する法律	根拠条項	20の3 - 1		
許認可等	衛生検査所の登録				
(根拠規定) 続き					
第一欄		第二欄	第三欄	第四欄	
放射性同位元素の種類		空气中濃度 限度 (Bq / cm ³)	排液中又は 排水中の濃 度限度 (Bq / cm ³)	排気中又は 空气中の濃 度限度 (Bq / cm ³)	
核種	化学形態				
^{85m} Y	酸化物及び水酸化物	8 × 10 ⁻²	2 × 10 ⁰	7 × 10 ⁻⁴	
⁸⁶ Y	酸化物及び水酸化物以外の化合物	3 × 10 ⁻²	9 × 10 ⁻¹	3 × 10 ⁻⁴	
⁸⁶ Y	酸化物及び水酸化物	3 × 10 ⁻²	9 × 10 ⁻¹	2 × 10 ⁻⁴	
^{86m} Y	酸化物及び水酸化物以外の化合物	4 × 10 ⁻¹	2 × 10 ¹	4 × 10 ⁻³	
^{86m} Y	酸化物及び水酸化物	4 × 10 ⁻¹	2 × 10 ¹	4 × 10 ⁻³	
⁸⁷ Y	酸化物及び水酸化物以外の化合物	4 × 10 ⁻²	2 × 10 ⁰	3 × 10 ⁻⁴	
⁸⁷ Y	酸化物及び水酸化物	4 × 10 ⁻²	2 × 10 ⁰	3 × 10 ⁻⁴	
^{87m} Y	酸化物及び水酸化物以外の化合物	1 × 10 ⁻¹	4 × 10 ⁰	9 × 10 ⁻⁴	
^{87m} Y	酸化物及び水酸化物	1 × 10 ⁻¹	4 × 10 ⁰	8 × 10 ⁻⁴	
⁸⁸ Y	酸化物及び水酸化物以外の化合物	6 × 10 ⁻³	7 × 10 ⁻¹	3 × 10 ⁻⁵	
⁸⁸ Y	酸化物及び水酸化物	7 × 10 ⁻³	7 × 10 ⁻¹	3 × 10 ⁻⁵	
⁹⁰ Y	酸化物及び水酸化物以外の化合物	1 × 10 ⁻²	3 × 10 ⁻¹	8 × 10 ⁻⁵	
⁹⁰ Y	酸化物及び水酸化物	1 × 10 ⁻²	3 × 10 ⁻¹	8 × 10 ⁻⁵	
^{90m} Y	酸化物及び水酸化物以外の化合物	2 × 10 ⁻¹	5 × 10 ⁰	1 × 10 ⁻³	
^{90m} Y	酸化物及び水酸化物	2 × 10 ⁻¹	5 × 10 ⁰	1 × 10 ⁻³	
⁹¹ Y	酸化物及び水酸化物以外の化合物	4 × 10 ⁻³	3 × 10 ⁻¹	2 × 10 ⁻⁵	
⁹¹ Y	酸化物及び水酸化物	3 × 10 ⁻³	3 × 10 ⁻¹	1 × 10 ⁻⁵	
^{91m} Y	酸化物及び水酸化物以外の化合物	1 × 10 ⁰	8 × 10 ¹	1 × 10 ⁻²	
^{91m} Y	酸化物及び水酸化物	1 × 10 ⁰	8 × 10 ¹	1 × 10 ⁻²	
⁹² Y	酸化物及び水酸化物以外の化合物	8 × 10 ⁻²	2 × 10 ⁰	7 × 10 ⁻⁴	
⁹² Y	酸化物及び水酸化物	7 × 10 ⁻²	2 × 10 ⁰	6 × 10 ⁻⁴	
⁹³ Y	酸化物及び水酸化物以外の化合物	4 × 10 ⁻²	7 × 10 ⁻¹	3 × 10 ⁻⁴	
⁹³ Y	酸化物及び水酸化物	3 × 10 ⁻²	7 × 10 ⁻¹	3 × 10 ⁻⁴	
⁹⁴ Y	酸化物及び水酸化物以外の化合物	5 × 10 ⁻¹	1 × 10 ¹	4 × 10 ⁻³	
⁹⁴ Y	酸化物及び水酸化物	5 × 10 ⁻¹	1 × 10 ¹	4 × 10 ⁻³	
⁹⁵ Y	酸化物及び水酸化物以外の化合物	8 × 10 ⁻¹	2 × 10 ¹	8 × 10 ⁻³	
⁹⁵ Y	酸化物及び水酸化物	8 × 10 ⁻¹	2 × 10 ¹	7 × 10 ⁻³	
⁸⁵ Zr	酸化物、水酸化物、ハロゲン化物、硝酸塩及び炭化ジルコニウム以外の化合物	1 × 10 ⁰	2 × 10 ¹	1 × 10 ⁻²	
⁸⁵ Zr	酸化物、水酸化物、ハロゲン化物及び硝酸塩	8 × 10 ⁻¹	2 × 10 ¹	8 × 10 ⁻³	
⁸⁵ Zr	炭化ジルコニウム	8 × 10 ⁻¹	2 × 10 ¹	7 × 10 ⁻³	
⁸⁶ Zr	酸化物、水酸化物、ハロゲン化物、硝酸塩及び炭化ジルコニウム以外の化合物	4 × 10 ⁻²	1 × 10 ⁰	4 × 10 ⁻⁴	
⁸⁶ Zr	酸化物、水酸化物、ハロゲン化物及び硝酸塩	3 × 10 ⁻²	1 × 10 ⁰	3 × 10 ⁻⁴	
⁸⁶ Zr	炭化ジルコニウム	3 × 10 ⁻²	1 × 10 ⁰	3 × 10 ⁻⁴	
⁸⁷ Zr	酸化物、水酸化物、ハロゲン化物、硝酸塩及び炭化ジルコニウム以外の化合物	3 × 10 ⁻¹	4 × 10 ⁰	3 × 10 ⁻³	
⁸⁷ Zr	酸化物、水酸化物、ハロゲン化物及び硝酸塩	1 × 10 ⁻¹	4 × 10 ⁰	1 × 10 ⁻³	
⁸⁷ Zr	炭化ジルコニウム	1 × 10 ⁻¹	4 × 10 ⁰	1 × 10 ⁻³	

		担当課	医療対策課	検索番号	3 - 1
法令名	臨床検査技師等に関する法律	根拠条項	20の3 - 1		
許認可等	衛生検査所の登録				
(根拠規定) 続き					
第一欄		第二欄	第三欄	第四欄	
放射性同位元素の種類		空气中濃度 限度 (Bq / cm ³)	排液中又は 排水中の濃 度限度 (Bq / cm ³)	排気中又は 空气中の濃 度限度 (Bq / cm ³)	
核種	化学形等				
⁸⁸ Zr	酸化物、水酸化物、ハロゲン化物、硝酸塩及び炭化ジルコニウム以外の化合物	5 × 10 ⁻³	2 × 10 ⁰	4 × 10 ⁻⁵	
⁸⁸ Zr	酸化物、水酸化物、ハロゲン化物及び硝酸塩	1 × 10 ⁻²	2 × 10 ⁰	5 × 10 ⁻⁵	
⁸⁸ Zr	炭化ジルコニウム	1 × 10 ⁻²	2 × 10 ⁰	3 × 10 ⁻⁵	
⁸⁹ Zr	酸化物、水酸化物、ハロゲン化物、硝酸塩及び炭化ジルコニウム以外の化合物	4 × 10 ⁻²	1 × 10 ⁰	4 × 10 ⁻⁴	
⁸⁹ Zr	酸化物、水酸化物、ハロゲン化物及び硝酸塩	3 × 10 ⁻²	1 × 10 ⁰	2 × 10 ⁻⁴	
⁸⁹ Zr	炭化ジルコニウム	3 × 10 ⁻²	1 × 10 ⁰	2 × 10 ⁻⁴	
⁹⁰ Zr	酸化物、水酸化物、ハロゲン化物、硝酸塩及び炭化ジルコニウム以外の化合物	7 × 10 ⁻⁴	1 × 10 ⁰	6 × 10 ⁻⁶	
⁹⁰ Zr	酸化物、水酸化物、ハロゲン化物及び硝酸塩	3 × 10 ⁻³	1 × 10 ⁰	2 × 10 ⁻⁵	
⁹⁰ Zr	炭化ジルコニウム	1 × 10 ⁻²	1 × 10 ⁰	4 × 10 ⁻⁵	
⁹⁵ Zr	酸化物、水酸化物、ハロゲン化物、硝酸塩及び炭化ジルコニウム以外の化合物	7 × 10 ⁻³	9 × 10 ⁻¹	5 × 10 ⁻⁵	
⁹⁵ Zr	酸化物、水酸化物、ハロゲン化物及び硝酸塩	6 × 10 ⁻³	9 × 10 ⁻¹	3 × 10 ⁻⁵	
⁹⁵ Zr	炭化ジルコニウム	5 × 10 ⁻³	9 × 10 ⁻¹	2 × 10 ⁻⁵	
⁹⁷ Zr	酸化物、水酸化物、ハロゲン化物、硝酸塩及び炭化ジルコニウム以外の化合物	3 × 10 ⁻²	4 × 10 ⁻¹	3 × 10 ⁻⁴	
⁹⁷ Zr	酸化物、水酸化物、ハロゲン化物及び硝酸塩	2 × 10 ⁻²	4 × 10 ⁻¹	1 × 10 ⁻⁴	
⁹⁷ Zr	炭化ジルコニウム	1 × 10 ⁻²	4 × 10 ⁻¹	1 × 10 ⁻⁴	
⁸⁹ Nb	酸化物及び水酸化物以外の化合物	4 × 10 ⁻¹	1 × 10 ¹	4 × 10 ⁻³	
⁸⁹ Nb	酸化物及び水酸化物	4 × 10 ⁻¹	1 × 10 ¹	4 × 10 ⁻³	
⁸⁹ Nb (物理的半減期が2.03時間のもの)	酸化物及び水酸化物以外の化合物	1 × 10 ⁻¹	3 × 10 ⁰	1 × 10 ⁻³	
⁸⁹ Nb (物理的半減期が2.03時間のもの)	酸化物及び水酸化物	1 × 10 ⁻¹	3 × 10 ⁰	1 × 10 ⁻³	
⁸⁹ Nb (物理的半減期が1.10時間のもの)	酸化物及び水酸化物以外の化合物	2 × 10 ⁻¹	6 × 10 ⁰	2 × 10 ⁻³	
⁹⁰ Nb	酸化物及び水酸化物以外の化合物	2 × 10 ⁻²	7 × 10 ⁻¹	2 × 10 ⁻⁴	
⁹⁰ Nb	酸化物及び水酸化物	2 × 10 ⁻²	7 × 10 ⁻¹	2 × 10 ⁻⁴	
⁹¹ Nb	酸化物及び水酸化物以外の化合物	1 × 10 ⁻¹	2 × 10 ¹	4 × 10 ⁻⁴	
⁹¹ Nb	酸化物及び水酸化物	2 × 10 ⁻²	2 × 10 ¹	7 × 10 ⁻⁵	
^{91m} Nb	酸化物及び水酸化物以外の化合物	7 × 10 ⁻³	2 × 10 ⁰	4 × 10 ⁻⁵	
^{91m} Nb	酸化物及び水酸化物	6 × 10 ⁻³	2 × 10 ⁰	3 × 10 ⁻⁵	
⁹² Nb	酸化物及び水酸化物以外の化合物	6 × 10 ⁻³	9 × 10 ⁻¹	2 × 10 ⁻⁵	
⁹² Nb	酸化物及び水酸化物	1 × 10 ⁻³	9 × 10 ⁻¹	5 × 10 ⁻⁶	

		担当課	医療対策課	検索番号	3 - 1
法令名	臨床検査技師等に関する法律	根拠条項	20の3 - 1		
許認可等	衛生検査所の登録				
(根拠規定) 続き					
第一欄		第二欄	第三欄	第四欄	
放射性同位元素の種類		空气中濃度	排液中又は排水中の濃度	排気中又は空气中の濃度	
核種	化学形等	限度 (Bq / cm ³)	限度 (Bq / cm ³)	限度 (Bq / cm ³)	
⁹² Nb	酸化物及び水酸化物以外の化合物	4 × 10 ⁻²	2 × 10 ⁰	3 × 10 ⁻⁴	
⁹² Nb	酸化物及び水酸化物	4 × 10 ⁻²	2 × 10 ⁰	3 × 10 ⁻⁴	
⁹³ Nb	酸化物及び水酸化物以外の化合物	7 × 10 ⁻²	7 × 10 ⁰	2 × 10 ⁻⁴	
⁹³ Nb	酸化物及び水酸化物	2 × 10 ⁻²	7 × 10 ⁰	7 × 10 ⁻⁵	
⁹⁴ Nb	酸化物及び水酸化物以外の化合物	3 × 10 ⁻³	5 × 10 ⁻¹	1 × 10 ⁻⁵	
⁹⁴ Nb	酸化物及び水酸化物	8 × 10 ⁻⁴	5 × 10 ⁻¹	3 × 10 ⁻⁶	
⁹⁴ Nb	酸化物及び水酸化物以外の化合物	4 × 10 ¹	1 × 10 ³	3 × 10 ⁻¹	
⁹⁴ Nb	酸化物及び水酸化物	4 × 10 ¹	1 × 10 ³	3 × 10 ⁻¹	
⁹⁵ Nb	酸化物及び水酸化物以外の化合物	2 × 10 ⁻²	1 × 10 ⁰	8 × 10 ⁻⁵	
⁹⁵ Nb	酸化物及び水酸化物	2 × 10 ⁻²	1 × 10 ⁰	7 × 10 ⁻⁵	
⁹⁵ Nb	酸化物及び水酸化物以外の化合物	3 × 10 ⁻²	1 × 10 ⁰	2 × 10 ⁻⁴	
⁹⁵ Nb	酸化物及び水酸化物	2 × 10 ⁻²	1 × 10 ⁰	1 × 10 ⁻⁴	
⁹⁶ Nb	酸化物及び水酸化物以外の化合物	2 × 10 ⁻²	8 × 10 ⁻¹	2 × 10 ⁻⁴	
⁹⁶ Nb	酸化物及び水酸化物	2 × 10 ⁻²	8 × 10 ⁻¹	2 × 10 ⁻⁴	
⁹⁷ Nb	酸化物及び水酸化物以外の化合物	3 × 10 ⁻¹	1 × 10 ¹	3 × 10 ⁻³	
⁹⁷ Nb	酸化物及び水酸化物	3 × 10 ⁻¹	1 × 10 ¹	3 × 10 ⁻³	
⁹⁷ Nb	酸化物及び水酸化物以外の化合物	2 × 10 ¹	6 × 10 ²	2 × 10 ⁻¹	
⁹⁷ Nb	酸化物及び水酸化物	1 × 10 ¹	6 × 10 ²	1 × 10 ⁻¹	
⁹⁸ Nb	酸化物及び水酸化物以外の化合物	2 × 10 ⁻¹	8 × 10 ⁰	2 × 10 ⁻³	
⁹⁸ Nb	酸化物及び水酸化物	2 × 10 ⁻¹	8 × 10 ⁰	2 × 10 ⁻³	
⁹⁰ Mo	二硫化モリブデン以外の化合物〔経口摂取〕		4 × 10 ⁰		
⁹⁰ Mo	二硫化モリブデン〔経口摂取〕		4 × 10 ⁰		
⁹⁰ Mo	二硫化モリブデン、酸化物及び水酸化物以外の化合物	7 × 10 ⁻²		8 × 10 ⁻⁴	
⁹⁰ Mo	二硫化モリブデン、酸化物及び水酸化物	4 × 10 ⁻²		3 × 10 ⁻⁴	
⁹¹ Mo	二硫化モリブデン以外の化合物〔経口摂取〕		1 × 10 ¹		
⁹¹ Mo	二硫化モリブデン〔経口摂取〕		1 × 10 ¹		
⁹¹ Mo	二硫化モリブデン、酸化物及び水酸化物以外の化合物	9 × 10 ⁻¹		9 × 10 ⁻³	
⁹¹ Mo	二硫化モリブデン、酸化物及び水酸化物	6 × 10 ⁻¹		6 × 10 ⁻³	
⁹² Mo	二硫化モリブデン以外の化合物〔経口摂取〕		3 × 10 ⁻¹		
⁹² Mo	二硫化モリブデン〔経口摂取〕		3 × 10 ⁻¹		
⁹³ Mo	二硫化モリブデン、酸化物及び水酸化物以外の化合物	1 × 10 ⁻²		1 × 10 ⁻⁴	
⁹³ Mo	二硫化モリブデン、酸化物及び水酸化物	2 × 10 ⁻²		6 × 10 ⁻⁵	
⁹³ Mo	二硫化モリブデン以外の化合物〔経口摂取〕		8 × 10 ⁰		
⁹³ Mo	二硫化モリブデン〔経口摂取〕		8 × 10 ⁰		
⁹³ Mo	二硫化モリブデン、酸化物及び水酸化物以外の化合物	1 × 10 ⁻¹		1 × 10 ⁻³	
⁹³ Mo	二硫化モリブデン、酸化物及び水酸化物	7 × 10 ⁻²		7 × 10 ⁻⁴	
⁹⁸ Mo	二硫化モリブデン以外の化合物〔経口摂取〕		1 × 10 ⁰		

		担当課	医療対策課	検索番号	3 - 1
法令名	臨床検査技師等に関する法律	根拠条項	20の3 - 1		
許認可等	衛生検査所の登録				
(根拠規定) 続き					
第一欄		第二欄	第三欄	第四欄	
放射性同位元素の種類		空气中濃度 限度 (Bq / cm ³)	排液中又は 排水中の濃 度限度 (Bq / cm ³)	排気中又は 空气中の濃 度限度 (Bq / cm ³)	
核種	化学形等				
⁹⁹ Mo	二硫化モリブデン〔経口摂取〕		1 × 10 ⁰		
⁹⁹ Mo	二硫化モリブデン、酸化物及び水酸化物以外の化合物	6 × 10 ⁻²		5 × 10 ⁻⁴	
⁹⁹ Mo	二硫化モリブデン、酸化物及び水酸化物	2 × 10 ⁻²		1 × 10 ⁻⁴	
¹⁰¹ Mo	二硫化モリブデン以外の化合物〔経口摂取〕		2 × 10 ¹		
¹⁰¹ Mo	二硫化モリブデン〔経口摂取〕		2 × 10 ¹		
¹⁰¹ Mo	二硫化モリブデン、酸化物及び水酸化物以外の化合物	8 × 10 ⁻¹		8 × 10 ⁻³	
¹⁰¹ Mo	二硫化モリブデン、酸化物及び水酸化物	5 × 10 ⁻¹		5 × 10 ⁻³	
¹⁰² Mo	二硫化モリブデン以外の化合物〔経口摂取〕		1 × 10 ¹		
¹⁰² Mo	二硫化モリブデン〔経口摂取〕		1 × 10 ¹		
¹⁰² Mo	二硫化モリブデン、酸化物及び水酸化物以外の化合物	8 × 10 ⁻¹		7 × 10 ⁻³	
¹⁰² Mo	二硫化モリブデン、酸化物及び水酸化物	5 × 10 ⁻¹		5 × 10 ⁻³	
⁹³ Tc	酸化物、水酸化物、ハロゲン化物及び硝酸塩以外の化合物	3 × 10 ⁻¹	2 × 10 ¹	4 × 10 ⁻³	
⁹³ Tc	酸化物、水酸化物、ハロゲン化物及び硝酸塩	3 × 10 ⁻¹	2 × 10 ¹	3 × 10 ⁻³	
^{93m} Tc	酸化物、水酸化物、ハロゲン化物及び硝酸塩以外の化合物	8 × 10 ⁻¹	4 × 10 ¹	8 × 10 ⁻³	
^{93m} Tc	酸化物、水酸化物、ハロゲン化物及び硝酸塩	7 × 10 ⁻¹	4 × 10 ¹	7 × 10 ⁻³	
⁹⁴ Tc	酸化物、水酸化物、ハロゲン化物及び硝酸塩以外の化合物	1 × 10 ⁻¹	4 × 10 ⁰	1 × 10 ⁻³	
⁹⁴ Tc	酸化物、水酸化物、ハロゲン化物及び硝酸塩	9 × 10 ⁻²	4 × 10 ⁰	9 × 10 ⁻⁴	
^{94m} Tc	酸化物、水酸化物、ハロゲン化物及び硝酸塩以外の化合物	3 × 10 ⁻¹	8 × 10 ⁰	3 × 10 ⁻³	
^{94m} Tc	酸化物、水酸化物、ハロゲン化物及び硝酸塩	3 × 10 ⁻¹	8 × 10 ⁰	3 × 10 ⁻³	
⁹⁵ Tc	酸化物、水酸化物、ハロゲン化物及び硝酸塩以外の化合物	1 × 10 ⁻¹	5 × 10 ⁰	1 × 10 ⁻³	
⁹⁵ Tc	酸化物、水酸化物、ハロゲン化物及び硝酸塩	1 × 10 ⁻¹	5 × 10 ⁰	1 × 10 ⁻³	
^{95m} Tc	酸化物、水酸化物、ハロゲン化物及び硝酸塩以外の化合物	4 × 10 ⁻²	2 × 10 ⁰	4 × 10 ⁻⁴	
^{95m} Tc	酸化物、水酸化物、ハロゲン化物及び硝酸塩	2 × 10 ⁻²	2 × 10 ⁰	1 × 10 ⁻⁴	
⁹⁶ Tc	酸化物、水酸化物、ハロゲン化物及び硝酸塩以外の化合物	2 × 10 ⁻²	8 × 10 ⁻¹	2 × 10 ⁻⁴	
⁹⁶ Tc	酸化物、水酸化物、ハロゲン化物及び硝酸塩	2 × 10 ⁻²	8 × 10 ⁻¹	2 × 10 ⁻⁴	
^{96m} Tc	酸化物、水酸化物、ハロゲン化物及び硝酸塩以外の化合物	2 × 10 ⁰	7 × 10 ¹	2 × 10 ⁻²	
^{96m} Tc	酸化物、水酸化物、ハロゲン化物及び硝酸塩	2 × 10 ⁰	7 × 10 ¹	2 × 10 ⁻²	
⁹⁷ Tc	酸化物、水酸化物、ハロゲン化物及び硝酸塩以外の化合物	3 × 10 ⁻¹	1 × 10 ¹	3 × 10 ⁻³	
⁹⁷ Tc	酸化物、水酸化物、ハロゲン化物及び硝酸塩	1 × 10 ⁻¹	1 × 10 ¹	6 × 10 ⁻⁴	
^{97m} Tc	酸化物、水酸化物、ハロゲン化物及び硝酸塩以外の化合物	5 × 10 ⁻²	1 × 10 ⁰	4 × 10 ⁻⁴	
^{97m} Tc	酸化物、水酸化物、ハロゲン化物及び硝酸塩	8 × 10 ⁻³	1 × 10 ⁰	4 × 10 ⁻⁵	
⁹⁸ Tc	酸化物、水酸化物、ハロゲン化物及び硝酸塩以外の化合物	1 × 10 ⁻²	4 × 10 ⁻¹	1 × 10 ⁻⁴	
⁹⁸ Tc	酸化物、水酸化物、ハロゲン化物及び硝酸塩	3 × 10 ⁻³	4 × 10 ⁻¹	2 × 10 ⁻⁵	
⁹⁹ Tc	酸化物、水酸化物、ハロゲン化物及び硝酸塩以外の化合物	5 × 10 ⁻²	1 × 10 ⁰	4 × 10 ⁻⁴	
⁹⁹ Tc	酸化物、水酸化物、ハロゲン化物及び硝酸塩	7 × 10 ⁻³	1 × 10 ⁰	3 × 10 ⁻⁵	
^{99m} Tc	酸化物、水酸化物、ハロゲン化物及び硝酸塩以外の化合物	1 × 10 ⁰	4 × 10 ¹	9 × 10 ⁻³	
^{99m} Tc	酸化物、水酸化物、ハロゲン化物及び硝酸塩	7 × 10 ⁻¹	4 × 10 ¹	6 × 10 ⁻³	

		担当課	医療対策課	検索番号	3 - 1
法令名	臨床検査技師等に関する法律	根拠条項	20の3 - 1		
許認可等	衛生検査所の登録				
(根拠規定) 続き					
第一欄		第二欄	第三欄	第四欄	
放射性同位元素の種類		空气中濃度	排液中又は排水中の濃度	排気中又は空气中の濃度	
核種	化学形等	限度 (Bq / cm ³)	限度 (Bq / cm ³)	限度 (Bq / cm ³)	
¹⁰¹ Tc	酸化物、水酸化物、ハロゲン化物及び硝酸塩以外の化合物	1 × 10 ⁰	4 × 10 ¹	1 × 10 ⁻²	
¹⁰¹ Tc	酸化物、水酸化物、ハロゲン化物及び硝酸塩	1 × 10 ⁰	4 × 10 ¹	1 × 10 ⁻²	
¹⁰² Tc	酸化物、水酸化物、ハロゲン化物及び硝酸塩以外の化合物	1 × 10 ²	1 × 10 ³	1 × 10 ⁰	
¹⁰² Tc	酸化物、水酸化物、ハロゲン化物及び硝酸塩	1 × 10 ²	1 × 10 ³	1 × 10 ⁰	
¹⁰⁴ Tc	酸化物、水酸化物、ハロゲン化物及び硝酸塩以外の化合物	5 × 10 ⁻¹	1 × 10 ¹	5 × 10 ⁻³	
¹⁰⁴ Tc	酸化物、水酸化物、ハロゲン化物及び硝酸塩	4 × 10 ⁻¹	1 × 10 ¹	4 × 10 ⁻³	
⁹⁴ Ru	四酸化ルテニウム	4 × 10 ⁻¹		2 × 10 ⁻³	
⁹⁴ Ru	ハロゲン化物、酸化物、水酸化物及び四酸化ルテニウム以外の化合物	4 × 10 ⁻¹	9 × 10 ⁰	4 × 10 ⁻³	
⁹⁴ Ru	ハロゲン化物	3 × 10 ⁻¹	9 × 10 ⁰	3 × 10 ⁻³	
⁹⁴ Ru	酸化物及び水酸化物	3 × 10 ⁻¹	9 × 10 ⁰	3 × 10 ⁻³	
⁹⁵ Ru	四酸化ルテニウム	5 × 10 ⁻¹		3 × 10 ⁻³	
⁹⁵ Ru	ハロゲン化物、酸化物、水酸化物及び四酸化ルテニウム以外の化合物	4 × 10 ⁻¹	1 × 10 ¹	4 × 10 ⁻³	
⁹⁵ Ru	ハロゲン化物	3 × 10 ⁻¹	1 × 10 ¹	3 × 10 ⁻³	
⁹⁵ Ru	酸化物及び水酸化物	3 × 10 ⁻¹	1 × 10 ¹	3 × 10 ⁻³	
⁹⁷ Ru	四酸化ルテニウム	2 × 10 ⁻¹		1 × 10 ⁻³	
⁹⁷ Ru	ハロゲン化物、酸化物、水酸化物及び四酸化ルテニウム以外の化合物	2 × 10 ⁻¹	6 × 10 ⁰	2 × 10 ⁻³	
⁹⁷ Ru	ハロゲン化物	1 × 10 ⁻¹	6 × 10 ⁰	1 × 10 ⁻³	
⁹⁷ Ru	酸化物及び水酸化物	1 × 10 ⁻¹	6 × 10 ⁰	1 × 10 ⁻³	
¹⁰³ Ru	四酸化ルテニウム	2 × 10 ⁻²		1 × 10 ⁻⁴	
¹⁰³ Ru	ハロゲン化物、酸化物、水酸化物及び四酸化ルテニウム以外の化合物	3 × 10 ⁻²	1 × 10 ⁰	2 × 10 ⁻⁴	
¹⁰³ Ru	ハロゲン化物	1 × 10 ⁻²	1 × 10 ⁰	5 × 10 ⁻⁵	
¹⁰³ Ru	酸化物及び水酸化物	9 × 10 ⁻³	1 × 10 ⁰	4 × 10 ⁻⁵	
¹⁰⁵ Ru	四酸化ルテニウム	1 × 10 ⁻¹		7 × 10 ⁻⁴	
¹⁰⁵ Ru	ハロゲン化物、酸化物、水酸化物及び四酸化ルテニウム以外の化合物	2 × 10 ⁻¹	3 × 10 ⁰	2 × 10 ⁻³	
¹⁰⁵ Ru	ハロゲン化物	9 × 10 ⁻²	3 × 10 ⁰	7 × 10 ⁻⁴	
¹⁰⁵ Ru	酸化物及び水酸化物	8 × 10 ⁻²	3 × 10 ⁰	7 × 10 ⁻⁴	
¹⁰⁶ Ru	四酸化ルテニウム	1 × 10 ⁻³		6 × 10 ⁻⁶	
¹⁰⁶ Ru	ハロゲン化物、酸化物、水酸化物及び四酸化ルテニウム以外の化合物	2 × 10 ⁻³	1 × 10 ⁻¹	1 × 10 ⁻⁵	
¹⁰⁶ Ru	ハロゲン化物	1 × 10 ⁻³	1 × 10 ⁻¹	4 × 10 ⁻⁶	
¹⁰⁶ Ru	酸化物及び水酸化物	6 × 10 ⁻⁴	1 × 10 ⁻¹	2 × 10 ⁻⁶	
⁹⁷ Rh	ハロゲン化物、酸化物及び水酸化物以外の化合物	7 × 10 ⁻¹	2 × 10 ¹	8 × 10 ⁻³	
⁹⁷ Rh	ハロゲン化物	5 × 10 ⁻¹	2 × 10 ¹	5 × 10 ⁻³	
⁹⁷ Rh	酸化物及び水酸化物	5 × 10 ⁻¹	2 × 10 ¹	5 × 10 ⁻³	
^{97m} Rh	ハロゲン化物、酸化物及び水酸化物以外の化合物	6 × 10 ⁻¹	2 × 10 ¹	6 × 10 ⁻³	
^{97m} Rh	ハロゲン化物	4 × 10 ⁻¹	2 × 10 ¹	4 × 10 ⁻³	
⁹⁷ⁿ Rh	酸化物及び水酸化物	4 × 10 ⁻¹	2 × 10 ¹	4 × 10 ⁻³	
⁹⁸ Rh	ハロゲン化物、酸化物及び水酸化物以外の化合物	1 × 10 ⁰	2 × 10 ¹	1 × 10 ⁻²	

		担当課	医療対策課	検索番号	3 - 1
法令名	臨床検査技師等に関する法律	根拠条項	20の3 - 1		
許認可等	衛生検査所の登録				
(根拠規定) 続き					
第一欄		第二欄	第三欄	第四欄	
放射性同位元素の種類		空气中濃度 限度 (Bq / cm ³)	排液中又は 排水中の濃 度限度 (Bq / cm ³)	排気中又は 空気中の濃 度限度 (Bq / cm ³)	
核種	化学形等				
⁹⁹ Rh	ハロゲン化物	9 × 10 ⁻¹	2 × 10 ¹	9 × 10 ⁻³	
⁹⁹ Rh	酸化物及び水酸化物	9 × 10 ⁻¹	2 × 10 ¹	9 × 10 ⁻³	
⁹⁹ Rh	ハロゲン化物、酸化物及び水酸化物以外の化合物	4 × 10 ⁻²	2 × 10 ⁰	4 × 10 ⁻⁴	
⁹⁹ Rh	ハロゲン化物	3 × 10 ⁻²	2 × 10 ⁰	2 × 10 ⁻⁴	
⁹⁹ Rh	酸化物及び水酸化物	2 × 10 ⁻²	2 × 10 ⁰	1 × 10 ⁻⁴	
⁹⁹ Rh	ハロゲン化物、酸化物及び水酸化物以外の化合物	4 × 10 ⁻¹	1 × 10 ¹	4 × 10 ⁻³	
⁹⁹ Rh	ハロゲン化物	3 × 10 ⁻¹	1 × 10 ¹	3 × 10 ⁻³	
⁹⁹ Rh	酸化物及び水酸化物	3 × 10 ⁻¹	1 × 10 ¹	3 × 10 ⁻³	
¹⁰⁰ Rh	ハロゲン化物、酸化物及び水酸化物以外の化合物	4 × 10 ⁻²	1 × 10 ⁰	4 × 10 ⁻⁴	
¹⁰⁰ Rh	ハロゲン化物	3 × 10 ⁻²	1 × 10 ⁰	3 × 10 ⁻⁴	
¹⁰⁰ Rh	酸化物及び水酸化物	3 × 10 ⁻²	1 × 10 ⁰	3 × 10 ⁻⁴	
¹⁰¹ Rh	ハロゲン化物、酸化物及び水酸化物以外の化合物	1 × 10 ⁻²	2 × 10 ⁰	9 × 10 ⁻⁵	
¹⁰¹ Rh	ハロゲン化物	1 × 10 ⁻²	2 × 10 ⁰	5 × 10 ⁻⁵	
¹⁰¹ Rh	酸化物及び水酸化物	7 × 10 ⁻³	2 × 10 ⁰	2 × 10 ⁻⁵	
^{101m} Rh	ハロゲン化物、酸化物及び水酸化物以外の化合物	1 × 10 ⁻¹	4 × 10 ⁰	1 × 10 ⁻³	
^{101m} Rh	ハロゲン化物	8 × 10 ⁻²	4 × 10 ⁰	6 × 10 ⁻⁴	
^{101m} Rh	酸化物及び水酸化物	8 × 10 ⁻²	4 × 10 ⁰	6 × 10 ⁻⁴	
¹⁰² Rh	ハロゲン化物、酸化物及び水酸化物以外の化合物	2 × 10 ⁻³	4 × 10 ⁻¹	2 × 10 ⁻⁵	
¹⁰² Rh	ハロゲン化物	4 × 10 ⁻³	4 × 10 ⁻¹	2 × 10 ⁻⁵	
¹⁰² Rh	酸化物及び水酸化物	2 × 10 ⁻³	4 × 10 ⁻¹	7 × 10 ⁻⁶	
^{102m} Rh	ハロゲン化物、酸化物及び水酸化物以外の化合物	1 × 10 ⁻²	7 × 10 ⁻¹	8 × 10 ⁻⁵	
^{102m} Rh	ハロゲン化物	8 × 10 ⁻³	7 × 10 ⁻¹	3 × 10 ⁻⁵	
^{102m} Rh	酸化物及び水酸化物	5 × 10 ⁻³	7 × 10 ⁻¹	2 × 10 ⁻⁵	
^{103m} Rh	ハロゲン化物、酸化物及び水酸化物以外の化合物	2 × 10 ¹	2 × 10 ²	1 × 10 ⁻¹	
^{103m} Rh	ハロゲン化物	9 × 10 ⁰	2 × 10 ²	5 × 10 ⁻²	
^{103m} Rh	酸化物及び水酸化物	8 × 10 ⁰	2 × 10 ²	5 × 10 ⁻²	
¹⁰⁵ Rh	ハロゲン化物、酸化物及び水酸化物以外の化合物	1 × 10 ⁻¹	2 × 10 ⁰	1 × 10 ⁻³	
¹⁰⁵ Rh	ハロゲン化物	5 × 10 ⁻²	2 × 10 ⁰	4 × 10 ⁻⁴	
¹⁰⁵ Rh	酸化物及び水酸化物	5 × 10 ⁻²	2 × 10 ⁰	3 × 10 ⁻⁴	
¹⁰⁶ Rh	ハロゲン化物、酸化物及び水酸化物以外の化合物	2 × 10 ¹	3 × 10 ²	2 × 10 ⁻¹	
¹⁰⁶ Rh	ハロゲン化物	2 × 10 ¹	3 × 10 ²	2 × 10 ⁻¹	

		担当課	医療対策課	検索番号	3 - 1
法令名	臨床検査技師等に関する法律	根拠条項	20の3 - 1		
許認可等	衛生検査所の登録				
(根拠規定) 続き					
第一欄		第二欄	第三欄	第四欄	
放射性同位元素の種類		空气中濃度 限度 (Bq / cm ³)	排液中又は 排水中の濃 度限度 (Bq / cm ³)	排気中又は 空气中の濃 度限度 (Bq / cm ³)	
核種	化学形等				
¹⁰⁶ Rh	酸化物及び水酸化物	2 × 10 ¹	3 × 10 ²	2 × 10 ⁻¹	
^{106m} Rh	ハロゲン化物、酸化物及び水酸化物以外の化合物	2 × 10 ⁻¹	5 × 10 ⁰	2 × 10 ⁻³	
¹⁰⁶ⁿ Rh	ハロゲン化物	1 × 10 ⁻¹	5 × 10 ⁰	1 × 10 ⁻³	
^{106r} Rh	酸化物及び水酸化物	1 × 10 ⁻¹	5 × 10 ⁰	1 × 10 ⁻³	
¹⁰⁷ Rh	ハロゲン化物、酸化物及び水酸化物以外の化合物	1 × 10 ⁰	3 × 10 ¹	1 × 10 ⁻²	
^{107m} Rh	ハロゲン化物	8 × 10 ⁻¹	3 × 10 ¹	7 × 10 ⁻³	
¹⁰⁷ⁿ Rh	酸化物及び水酸化物	7 × 10 ⁻¹	3 × 10 ¹	7 × 10 ⁻³	
⁹⁸ Pd	硝酸塩、ハロゲン化物、酸化物及び水酸化物以外の化合物	7 × 10 ⁻¹	1 × 10 ¹	7 × 10 ⁻³	
^{98m} Pd	硝酸塩及びハロゲン化物	5 × 10 ⁻¹	1 × 10 ¹	4 × 10 ⁻³	
⁹⁸ⁿ Pd	酸化物及び水酸化物	4 × 10 ⁻¹	1 × 10 ¹	4 × 10 ⁻³	
^{98r} Pd	硝酸塩、ハロゲン化物、酸化物及び水酸化物以外の化合物	9 × 10 ⁻¹	2 × 10 ¹	9 × 10 ⁻³	
^{98s} Pd	硝酸塩及びハロゲン化物	6 × 10 ⁻¹	2 × 10 ¹	6 × 10 ⁻³	
^{98t} Pd	酸化物及び水酸化物	6 × 10 ⁻¹	2 × 10 ¹	6 × 10 ⁻³	
¹⁰⁰ Pd	硝酸塩、ハロゲン化物、酸化物及び水酸化物以外の化合物	3 × 10 ⁻²	9 × 10 ⁻¹	2 × 10 ⁻⁴	
^{100m} Pd	硝酸塩及びハロゲン化物	2 × 10 ⁻²	9 × 10 ⁻¹	1 × 10 ⁻⁴	
¹⁰⁰ⁿ Pd	酸化物及び水酸化物	2 × 10 ⁻²	9 × 10 ⁻¹	1 × 10 ⁻⁴	
¹⁰¹ Pd	硝酸塩、ハロゲン化物、酸化物及び水酸化物以外の化合物	3 × 10 ⁻¹	9 × 10 ⁰	3 × 10 ⁻³	
^{101m} Pd	硝酸塩及びハロゲン化物	2 × 10 ⁻¹	9 × 10 ⁰	2 × 10 ⁻³	
¹⁰¹ⁿ Pd	酸化物及び水酸化物	2 × 10 ⁻¹	9 × 10 ⁰	2 × 10 ⁻³	
¹⁰³ Pd	硝酸塩、ハロゲン化物、酸化物及び水酸化物以外の化合物	2 × 10 ⁻¹	4 × 10 ⁰	1 × 10 ⁻³	
^{103m} Pd	硝酸塩及びハロゲン化物	7 × 10 ⁻²	4 × 10 ⁰	3 × 10 ⁻⁴	
¹⁰³ⁿ Pd	酸化物及び水酸化物	7 × 10 ⁻²	4 × 10 ⁰	3 × 10 ⁻⁴	
¹⁰⁷ Pd	硝酸塩、ハロゲン化物、酸化物及び水酸化物以外の化合物	6 × 10 ⁻¹	2 × 10 ¹	5 × 10 ⁻³	
^{107m} Pd	硝酸塩及びハロゲン化物	4 × 10 ⁻¹	2 × 10 ¹	1 × 10 ⁻³	
¹⁰⁷ⁿ Pd	酸化物及び水酸化物	7 × 10 ⁻²	2 × 10 ¹	2 × 10 ⁻⁴	
¹⁰⁹ Pd	硝酸塩、ハロゲン化物、酸化物及び水酸化物以外の化合物	1 × 10 ⁻¹	1 × 10 ⁰	9 × 10 ⁻⁴	
^{109m} Pd	硝酸塩及びハロゲン化物	4 × 10 ⁻²	1 × 10 ⁰	4 × 10 ⁻⁴	
¹⁰⁹ⁿ Pd	酸化物及び水酸化物	4 × 10 ⁻²	1 × 10 ⁰	3 × 10 ⁻⁴	
¹¹¹ Pd	硝酸塩、ハロゲン化物、酸化物及び水酸化物以外の化合物	1 × 10 ⁰	2 × 10 ¹	9 × 10 ⁻³	
^{111m} Pd	硝酸塩及びハロゲン化物	6 × 10 ⁻¹	2 × 10 ¹	5 × 10 ⁻³	
¹¹¹ⁿ Pd	酸化物及び水酸化物	5 × 10 ⁻¹	2 × 10 ¹	5 × 10 ⁻³	
¹¹² Pd	硝酸塩、ハロゲン化物、酸化物及び水酸化物以外の化合物	3 × 10 ⁻²	3 × 10 ⁻¹	2 × 10 ⁻⁴	
^{112m} Pd	硝酸塩及びハロゲン化物	1 × 10 ⁻²	3 × 10 ⁻¹	1 × 10 ⁻⁴	
¹¹²ⁿ Pd	酸化物及び水酸化物	1 × 10 ⁻²	3 × 10 ⁻¹	1 × 10 ⁻⁴	
¹⁰¹ Ag	硝酸塩、硫化物、酸化物、水酸化物及び金属銀	1 × 10 ⁰	3 × 10 ¹	1 × 10 ⁻²	
^{101m} Ag	酸化物及び水酸化物	9 × 10 ⁻¹	3 × 10 ¹	8 × 10 ⁻³	
¹⁰² Ag	硝酸塩、硫化物、酸化物、水酸化物及び金属銀	9 × 10 ⁻¹	2 × 10 ¹	9 × 10 ⁻³	

		担当課	医療対策課	検索番号	3 - 1
法令名	臨床検査技師等に関する法律	根拠条項	20の3 - 1		
許認可等	衛生検査所の登録				
(根拠規定) 続き					
第一欄		第二欄	第三欄	第四欄	
放射性同位元素の種類		空气中濃度	排液中又は排水中の濃度	排気中又は空气中の濃度	
核種	化学形等	限度 (Bq / cm ³)	限度 (Bq / cm ³)	限度 (Bq / cm ³)	
¹⁰² Ag	硝酸塩及び硫化物	7 × 10 ⁻¹	2 × 10 ¹	7 × 10 ⁻³	
¹⁰² Ag	酸化物及び水酸化物	7 × 10 ⁻¹	2 × 10 ¹	6 × 10 ⁻³	
¹⁰³ Ag	硝酸塩、硫化物、酸化物、水酸化物及び金属銀	7 × 10 ⁻¹	2 × 10 ¹	8 × 10 ⁻³	
¹⁰³ Ag	硝酸塩及び硫化物	5 × 10 ⁻¹	2 × 10 ¹	5 × 10 ⁻³	
¹⁰³ Ag	酸化物及び水酸化物	5 × 10 ⁻¹	2 × 10 ¹	4 × 10 ⁻³	
¹⁰⁴ Ag	硝酸塩、硫化物、酸化物、水酸化物及び金属銀	4 × 10 ⁻¹	1 × 10 ¹	4 × 10 ⁻³	
¹⁰⁴ Ag	硝酸塩及び硫化物	3 × 10 ⁻¹	1 × 10 ¹	3 × 10 ⁻³	
¹⁰⁴ Ag	酸化物及び水酸化物	3 × 10 ⁻¹	1 × 10 ¹	3 × 10 ⁻³	
^{104m} Ag	硝酸塩、硫化物、酸化物、水酸化物及び金属銀	7 × 10 ⁻¹	2 × 10 ¹	7 × 10 ⁻³	
^{104m} Ag	硝酸塩及び硫化物	5 × 10 ⁻¹	2 × 10 ¹	5 × 10 ⁻³	
^{104m} Ag	酸化物及び水酸化物	5 × 10 ⁻¹	2 × 10 ¹	4 × 10 ⁻³	
¹⁰⁵ Ag	硝酸塩、硫化物、酸化物、水酸化物及び金属銀	3 × 10 ⁻²	2 × 10 ⁰	2 × 10 ⁻⁴	
¹⁰⁵ Ag	硝酸塩及び硫化物	3 × 10 ⁻²	2 × 10 ⁰	2 × 10 ⁻⁴	
¹⁰⁵ Ag	酸化物及び水酸化物	3 × 10 ⁻²	2 × 10 ⁰	2 × 10 ⁻⁴	
^{105m} Ag	硝酸塩、硫化物、酸化物、水酸化物及び金属銀	1 × 10 ²	2 × 10 ³	1 × 10 ⁰	
^{105m} Ag	硝酸塩及び硫化物	1 × 10 ²	2 × 10 ³	7 × 10 ⁻¹	
^{105m} Ag	酸化物及び水酸化物	1 × 10 ²	2 × 10 ³	7 × 10 ⁻¹	
¹⁰⁶ Ag	硝酸塩、硫化物、酸化物、水酸化物及び金属銀	1 × 10 ⁰	3 × 10 ¹	1 × 10 ⁻²	
¹⁰⁶ Ag	硝酸塩及び硫化物	8 × 10 ⁻¹	3 × 10 ¹	8 × 10 ⁻³	
¹⁰⁶ Ag	酸化物及び水酸化物	8 × 10 ⁻¹	3 × 10 ¹	7 × 10 ⁻³	
^{106m} Ag	硝酸塩、硫化物、酸化物、水酸化物及び金属銀	1 × 10 ⁻²	6 × 10 ⁻¹	1 × 10 ⁻⁴	
^{106m} Ag	硝酸塩及び硫化物	1 × 10 ⁻²	6 × 10 ⁻¹	1 × 10 ⁻⁴	
^{106m} Ag	酸化物及び水酸化物	1 × 10 ⁻²	6 × 10 ⁻¹	1 × 10 ⁻⁴	
¹⁰⁸ Ag	硝酸塩、硫化物、酸化物、水酸化物及び金属銀	5 × 10 ⁰	2 × 10 ²	6 × 10 ⁻²	
¹⁰⁸ Ag	硝酸塩及び硫化物	5 × 10 ⁰	2 × 10 ²	5 × 10 ⁻²	
¹⁰⁸ Ag	酸化物及び水酸化物	5 × 10 ⁰	2 × 10 ²	5 × 10 ⁻²	
^{108m} Ag	硝酸塩、硫化物、酸化物、水酸化物及び金属銀	3 × 10 ⁻³	4 × 10 ⁻¹	2 × 10 ⁻⁵	
^{108m} Ag	硝酸塩及び硫化物	4 × 10 ⁻³	4 × 10 ⁻¹	2 × 10 ⁻⁵	
^{108m} Ag	酸化物及び水酸化物	1 × 10 ⁻³	4 × 10 ⁻¹	4 × 10 ⁻⁶	
^{109m} Ag	硝酸塩、硫化物、酸化物、水酸化物及び金属銀	4 × 10 ¹	5 × 10 ³	4 × 10 ⁻¹	
^{109m} Ag	硝酸塩及び硫化物	4 × 10 ¹	5 × 10 ³	4 × 10 ⁻¹	
^{109m} Ag	酸化物及び水酸化物	4 × 10 ¹	5 × 10 ³	4 × 10 ⁻¹	
¹¹⁰ Ag	硝酸塩、硫化物、酸化物、水酸化物及び金属銀	3 × 10 ¹	5 × 10 ²	3 × 10 ⁻¹	
¹¹⁰ Ag	硝酸塩及び硫化物	2 × 10 ¹	5 × 10 ²	2 × 10 ⁻¹	
¹¹⁰ Ag	酸化物及び水酸化物	2 × 10 ¹	5 × 10 ²	2 × 10 ⁻¹	
^{110m} Ag	硝酸塩、硫化物、酸化物、水酸化物及び金属銀	3 × 10 ⁻³	3 × 10 ⁻¹	2 × 10 ⁻⁵	
^{110m} Ag	硝酸塩及び硫化物	4 × 10 ⁻³	3 × 10 ⁻¹	2 × 10 ⁻⁵	

		担当課	医療対策課	検索番号	3 - 1
法令名	臨床検査技師等に関する法律	根拠条項	20の3 - 1		
許認可等	衛生検査所の登録				
(根拠規定) 続き					
第一欄		第二欄	第三欄	第四欄	
放射性同位元素の種類		空气中濃度	排液中又は排水中の濃度	排気中又は空气中の濃度	
核種	化学形等	限度 (Bq / cm ³)	限度 (Bq / cm ³)	限度 (Bq / cm ³)	
^{110m} Ag	酸化物及び水酸化物	3 × 10 ⁻³	3 × 10 ⁻¹	1 × 10 ⁻⁵	
¹¹¹ Ag	硝酸塩、硫化物、酸化物、水酸化物及び金属銀	4 × 10 ⁻²	6 × 10 ⁻¹	3 × 10 ⁻⁴	
¹¹¹ Ag	硝酸塩及び硫化物	1 × 10 ⁻²	6 × 10 ⁻¹	8 × 10 ⁻⁵	
¹¹¹ Ag	酸化物及び水酸化物	1 × 10 ⁻²	6 × 10 ⁻¹	7 × 10 ⁻⁵	
^{111m} Ag	硝酸塩、硫化物、酸化物、水酸化物及び金属銀	1 × 10 ²	2 × 10 ³	8 × 10 ⁻¹	
^{111m} Ag	硝酸塩及び硫化物	7 × 10 ¹	2 × 10 ³	5 × 10 ⁻¹	
^{111m} Ag	酸化物及び水酸化物	7 × 10 ¹	2 × 10 ³	4 × 10 ⁻¹	
¹¹² Ag	硝酸塩、硫化物、酸化物、水酸化物及び金属銀	1 × 10 ⁻¹	2 × 10 ⁰	1 × 10 ⁻³	
¹¹² Ag	硝酸塩及び硫化物	8 × 10 ⁻²	2 × 10 ⁰	7 × 10 ⁻⁴	
¹¹² Ag	酸化物及び水酸化物	8 × 10 ⁻²	2 × 10 ⁰	7 × 10 ⁻⁴	
¹¹³ Ag	硝酸塩、硫化物、酸化物、水酸化物及び金属銀	2 × 10 ⁻¹	2 × 10 ⁰	2 × 10 ⁻³	
¹¹³ Ag	硝酸塩及び硫化物	9 × 10 ⁻²	2 × 10 ⁰	7 × 10 ⁻⁴	
¹¹³ Ag	酸化物及び水酸化物	8 × 10 ⁻²	2 × 10 ⁰	7 × 10 ⁻⁴	
^{113m} Ag	硝酸塩、硫化物、酸化物、水酸化物及び金属銀	2 × 10 ¹	4 × 10 ²	2 × 10 ⁻¹	
^{113m} Ag	硝酸塩及び硫化物	1 × 10 ¹	4 × 10 ²	1 × 10 ⁻¹	
^{113m} Ag	酸化物及び水酸化物	1 × 10 ¹	4 × 10 ²	1 × 10 ⁻¹	
¹¹⁵ Ag	硝酸塩、硫化物、酸化物、水酸化物及び金属銀	8 × 10 ⁻¹	1 × 10 ¹	8 × 10 ⁻³	
¹¹⁵ Ag	硝酸塩及び硫化物	5 × 10 ⁻¹	1 × 10 ¹	4 × 10 ⁻³	
¹¹⁵ Ag	酸化物及び水酸化物	5 × 10 ⁻¹	1 × 10 ¹	4 × 10 ⁻³	
¹⁰⁴ Cd	すべての無機化合物〔経口摂取〕		2 × 10 ¹		
¹⁰⁴ Cd	硫化物、ハロゲン化物、硝酸塩、酸化物及び水酸化物以外の化合物	4 × 10 ⁻¹		5 × 10 ⁻³	
¹⁰⁴ Cd	硫化物、ハロゲン化物及び硝酸塩	3 × 10 ⁻¹		3 × 10 ⁻³	
¹⁰⁴ Cd	酸化物及び水酸化物	3 × 10 ⁻¹		3 × 10 ⁻³	
¹⁰⁵ Cd	すべての無機化合物〔経口摂取〕		2 × 10 ¹		
¹⁰⁵ Cd	硫化物、ハロゲン化物、硝酸塩、酸化物及び水酸化物以外の化合物	7 × 10 ⁻¹		7 × 10 ⁻³	
¹⁰⁵ Cd	硫化物、ハロゲン化物及び硝酸塩	5 × 10 ⁻¹		5 × 10 ⁻³	
¹⁰⁵ Cd	酸化物及び水酸化物	5 × 10 ⁻¹		5 × 10 ⁻³	
¹⁰⁷ Cd	すべての無機化合物〔経口摂取〕		1 × 10 ¹		
¹⁰⁷ Cd	硫化物、ハロゲン化物、硝酸塩、酸化物及び水酸化物以外の化合物	5 × 10 ⁻¹		5 × 10 ⁻³	
¹⁰⁷ Cd	硫化物、ハロゲン化物及び硝酸塩	2 × 10 ⁻¹		1 × 10 ⁻³	
¹⁰⁷ Cd	酸化物及び水酸化物	2 × 10 ⁻¹		2 × 10 ⁻³	
¹⁰⁸ Cd	すべての無機化合物〔経口摂取〕		4 × 10 ⁻¹		
¹⁰⁸ Cd	硫化物、ハロゲン化物、硝酸塩、酸化物及び水酸化物以外の化合物	2 × 10 ⁻³		2 × 10 ⁻⁵	
¹⁰⁸ Cd	硫化物、ハロゲン化物及び硝酸塩	4 × 10 ⁻³		2 × 10 ⁻⁵	
¹⁰⁸ Cd	酸化物及び水酸化物	5 × 10 ⁻³		2 × 10 ⁻⁵	
^{111m} Cd	すべての無機化合物〔経口摂取〕		6 × 10 ¹		
^{111m} Cd	硫化物、ハロゲン化物、硝酸塩、酸化物及び水酸化物以外の化合物	1 × 10 ⁰		1 × 10 ⁻²	

		担当課	医療対策課	検索番号	3 - 1
法令名	臨床検査技師等に関する法律	根拠条項	20の3 - 1		
許認可等	衛生検査所の登録				
(根拠規定) 続き					
第一欄		第二欄	第三欄	第四欄	
放射性同位元素の種類		空气中濃度	排液中又は排水中の濃度	排気中又は空气中の濃度	
核種	化学形等	限度 (Bq / cm ³)	限度 (Bq / cm ³)	限度 (Bq / cm ³)	
^{111m} Cd	硫化物、ハロゲン化合物及び硝酸塩	6 × 10 ⁻¹		6 × 10 ⁻³	
^{111m} Cd	酸化物及び水酸化物	5 × 10 ⁻¹		5 × 10 ⁻³	
¹¹³ Cd	すべての無機化合物〔経口摂取〕		4 × 10 ⁻²		
¹¹³ Cd	硫化物、ハロゲン化合物、硝酸塩、酸化物及び水酸化物以外の化合物	1 × 10 ⁻⁴		1 × 10 ⁻⁶	
¹¹³ Cd	硫化物、ハロゲン化合物及び硝酸塩	5 × 10 ⁻⁴		2 × 10 ⁻⁶	
¹¹³ Cd	酸化物及び水酸化物	1 × 10 ⁻³		5 × 10 ⁻⁶	
^{113m} Cd	すべての無機化合物〔経口摂取〕		4 × 10 ⁻²		
^{113m} Cd	硫化物、ハロゲン化合物、硝酸塩、酸化物及び水酸化物以外の化合物	2 × 10 ⁻⁴		1 × 10 ⁻⁶	
^{113m} Cd	硫化物、ハロゲン化合物及び硝酸塩	5 × 10 ⁻⁴		3 × 10 ⁻⁶	
^{113m} Cd	酸化物及び水酸化物	9 × 10 ⁻⁴		4 × 10 ⁻⁶	
¹¹⁵ Cd	すべての無機化合物〔経口摂取〕		6 × 10 ⁻¹		
¹¹⁵ Cd	硫化物、ハロゲン化合物、硝酸塩、酸化物及び水酸化物以外の化合物	4 × 10 ⁻²		3 × 10 ⁻⁴	
¹¹⁵ Cd	硫化物、ハロゲン化合物及び硝酸塩	2 × 10 ⁻²		1 × 10 ⁻⁴	
¹¹⁵ Cd	酸化物及び水酸化物	2 × 10 ⁻²		1 × 10 ⁻⁴	
^{115m} Cd	すべての無機化合物〔経口摂取〕		3 × 10 ⁻¹		
^{115m} Cd	硫化物、ハロゲン化合物、硝酸塩、酸化物及び水酸化物以外の化合物	3 × 10 ⁻³		2 × 10 ⁻⁵	
^{115m} Cd	硫化物、ハロゲン化合物及び硝酸塩	4 × 10 ⁻³		2 × 10 ⁻⁵	
^{115m} Cd	酸化物及び水酸化物	4 × 10 ⁻³		2 × 10 ⁻⁵	
¹¹⁷ Cd	すべての無機化合物〔経口摂取〕		3 × 10 ⁰		
¹¹⁷ Cd	硫化物、ハロゲン化合物、硝酸塩、酸化物及び水酸化物以外の化合物	2 × 10 ⁻¹		2 × 10 ⁻³	
¹¹⁷ Cd	硫化物、ハロゲン化合物及び硝酸塩	9 × 10 ⁻²		7 × 10 ⁻⁴	
¹¹⁷ Cd	酸化物及び水酸化物	8 × 10 ⁻²		7 × 10 ⁻⁴	
^{117m} Cd	すべての無機化合物〔経口摂取〕		3 × 10 ⁰		
^{117m} Cd	硫化物、ハロゲン化合物、硝酸塩、酸化物及び水酸化物以外の化合物	1 × 10 ⁻¹		1 × 10 ⁻³	
^{117m} Cd	硫化物、ハロゲン化合物及び硝酸塩	7 × 10 ⁻²		6 × 10 ⁻⁴	
^{117m} Cd	酸化物及び水酸化物	7 × 10 ⁻²		6 × 10 ⁻⁴	
¹¹⁸ Cd	すべての無機化合物〔経口摂取〕		4 × 10 ⁰		
¹¹⁸ Cd	硫化物、ハロゲン化合物、硝酸塩、酸化物及び水酸化物以外の化合物	3 × 10 ⁻¹		3 × 10 ⁻³	
¹¹⁸ Cd	硫化物、ハロゲン化合物及び硝酸塩	2 × 10 ⁻¹		2 × 10 ⁻³	
¹¹⁸ Cd	酸化物及び水酸化物	2 × 10 ⁻¹		1 × 10 ⁻³	
¹⁰⁷ In	酸化物、水酸化物、ハロゲン化合物及び硝酸塩以外の化合物	8 × 10 ⁻¹	2 × 10 ¹	8 × 10 ⁻³	
¹⁰⁷ In	酸化物、水酸化物、ハロゲン化合物及び硝酸塩	5 × 10 ⁻¹	2 × 10 ¹	5 × 10 ⁻³	
¹⁰⁸ In	酸化物、水酸化物、ハロゲン化合物及び硝酸塩以外の化合物	3 × 10 ⁻¹	1 × 10 ¹	3 × 10 ⁻³	
¹⁰⁸ In	酸化物、水酸化物、ハロゲン化合物及び硝酸塩	2 × 10 ⁻¹	1 × 10 ¹	2 × 10 ⁻³	
^{108m} In	酸化物、水酸化物、ハロゲン化合物及び硝酸塩以外の化合物	4 × 10 ⁻¹	1 × 10 ¹	5 × 10 ⁻³	
^{108m} In	酸化物、水酸化物、ハロゲン化合物及び硝酸塩	3 × 10 ⁻¹	1 × 10 ¹	3 × 10 ⁻³	
¹⁰⁹ In	酸化物、水酸化物、ハロゲン化合物及び硝酸塩以外の化合物	4 × 10 ⁻¹	1 × 10 ¹	4 × 10 ⁻³	

		担当課	医療対策課	検索番号	3 - 1
法令名	臨床検査技師等に関する法律	根拠条項	20の3 - 1		
許認可等	衛生検査所の登録				
(根拠規定) 続き					
第一欄		第二欄	第三欄	第四欄	
放射性同位元素の種類		空气中濃度	排液中又は	排気中又は	
核種	化学形等	限度 (Bq / cm ³)	排水中の濃度	空气中の濃度	
			限度 (Bq / cm ³)	限度 (Bq / cm ³)	
¹⁰⁹ In	酸化物、水酸化物、ハロゲン化物及び硝酸塩	3 × 10 ⁻¹	1 × 10 ¹	3 × 10 ⁻³	
^{109m} In	酸化物、水酸化物、ハロゲン化物及び硝酸塩以外の化合物	3 × 10 ¹	1 × 10 ³	3 × 10 ⁻¹	
¹⁰⁹ⁿ In	酸化物、水酸化物、ハロゲン化物及び硝酸塩	2 × 10 ¹	1 × 10 ³	2 × 10 ⁻¹	
¹¹⁰ In (物理的半減期が 4.90 時間のもの)	酸化物、水酸化物、ハロゲン化物及び硝酸塩以外の化合物	9 × 10 ⁻²	4 × 10 ⁰	1 × 10 ⁻³	
¹¹⁰ In (物理的半減期が 4.90 時間のもの)	酸化物、水酸化物、ハロゲン化物及び硝酸塩	8 × 10 ⁻²	4 × 10 ⁰	9 × 10 ⁻⁴	
¹¹⁰ In (物理的半減期が 1.15 時間のもの)	酸化物、水酸化物、ハロゲン化物及び硝酸塩以外の化合物	4 × 10 ⁻¹	8 × 10 ⁰	4 × 10 ⁻³	
¹¹⁰ In (物理的半減期が 1.15 時間のもの)	酸化物、水酸化物、ハロゲン化物及び硝酸塩	3 × 10 ⁻¹	8 × 10 ⁰	2 × 10 ⁻³	
¹¹¹ In	酸化物、水酸化物、ハロゲン化物及び硝酸塩以外の化合物	9 × 10 ⁻²	3 × 10 ⁰	9 × 10 ⁻⁴	
¹¹¹ In	酸化物、水酸化物、ハロゲン化物及び硝酸塩	7 × 10 ⁻²	3 × 10 ⁰	5 × 10 ⁻⁴	
^{111m} In	酸化物、水酸化物、ハロゲン化物及び硝酸塩以外の化合物	7 × 10 ⁰	3 × 10 ²	8 × 10 ⁻²	
¹¹¹ⁿ In	酸化物、水酸化物、ハロゲン化物及び硝酸塩	6 × 10 ⁰	3 × 10 ²	6 × 10 ⁻²	
¹¹² In	酸化物、水酸化物、ハロゲン化物及び硝酸塩以外の化合物	2 × 10 ⁰	8 × 10 ¹	3 × 10 ⁻²	
¹¹² In	酸化物、水酸化物、ハロゲン化物及び硝酸塩	2 × 10 ⁰	8 × 10 ¹	2 × 10 ⁻²	
^{112m} In	酸化物、水酸化物、ハロゲン化物及び硝酸塩以外の化合物	1 × 10 ⁰	5 × 10 ¹	1 × 10 ⁻²	
¹¹²ⁿ In	酸化物、水酸化物、ハロゲン化物及び硝酸塩	6 × 10 ⁻¹	5 × 10 ¹	6 × 10 ⁻³	
^{113m} In	酸化物、水酸化物、ハロゲン化物及び硝酸塩以外の化合物	1 × 10 ⁰	3 × 10 ¹	1 × 10 ⁻²	
¹¹³ⁿ In	酸化物、水酸化物、ハロゲン化物及び硝酸塩	7 × 10 ⁻¹	3 × 10 ¹	6 × 10 ⁻³	
¹¹⁴ In	酸化物、水酸化物、ハロゲン化物及び硝酸塩以外の化合物	9 × 10 ⁰	3 × 10 ²	9 × 10 ⁻²	
¹¹⁴ In	酸化物、水酸化物、ハロゲン化物及び硝酸塩	8 × 10 ⁰	3 × 10 ²	9 × 10 ⁻²	
^{114m} In	酸化物、水酸化物、ハロゲン化物及び硝酸塩以外の化合物	2 × 10 ⁻³	2 × 10 ⁻¹	1 × 10 ⁻⁵	
¹⁰⁹ In	酸化物、水酸化物、ハロゲン化物及び硝酸塩	3 × 10 ⁻¹	1 × 10 ¹	3 × 10 ⁻³	
^{109m} In	酸化物、水酸化物、ハロゲン化物及び硝酸塩以外の化合物	3 × 10 ¹	1 × 10 ³	3 × 10 ⁻¹	
¹⁰⁹ⁿ In	酸化物、水酸化物、ハロゲン化物及び硝酸塩	2 × 10 ¹	1 × 10 ³	2 × 10 ⁻¹	
¹¹⁰ In (物理的半減期が 4.90 時間のもの)	酸化物、水酸化物、ハロゲン化物及び硝酸塩以外の化合物	9 × 10 ⁻²	4 × 10 ⁰	1 × 10 ⁻³	
¹¹⁰ In (物理的半減期が 4.90 時間のもの)	酸化物、水酸化物、ハロゲン化物及び硝酸塩	8 × 10 ⁻²	4 × 10 ⁰	9 × 10 ⁻⁴	
¹¹⁰ In (物理的半減期が 1.15 時間のもの)	酸化物、水酸化物、ハロゲン化物及び硝酸塩以外の化合物	4 × 10 ⁻¹	8 × 10 ⁰	4 × 10 ⁻³	
¹¹⁰ In (物理的半減期が 1.15 時間のもの)	酸化物、水酸化物、ハロゲン化物及び硝酸塩	3 × 10 ⁻¹	8 × 10 ⁰	2 × 10 ⁻³	

		担当課	医療対策課	検索番号	3 - 1
法令名	臨床検査技師等に関する法律	根拠条項	20の3 - 1		
許認可等	衛生検査所の登録				
(根拠規定) 続き					
第一欄		第二欄	第三欄	第四欄	
放射性同位元素の種類		空气中濃度 限度 (Bq / cm ³)	排液中又は 排水中の濃 度限度 (Bq / cm ³)	排気中又は 空气中の濃 度限度 (Bq / cm ³)	
核種	化学形等				
¹¹¹ In	酸化物、水酸化物、ハロゲン化物及び硝酸塩以外の化合物	9 × 10 ⁻²	3 × 10 ⁰	9 × 10 ⁻⁴	
¹¹¹ In	酸化物、水酸化物、ハロゲン化物及び硝酸塩	7 × 10 ⁻²	3 × 10 ⁰	5 × 10 ⁻⁴	
^{111m} In	酸化物、水酸化物、ハロゲン化物及び硝酸塩以外の化合物	7 × 10 ⁰	3 × 10 ²	8 × 10 ⁻²	
^{111m} In	酸化物、水酸化物、ハロゲン化物及び硝酸塩	6 × 10 ⁰	3 × 10 ²	6 × 10 ⁻²	
¹¹² In	酸化物、水酸化物、ハロゲン化物及び硝酸塩以外の化合物	2 × 10 ⁰	8 × 10 ¹	3 × 10 ⁻²	
¹¹² In	酸化物、水酸化物、ハロゲン化物及び硝酸塩	2 × 10 ⁰	8 × 10 ¹	2 × 10 ⁻²	
^{112m} In	酸化物、水酸化物、ハロゲン化物及び硝酸塩以外の化合物	1 × 10 ⁰	5 × 10 ¹	1 × 10 ⁻²	
^{112m} In	酸化物、水酸化物、ハロゲン化物及び硝酸塩	6 × 10 ⁻¹	5 × 10 ¹	6 × 10 ⁻³	
^{113m} In	酸化物、水酸化物、ハロゲン化物及び硝酸塩以外の化合物	1 × 10 ⁰	3 × 10 ¹	1 × 10 ⁻²	
^{113m} In	酸化物、水酸化物、ハロゲン化物及び硝酸塩	7 × 10 ⁻¹	3 × 10 ¹	6 × 10 ⁻³	
¹¹⁴ In	酸化物、水酸化物、ハロゲン化物及び硝酸塩以外の化合物	9 × 10 ⁰	3 × 10 ²	9 × 10 ⁻²	
¹¹⁴ In	酸化物、水酸化物、ハロゲン化物及び硝酸塩	8 × 10 ⁰	3 × 10 ²	9 × 10 ⁻²	
^{114m} In	酸化物、水酸化物、ハロゲン化物及び硝酸塩以外の化合物	2 × 10 ⁻³	2 × 10 ⁻¹	1 × 10 ⁻⁵	
^{114m} In	酸化物、水酸化物、ハロゲン化物及び硝酸塩	4 × 10 ⁻³	2 × 10 ⁻¹	2 × 10 ⁻⁵	
¹¹⁵ In	酸化物、水酸化物、ハロゲン化物及び硝酸塩以外の化合物	5 × 10 ⁻⁵	3 × 10 ⁻²	3 × 10 ⁻⁷	
¹¹⁵ In	酸化物、水酸化物、ハロゲン化物及び硝酸塩	2 × 10 ⁻⁴	3 × 10 ⁻²	8 × 10 ⁻⁷	
^{115m} In	酸化物、水酸化物、ハロゲン化物及び硝酸塩以外の化合物	5 × 10 ⁻¹	9 × 10 ⁰	5 × 10 ⁻³	
^{115m} In	酸化物、水酸化物、ハロゲン化物及び硝酸塩	2 × 10 ⁻¹	9 × 10 ⁰	2 × 10 ⁻³	
¹¹⁶ In	酸化物、水酸化物、ハロゲン化物及び硝酸塩以外の化合物	4 × 10 ¹	7 × 10 ²	4 × 10 ⁻¹	
¹¹⁶ In	酸化物、水酸化物、ハロゲン化物及び硝酸塩	4 × 10 ¹	7 × 10 ²	4 × 10 ⁻¹	
^{116m} In	酸化物、水酸化物、ハロゲン化物及び硝酸塩以外の化合物	4 × 10 ⁻¹	1 × 10 ¹	4 × 10 ⁻³	
^{116m} In	酸化物、水酸化物、ハロゲン化物及び硝酸塩	3 × 10 ⁻¹	1 × 10 ¹	3 × 10 ⁻³	
¹¹⁷ In	酸化物、水酸化物、ハロゲン化物及び硝酸塩以外の化合物	7 × 10 ⁻¹	3 × 10 ¹	8 × 10 ⁻³	
¹¹⁷ In	酸化物、水酸化物、ハロゲン化物及び硝酸塩	4 × 10 ⁻¹	3 × 10 ¹	4 × 10 ⁻³	
^{117m} In	酸化物、水酸化物、ハロゲン化物及び硝酸塩以外の化合物	4 × 10 ⁻¹	7 × 10 ⁰	4 × 10 ⁻³	
^{117m} In	酸化物、水酸化物、ハロゲン化物及び硝酸塩	2 × 10 ⁻¹	7 × 10 ⁰	2 × 10 ⁻³	
¹¹⁸ In	酸化物、水酸化物、ハロゲン化物及び硝酸塩以外の化合物	1 × 10 ²	2 × 10 ³	1 × 10 ⁰	
¹¹⁸ In	酸化物、水酸化物、ハロゲン化物及び硝酸塩	1 × 10 ²	2 × 10 ³	1 × 10 ⁰	
¹¹⁹ In	酸化物、水酸化物、ハロゲン化物及び硝酸塩以外の化合物	4 × 10 ⁰	2 × 10 ²	5 × 10 ⁻²	
¹¹⁹ In	酸化物、水酸化物、ハロゲン化物及び硝酸塩	4 × 10 ⁰	2 × 10 ²	4 × 10 ⁻²	
^{119m} In	酸化物、水酸化物、ハロゲン化物及び硝酸塩以外の化合物	1 × 10 ⁰	2 × 10 ¹	1 × 10 ⁻²	
^{119m} In	酸化物、水酸化物、ハロゲン化物及び硝酸塩	7 × 10 ⁻¹	2 × 10 ¹	7 × 10 ⁻³	
¹⁰⁸ Sn	四価スズのリン酸塩、硫化物、酸化物、水酸化物、ハロゲン化物及び硝酸塩 以外の化合物	1 × 10 ⁰	4 × 10 ¹	1 × 10 ⁻²	
¹⁰⁸ Sn	四価スズのリン酸塩、硫化物、酸化物、水酸化物、ハロゲン化物及び硝酸塩	1 × 10 ⁰	4 × 10 ¹	1 × 10 ⁻²	
^{108m} Sn	四価スズのリン酸塩、硫化物、酸化物、水酸化物、ハロゲン化物及び硝酸塩 以外の化合物	1 × 10 ⁰	4 × 10 ¹	1 × 10 ⁻²	
^{108m} Sn	四価スズのリン酸塩、硫化物、酸化物、水酸化物、ハロゲン化物及び硝酸塩	9 × 10 ⁻¹	4 × 10 ¹	1 × 10 ⁻²	
¹¹⁰ Sn	四価スズのリン酸塩、硫化物、酸化物、水酸化物、ハロゲン化物及び硝酸塩 以外の化合物	1 × 10 ⁻¹	2 × 10 ⁰	1 × 10 ⁻³	

		担当課	医療対策課	検索番号	3 - 1
法令名	臨床検査技師等に関する法律	根拠条項	20の3 - 1		
許認可等	衛生検査所の登録				
(根拠規定) 続き					
第一欄		第二欄	第三欄	第四欄	
放射性同位元素の種類		空气中濃度	排液中又は排水中の濃度	排気中又は空气中の濃度	
核種	化学形等	限度 (Bq / cm ³)	限度 (Bq / cm ³)	限度 (Bq / cm ³)	
¹¹⁰ Sn	四価スズのリン酸塩、硫化物、酸化物、水酸化物、ハロゲン化物及び硝酸塩	8 × 10 ⁻²	2 × 10 ⁰	7 × 10 ⁻⁴	
¹¹¹ Sn	四価スズのリン酸塩、硫化物、酸化物、水酸化物、ハロゲン化物及び硝酸塩以外の化合物	1 × 10 ⁰	4 × 10 ¹	1 × 10 ⁻²	
¹¹¹ Sn	四価スズのリン酸塩、硫化物、酸化物、水酸化物、ハロゲン化物及び硝酸塩	9 × 10 ⁻¹	4 × 10 ¹	9 × 10 ⁻³	
¹¹³ Sn	四価スズのリン酸塩、硫化物、酸化物、水酸化物、ハロゲン化物及び硝酸塩以外の化合物	3 × 10 ⁻²	1 × 10 ⁰	2 × 10 ⁻⁴	
¹¹³ Sn	四価スズのリン酸塩、硫化物、酸化物、水酸化物、ハロゲン化物及び硝酸塩	1 × 10 ⁻²	1 × 10 ⁰	5 × 10 ⁻⁵	
^{113m} Sn	四価スズのリン酸塩、硫化物、酸化物、水酸化物、ハロゲン化物及び硝酸塩以外の化合物	7 × 10 ⁰	2 × 10 ²	6 × 10 ⁻²	
^{113m} Sn	四価スズのリン酸塩、硫化物、酸化物、水酸化物、ハロゲン化物及び硝酸塩	4 × 10 ⁰	2 × 10 ²	3 × 10 ⁻²	
^{117m} Sn	四価スズのリン酸塩、硫化物、酸化物、水酸化物、ハロゲン化物及び硝酸塩以外の化合物	5 × 10 ⁻²	1 × 10 ⁰	4 × 10 ⁻⁴	
^{117m} Sn	四価スズのリン酸塩、硫化物、酸化物、水酸化物、ハロゲン化物及び硝酸塩	9 × 10 ⁻³	1 × 10 ⁰	5 × 10 ⁻⁵	
^{119m} Sn	四価スズのリン酸塩、硫化物、酸化物、水酸化物、ハロゲン化物及び硝酸塩以外の化合物	6 × 10 ⁻²	2 × 10 ⁰	4 × 10 ⁻⁴	
^{119m} Sn	四価スズのリン酸塩、硫化物、酸化物、水酸化物、ハロゲン化物及び硝酸塩	1 × 10 ⁻²	2 × 10 ⁰	6 × 10 ⁻⁵	
¹²¹ Sn	四価スズのリン酸塩、硫化物、酸化物、水酸化物、ハロゲン化物及び硝酸塩以外の化合物	2 × 10 ⁻¹	4 × 10 ⁰	2 × 10 ⁻³	
¹²¹ Sn	四価スズのリン酸塩、硫化物、酸化物、水酸化物、ハロゲン化物及び硝酸塩	7 × 10 ⁻²	4 × 10 ⁰	5 × 10 ⁻⁴	
^{121m} Sn	四価スズのリン酸塩、硫化物、酸化物、水酸化物、ハロゲン化物及び硝酸塩以外の化合物	2 × 10 ⁻²	2 × 10 ⁰	1 × 10 ⁻⁴	
^{121m} Sn	四価スズのリン酸塩、硫化物、酸化物、水酸化物、ハロゲン化物及び硝酸塩	6 × 10 ⁻³	2 × 10 ⁰	3 × 10 ⁻⁵	
¹²³ Sn	四価スズのリン酸塩、硫化物、酸化物、水酸化物、ハロゲン化物及び硝酸塩以外の化合物	1 × 10 ⁻²	4 × 10 ⁻¹	9 × 10 ⁻⁵	
¹²³ Sn	四価スズのリン酸塩、硫化物、酸化物、水酸化物、ハロゲン化物及び硝酸塩	4 × 10 ⁻³	4 × 10 ⁻¹	2 × 10 ⁻⁵	
^{123m} Sn	四価スズのリン酸塩、硫化物、酸化物、水酸化物、ハロゲン化物及び硝酸塩以外の化合物	9 × 10 ⁻¹	2 × 10 ¹	9 × 10 ⁻³	
^{123m} Sn	四価スズのリン酸塩、硫化物、酸化物、水酸化物、ハロゲン化物及び硝酸塩	5 × 10 ⁻¹	2 × 10 ¹	4 × 10 ⁻³	
¹²⁵ Sn	四価スズのリン酸塩、硫化物、酸化物、水酸化物、ハロゲン化物及び硝酸塩以外の化合物	2 × 10 ⁻²	3 × 10 ⁻¹	1 × 10 ⁻⁴	
¹²⁵ Sn	四価スズのリン酸塩、硫化物、酸化物、水酸化物、ハロゲン化物及び硝酸塩	7 × 10 ⁻³	3 × 10 ⁻¹	4 × 10 ⁻⁵	
^{125m} Sn	四価スズのリン酸塩、硫化物、酸化物、水酸化物、ハロゲン化物及び硝酸塩以外の化合物	2 × 10 ⁰	4 × 10 ¹	2 × 10 ⁻²	
^{125m} Sn	四価スズのリン酸塩、硫化物、酸化物、水酸化物、ハロゲン化物及び硝酸塩	1 × 10 ⁰	4 × 10 ¹	1 × 10 ⁻²	
¹²⁶ Sn	四価スズのリン酸塩、硫化物、酸化物、水酸化物、ハロゲン化物及び硝酸塩以外の化合物	1 × 10 ⁻³	2 × 10 ⁻¹	1 × 10 ⁻⁵	
¹²⁶ Sn	四価スズのリン酸塩、硫化物、酸化物、水酸化物、ハロゲン化物及び硝酸塩	1 × 10 ⁻³	2 × 10 ⁻¹	4 × 10 ⁻⁶	
¹²⁷ Sn	四価スズのリン酸塩、硫化物、酸化物、水酸化物、ハロゲン化物及び硝酸塩以外の化合物	2 × 10 ⁻¹	4 × 10 ⁰	2 × 10 ⁻³	
¹²⁷ Sn	四価スズのリン酸塩、硫化物、酸化物、水酸化物、ハロゲン化物及び硝酸塩	1 × 10 ⁻¹	4 × 10 ⁰	9 × 10 ⁻⁴	
¹²⁸ Sn	四価スズのリン酸塩、硫化物、酸化物、水酸化物、ハロゲン化物及び硝酸塩以外の化合物	2 × 10 ⁻¹	6 × 10 ⁰	2 × 10 ⁻³	
¹²⁸ Sn	四価スズのリン酸塩、硫化物、酸化物、水酸化物、ハロゲン化物及び硝酸塩	1 × 10 ⁻¹	6 × 10 ⁰	1 × 10 ⁻³	
¹¹⁵ Sb	酸化物、水酸化物、ハロゲン化物、硫化物、硫酸塩及び硝酸塩以外の化合物	1 × 10 ⁰	4 × 10 ¹	1 × 10 ⁻²	

		担当課	医療対策課	検索番号	3 - 1
法令名	臨床検査技師等に関する法律	根拠条項	20の3 - 1		
許認可等	衛生検査所の登録				
(根拠規定) 続き					
第一欄		第二欄	第三欄	第四欄	
放射性同位元素の種類		空気中濃度限度(Bq/cm ³)	排液中又は排水中の濃度限度(Bq/cm ³)	排気中又は空気中の濃度限度(Bq/cm ³)	
核種	化学形等				
¹¹⁵ Sb	酸化物、水酸化物、ハロゲン化物、硫化物、硫酸塩及び硝酸塩	9×10 ⁻¹	4×10 ¹	9×10 ⁻³	
¹¹⁶ Sb	酸化物、水酸化物、ハロゲン化物、硫化物、硫酸塩及び硝酸塩以外の化合物	1×10 ⁰	3×10 ¹	1×10 ⁻²	
^{116m} Sb	酸化物、水酸化物、ハロゲン化物、硫化物、硫酸塩及び硝酸塩	9×10 ⁻¹	3×10 ¹	9×10 ⁻³	
^{116m} Sb	酸化物、水酸化物、ハロゲン化物、硫化物、硫酸塩及び硝酸塩以外の化合物	3×10 ⁻¹	1×10 ¹	4×10 ⁻³	
¹¹⁶ⁿ Sb	酸化物、水酸化物、ハロゲン化物、硫化物、硫酸塩及び硝酸塩	2×10 ⁻¹	1×10 ¹	2×10 ⁻³	
¹¹⁷ Sb	酸化物、水酸化物、ハロゲン化物、硫化物、硫酸塩及び硝酸塩以外の化合物	1×10 ⁰	5×10 ¹	1×10 ⁻²	
¹¹⁷ Sb	酸化物、水酸化物、ハロゲン化物、硫化物、硫酸塩及び硝酸塩	8×10 ⁻¹	5×10 ¹	7×10 ⁻³	
¹¹⁸ Sb	酸化物、水酸化物、ハロゲン化物、硫化物、硫酸塩及び硝酸塩以外の化合物	4×10 ⁰	7×10 ¹	4×10 ⁻²	
¹¹⁸ Sb	酸化物、水酸化物、ハロゲン化物、硫化物、硫酸塩及び硝酸塩	3×10 ⁰	7×10 ¹	3×10 ⁻²	
^{118m} Sb	酸化物、水酸化物、ハロゲン化物、硫化物、硫酸塩及び硝酸塩以外の化合物	1×10 ⁻¹	4×10 ⁰	1×10 ⁻³	
¹¹⁸ⁿ Sb	酸化物、水酸化物、ハロゲン化物、硫化物、硫酸塩及び硝酸塩	9×10 ⁻²	4×10 ⁰	1×10 ⁻³	
¹¹⁹ Sb	酸化物、水酸化物、ハロゲン化物、硫化物、硫酸塩及び硝酸塩以外の化合物	5×10 ⁻¹	1×10 ¹	5×10 ⁻³	
¹¹⁹ Sb	酸化物、水酸化物、ハロゲン化物、硫化物、硫酸塩及び硝酸塩	4×10 ⁻¹	1×10 ¹	3×10 ⁻³	
¹²⁰ Sb(物理的半減期が5.76日のもの)	酸化物、水酸化物、ハロゲン化物、硫化物、硫酸塩及び硝酸塩以外の化合物	2×10 ⁻²	7×10 ⁻¹	2×10 ⁻⁴	
¹²⁰ Sb(物理的半減期が5.76日のもの)	酸化物、水酸化物、ハロゲン化物、硫化物、硫酸塩及び硝酸塩	2×10 ⁻²	7×10 ⁻¹	1×10 ⁻⁴	
¹²⁰ Sb(物理的半減期が0.265時間のもの)	酸化物、水酸化物、ハロゲン化物、硫化物、硫酸塩及び硝酸塩以外の化合物	2×10 ⁰	6×10 ¹	3×10 ⁻²	
¹²⁰ Sb(物理的半減期が0.265時間のもの)	酸化物、水酸化物、ハロゲン化物、硫化物、硫酸塩及び硝酸塩	2×10 ⁰	6×10 ¹	2×10 ⁻²	
¹²² Sb	酸化物、水酸化物、ハロゲン化物、硫化物、硫酸塩及び硝酸塩以外の化合物	3×10 ⁻²	5×10 ⁻¹	3×10 ⁻⁴	
¹²² Sb	酸化物、水酸化物、ハロゲン化物、硫化物、硫酸塩及び硝酸塩	2×10 ⁻²	5×10 ⁻¹	1×10 ⁻⁴	
¹²⁴ Sb	酸化物、水酸化物、ハロゲン化物、硫化物、硫酸塩及び硝酸塩以外の化合物	1×10 ⁻²	3×10 ⁻¹	9×10 ⁻⁵	
¹²⁴ Sb	酸化物、水酸化物、ハロゲン化物、硫化物、硫酸塩及び硝酸塩	4×10 ⁻³	3×10 ⁻¹	2×10 ⁻⁵	
^{124m} Sb(物理的半減期が93秒のもの)	酸化物、水酸化物、ハロゲン化物、硫化物、硫酸塩及び硝酸塩以外の化合物	3×10 ¹	1×10 ³	3×10 ⁻¹	
^{124m} Sb(物理的半減期が93秒のもの)	酸化物、水酸化物、ハロゲン化物、硫化物、硫酸塩及び硝酸塩	2×10 ¹	1×10 ³	2×10 ⁻¹	
¹²⁴ⁿ Sb(物理的半減期が20.2分のもの)	酸化物、水酸化物、ハロゲン化物、硫化物、硫酸塩及び硝酸塩以外の化合物	4×10 ⁰	1×10 ²	4×10 ⁻²	

		担当課	医療対策課	検索番号	3 - 1
法令名	臨床検査技師等に関する法律	根拠条項	20の3 - 1		
許認可等	衛生検査所の登録				
(根拠規定) 続き					
第一欄		第二欄	第三欄	第四欄	
放射性同位元素の種類		空气中濃度限度(Bq/cm ³)	排液中又は排水中の濃度限度(Bq/cm ³)	排気中又は空気中の濃度限度(Bq/cm ³)	
核種	化学形態				
¹²⁵ Sb	酸化物、水酸化物、ハロゲン化物、硫化物、硫酸塩及び硝酸塩以外の化合物	1×10 ⁻²	8×10 ⁻¹	9×10 ⁻⁵	
¹²⁵ Sb	酸化物、水酸化物、ハロゲン化物、硫化物、硫酸塩及び硝酸塩	6×10 ⁻³	8×10 ⁻¹	3×10 ⁻⁵	
¹²⁶ Sb	酸化物、水酸化物、ハロゲン化物、硫化物、硫酸塩及び硝酸塩以外の化合物	1×10 ⁻²	4×10 ⁻¹	1×10 ⁻⁴	
¹²⁶ Sb	酸化物、水酸化物、ハロゲン化物、硫化物、硫酸塩及び硝酸塩	7×10 ⁻³	4×10 ⁻¹	4×10 ⁻⁵	
^{126m} Sb	酸化物、水酸化物、ハロゲン化物、硫化物、硫酸塩及び硝酸塩以外の化合物	9×10 ⁻¹	2×10 ¹	1×10 ⁻²	
^{126m} Sb	酸化物、水酸化物、ハロゲン化物、硫化物、硫酸塩及び硝酸塩	6×10 ⁻¹	2×10 ¹	6×10 ⁻³	
¹²⁷ Sb	酸化物、水酸化物、ハロゲン化物、硫化物、硫酸塩及び硝酸塩以外の化合物	3×10 ⁻²	5×10 ⁻¹	3×10 ⁻⁴	
¹²⁷ Sb	酸化物、水酸化物、ハロゲン化物、硫化物、硫酸塩及び硝酸塩	1×10 ⁻²	5×10 ⁻¹	7×10 ⁻⁵	
¹²⁸ Sb(物理的半減期が9.01時間のもの)	酸化物、水酸化物、ハロゲン化物、硫化物、硫酸塩及び硝酸塩以外の化合物	5×10 ⁻²	1×10 ⁰	5×10 ⁻⁴	
¹²⁸ Sb(物理的半減期が9.01時間のもの)	酸化物、水酸化物、ハロゲン化物、硫化物、硫酸塩及び硝酸塩	3×10 ⁻²	1×10 ⁰	3×10 ⁻⁴	
¹²⁸ Sb(物理的半減期が0.173時間のもの)	酸化物、水酸化物、ハロゲン化物、硫化物、硫酸塩及び硝酸塩以外の化合物	1×10 ⁰	3×10 ¹	1×10 ⁻²	
¹²⁸ Sb(物理的半減期が0.173時間のもの)	酸化物、水酸化物、ハロゲン化物、硫化物、硫酸塩及び硝酸塩	8×10 ⁻¹	3×10 ¹	8×10 ⁻³	
¹²⁹ Sb	酸化物、水酸化物、ハロゲン化物、硫化物、硫酸塩及び硝酸塩以外の化合物	1×10 ⁻¹	2×10 ⁰	1×10 ⁻³	
¹²⁹ Sb	酸化物、水酸化物、ハロゲン化物、硫化物、硫酸塩及び硝酸塩	6×10 ⁻²	2×10 ⁰	5×10 ⁻⁴	
¹³⁰ Sb	酸化物、水酸化物、ハロゲン化物、硫化物、硫酸塩及び硝酸塩以外の化合物	3×10 ⁻¹	9×10 ⁰	3×10 ⁻³	
¹³⁰ Sb	酸化物、水酸化物、ハロゲン化物、硫化物、硫酸塩及び硝酸塩	2×10 ⁻¹	9×10 ⁰	2×10 ⁻³	
¹³¹ Sb	酸化物、水酸化物、ハロゲン化物、硫化物、硫酸塩及び硝酸塩以外の化合物	4×10 ⁻¹	8×10 ⁰	3×10 ⁻³	
¹³¹ Sb	酸化物、水酸化物、ハロゲン化物、硫化物、硫酸塩及び硝酸塩	3×10 ⁻¹	8×10 ⁰	3×10 ⁻³	
¹¹⁶ Te	蒸気	2×10 ⁻¹		1×10 ⁻³	
¹¹⁶ Te	酸化物、水酸化物及び硝酸塩以外の化合物	2×10 ⁻¹	5×10 ⁰	2×10 ⁻³	
¹¹⁶ Te	酸化物、水酸化物及び硝酸塩	1×10 ⁻¹	5×10 ⁰	1×10 ⁻³	
¹¹⁷ Te	蒸気	7×10 ⁻¹		4×10 ⁻³	
¹¹⁷ Te	酸化物、水酸化物及び硝酸塩以外の化合物	5×10 ⁻¹	2×10 ¹	6×10 ⁻³	
¹¹⁷ Te	酸化物、水酸化物及び硝酸塩	4×10 ⁻¹	2×10 ¹	4×10 ⁻³	
¹¹⁸ Te	蒸気	1×10 ⁻²		6×10 ⁻⁵	
¹¹⁸ Te	酸化物、水酸化物及び硝酸塩以外の化合物	1×10 ⁻²	3×10 ⁻¹	1×10 ⁻⁴	
¹¹⁸ Te	酸化物、水酸化物及び硝酸塩	9×10 ⁻³	3×10 ⁻¹	5×10 ⁻⁵	

法令名	臨床検査技師等に関する法律	根拠条項	20の3 - 1
-----	---------------	------	----------

許認可等	衛生検査所の登録
------	----------

(根拠規定) 続き

第一欄		第二欄	第三欄	第四欄
放射性同位元素の種類		空气中濃 度限度(Bq / cm ³)	排液中又 は排水 中の濃度 限度 (Bq / cm ³)	排気中又 は空気 中の濃度 限度 (Bq / cm ³)
核種	化学形等			
¹¹⁹ Te	蒸気	2 × 10 ⁻¹		1 × 10 ⁻³
¹¹⁹ Te	酸化物、水酸化物及び硝酸塩以外の化合物	1 × 10 ⁻¹	5 × 10 ⁰	2 × 10 ⁻³
¹¹⁹ Te	酸化物、水酸化物及び硝酸塩	1 × 10 ⁻¹	5 × 10 ⁰	1 × 10 ⁻³
^{119m} Te	蒸気	3 × 10 ⁻²		2 × 10 ⁻⁴
^{119m} Te	酸化物、水酸化物及び硝酸塩以外の化合物	3 × 10 ⁻²	1 × 10 ⁰	3 × 10 ⁻⁴
^{119m} Te	酸化物、水酸化物及び硝酸塩	3 × 10 ⁻²	1 × 10 ⁰	2 × 10 ⁻⁴
¹²¹ Te	蒸気	4 × 10 ⁻²		2 × 10 ⁻⁴
¹²¹ Te	酸化物、水酸化物及び硝酸塩以外の化合物	5 × 10 ⁻²	2 × 10 ⁰	5 × 10 ⁻⁴
¹²¹ Te	酸化物、水酸化物及び硝酸塩	5 × 10 ⁻²	2 × 10 ⁰	3 × 10 ⁻⁴
^{121m} Te	蒸気	4 × 10 ⁻³		2 × 10 ⁻⁵
^{121m} Te	酸化物、水酸化物及び硝酸塩以外の化合物	9 × 10 ⁻³	4 × 10 ⁻¹	7 × 10 ⁻⁵
^{121m} Te	酸化物、水酸化物及び硝酸塩	6 × 10 ⁻³	4 × 10 ⁻¹	3 × 10 ⁻⁵
¹²³ Te	蒸気	2 × 10 ⁻³		1 × 10 ⁻⁵
¹²³ Te	酸化物、水酸化物及び硝酸塩以外の化合物	4 × 10 ⁻³	2 × 10 ⁻¹	3 × 10 ⁻⁵
¹²³ Te	酸化物、水酸化物及び硝酸塩	7 × 10 ⁻³	2 × 10 ⁻¹	7 × 10 ⁻⁵
^{123m} Te	蒸気	7 × 10 ⁻³		4 × 10 ⁻⁵
^{123m} Te	酸化物、水酸化物及び硝酸塩以外の化合物	2 × 10 ⁻²	6 × 10 ⁻¹	1 × 10 ⁻⁴
^{123m} Te	酸化物、水酸化物及び硝酸塩	6 × 10 ⁻³	6 × 10 ⁻¹	3 × 10 ⁻⁵
^{125m} Te	蒸気	1 × 10 ⁻²		7 × 10 ⁻⁵
^{125m} Te	酸化物、水酸化物及び硝酸塩以外の化合物	3 × 10 ⁻²	9 × 10 ⁻¹	2 × 10 ⁻⁴
^{125m} Te	酸化物、水酸化物及び硝酸塩	7 × 10 ⁻³	9 × 10 ⁻¹	4 × 10 ⁻⁵
¹²⁷ Te	蒸気	3 × 10 ⁻¹		2 × 10 ⁻³
¹²⁷ Te	酸化物、水酸化物及び硝酸塩以外の化合物	3 × 10 ⁻¹	5 × 10 ⁰	3 × 10 ⁻³
¹²⁷ Te	酸化物、水酸化物及び硝酸塩	1 × 10 ⁻¹	5 × 10 ⁰	9 × 10 ⁻⁴
^{127m} Te	蒸気	5 × 10 ⁻³		2 × 10 ⁻⁵
^{127m} Te	酸化物、水酸化物及び硝酸塩以外の化合物	1 × 10 ⁻²	3 × 10 ⁻¹	7 × 10 ⁻⁵
^{127m} Te	酸化物、水酸化物及び硝酸塩	3 × 10 ⁻³	3 × 10 ⁻¹	2 × 10 ⁻⁵
¹²⁹ Te	蒸気	6 × 10 ⁻¹		3 × 10 ⁻³
¹²⁹ Te	酸化物、水酸化物及び硝酸塩以外の化合物	7 × 10 ⁻¹	1 × 10 ¹	7 × 10 ⁻³
¹²⁹ Te	酸化物、水酸化物及び硝酸塩	4 × 10 ⁻¹	1 × 10 ¹	3 × 10 ⁻³
^{129m} Te	蒸気	6 × 10 ⁻³		3 × 10 ⁻⁵
^{129m} Te	酸化物、水酸化物及び硝酸塩以外の化合物	1 × 10 ⁻²	3 × 10 ⁻¹	8 × 10 ⁻⁵
^{129m} Te	酸化物、水酸化物及び硝酸塩	4 × 10 ⁻³	3 × 10 ⁻¹	2 × 10 ⁻⁵
¹³¹ Te	蒸気	3 × 10 ⁻¹		2 × 10 ⁻³
¹³¹ Te	酸化物、水酸化物及び硝酸塩以外の化合物	5 × 10 ⁻¹	9 × 10 ⁰	5 × 10 ⁻³
¹³¹ Te	酸化物、水酸化物及び硝酸塩	3 × 10 ⁻¹	9 × 10 ⁰	4 × 10 ⁻³
^{131m} Te	蒸気	9 × 10 ⁻³		4 × 10 ⁻⁵

担当課	医療対策課	検索番号	3 - 1
-----	-------	------	-------

法令名	臨床検査技師等に関する法律	根拠条項	20の3 - 1
-----	---------------	------	----------

許認可等	衛生検査所の登録
------	----------

(根拠規定) 続き

第一欄		第二欄	第三欄	第四欄
放射性同位元素の種類		空气中濃度限度(Bq / cm ³)	排液中又は排水中の濃度限度(Bq / cm ³)	排気中又は空气中の濃度限度(Bq / cm ³)
核種	化学形等			
^{131m} Te	酸化物、水酸化物及び硝酸塩以外の化合物	2 × 10 ⁻²	4 × 10 ⁻¹	1 × 10 ⁻⁴
^{131m} Te	酸化物、水酸化物及び硝酸塩	1 × 10 ⁻²	4 × 10 ⁻¹	1 × 10 ⁻⁴
¹³² Te	蒸気	4 × 10 ⁻³		2 × 10 ⁻⁵
¹³² Te	酸化物、水酸化物及び硝酸塩以外の化合物	9 × 10 ⁻³	2 × 10 ⁻¹	6 × 10 ⁻⁵
¹³² Te	酸化物、水酸化物及び硝酸塩	7 × 10 ⁻³	2 × 10 ⁻¹	6 × 10 ⁻⁵
¹³³ Te	蒸気	4 × 10 ⁻¹		2 × 10 ⁻³
¹³³ Te	酸化物、水酸化物及び硝酸塩以外の化合物	5 × 10 ⁻¹	1 × 10 ¹	5 × 10 ⁻³
¹³³ Te	酸化物、水酸化物及び硝酸塩	5 × 10 ⁻¹	1 × 10 ¹	6 × 10 ⁻³
^{133m} Te	蒸気	9 × 10 ⁻²		5 × 10 ⁻⁴
^{133m} Te	酸化物、水酸化物及び硝酸塩以外の化合物	2 × 10 ⁻¹	3 × 10 ⁰	1 × 10 ⁻³
^{133m} Te	酸化物、水酸化物及び硝酸塩	1 × 10 ⁻¹	3 × 10 ⁰	1 × 10 ⁻³
¹³⁴ Te	蒸気	2 × 10 ⁻¹		1 × 10 ⁻³
¹³⁴ Te	酸化物、水酸化物及び硝酸塩以外の化合物	3 × 10 ⁻¹	7 × 10 ⁰	2 × 10 ⁻³
¹³⁴ Te	酸化物、水酸化物及び硝酸塩	2 × 10 ⁻¹	7 × 10 ⁰	2 × 10 ⁻³
¹¹⁸ I	蒸気	1 × 10 ⁻¹		6 × 10 ⁻⁴
¹¹⁸ I	ヨウ化メチル	2 × 10 ⁻¹		1 × 10 ⁻³
¹¹⁸ I	ヨウ化メチル以外の化合物	2 × 10 ⁻¹	4 × 10 ⁰	2 × 10 ⁻³
¹¹⁹ I	蒸気	4 × 10 ⁻¹		2 × 10 ⁻³
¹¹⁹ I	ヨウ化メチル	1 × 10 ⁰		6 × 10 ⁻³
¹¹⁹ I	ヨウ化メチル以外の化合物	8 × 10 ⁻¹	2 × 10 ¹	7 × 10 ⁻³
¹²⁰ I	蒸気	7 × 10 ⁻²		4 × 10 ⁻⁴
¹²⁰ I	ヨウ化メチル	1 × 10 ⁻¹		5 × 10 ⁻⁴
¹²⁰ I	ヨウ化メチル以外の化合物	1 × 10 ⁻¹	2 × 10 ⁰	1 × 10 ⁻³
^{120m} I	蒸気	1 × 10 ⁻¹		6 × 10 ⁻⁴
^{120m} I	ヨウ化メチル	2 × 10 ⁻¹		1 × 10 ⁻³
^{120m} I	ヨウ化メチル以外の化合物	1 × 10 ⁻¹	4 × 10 ⁰	1 × 10 ⁻³
¹²¹ I	蒸気	2 × 10 ⁻¹		1 × 10 ⁻³
¹²¹ I	ヨウ化メチル	4 × 10 ⁻¹		2 × 10 ⁻³
¹²¹ I	ヨウ化メチル以外の化合物	5 × 10 ⁻¹	1 × 10 ¹	4 × 10 ⁻³
¹²² I	蒸気	1 × 10 ⁰		7 × 10 ⁻³
¹²² I	ヨウ化メチル	2 × 10 ¹		1 × 10 ⁻¹
¹²² I	ヨウ化メチル以外の化合物	3 × 10 ⁰	6 × 10 ¹	3 × 10 ⁻²
¹²³ I	蒸気	1 × 10 ⁻¹		5 × 10 ⁻⁴
¹²³ I	ヨウ化メチル	1 × 10 ⁻¹		7 × 10 ⁻⁴
¹²³ I	ヨウ化メチル以外の化合物	2 × 10 ⁻¹	4 × 10 ⁰	1 × 10 ⁻³
¹²⁴ I	蒸気	2 × 10 ⁻³		9 × 10 ⁻⁶
¹²⁴ I	ヨウ化メチル	2 × 10 ⁻³		1 × 10 ⁻⁵

		担当課	医療対策課	検索番号	3 - 1
法令名	臨床検査技師等に関する法律	根拠条項	20の3 - 1		
許認可等	衛生検査所の登録				
(根拠規定) 続き					
第一欄		第二欄	第三欄	第四欄	
放射性同位元素の種類		空气中濃度限度(Bq/cm ³)	排液中又は排水中の濃度限度(Bq/cm ³)	排気中又は空气中の濃度限度(Bq/cm ³)	
核種	化学形等				
¹²⁴ I	ヨウ化メチル以外の化合物	3 × 10 ⁻³	6 × 10 ⁻²	2 × 10 ⁻⁵	
¹²⁵ I	蒸気	1 × 10 ⁻³		8 × 10 ⁻⁶	
¹²⁵ I	ヨウ化メチル	2 × 10 ⁻³		1 × 10 ⁻⁵	
¹²⁵ I	ヨウ化メチル以外の化合物	3 × 10 ⁻³	6 × 10 ⁻²	2 × 10 ⁻⁵	
¹²⁶ I	蒸気	8 × 10 ⁻⁴		4 × 10 ⁻⁶	
¹²⁶ I	ヨウ化メチル	1 × 10 ⁻³		5 × 10 ⁻⁶	
¹²⁶ I	ヨウ化メチル以外の化合物	1 × 10 ⁻³	3 × 10 ⁻²	1 × 10 ⁻⁵	
¹²⁸ I	蒸気	3 × 10 ⁻¹		2 × 10 ⁻³	
¹²⁸ I	ヨウ化メチル	2 × 10 ⁰		8 × 10 ⁻³	
¹²⁸ I	ヨウ化メチル以外の化合物	9 × 10 ⁻¹	2 × 10 ¹	9 × 10 ⁻³	
¹²⁹ I	蒸気	2 × 10 ⁻⁴		1 × 10 ⁻⁶	
¹²⁹ I	ヨウ化メチル	3 × 10 ⁻⁴		2 × 10 ⁻⁶	
¹²⁹ I	ヨウ化メチル以外の化合物	4 × 10 ⁻⁴	9 × 10 ⁻³	3 × 10 ⁻⁶	
¹³⁰ I	蒸気	1 × 10 ⁻²		6 × 10 ⁻⁵	
¹³⁰ I	ヨウ化メチル	1 × 10 ⁻²		7 × 10 ⁻⁵	
¹³⁰ I	ヨウ化メチル以外の化合物	2 × 10 ⁻²	4 × 10 ⁻¹	2 × 10 ⁻⁴	
¹³¹ I	蒸気	1 × 10 ⁻³		5 × 10 ⁻⁶	
¹³¹ I	ヨウ化メチル	1 × 10 ⁻³		7 × 10 ⁻⁶	
¹³¹ I	ヨウ化メチル以外の化合物	2 × 10 ⁻³	4 × 10 ⁻²	1 × 10 ⁻⁵	
¹³² I	蒸気	7 × 10 ⁻²		4 × 10 ⁻⁴	
¹³² I	ヨウ化メチル	1 × 10 ⁻¹		6 × 10 ⁻⁴	
¹³² I	ヨウ化メチル以外の化合物	1 × 10 ⁻¹	3 × 10 ⁰	1 × 10 ⁻³	
^{132m} I	蒸気	8 × 10 ⁻²		4 × 10 ⁻⁴	
^{132m} I	ヨウ化メチル	1 × 10 ⁻¹		6 × 10 ⁻⁴	
^{132m} I	ヨウ化メチル以外の化合物	2 × 10 ⁻¹	3 × 10 ⁰	1 × 10 ⁻³	
¹³³ I	蒸気	5 × 10 ⁻³		3 × 10 ⁻⁵	
¹³³ I	ヨウ化メチル	7 × 10 ⁻³		3 × 10 ⁻⁵	
¹³³ I	ヨウ化メチル以外の化合物	1 × 10 ⁻²	2 × 10 ⁻¹	7 × 10 ⁻⁵	
¹³⁴ I	蒸気	1 × 10 ⁻¹		8 × 10 ⁻⁴	
¹³⁴ I	ヨウ化メチル	4 × 10 ⁻¹		2 × 10 ⁻³	
¹³⁴ I	ヨウ化メチル以外の化合物	3 × 10 ⁻¹	8 × 10 ⁰	2 × 10 ⁻³	
¹³⁵ I	蒸気	2 × 10 ⁻²		1 × 10 ⁻⁴	
¹³⁵ I	ヨウ化メチル	3 × 10 ⁻²		2 × 10 ⁻⁴	
¹³⁵ I	ヨウ化メチル以外の化合物	5 × 10 ⁻²	8 × 10 ⁻¹	3 × 10 ⁻⁴	
¹²⁰ Xe	{サブマージョン}	4 × 10 ⁻¹		2 × 10 ⁻³	
¹²¹ Xe	{サブマージョン}	8 × 10 ⁻²		4 × 10 ⁻⁴	
¹²² Xe	{サブマージョン}	3 × 10 ⁰		1 × 10 ⁻²	

		担当課	医療対策課	検索番号	3 - 1
法令名	臨床検査技師等に関する法律	根拠条項	20の3 - 1		
許認可等	衛生検査所の登録				
(根拠規定) 続き					
第一欄		第二欄	第三欄	第四欄	
放射性同位元素の種類		空气中濃度限度(Bq/cm ³)	排液中又は排水中の濃度限度(Bq/cm ³)	排気中又は空气中の濃度限度(Bq/cm ³)	
核種	化学形等				
¹²³ Xe	〔サブマージョン〕	3×10 ⁻¹		1×10 ⁻³	
¹²⁵ Xe	〔サブマージョン〕	6×10 ⁻¹		3×10 ⁻³	
^{125m} Xe	〔サブマージョン〕	2×10 ⁰		7×10 ⁻³	
¹²⁷ Xe	〔サブマージョン〕	6×10 ⁻¹		3×10 ⁻³	
^{127m} Xe	〔サブマージョン〕	1×10 ⁰		5×10 ⁻³	
^{129m} Xe	〔サブマージョン〕	7×10 ⁰		3×10 ⁻²	
^{131m} Xe	〔サブマージョン〕	2×10 ¹		9×10 ⁻²	
^{133m} Xe	〔サブマージョン〕	5×10 ⁰		2×10 ⁻²	
¹³³ Xe	〔サブマージョン〕	5×10 ⁰		2×10 ⁻²	
^{135m} Xe	〔サブマージョン〕	4×10 ⁻¹		2×10 ⁻³	
¹³⁵ Xe	〔サブマージョン〕	6×10 ⁻¹		3×10 ⁻³	
¹³⁷ Xe	〔サブマージョン〕	6×10 ⁻¹		3×10 ⁻³	
¹³⁸ Xe	〔サブマージョン〕	1×10 ⁻¹		6×10 ⁻⁴	
¹³⁹ Xe	〔サブマージョン〕	1×10 ⁻¹		6×10 ⁻⁴	
¹²⁴ Cs	すべての化合物	2×10 ¹	2×10 ²	2×10 ⁻¹	
¹²⁵ Cs	すべての化合物	9×10 ⁻¹	2×10 ¹	1×10 ⁻²	
¹²⁶ Cs	すべての化合物	6×10 ⁰	1×10 ²	6×10 ⁻²	
¹²⁷ Cs	すべての化合物	5×10 ⁻¹	4×10 ¹	6×10 ⁻³	
¹²⁸ Cs	すべての化合物	4×10 ⁰	7×10 ¹	4×10 ⁻²	
¹²⁹ Cs	すべての化合物	3×10 ⁻¹	1×10 ¹	3×10 ⁻³	
¹³⁰ Cs	すべての化合物	1×10 ⁰	3×10 ¹	1×10 ⁻²	
¹³¹ Cs	すべての化合物	5×10 ⁻¹	2×10 ¹	4×10 ⁻³	
¹³² Cs	すべての化合物	5×10 ⁻²	2×10 ⁰	5×10 ⁻⁴	
¹³⁴ Cs	すべての化合物	2×10 ⁻³	6×10 ⁻²	2×10 ⁻⁵	
^{134m} Cs	すべての化合物	8×10 ⁻¹	4×10 ¹	8×10 ⁻³	
¹³⁵ Cs	すべての化合物	2×10 ⁻²	6×10 ⁻¹	2×10 ⁻⁴	
^{135m} Cs	すべての化合物	9×10 ⁻¹	5×10 ¹	1×10 ⁻²	
¹³⁶ Cs	すべての化合物	1×10 ⁻²	3×10 ⁻¹	1×10 ⁻⁴	
¹³⁷ Cs	すべての化合物	3×10 ⁻³	9×10 ⁻²	3×10 ⁻⁵	
¹³⁸ Cs	すべての化合物	5×10 ⁻¹	9×10 ⁰	5×10 ⁻³	
¹³⁹ Cs	すべての化合物	1×10 ⁰	2×10 ¹	1×10 ⁻²	
¹²⁴ Ba	すべての化合物	7×10 ⁻¹	1×10 ¹	7×10 ⁻³	
¹²⁸ Ba	すべての化合物	2×10 ⁻¹	3×10 ⁰	2×10 ⁻³	
¹²⁷ Ba	すべての化合物	1×10 ⁰	3×10 ¹	1×10 ⁻²	
¹²⁸ Ba	すべての化合物	2×10 ⁻²	3×10 ⁻¹	2×10 ⁻⁴	
¹²⁹ Ba	すべての化合物	6×10 ⁻¹	2×10 ¹	6×10 ⁻³	
^{129m} Ba	すべての化合物	3×10 ⁻¹	1×10 ¹	3×10 ⁻³	

(根拠規定) 続き

第一欄		第二欄	第三欄	第四欄
核種	化学形等	空气中濃度限度 (Bq / cm ³)	排液中又は排水中の濃度限度 (Bq / cm ³)	排気中又は空気中の濃度限度 (Bq / cm ³)
¹³¹ Ba	すべての化合物	6 × 10 ⁻²	2 × 10 ⁰	5 × 10 ⁻⁴
^{131m} Ba	すべての化合物	3 × 10 ⁰	2 × 10 ²	3 × 10 ⁻²
¹³³ Ba	すべての化合物	1 × 10 ⁻²	5 × 10 ⁻¹	7 × 10 ⁻⁵
^{133m} Ba	すべての化合物	7 × 10 ⁻²	2 × 10 ⁰	7 × 10 ⁻⁴
^{135m} Ba	すべての化合物	9 × 10 ⁻²	2 × 10 ⁰	8 × 10 ⁻⁴
^{137m} Ba	すべての化合物	2 × 10 ¹	8 × 10 ²	2 × 10 ⁻¹
¹³⁹ Ba	すべての化合物	4 × 10 ⁻¹	7 × 10 ⁰	3 × 10 ⁻³
¹⁴⁰ Ba	すべての化合物	1 × 10 ⁻²	3 × 10 ⁻¹	1 × 10 ⁻⁴
¹⁴¹ Ba	すべての化合物	6 × 10 ⁻¹	1 × 10 ¹	6 × 10 ⁻³
¹⁴² Ba	すべての化合物	8 × 10 ⁻¹	2 × 10 ¹	8 × 10 ⁻³
¹²⁹ La	酸化物及び水酸化物以外の化合物	1 × 10 ⁰	3 × 10 ¹	1 × 10 ⁻²
¹²⁹ La	酸化物及び水酸化物	1 × 10 ⁰	3 × 10 ¹	1 × 10 ⁻²
¹³⁰ La	酸化物及び水酸化物以外の化合物	1 × 10 ⁰	3 × 10 ¹	1 × 10 ⁻²
¹³⁰ La	酸化物及び水酸化物	1 × 10 ⁰	3 × 10 ¹	1 × 10 ⁻²
¹³¹ La	酸化物及び水酸化物以外の化合物	9 × 10 ⁻¹	2 × 10 ¹	9 × 10 ⁻³
¹³¹ La	酸化物及び水酸化物	6 × 10 ⁻¹	2 × 10 ¹	5 × 10 ⁻³
¹³² La	酸化物及び水酸化物以外の化合物	1 × 10 ⁻¹	2 × 10 ⁰	1 × 10 ⁻³
¹³² La	酸化物及び水酸化物	7 × 10 ⁻²	2 × 10 ⁰	7 × 10 ⁻⁴
^{132m} La	酸化物及び水酸化物以外の化合物	9 × 10 ⁻¹	2 × 10 ¹	9 × 10 ⁻³
^{132m} La	酸化物及び水酸化物	6 × 10 ⁻¹	2 × 10 ¹	6 × 10 ⁻³
¹³³ La	酸化物及び水酸化物以外の化合物	8 × 10 ⁻¹	2 × 10 ¹	8 × 10 ⁻³
¹³³ La	酸化物及び水酸化物	6 × 10 ⁻¹	2 × 10 ¹	5 × 10 ⁻³
¹³⁴ La	酸化物及び水酸化物以外の化合物	3 × 10 ⁰	5 × 10 ¹	3 × 10 ⁻²
¹³⁴ La	酸化物及び水酸化物	2 × 10 ⁰	5 × 10 ¹	2 × 10 ⁻²
¹³⁵ La	酸化物及び水酸化物以外の化合物	1 × 10 ⁰	3 × 10 ¹	1 × 10 ⁻²
¹³⁵ La	酸化物及び水酸化物	8 × 10 ⁻¹	3 × 10 ¹	8 × 10 ⁻³
¹³⁶ La	酸化物及び水酸化物以外の化合物	4 × 10 ⁰	9 × 10 ¹	4 × 10 ⁻²
¹³⁶ La	酸化物及び水酸化物	3 × 10 ⁰	9 × 10 ¹	3 × 10 ⁻²
¹³⁷ La	酸化物及び水酸化物以外の化合物	2 × 10 ⁻³	1 × 10 ¹	2 × 10 ⁻⁵
¹³⁷ La	酸化物及び水酸化物	9 × 10 ⁻³	1 × 10 ¹	4 × 10 ⁻⁵
¹³⁸ La	酸化物及び水酸化物以外の化合物	1 × 10 ⁻⁴	8 × 10 ⁻¹	9 × 10 ⁻⁷
¹³⁸ La	酸化物及び水酸化物	5 × 10 ⁻⁴	8 × 10 ⁻¹	2 × 10 ⁻⁶
¹⁴⁰ La	酸化物及び水酸化物以外の化合物	2 × 10 ⁻²	4 × 10 ⁻¹	2 × 10 ⁻⁴
¹⁴⁰ La	酸化物及び水酸化物	1 × 10 ⁻²	4 × 10 ⁻¹	1 × 10 ⁻⁴
¹⁴¹ La	酸化物及び水酸化物以外の化合物	2 × 10 ⁻¹	2 × 10 ⁰	2 × 10 ⁻³
¹⁴¹ La	酸化物及び水酸化物	9 × 10 ⁻²	2 × 10 ⁰	8 × 10 ⁻⁴
¹⁴² La	酸化物及び水酸化物以外の化合物	2 × 10 ⁻¹	5 × 10 ⁰	2 × 10 ⁻³

法令名	臨床検査技師等に関する法律	根拠条項	20の3 - 1
-----	---------------	------	----------

許認可等	衛生検査所の登録
------	----------

(根拠規定) 続き

第一欄		第二欄	第三欄	第四欄
放射性同位元素の種類		空气中濃度限度 (Bq / cm ³)	排液中又は排水中の濃度限度 (Bq / cm ³)	排気中又は空気中の濃度限度 (Bq / cm ³)
核種	化学形等			
¹⁴² La	酸化物及び水酸化物	1 × 10 ⁻¹	5 × 10 ⁰	1 × 10 ⁻³
¹⁴³ La	酸化物及び水酸化物以外の化合物	1 × 10 ⁰	1 × 10 ¹	1 × 10 ⁻²
¹⁴³ La	酸化物及び水酸化物	6 × 10 ⁻¹	1 × 10 ¹	6 × 10 ⁻³
¹³⁰ Ce	酸化物、水酸化物及びフッ化物以外の化合物	4 × 10 ⁻¹	1 × 10 ¹	3 × 10 ⁻³
¹³⁰ Ce	酸化物、水酸化物及びフッ化物	3 × 10 ⁻¹	1 × 10 ¹	3 × 10 ⁻³
¹³¹ Ce	酸化物、水酸化物及びフッ化物以外の化合物	9 × 10 ⁻¹	3 × 10 ¹	8 × 10 ⁻³
¹³¹ Ce	酸化物、水酸化物及びフッ化物	9 × 10 ⁻¹	3 × 10 ¹	8 × 10 ⁻³
¹³² Ce	酸化物、水酸化物及びフッ化物以外の化合物	9 × 10 ⁻²	3 × 10 ⁰	9 × 10 ⁻⁴
¹³² Ce	酸化物、水酸化物及びフッ化物	9 × 10 ⁻²	3 × 10 ⁰	8 × 10 ⁻⁴
¹³³ Ce	酸化物、水酸化物及びフッ化物以外の化合物	3 × 10 ⁻¹	9 × 10 ⁰	2 × 10 ⁻³
¹³³ Ce	酸化物、水酸化物及びフッ化物	3 × 10 ⁻¹	9 × 10 ⁰	2 × 10 ⁻³
^{133m} Ce	酸化物、水酸化物及びフッ化物以外の化合物	1 × 10 ⁻¹	4 × 10 ⁰	1 × 10 ⁻³
^{133m} Ce	酸化物、水酸化物及びフッ化物	9 × 10 ⁻²	4 × 10 ⁰	1 × 10 ⁻³
¹³⁴ Ce	酸化物、水酸化物及びフッ化物以外の化合物	1 × 10 ⁻²	3 × 10 ⁻¹	9 × 10 ⁻⁵
¹³⁴ Ce	酸化物、水酸化物及びフッ化物	1 × 10 ⁻²	3 × 10 ⁻¹	9 × 10 ⁻⁵
¹³⁵ Ce	酸化物、水酸化物及びフッ化物以外の化合物	3 × 10 ⁻²	1 × 10 ⁰	2 × 10 ⁻⁴
¹³⁵ Ce	酸化物、水酸化物及びフッ化物	3 × 10 ⁻²	1 × 10 ⁰	2 × 10 ⁻⁴
¹³⁷ Ce	酸化物、水酸化物及びフッ化物以外の化合物	1 × 10 ⁰	3 × 10 ¹	1 × 10 ⁻²
¹³⁷ Ce	酸化物、水酸化物及びフッ化物	1 × 10 ⁰	3 × 10 ¹	1 × 10 ⁻²
^{137m} Ce	酸化物、水酸化物及びフッ化物以外の化合物	4 × 10 ⁻²	1 × 10 ⁰	3 × 10 ⁻⁴
^{137m} Ce	酸化物、水酸化物及びフッ化物	4 × 10 ⁻²	1 × 10 ⁰	3 × 10 ⁻⁴
¹³⁹ Ce	酸化物、水酸化物及びフッ化物以外の化合物	2 × 10 ⁻²	3 × 10 ⁰	7 × 10 ⁻⁵
¹³⁹ Ce	酸化物、水酸化物及びフッ化物	1 × 10 ⁻²	3 × 10 ⁰	7 × 10 ⁻⁵
¹⁴¹ Ce	酸化物、水酸化物及びフッ化物以外の化合物	8 × 10 ⁻³	1 × 10 ⁰	4 × 10 ⁻⁵
¹⁴¹ Ce	酸化物、水酸化物及びフッ化物	7 × 10 ⁻³	1 × 10 ⁰	3 × 10 ⁻⁵
¹⁴³ Ce	酸化物、水酸化物及びフッ化物以外の化合物	2 × 10 ⁻²	7 × 10 ⁻¹	2 × 10 ⁻⁴
¹⁴³ Ce	酸化物、水酸化物及びフッ化物	2 × 10 ⁻²	7 × 10 ⁻¹	1 × 10 ⁻⁴
¹⁴⁴ Ce	酸化物、水酸化物及びフッ化物以外の化合物	9 × 10 ⁻⁴	2 × 10 ⁻¹	3 × 10 ⁻⁶
¹⁴⁴ Ce	酸化物、水酸化物及びフッ化物	7 × 10 ⁻⁴	2 × 10 ⁻¹	2 × 10 ⁻⁶
¹⁴⁶ Ce	酸化物、水酸化物及びフッ化物以外の化合物	5 × 10 ⁻¹	2 × 10 ¹	5 × 10 ⁻³
¹⁴⁶ Ce	酸化物、水酸化物及びフッ化物	5 × 10 ⁻¹	2 × 10 ¹	4 × 10 ⁻³
¹³⁴ Pr	酸化物、水酸化物、炭化物及びフッ化物以外の化合物	4 × 10 ⁻¹	1 × 10 ¹	4 × 10 ⁻³
¹³⁴ Pr	酸化物、水酸化物、炭化物及びフッ化物	4 × 10 ⁻¹	1 × 10 ¹	4 × 10 ⁻³
^{134m} Pr	酸化物、水酸化物、炭化物及びフッ化物以外の化合物	6 × 10 ⁻¹	2 × 10 ¹	6 × 10 ⁻³
^{134m} Pr	酸化物、水酸化物、炭化物及びフッ化物	6 × 10 ⁻¹	2 × 10 ¹	6 × 10 ⁻³
¹³⁵ Pr	酸化物、水酸化物、炭化物及びフッ化物以外の化合物	5 × 10 ⁻¹	1 × 10 ¹	4 × 10 ⁻³
¹³⁵ Pr	酸化物、水酸化物、炭化物及びフッ化物	4 × 10 ⁻¹	1 × 10 ¹	4 × 10 ⁻³

		担当課	医療対策課	検索番号	3 - 1
法令名	臨床検査技師等に関する法律	根拠条項	20の3 - 1		
許認可等	衛生検査所の登録				
(根拠規定) 続き					
第一欄		第二欄	第三欄	第四欄	
放射性同位元素の種類		空气中濃度限度 (Bq / cm ³)	排液中又は排水中の濃度限度 (Bq / cm ³)	排気中又は空気中の濃度限度 (Bq / cm ³)	
核種	化学形等				
¹³⁶ Pr	酸化物、水酸化物、炭化物及びフッ化物以外の化合物	9 × 10 ⁻¹	3 × 10 ¹	9 × 10 ⁻³	
¹³⁶ Pr	酸化物、水酸化物、炭化物及びフッ化物	8 × 10 ⁻¹	3 × 10 ¹	8 × 10 ⁻³	
¹³⁷ Pr	酸化物、水酸化物、炭化物及びフッ化物以外の化合物	6 × 10 ⁻¹	2 × 10 ¹	6 × 10 ⁻³	
¹³⁷ Pr	酸化物、水酸化物、炭化物及びフッ化物	6 × 10 ⁻¹	2 × 10 ¹	6 × 10 ⁻³	
¹³⁸ Pr	酸化物、水酸化物、炭化物及びフッ化物以外の化合物	7 × 10 ⁰	1 × 10 ²	7 × 10 ⁻²	
¹³⁸ Pr	酸化物、水酸化物、炭化物及びフッ化物	7 × 10 ⁰	1 × 10 ²	7 × 10 ⁻²	
^{138m} Pr	酸化物、水酸化物、炭化物及びフッ化物以外の化合物	2 × 10 ⁻¹	7 × 10 ⁰	2 × 10 ⁻³	
^{138m} Pr	酸化物、水酸化物、炭化物及びフッ化物	2 × 10 ⁻¹	7 × 10 ⁰	2 × 10 ⁻³	
¹³⁹ Pr	酸化物、水酸化物、炭化物及びフッ化物以外の化合物	7 × 10 ⁻¹	3 × 10 ¹	6 × 10 ⁻³	
¹³⁹ Pr	酸化物、水酸化物、炭化物及びフッ化物	7 × 10 ⁻¹	3 × 10 ¹	6 × 10 ⁻³	
¹⁴⁰ Pr	酸化物、水酸化物、炭化物及びフッ化物以外の化合物	5 × 10 ⁰	1 × 10 ²	5 × 10 ⁻²	
¹⁴⁰ Pr	酸化物、水酸化物、炭化物及びフッ化物	5 × 10 ⁰	1 × 10 ²	5 × 10 ⁻²	
¹⁴² Pr	酸化物、水酸化物、炭化物及びフッ化物以外の化合物	3 × 10 ⁻²	6 × 10 ⁻¹	2 × 10 ⁻⁴	
¹⁴² Pr	酸化物、水酸化物、炭化物及びフッ化物	3 × 10 ⁻²	6 × 10 ⁻¹	2 × 10 ⁻⁴	
^{142m} Pr	酸化物、水酸化物、炭化物及びフッ化物以外の化合物	2 × 10 ⁰	5 × 10 ¹	2 × 10 ⁻²	
^{142m} Pr	酸化物、水酸化物、炭化物及びフッ化物	2 × 10 ⁰	5 × 10 ¹	2 × 10 ⁻²	
¹⁴³ Pr	酸化物、水酸化物、炭化物及びフッ化物以外の化合物	1 × 10 ⁻²	7 × 10 ⁻¹	6 × 10 ⁻⁵	
¹⁴³ Pr	酸化物、水酸化物、炭化物及びフッ化物	9 × 10 ⁻³	7 × 10 ⁻¹	5 × 10 ⁻⁵	
¹⁴⁴ Pr	酸化物、水酸化物、炭化物及びフッ化物以外の化合物	7 × 10 ⁻¹	2 × 10 ¹	7 × 10 ⁻³	
¹⁴⁴ Pr	酸化物、水酸化物、炭化物及びフッ化物	7 × 10 ⁻¹	2 × 10 ¹	6 × 10 ⁻³	
^{144m} Pr	酸化物、水酸化物、炭化物及びフッ化物以外の化合物	2 × 10 ⁰	4 × 10 ¹	2 × 10 ⁻²	
^{144m} Pr	酸化物、水酸化物、炭化物及びフッ化物	2 × 10 ⁰	4 × 10 ¹	2 × 10 ⁻²	
¹⁴⁵ Pr	酸化物、水酸化物、炭化物及びフッ化物以外の化合物	8 × 10 ⁻²	2 × 10 ⁰	7 × 10 ⁻⁴	
¹⁴⁵ Pr	酸化物、水酸化物、炭化物及びフッ化物	8 × 10 ⁻²	2 × 10 ⁰	7 × 10 ⁻⁴	
¹⁴⁶ Pr	酸化物、水酸化物、炭化物及びフッ化物以外の化合物	4 × 10 ⁻¹	1 × 10 ¹	4 × 10 ⁻³	
¹⁴⁶ Pr	酸化物、水酸化物、炭化物及びフッ化物	4 × 10 ⁻¹	1 × 10 ¹	4 × 10 ⁻³	
¹⁴⁷ Pr	酸化物、水酸化物、炭化物及びフッ化物以外の化合物	7 × 10 ⁻¹	3 × 10 ¹	7 × 10 ⁻³	
¹⁴⁷ Pr	酸化物、水酸化物、炭化物及びフッ化物	7 × 10 ⁻¹	3 × 10 ¹	7 × 10 ⁻³	
¹³⁵ Nd	酸化物、水酸化物、炭化物及びフッ化物以外の化合物	4 × 10 ⁻¹	1 × 10 ¹	4 × 10 ⁻³	
¹³⁵ Nd	酸化物、水酸化物、炭化物及びフッ化物	4 × 10 ⁻¹	1 × 10 ¹	4 × 10 ⁻³	
¹³⁶ Nd	酸化物、水酸化物、炭化物及びフッ化物以外の化合物	2 × 10 ⁻¹	9 × 10 ⁰	2 × 10 ⁻³	
¹³⁶ Nd	酸化物、水酸化物、炭化物及びフッ化物	2 × 10 ⁻¹	9 × 10 ⁰	2 × 10 ⁻³	
¹³⁷ Nd	酸化物、水酸化物、炭化物及びフッ化物以外の化合物	4 × 10 ⁻¹	1 × 10 ¹	4 × 10 ⁻³	
¹³⁷ Nd	酸化物、水酸化物、炭化物及びフッ化物	4 × 10 ⁻¹	1 × 10 ¹	4 × 10 ⁻³	
¹³⁸ Nd	酸化物、水酸化物、炭化物及びフッ化物以外の化合物	6 × 10 ⁻²	1 × 10 ⁰	5 × 10 ⁻⁴	
¹³⁸ Nd	酸化物、水酸化物、炭化物及びフッ化物	5 × 10 ⁻²	1 × 10 ⁰	5 × 10 ⁻⁴	
¹³⁹ Nd	酸化物、水酸化物、炭化物及びフッ化物以外の化合物	1 × 10 ⁰	4 × 10 ¹	1 × 10 ⁻²	

(根拠規定) 続き

第一欄		第二欄	第三欄	第四欄
放射性同位元素の種類		空气中濃度限度 (Bq / cm ³)	排液中又は排水中の濃度限度 (Bq / cm ³)	排気中又は空気中の濃度限度 (Bq / cm ³)
核種	化学形等			
¹³⁹ Nd	酸化物、水酸化物、炭化物及びフッ化物	1 × 10 ⁰	4 × 10 ¹	1 × 10 ⁻²
¹³⁹ Nd	酸化物、水酸化物、炭化物及びフッ化物以外の化合物	8 × 10 ⁻²	3 × 10 ⁰	8 × 10 ⁻⁴
¹³⁹ Nd	酸化物、水酸化物、炭化物及びフッ化物	8 × 10 ⁻²	3 × 10 ⁰	8 × 10 ⁻⁴
¹⁴⁰ Nd	酸化物、水酸化物、炭化物及びフッ化物以外の化合物	2 × 10 ⁻²	4 × 10 ⁻¹	1 × 10 ⁻⁴
¹⁴⁰ Nd	酸化物、水酸化物、炭化物及びフッ化物	2 × 10 ⁻²	4 × 10 ⁻¹	1 × 10 ⁻⁴
¹⁴¹ Nd	酸化物、水酸化物、炭化物及びフッ化物以外の化合物	2 × 10 ⁰	1 × 10 ²	2 × 10 ⁻²
¹⁴¹ Nd	酸化物、水酸化物、炭化物及びフッ化物	2 × 10 ⁰	1 × 10 ²	2 × 10 ⁻²
^{141m} Nd	酸化物、水酸化物、炭化物及びフッ化物以外の化合物	3 × 10 ¹	2 × 10 ³	4 × 10 ⁻¹
^{141m} Nd	酸化物、水酸化物、炭化物及びフッ化物	3 × 10 ¹	2 × 10 ³	4 × 10 ⁻¹
¹⁴⁴ Nd	酸化物、水酸化物、炭化物及びフッ化物以外の化合物	4 × 10 ⁻⁶	2 × 10 ⁻²	2 × 10 ⁻⁸
¹⁴⁴ Nd	酸化物、水酸化物、炭化物及びフッ化物	1 × 10 ⁻⁵	2 × 10 ⁻²	4 × 10 ⁻⁸
¹⁴⁷ Nd	酸化物、水酸化物、炭化物及びフッ化物以外の化合物	1 × 10 ⁻²	7 × 10 ⁻¹	6 × 10 ⁻⁵
¹⁴⁷ Nd	酸化物、水酸化物、炭化物及びフッ化物	1 × 10 ⁻²	7 × 10 ⁻¹	5 × 10 ⁻⁵
¹⁴⁹ Nd	酸化物、水酸化物、炭化物及びフッ化物以外の化合物	2 × 10 ⁻¹	7 × 10 ⁰	1 × 10 ⁻³
¹⁴⁹ Nd	酸化物、水酸化物、炭化物及びフッ化物	2 × 10 ⁻¹	7 × 10 ⁰	1 × 10 ⁻³
¹⁵¹ Nd	酸化物、水酸化物、炭化物及びフッ化物以外の化合物	7 × 10 ⁻¹	3 × 10 ¹	7 × 10 ⁻³
¹⁵¹ Nd	酸化物、水酸化物、炭化物及びフッ化物	7 × 10 ⁻¹	3 × 10 ¹	7 × 10 ⁻³
¹⁵² Nd	酸化物、水酸化物、炭化物及びフッ化物以外の化合物	5 × 10 ⁻¹	2 × 10 ¹	5 × 10 ⁻³
¹⁵² Nd	酸化物、水酸化物、炭化物及びフッ化物	5 × 10 ⁻¹	2 × 10 ¹	5 × 10 ⁻³
¹⁴⁰ Pm	酸化物、水酸化物、炭化物及びフッ化物以外の化合物	5 × 10 ¹	7 × 10 ²	4 × 10 ⁻¹
¹⁴⁰ Pm	酸化物、水酸化物、炭化物及びフッ化物	5 × 10 ¹	7 × 10 ²	4 × 10 ⁻¹
¹⁴¹ Pm	酸化物、水酸化物、炭化物及びフッ化物以外の化合物	9 × 10 ⁻¹	2 × 10 ¹	8 × 10 ⁻³
¹⁴¹ Pm	酸化物、水酸化物、炭化物及びフッ化物	8 × 10 ⁻¹	2 × 10 ¹	8 × 10 ⁻³
¹⁴² Pm	酸化物、水酸化物、炭化物及びフッ化物以外の化合物	1 × 10 ¹	3 × 10 ²	1 × 10 ⁻¹
¹⁴² Pm	酸化物、水酸化物、炭化物及びフッ化物	1 × 10 ¹	3 × 10 ²	1 × 10 ⁻¹
¹⁴³ Pm	酸化物、水酸化物、炭化物及びフッ化物以外の化合物	2 × 10 ⁻²	4 × 10 ⁰	8 × 10 ⁻⁵
¹⁴³ Pm	酸化物、水酸化物、炭化物及びフッ化物	3 × 10 ⁻²	4 × 10 ⁰	9 × 10 ⁻⁵
¹⁴⁴ Pm	酸化物、水酸化物、炭化物及びフッ化物以外の化合物	4 × 10 ⁻³	9 × 10 ⁻¹	2 × 10 ⁻⁵
¹⁴⁴ Pm	酸化物、水酸化物、炭化物及びフッ化物	5 × 10 ⁻³	9 × 10 ⁻¹	2 × 10 ⁻⁵
¹⁴⁵ Pm	酸化物、水酸化物、炭化物及びフッ化物以外の化合物	9 × 10 ⁻³	7 × 10 ⁰	4 × 10 ⁻⁵
¹⁴⁵ Pm	酸化物、水酸化物、炭化物及びフッ化物	2 × 10 ⁻²	7 × 10 ⁰	6 × 10 ⁻⁵
¹⁴⁶ Pm	酸化物、水酸化物、炭化物及びフッ化物以外の化合物	2 × 10 ⁻³	9 × 10 ⁻¹	6 × 10 ⁻⁶
¹⁴⁶ Pm	酸化物、水酸化物、炭化物及びフッ化物	2 × 10 ⁻³	9 × 10 ⁻¹	8 × 10 ⁻⁶
¹⁴⁷ Pm	酸化物、水酸化物、炭化物及びフッ化物以外の化合物	6 × 10 ⁻³	3 × 10 ⁰	3 × 10 ⁻⁵
¹⁴⁷ Pm	酸化物、水酸化物、炭化物及びフッ化物	7 × 10 ⁻³	3 × 10 ⁰	3 × 10 ⁻⁵
¹⁴⁸ Pm	酸化物、水酸化物、炭化物及びフッ化物以外の化合物	1 × 10 ⁻²	3 × 10 ⁻¹	6 × 10 ⁻⁵
¹⁴⁸ Pm	酸化物、水酸化物、炭化物及びフッ化物	9 × 10 ⁻³	3 × 10 ⁻¹	6 × 10 ⁻⁵

(根拠規定) 続き

第一欄		第二欄	第三欄	第四欄
放射性同位元素の種類		空気中濃度限度 (Bq / cm ³)	排液中又は排水中の濃度限度 (Bq / cm ³)	排気中又は空気中の濃度限度 (Bq / cm ³)
核種	化学形等			
^{148m} Pm	酸化物、水酸化物、炭化物及びフッ化物以外の化合物	5 × 10 ⁻³	5 × 10 ⁻¹	2 × 10 ⁻⁵
¹⁴⁸ Pm	酸化物、水酸化物、炭化物及びフッ化物	5 × 10 ⁻³	5 × 10 ⁻¹	2 × 10 ⁻⁵
¹⁴⁹ Pm	酸化物、水酸化物、炭化物及びフッ化物以外の化合物	3 × 10 ⁻²	8 × 10 ⁻¹	2 × 10 ⁻⁴
¹⁴⁹ Pm	酸化物、水酸化物、炭化物及びフッ化物	3 × 10 ⁻²	8 × 10 ⁻¹	2 × 10 ⁻⁴
¹⁵⁰ Pm	酸化物、水酸化物、炭化物及びフッ化物以外の化合物	1 × 10 ⁻¹	3 × 10 ⁰	1 × 10 ⁻³
¹⁵⁰ Pm	酸化物、水酸化物、炭化物及びフッ化物	1 × 10 ⁻¹	3 × 10 ⁰	9 × 10 ⁻⁴
¹⁵¹ Pm	酸化物、水酸化物、炭化物及びフッ化物以外の化合物	3 × 10 ⁻²	1 × 10 ⁰	3 × 10 ⁻⁴
¹⁵¹ Pm	酸化物、水酸化物、炭化物及びフッ化物	3 × 10 ⁻²	1 × 10 ⁰	3 × 10 ⁻⁴
¹⁵² Pm	酸化物、水酸化物、炭化物及びフッ化物以外の化合物	2 × 10 ⁰	5 × 10 ¹	2 × 10 ⁻²
¹⁵² Pm	酸化物、水酸化物、炭化物及びフッ化物	2 × 10 ⁰	5 × 10 ¹	2 × 10 ⁻²
¹⁴⁰ Sm	すべての化合物	4 × 10 ⁻¹	8 × 10 ⁰	4 × 10 ⁻³
¹⁴¹ Sm	すべての化合物	8 × 10 ⁻¹	2 × 10 ¹	8 × 10 ⁻³
^{141m} Sm	すべての化合物	4 × 10 ⁻¹	1 × 10 ¹	4 × 10 ⁻³
¹⁴² Sm	すべての化合物	2 × 10 ⁻¹	4 × 10 ⁰	2 × 10 ⁻³
¹⁴³ Sm	すべての化合物	2 × 10 ⁰	6 × 10 ¹	2 × 10 ⁻²
¹⁴⁵ Sm	すべての化合物	2 × 10 ⁻²	4 × 10 ⁰	8 × 10 ⁻⁵
¹⁴⁶ Sm	すべての化合物	3 × 10 ⁻⁶	2 × 10 ⁻²	1 × 10 ⁻⁸
¹⁴⁷ Sm	すべての化合物	3 × 10 ⁻⁶	2 × 10 ⁻²	1 × 10 ⁻⁸
¹⁴⁸ Sm	すべての化合物	4 × 10 ⁻⁶	2 × 10 ⁻²	2 × 10 ⁻⁸
¹⁵¹ Sm	すべての化合物	8 × 10 ⁻³	8 × 10 ⁰	3 × 10 ⁻⁵
¹⁵³ Sm	すべての化合物	3 × 10 ⁻²	1 × 10 ⁰	2 × 10 ⁻⁴
¹⁵⁵ Sm	すべての化合物	7 × 10 ⁻¹	3 × 10 ¹	7 × 10 ⁻³
¹⁵⁶ Sm	すべての化合物	7 × 10 ⁻²	3 × 10 ⁰	5 × 10 ⁻⁴
¹⁴⁵ Eu	すべての化合物	3 × 10 ⁻²	1 × 10 ⁰	2 × 10 ⁻⁴
¹⁴⁶ Eu	すべての化合物	2 × 10 ⁻²	7 × 10 ⁻¹	1 × 10 ⁻⁴
¹⁴⁷ Eu	すべての化合物	2 × 10 ⁻²	2 × 10 ⁰	1 × 10 ⁻⁴
¹⁴⁸ Eu	すべての化合物	9 × 10 ⁻³	7 × 10 ⁻¹	5 × 10 ⁻⁵
¹⁴⁹ Eu	すべての化合物	9 × 10 ⁻²	8 × 10 ⁰	4 × 10 ⁻⁴
¹⁵⁰ Eu(物理的半減期が34.2年のもの)	すべての化合物	6 × 10 ⁻⁴	7 × 10 ⁻¹	3 × 10 ⁻⁶
¹⁵⁰ Eu(物理的半減期が12.6時間のもの)	すべての化合物	7 × 10 ⁻²	2 × 10 ⁰	6 × 10 ⁻⁴
¹⁵² Eu	すべての化合物	8 × 10 ⁻⁴	6 × 10 ⁻¹	3 × 10 ⁻⁶
^{152m} Eu(物理的半減期が96分のもの)	すべての化合物	2 × 10 ⁰	6 × 10 ¹	1 × 10 ⁻²
¹⁵²ⁿ Eu(物理的半減期が9.32時間のもの)	すべての化合物	7 × 10 ⁻²	2 × 10 ⁰	5 × 10 ⁻⁴

(根拠規定) 続き

第一欄		第二欄	第三欄	第四欄
放射性同位元素の種類		空气中濃度限度 (Bq / cm ³)	排液中又は排水中の濃度限度 (Bq / cm ³)	排気中又は空気中の濃度限度 (Bq / cm ³)
核種	化学形等			
¹⁵⁴ Eu	すべての化合物	6 × 10 ⁻⁴	4 × 10 ⁻¹	2 × 10 ⁻⁶
^{154m} Eu	すべての化合物	4 × 10 ⁰	9 × 10 ¹	3 × 10 ⁻²
¹⁵⁵ Eu	すべての化合物	4 × 10 ⁻³	3 × 10 ⁰	2 × 10 ⁻⁵
¹⁵⁶ Eu	すべての化合物	7 × 10 ⁻³	4 × 10 ⁻¹	4 × 10 ⁻⁵
¹⁵⁷ Eu	すべての化合物	5 × 10 ⁻²	1 × 10 ⁰	4 × 10 ⁻⁴
¹⁵⁸ Eu	すべての化合物	3 × 10 ⁻¹	9 × 10 ⁰	3 × 10 ⁻³
¹⁵⁹ Eu	すべての化合物	6 × 10 ⁻¹	2 × 10 ¹	5 × 10 ⁻³
¹⁴⁵ Gd	酸化物、水酸化物及びフッ化物以外の化合物	8 × 10 ⁻¹	2 × 10 ¹	8 × 10 ⁻³
¹⁴⁵ Gd	酸化物、水酸化物及びフッ化物	6 × 10 ⁻¹	2 × 10 ¹	6 × 10 ⁻³
¹⁴⁶ Gd	酸化物、水酸化物及びフッ化物以外の化合物	4 × 10 ⁻³	9 × 10 ⁻¹	3 × 10 ⁻⁵
¹⁴⁶ Gd	酸化物、水酸化物及びフッ化物	5 × 10 ⁻³	9 × 10 ⁻¹	2 × 10 ⁻⁵
¹⁴⁷ Gd	酸化物、水酸化物及びフッ化物以外の化合物	5 × 10 ⁻²	1 × 10 ⁰	4 × 10 ⁻⁴
¹⁴⁷ Gd	酸化物、水酸化物及びフッ化物	4 × 10 ⁻²	1 × 10 ⁰	3 × 10 ⁻⁴
¹⁴⁸ Gd	酸化物、水酸化物及びフッ化物以外の化合物	7 × 10 ⁻⁷	1 × 10 ⁻²	5 × 10 ⁻⁹
¹⁴⁸ Gd	酸化物、水酸化物及びフッ化物	3 × 10 ⁻⁶	1 × 10 ⁻²	1 × 10 ⁻⁸
¹⁴⁹ Gd	酸化物、水酸化物及びフッ化物以外の化合物	5 × 10 ⁻²	2 × 10 ⁰	4 × 10 ⁻⁴
¹⁴⁹ Gd	酸化物、水酸化物及びフッ化物	3 × 10 ⁻²	2 × 10 ⁰	2 × 10 ⁻⁴
¹⁵⁰ Gd	酸化物、水酸化物及びフッ化物以外の化合物	7 × 10 ⁻⁷	2 × 10 ⁻²	5 × 10 ⁻⁹
¹⁵⁰ Gd	酸化物、水酸化物及びフッ化物	3 × 10 ⁻⁶	2 × 10 ⁻²	1 × 10 ⁻⁸
¹⁵¹ Gd	酸化物、水酸化物及びフッ化物以外の化合物	2 × 10 ⁻²	4 × 10 ⁰	1 × 10 ⁻⁴
¹⁵¹ Gd	酸化物、水酸化物及びフッ化物	3 × 10 ⁻²	4 × 10 ⁰	1 × 10 ⁻⁴
¹⁵² Gd	酸化物、水酸化物及びフッ化物以外の化合物	9 × 10 ⁻⁷	2 × 10 ⁻²	7 × 10 ⁻⁹
¹⁵² Gd	酸化物、水酸化物及びフッ化物	4 × 10 ⁻⁶	2 × 10 ⁻²	2 × 10 ⁻⁸
¹⁵³ Gd	酸化物、水酸化物及びフッ化物以外の化合物	8 × 10 ⁻³	3 × 10 ⁰	6 × 10 ⁻⁵
¹⁵³ Gd	酸化物、水酸化物及びフッ化物	1 × 10 ⁻²	3 × 10 ⁰	6 × 10 ⁻⁵
¹⁵⁹ Gd	酸化物、水酸化物及びフッ化物以外の化合物	1 × 10 ⁻¹	2 × 10 ⁰	1 × 10 ⁻³
¹⁵⁹ Gd	酸化物、水酸化物及びフッ化物	5 × 10 ⁻²	2 × 10 ⁰	4 × 10 ⁻⁴
¹⁴⁷ Tb	すべての化合物	2 × 10 ⁻¹	5 × 10 ⁰	2 × 10 ⁻³
¹⁴⁸ Tb	すべての化合物	2 × 10 ⁻¹	6 × 10 ⁰	2 × 10 ⁻³
^{148m} Tb	すべての化合物	5 × 10 ⁰	2 × 10 ²	4 × 10 ⁻²
¹⁴⁹ Tb	すべての化合物	7 × 10 ⁻³	3 × 10 ⁰	3 × 10 ⁻⁵
¹⁵⁰ Tb	すべての化合物	1 × 10 ⁻¹	3 × 10 ⁰	1 × 10 ⁻³
¹⁵¹ Tb	すべての化合物	6 × 10 ⁻²	3 × 10 ⁰	5 × 10 ⁻⁴
¹⁵² Tb	すべての化合物	4 × 10 ⁻²	1 × 10 ⁰	4 × 10 ⁻⁴
¹⁵³ Tb	すべての化合物	9 × 10 ⁻²	3 × 10 ⁰	6 × 10 ⁻⁴
¹⁵⁴ Tb	すべての化合物	3 × 10 ⁻²	1 × 10 ⁰	3 × 10 ⁻⁴
¹⁵⁶ Tb	すべての化合物	8 × 10 ⁻²	4 × 10 ⁰	6 × 10 ⁻⁴

法令名	臨床検査技師等に関する法律	根拠条項	20の3 - 1
-----	---------------	------	----------

許認可等	衛生検査所の登録
------	----------

(根拠規定) 続き

第一欄		第二欄	第三欄	第四欄
放射性同位元素の種類		空气中濃度 限度 (Bq / cm ³)	排液中又は排水中の濃度限度 (Bq / cm ³)	排気中又は空气中の濃度限度 (Bq / cm ³)
核種	化学形等			
¹⁵⁶ Tb	すべての化合物	1 × 10 ⁻²	7 × 10 ⁻¹	1 × 10 ⁻⁴
^{156m} Tb (物理的半減期が 1.02 日のもの)	すべての化合物	9 × 10 ⁻²	5 × 10 ⁰	6 × 10 ⁻⁴
¹⁵⁶ⁿ Tb (物理的半減期が 5.00 時間のもの)	すべての化合物	2 × 10 ⁻¹	1 × 10 ¹	1 × 10 ⁻³
¹⁵⁷ Tb	すべての化合物	3 × 10 ⁻²	2 × 10 ¹	1 × 10 ⁻⁴
¹⁵⁸ Tb	すべての化合物	7 × 10 ⁻⁴	8 × 10 ⁻¹	3 × 10 ⁻⁶
¹⁶⁰ Tb	すべての化合物	4 × 10 ⁻³	5 × 10 ⁻¹	2 × 10 ⁻⁵
¹⁶¹ Tb	すべての化合物	2 × 10 ⁻²	1 × 10 ⁰	1 × 10 ⁻⁴
¹⁶³ Tb	すべての化合物	7 × 10 ⁻¹	4 × 10 ¹	7 × 10 ⁻³
¹⁵¹ Dy	すべての化合物	2 × 10 ⁻¹	4 × 10 ¹	1 × 10 ⁻³
¹⁵² Dy	すべての化合物	2 × 10 ⁻¹	8 × 10 ⁰	2 × 10 ⁻³
¹⁵³ Dy	すべての化合物	1 × 10 ⁻¹	5 × 10 ⁰	1 × 10 ⁻³
¹⁵⁴ Dy	すべての化合物	3 × 10 ⁻⁶	2 × 10 ⁻²	1 × 10 ⁻⁸
¹⁵⁵ Dy	すべての化合物	2 × 10 ⁻¹	7 × 10 ⁰	2 × 10 ⁻³
¹⁵⁷ Dy	すべての化合物	4 × 10 ⁻¹	1 × 10 ¹	4 × 10 ⁻³
¹⁵⁹ Dy	すべての化合物	8 × 10 ⁻²	8 × 10 ⁰	3 × 10 ⁻⁴
¹⁶⁵ Dy	すべての化合物	2 × 10 ⁻¹	7 × 10 ⁰	2 × 10 ⁻³
¹⁶⁶ Dy	すべての化合物	1 × 10 ⁻²	5 × 10 ⁻¹	6 × 10 ⁻⁵
¹⁵⁴ Ho	すべての化合物	8 × 10 ⁻¹	2 × 10 ¹	8 × 10 ⁻³
¹⁵⁵ Ho	すべての化合物	7 × 10 ⁻¹	2 × 10 ¹	6 × 10 ⁻³
¹⁵⁹ Ho	すべての化合物	2 × 10 ⁻¹	8 × 10 ⁰	2 × 10 ⁻³
¹⁵⁷ Ho	すべての化合物	3 × 10 ⁰	1 × 10 ²	3 × 10 ⁻²
¹⁵⁸ Ho	すべての化合物	8 × 10 ⁻¹	5 × 10 ¹	8 × 10 ⁻³
¹⁵⁹ Ho	すべての化合物	2 × 10 ⁰	1 × 10 ²	2 × 10 ⁻²
¹⁶³ Ho	すべての化合物	9 × 10 ⁻¹	5 × 10 ¹	9 × 10 ⁻³
¹⁶¹ Ho	すべての化合物	2 × 10 ⁰	6 × 10 ¹	2 × 10 ⁻²
¹⁶² Ho	すべての化合物	5 × 10 ⁰	3 × 10 ²	4 × 10 ⁻²
^{162m} Ho	すべての化合物	6 × 10 ⁻¹	3 × 10 ¹	6 × 10 ⁻³
¹⁶³ Ho	すべての化合物	1 × 10 ⁻¹	1 × 10 ²	5 × 10 ⁻⁴
¹⁶⁴ Ho	すべての化合物	2 × 10 ⁰	9 × 10 ¹	1 × 10 ⁻²
^{164m} Ho	すべての化合物	1 × 10 ⁰	5 × 10 ¹	1 × 10 ⁻²
¹⁶⁶ Ho	すべての化合物	3 × 10 ⁻²	6 × 10 ⁻¹	2 × 10 ⁻⁴
^{168m} Ho	すべての化合物	3 × 10 ⁻⁴	4 × 10 ⁻¹	1 × 10 ⁻⁶
¹⁶⁷ Ho	すべての化合物	2 × 10 ⁻¹	1 × 10 ¹	2 × 10 ⁻³
¹⁵⁶ Er	すべての化合物	7 × 10 ⁻¹	2 × 10 ¹	6 × 10 ⁻³

担当課	医療対策課	検索番号	3 - 1
-----	-------	------	-------

法令名	臨床検査技師等に関する法律	根拠条項	20の3 - 1
-----	---------------	------	----------

許認可等	衛生検査所の登録
------	----------

(根拠規定) 続き

第一欄		第二欄	第三欄	第四欄
放射性同位元素の種類		空气中濃度限度 (Bq / cm ³)	排液中又は排水中の濃度限度 (Bq / cm ³)	排気中又は空気中の濃度限度 (Bq / cm ³)
核種	化学形等			
¹⁵⁸ Er	すべての化合物	7 × 10 ⁻¹	4 × 10 ¹	7 × 10 ⁻³
¹⁶¹ Er	すべての化合物	2 × 10 ⁻¹	1 × 10 ¹	2 × 10 ⁻³
¹⁶³ Er	すべての化合物	9 × 10 ⁰	3 × 10 ²	1 × 10 ⁻¹
¹⁶⁶ Er	すべての化合物	1 × 10 ⁰	4 × 10 ¹	1 × 10 ⁻²
^{167m} Er	すべての化合物	3 × 10 ²	5 × 10 ⁴	3 × 10 ⁰
¹⁶⁸ Er	すべての化合物	2 × 10 ⁻²	2 × 10 ⁰	1 × 10 ⁻⁴
¹⁷¹ Er	すべての化合物	7 × 10 ⁻²	2 × 10 ⁰	5 × 10 ⁻⁴
¹⁷² Er	すべての化合物	2 × 10 ⁻²	8 × 10 ⁻¹	1 × 10 ⁻⁴
¹⁶² Tm	すべての化合物	8 × 10 ⁻¹	3 × 10 ¹	7 × 10 ⁻³
¹⁶³ Tm	すべての化合物	3 × 10 ⁻¹	2 × 10 ¹	3 × 10 ⁻³
¹⁶⁴ Tm	すべての化合物	7 × 10 ⁰	2 × 10 ²	7 × 10 ⁻²
¹⁶⁵ Tm	すべての化合物	7 × 10 ⁻²	2 × 10 ⁰	5 × 10 ⁻⁴
¹⁶⁶ Tm	すべての化合物	7 × 10 ⁻²	3 × 10 ⁰	7 × 10 ⁻⁴
¹⁶⁷ Tm	すべての化合物	2 × 10 ⁻²	1 × 10 ⁰	1 × 10 ⁻⁴
¹⁶⁸ Tm	すべての化合物	6 × 10 ⁻³	8 × 10 ⁻¹	3 × 10 ⁻⁵
¹⁷⁰ Tm	すべての化合物	4 × 10 ⁻³	6 × 10 ⁻¹	2 × 10 ⁻⁵
¹⁷¹ Tm	すべての化合物	2 × 10 ⁻²	7 × 10 ⁰	9 × 10 ⁻⁵
¹⁷² Tm	すべての化合物	1 × 10 ⁻²	5 × 10 ⁻¹	1 × 10 ⁻⁴
¹⁷³ Tm	すべての化合物	8 × 10 ⁻²	3 × 10 ⁰	7 × 10 ⁻⁴
¹⁷⁵ Tm	すべての化合物	7 × 10 ⁻¹	3 × 10 ¹	7 × 10 ⁻³
¹⁶² Yb	酸化物、水酸化物及びフッ化物以外の化合物	9 × 10 ⁻¹	4 × 10 ¹	9 × 10 ⁻³
¹⁶² Yb	酸化物、水酸化物及びフッ化物	9 × 10 ⁻¹	4 × 10 ¹	8 × 10 ⁻³
¹⁶³ Yb	酸化物、水酸化物及びフッ化物以外の化合物	1 × 10 ⁰	5 × 10 ¹	1 × 10 ⁻²
¹⁶³ Yb	酸化物、水酸化物及びフッ化物	1 × 10 ⁰	5 × 10 ¹	1 × 10 ⁻²
¹⁶⁴ Yb	酸化物、水酸化物及びフッ化物以外の化合物	3 × 10 ⁻¹	9 × 10 ⁰	3 × 10 ⁻³
¹⁶⁴ Yb	酸化物、水酸化物及びフッ化物	3 × 10 ⁻¹	9 × 10 ⁰	3 × 10 ⁻³
¹⁶⁵ Yb	酸化物、水酸化物及びフッ化物以外の化合物	3 × 10 ⁰	1 × 10 ²	2 × 10 ⁻²
¹⁶⁵ Yb	酸化物、水酸化物及びフッ化物	3 × 10 ⁰	1 × 10 ²	2 × 10 ⁻²
¹⁶⁶ Yb	酸化物、水酸化物及びフッ化物以外の化合物	2 × 10 ⁻²	9 × 10 ⁻¹	2 × 10 ⁻⁴
¹⁶⁶ Yb	酸化物、水酸化物及びフッ化物	2 × 10 ⁻²	9 × 10 ⁻¹	2 × 10 ⁻⁴
¹⁶⁷ Yb	酸化物、水酸化物及びフッ化物以外の化合物	2 × 10 ⁰	1 × 10 ²	2 × 10 ⁻²
¹⁶⁷ Yb	酸化物、水酸化物及びフッ化物	2 × 10 ⁰	1 × 10 ²	2 × 10 ⁻²
¹⁶⁹ Yb	酸化物、水酸化物及びフッ化物以外の化合物	1 × 10 ⁻²	1 × 10 ⁰	5 × 10 ⁻⁵
¹⁶⁹ Yb	酸化物、水酸化物及びフッ化物	9 × 10 ⁻³	1 × 10 ⁰	4 × 10 ⁻⁵
¹⁷⁵ Yb	酸化物、水酸化物及びフッ化物以外の化合物	3 × 10 ⁻²	2 × 10 ⁰	2 × 10 ⁻⁴
¹⁷⁵ Yb	酸化物、水酸化物及びフッ化物	3 × 10 ⁻²	2 × 10 ⁰	2 × 10 ⁻⁴
¹⁷⁷ Yb	酸化物、水酸化物及びフッ化物以外の化合物	2 × 10 ⁻¹	9 × 10 ⁰	2 × 10 ⁻³

(根拠規定) 続き

第一欄		第二欄	第三欄	第四欄
放射性同位元素の種類		空气中濃度限度 (Bq / cm ³)	排液中又は排水中の濃度限度 (Bq / cm ³)	排気中又は空気中の濃度限度 (Bq / cm ³)
核種	化学形等			
¹⁷⁷ Yb	酸化物、水酸化物及びフッ化物	2×10 ⁻¹	9×10 ⁰	2×10 ⁻³
¹⁷⁶ Yb	酸化物、水酸化物及びフッ化物以外の化合物	2×10 ⁻¹	7×10 ⁰	2×10 ⁻³
¹⁷⁶ Yb	酸化物、水酸化物及びフッ化物	2×10 ⁻¹	7×10 ⁰	2×10 ⁻³
¹⁶⁵ Lu	酸化物、水酸化物及びフッ化物以外の化合物	9×10 ⁻¹	4×10 ¹	9×10 ⁻³
¹⁶⁵ Lu	酸化物、水酸化物及びフッ化物	9×10 ⁻¹	4×10 ¹	8×10 ⁻³
¹⁶⁷ Lu	酸化物、水酸化物及びフッ化物以外の化合物	4×10 ⁻¹	2×10 ¹	3×10 ⁻³
¹⁶⁷ Lu	酸化物、水酸化物及びフッ化物	4×10 ⁻¹	2×10 ¹	3×10 ⁻³
¹⁶⁹ Lu	酸化物、水酸化物及びフッ化物以外の化合物	4×10 ⁻²	2×10 ⁰	3×10 ⁻⁴
¹⁶⁹ Lu	酸化物、水酸化物及びフッ化物	4×10 ⁻²	2×10 ⁰	3×10 ⁻⁴
^{169m} Lu	酸化物、水酸化物及びフッ化物以外の化合物	3×10 ¹	1×10 ³	2×10 ⁻¹
^{169m} Lu	酸化物、水酸化物及びフッ化物	3×10 ¹	1×10 ³	2×10 ⁻¹
¹⁷⁰ Lu	酸化物、水酸化物及びフッ化物以外の化合物	2×10 ⁻²	9×10 ⁻¹	2×10 ⁻⁴
¹⁷⁰ Lu	酸化物、水酸化物及びフッ化物	2×10 ⁻²	9×10 ⁻¹	2×10 ⁻⁴
¹⁷¹ Lu	酸化物、水酸化物及びフッ化物以外の化合物	2×10 ⁻²	1×10 ⁰	2×10 ⁻⁴
¹⁷¹ Lu	酸化物、水酸化物及びフッ化物	2×10 ⁻²	1×10 ⁰	1×10 ⁻⁴
¹⁷² Lu	酸化物、水酸化物及びフッ化物以外の化合物	1×10 ⁻²	7×10 ⁻¹	9×10 ⁻⁵
¹⁷² Lu	酸化物、水酸化物及びフッ化物	1×10 ⁻²	7×10 ⁻¹	8×10 ⁻⁵
¹⁷³ Lu	酸化物、水酸化物及びフッ化物以外の化合物	1×10 ⁻²	3×10 ⁰	6×10 ⁻⁵
¹⁷³ Lu	酸化物、水酸化物及びフッ化物	1×10 ⁻²	3×10 ⁰	5×10 ⁻⁵
¹⁷⁴ Lu	酸化物、水酸化物及びフッ化物以外の化合物	7×10 ⁻³	3×10 ⁰	3×10 ⁻⁵
¹⁷⁴ Lu	酸化物、水酸化物及びフッ化物	8×10 ⁻³	3×10 ⁰	3×10 ⁻⁵
^{174m} Lu	酸化物、水酸化物及びフッ化物以外の化合物	9×10 ⁻³	2×10 ⁰	3×10 ⁻⁵
^{174m} Lu	酸化物、水酸化物及びフッ化物	8×10 ⁻³	2×10 ⁰	3×10 ⁻⁵
¹⁷⁶ Lu	酸化物、水酸化物及びフッ化物以外の化合物	5×10 ⁻⁴	5×10 ⁻¹	2×10 ⁻⁶
¹⁷⁶ Lu	酸化物、水酸化物及びフッ化物	7×10 ⁻⁴	5×10 ⁻¹	2×10 ⁻⁶
^{176m} Lu	酸化物、水酸化物及びフッ化物以外の化合物	1×10 ⁻¹	5×10 ⁰	1×10 ⁻¹
^{176m} Lu	酸化物、水酸化物及びフッ化物	1×10 ⁻¹	5×10 ⁰	1×10 ⁻³
¹⁷⁷ Lu	酸化物、水酸化物及びフッ化物以外の化合物	2×10 ⁻²	2×10 ⁰	1×10 ⁻⁴
¹⁷⁷ Lu	酸化物、水酸化物及びフッ化物	2×10 ⁻²	2×10 ⁰	1×10 ⁻⁴
^{177m} Lu	酸化物、水酸化物及びフッ化物以外の化合物	2×10 ⁻³	5×10 ⁻¹	1×10 ⁻⁵
^{177m} Lu	酸化物、水酸化物及びフッ化物	2×10 ⁻³	5×10 ⁻¹	8×10 ⁻⁶
¹⁷⁸ Lu	酸化物、水酸化物及びフッ化物以外の化合物	5×10 ⁻¹	2×10 ¹	5×10 ⁻³
¹⁷⁸ Lu	酸化物、水酸化物及びフッ化物	5×10 ⁻¹	2×10 ¹	5×10 ⁻³
^{178m} Lu	酸化物、水酸化物及びフッ化物以外の化合物	4×10 ⁻¹	2×10 ¹	4×10 ⁻³
^{178m} Lu	酸化物、水酸化物及びフッ化物	4×10 ⁻¹	2×10 ¹	4×10 ⁻³
¹⁷⁹ Lu	酸化物、水酸化物及びフッ化物以外の化合物	1×10 ⁻¹	4×10 ⁰	1×10 ⁻³
¹⁷⁹ Lu	酸化物、水酸化物及びフッ化物	1×10 ⁻¹	4×10 ⁰	1×10 ⁻³

		担当課	医療対策課	検索番号	3 - 1
法令名	臨床検査技師等に関する法律	根拠条項	20の3 - 1		
許認可等	衛生検査所の登録				
(根拠規定) 続き					
第一欄		第二欄	第三欄	第四欄	
放射性同位元素の種類		空気中濃度限 (Bq / cm ³)	排液中又は排水中の濃度限 (Bq / cm ³)	排気中又は空気中の濃度限 (Bq / cm ³)	
核種	化学形等				
¹⁶⁹ Hf	酸化物、水酸化物、ハロゲン化物、炭化物及び硝酸塩以外の化合物	9 × 10 ⁰	3 × 10 ²	1 × 10 ⁻¹	
¹⁶⁹ Hf	酸化物、水酸化物、ハロゲン化物、炭化物及び硝酸塩	8 × 10 ⁰	3 × 10 ²	7 × 10 ⁻²	
¹⁷⁰ Hf	酸化物、水酸化物、ハロゲン化物、炭化物及び硝酸塩以外の化合物	7 × 10 ⁻²	2 × 10 ⁰	7 × 10 ⁻⁴	
¹⁷⁰ Hf	酸化物、水酸化物、ハロゲン化物、炭化物及び硝酸塩	5 × 10 ⁻²	2 × 10 ⁰	4 × 10 ⁻⁴	
¹⁷² Hf	酸化物、水酸化物、ハロゲン化物、炭化物及び硝酸塩以外の化合物	6 × 10 ⁻⁴	8 × 10 ⁻¹	4 × 10 ⁻⁶	
¹⁷² Hf	酸化物、水酸化物、ハロゲン化物、炭化物及び硝酸塩	2 × 10 ⁻³	8 × 10 ⁻¹	6 × 10 ⁻⁶	
¹⁷³ Hf	酸化物、水酸化物、ハロゲン化物、炭化物及び硝酸塩以外の化合物	2 × 10 ⁻¹	4 × 10 ⁰	2 × 10 ⁻³	
¹⁷³ Hf	酸化物、水酸化物、ハロゲン化物、炭化物及び硝酸塩	9 × 10 ⁻²	4 × 10 ⁰	7 × 10 ⁻⁴	
¹⁷⁴ Hf	酸化物、水酸化物、ハロゲン化物、炭化物及び硝酸塩以外の化合物	6 × 10 ⁻⁷	4 × 10 ⁻³	4 × 10 ⁻⁹	
¹⁷⁴ Hf	酸化物、水酸化物、ハロゲン化物、炭化物及び硝酸塩	3 × 10 ⁻⁶	4 × 10 ⁻³	1 × 10 ⁻⁸	
¹⁷⁵ Hf	酸化物、水酸化物、ハロゲン化物、炭化物及び硝酸塩以外の化合物	2 × 10 ⁻²	2 × 10 ⁰	2 × 10 ⁻⁴	
¹⁷⁵ Hf	酸化物、水酸化物、ハロゲン化物、炭化物及び硝酸塩	2 × 10 ⁻²	2 × 10 ⁰	1 × 10 ⁻⁴	
¹⁷⁷ Hf	酸化物、水酸化物、ハロゲン化物、炭化物及び硝酸塩以外の化合物	2 × 10 ⁻¹	1 × 10 ¹	3 × 10 ⁻³	
¹⁷⁷ Hf	酸化物、水酸化物、ハロゲン化物、炭化物及び硝酸塩	1 × 10 ⁻¹	1 × 10 ¹	1 × 10 ⁻³	
¹⁷⁸ Hf	酸化物、水酸化物、ハロゲン化物、炭化物及び硝酸塩以外の化合物	7 × 10 ⁻⁵	2 × 10 ⁻¹	5 × 10 ⁻⁷	
¹⁷⁸ Hf	酸化物、水酸化物、ハロゲン化物、炭化物及び硝酸塩	3 × 10 ⁻⁴	2 × 10 ⁻¹	1 × 10 ⁻⁶	
¹⁷⁹ Hf	酸化物、水酸化物、ハロゲン化物、炭化物及び硝酸塩以外の化合物	1 × 10 ⁻²	7 × 10 ⁻¹	1 × 10 ⁻⁴	
¹⁷⁹ Hf	酸化物、水酸化物、ハロゲン化物、炭化物及び硝酸塩	7 × 10 ⁻³	7 × 10 ⁻¹	3 × 10 ⁻⁵	
¹⁸⁰ Hf	酸化物、水酸化物、ハロゲン化物、炭化物及び硝酸塩以外の化合物	2 × 10 ⁻¹	5 × 10 ⁰	2 × 10 ⁻³	
¹⁸⁰ Hf	酸化物、水酸化物、ハロゲン化物、炭化物及び硝酸塩	1 × 10 ⁻¹	5 × 10 ⁰	9 × 10 ⁻⁴	
¹⁸¹ Hf	酸化物、水酸化物、ハロゲン化物、炭化物及び硝酸塩以外の化合物	1 × 10 ⁻²	7 × 10 ⁻¹	8 × 10 ⁻⁵	
¹⁸¹ Hf	酸化物、水酸化物、ハロゲン化物、炭化物及び硝酸塩	5 × 10 ⁻³	7 × 10 ⁻¹	3 × 10 ⁻⁵	
¹⁸² Hf	酸化物、水酸化物、ハロゲン化物、炭化物及び硝酸塩以外の化合物	6 × 10 ⁻⁵	3 × 10 ⁻¹	4 × 10 ⁻⁷	
¹⁸² Hf	酸化物、水酸化物、ハロゲン化物、炭化物及び硝酸塩	3 × 10 ⁻⁴	3 × 10 ⁻¹	1 × 10 ⁻⁶	
¹⁸² Hf	酸化物、水酸化物、ハロゲン化物、炭化物及び硝酸塩以外の化合物	5 × 10 ⁻¹	2 × 10 ¹	5 × 10 ⁻³	
¹⁸² Hf	酸化物、水酸化物、ハロゲン化物、炭化物及び硝酸塩	3 × 10 ⁻¹	2 × 10 ¹	3 × 10 ⁻³	
¹⁸³ Hf	酸化物、水酸化物、ハロゲン化物、炭化物及び硝酸塩以外の化合物	5 × 10 ⁻¹	1 × 10 ¹	5 × 10 ⁻³	
¹⁸³ Hf	酸化物、水酸化物、ハロゲン化物、炭化物及び硝酸塩	3 × 10 ⁻¹	1 × 10 ¹	2 × 10 ⁻³	
¹⁸⁴ Hf	酸化物、水酸化物、ハロゲン化物、炭化物及び硝酸塩以外の化合物	9 × 10 ⁻²	2 × 10 ⁰	9 × 10 ⁻⁴	
¹⁸⁴ Hf	酸化物、水酸化物、ハロゲン化物、炭化物及び硝酸塩	5 × 10 ⁻²	2 × 10 ⁰	4 × 10 ⁻⁴	
¹⁷² Ta	酸化物、水酸化物、ハロゲン化物、炭化物、硝酸塩、窒化物及び元素状タンタル以外の化合物	4 × 10 ⁻¹	2 × 10 ¹	4 × 10 ⁻³	
¹⁷² Ta	酸化物、水酸化物、ハロゲン化物、炭化物、硝酸塩、窒化物及び元素状タンタル	4 × 10 ⁻¹	2 × 10 ¹	3 × 10 ⁻³	
¹⁷³ Ta	酸化物、水酸化物、ハロゲン化物、炭化物、硝酸塩、窒化物及び元素状タンタル以外の化合物	1 × 10 ⁻¹	4 × 10 ⁰	1 × 10 ⁻³	
¹⁷³ Ta	酸化物、水酸化物、ハロゲン化物、炭化物、硝酸塩、窒化物及び元素状タンタル	1 × 10 ⁻¹	4 × 10 ⁰	1 × 10 ⁻³	
¹⁷⁴ Ta	酸化物、水酸化物、ハロゲン化物、炭化物、硝酸塩、窒化物及び元素状タンタル以外の化合物	3 × 10 ⁻¹	1 × 10 ¹	3 × 10 ⁻³	

(根拠規定) 続き

第一欄		第二欄	第三欄	第四欄
放射性同位元素の種類		空気中濃度(Bq/cm ³)	排液中又は排水中の濃度限度(Bq/cm ³)	排気中又は空気中の濃度限度(Bq/cm ³)
核種	化学形等			
¹⁷⁴ Ta	酸化物、水酸化物、ハロゲン化物、炭化物、硝酸塩、窒化物及び元素状タンタル	3 × 10 ⁻¹	1 × 10 ¹	3 × 10 ⁻³
¹⁷⁵ Ta	酸化物、水酸化物、ハロゲン化物、炭化物、硝酸塩、窒化物及び元素状タンタル以外の化合物	1 × 10 ⁻¹	4 × 10 ⁰	1 × 10 ⁻³
¹⁷⁵ Ta	酸化物、水酸化物、ハロゲン化物、炭化物、硝酸塩、窒化物及び元素状タンタル	1 × 10 ⁻¹	4 × 10 ⁰	9 × 10 ⁻⁴
¹⁷⁶ Ta	酸化物、水酸化物、ハロゲン化物、炭化物、硝酸塩、窒化物及び元素状タンタル以外の化合物	7 × 10 ⁻²	3 × 10 ⁰	6 × 10 ⁻⁴
¹⁷⁶ Ta	酸化物、水酸化物、ハロゲン化物、炭化物、硝酸塩、窒化物及び元素状タンタル	6 × 10 ⁻²	3 × 10 ⁰	6 × 10 ⁻⁴
¹⁷⁷ Ta	酸化物、水酸化物、ハロゲン化物、炭化物、硝酸塩、窒化物及び元素状タンタル以外の化合物	2 × 10 ⁻¹	8 × 10 ⁰	1 × 10 ⁻³
¹⁷⁷ Ta	酸化物、水酸化物、ハロゲン化物、炭化物、硝酸塩、窒化物及び元素状タンタル	2 × 10 ⁻¹	8 × 10 ⁰	1 × 10 ⁻³
¹⁷⁶ Ta(物理的半減期が2.2時間のもの)	酸化物、水酸化物、ハロゲン化物、炭化物、硝酸塩、窒化物及び元素状タンタル以外の化合物	2 × 10 ⁻¹	1 × 10 ¹	2 × 10 ⁻³
¹⁷⁶ Ta(物理的半減期が2.2時間のもの)	酸化物、水酸化物、ハロゲン化物、炭化物、硝酸塩、窒化物及び元素状タンタル	2 × 10 ⁻¹	1 × 10 ¹	2 × 10 ⁻³
¹⁷⁶ Ta(物理的半減期が9.31分のもの)	酸化物、水酸化物、ハロゲン化物、炭化物、硝酸塩、窒化物及び元素状タンタル以外の化合物	8 × 10 ⁰	6 × 10 ²	8 × 10 ⁻²
¹⁷⁶ Ta(物理的半減期が9.31分のもの)	酸化物、水酸化物、ハロゲン化物、炭化物、硝酸塩、窒化物及び元素状タンタル	8 × 10 ⁰	6 × 10 ²	8 × 10 ⁻²
¹⁷⁹ Ta	酸化物、水酸化物、ハロゲン化物、炭化物、硝酸塩、窒化物及び元素状タンタル以外の化合物	2 × 10 ⁻¹	1 × 10 ¹	6 × 10 ⁻⁴
¹⁷⁹ Ta	酸化物、水酸化物、ハロゲン化物、炭化物、硝酸塩、窒化物及び元素状タンタル	7 × 10 ⁻²	1 × 10 ¹	2 × 10 ⁻⁴
¹⁸⁰ Ta	酸化物、水酸化物、ハロゲン化物、炭化物、硝酸塩、窒化物及び元素状タンタル以外の化合物	5 × 10 ⁻³	1 × 10 ⁰	2 × 10 ⁻⁵
¹⁸⁰ Ta	酸化物、水酸化物、ハロゲン化物、炭化物、硝酸塩、窒化物及び元素状タンタル	1 × 10 ⁻³	1 × 10 ⁰	5 × 10 ⁻⁶
^{180m} Ta	酸化物、水酸化物、ハロゲン化物、炭化物、硝酸塩、窒化物及び元素状タンタル以外の化合物	4 × 10 ⁻¹	2 × 10 ¹	3 × 10 ⁻³
^{180m} Ta	酸化物、水酸化物、ハロゲン化物、炭化物、硝酸塩、窒化物及び元素状タンタル	3 × 10 ⁻¹	2 × 10 ¹	3 × 10 ⁻³
¹⁸² Ta	酸化物、水酸化物、ハロゲン化物、炭化物、硝酸塩、窒化物及び元素状タンタル以外の化合物	4 × 10 ⁻³	6 × 10 ⁻¹	2 × 10 ⁻⁵
¹⁸² Ta	酸化物、水酸化物、ハロゲン化物、炭化物、硝酸塩、窒化物及び元素状タンタル	3 × 10 ⁻³	6 × 10 ⁻¹	1 × 10 ⁻⁵
^{182m} Ta	酸化物、水酸化物、ハロゲン化物、炭化物、硝酸塩、窒化物及び元素状タンタル以外の化合物	6 × 10 ⁻¹	7 × 10 ¹	6 × 10 ⁻³
^{182m} Ta	酸化物、水酸化物、ハロゲン化物、炭化物、硝酸塩、窒化物及び元素状タンタル	6 × 10 ⁻¹	7 × 10 ¹	6 × 10 ⁻³
¹⁸³ Ta	酸化物、水酸化物、ハロゲン化物、炭化物、硝酸塩、窒化物及び元素状タンタル以外の化合物	1 × 10 ⁻²	6 × 10 ⁻¹	7 × 10 ⁻⁵
¹⁸³ Ta	酸化物、水酸化物、ハロゲン化物、炭化物、硝酸塩、窒化物及び元素状タンタル	1 × 10 ⁻²	6 × 10 ⁻¹	6 × 10 ⁻⁵
¹⁸⁴ Ta	酸化物、水酸化物、ハロゲン化物、炭化物、硝酸塩、窒化物及び元素状タンタル以外の化合物	3 × 10 ⁻²	1 × 10 ⁰	3 × 10 ⁻⁴

		担当課	医療対策課	検索番号	3 - 1
法令名	臨床検査技師等に関する法律	根拠条項	20の3 - 1		
許認可等	衛生検査所の登録				
(根拠規定) 続き					
第一欄		第二欄	第三欄	第四欄	
放射性同位元素の種類		空气中濃度 限度 (Bq / cm ³)	排液中又は排水中の濃度限度 (Bq / cm ³)	排気中又は空気中の濃度限度 (Bq / cm ³)	
核種	化学形等				
¹⁸⁴ Ta	酸化物、水酸化物、ハロゲン化物、炭化物、硝酸塩、窒化物及び元素状タンタル	3 × 10 ⁻²	1 × 10 ⁰	3 × 10 ⁻⁴	
¹⁸⁵ Ta	酸化物、水酸化物、ハロゲン化物、炭化物、硝酸塩、窒化物及び元素状タンタル以外の化合物	3 × 10 ⁻¹	1 × 10 ¹	3 × 10 ⁻³	
¹⁸⁶ Ta	酸化物、水酸化物、ハロゲン化物、炭化物、硝酸塩、窒化物及び元素状タンタル	3 × 10 ⁻¹	1 × 10 ¹	3 × 10 ⁻³	
¹⁸⁶ Ta	酸化物、水酸化物、ハロゲン化物、炭化物、硝酸塩、窒化物及び元素状タンタル以外の化合物	7 × 10 ⁻¹	3 × 10 ¹	7 × 10 ⁻³	
¹⁸⁶ Ta	酸化物、水酸化物、ハロゲン化物、炭化物、硝酸塩、窒化物及び元素状タンタル	7 × 10 ⁻¹	3 × 10 ¹	7 × 10 ⁻³	
¹⁷⁶ W	タングステン酸以外の化合物〔経口摂取〕		9 × 10 ⁰		
¹⁷⁶ W	タングステン酸〔経口摂取〕		9 × 10 ⁰		
¹⁷⁶ W	すべての化合物	3 × 10 ⁻¹		3 × 10 ⁻³	
¹⁷⁷ W	タングステン酸以外の化合物〔経口摂取〕		2 × 10 ¹		
¹⁷⁷ W	タングステン酸〔経口摂取〕		2 × 10 ¹		
¹⁷⁷ W	すべての化合物	5 × 10 ⁻¹		5 × 10 ⁻³	
¹⁷⁸ W	タングステン酸以外の化合物〔経口摂取〕		4 × 10 ⁰		
¹⁷⁸ W	タングステン酸〔経口摂取〕		4 × 10 ⁰		
¹⁷⁸ W	すべての化合物	2 × 10 ⁻¹		2 × 10 ⁻³	
¹⁷⁹ W	タングステン酸以外の化合物〔経口摂取〕		3 × 10 ²		
¹⁷⁹ W	タングステン酸〔経口摂取〕		3 × 10 ²		
¹⁷⁹ W	すべての化合物	1 × 10 ¹		1 × 10 ⁻¹	
^{179m} W	タングステン酸以外の化合物〔経口摂取〕		2 × 10 ²		
^{179m} W	タングステン酸〔経口摂取〕		2 × 10 ²		
^{179m} W	すべての化合物	2 × 10 ⁰		2 × 10 ⁻²	
¹⁸¹ W	タングステン酸以外の化合物〔経口摂取〕		1 × 10 ¹		
¹⁸¹ W	タングステン酸〔経口摂取〕		1 × 10 ¹		
¹⁸¹ W	すべての化合物	5 × 10 ⁻¹		4 × 10 ⁻³	
^{183m} W	タングステン酸以外の化合物〔経口摂取〕		1 × 10 ⁴		
^{183m} W	タングステン酸〔経口摂取〕		1 × 10 ⁴		
^{183m} W	すべての化合物	2 × 10 ²		2 × 10 ⁰	
¹⁸⁵ W	タングステン酸以外の化合物〔経口摂取〕		2 × 10 ⁰		
¹⁸⁵ W	タングステン酸〔経口摂取〕		2 × 10 ⁰		
¹⁸⁵ W	すべての化合物	9 × 10 ⁻²		9 × 10 ⁻⁴	
^{185m} W	タングステン酸以外の化合物〔経口摂取〕		9 × 10 ²		
^{185m} W	タングステン酸〔経口摂取〕		9 × 10 ²		
^{185m} W	すべての化合物	7 × 10 ⁰		7 × 10 ⁻²	
¹⁸⁷ W	タングステン酸以外の化合物〔経口摂取〕		1 × 10 ⁰		
¹⁸⁷ W	タングステン酸〔経口摂取〕		1 × 10 ⁰		
¹⁸⁷ W	すべての化合物	6 × 10 ⁻²		6 × 10 ⁻⁴	
¹⁸⁸ W	タングステン酸以外の化合物〔経口摂取〕		4 × 10 ⁻¹		

		担当課	医療対策課	検索番号	3 - 1
法令名	臨床検査技師等に関する法律	根拠条項	20の3 - 1		
許認可等	衛生検査所の登録				
(根拠規定) 続き					
第一欄		第二欄	第三欄	第四欄	
放射性同位元素の種類		空気中濃度 (Bq / cm ³)	排液中又は排水中の濃度 (Bq / cm ³)	排気中又は空気中の濃度 (Bq / cm ³)	
核種	化学形等				
¹⁸⁸ W	タングステン酸〔経口摂取〕		4 × 10 ⁻¹		
¹⁸⁸ W	すべての化合物	2 × 10 ⁻²		2 × 10 ⁻⁴	
¹⁹⁰ W	タングステン酸以外の化合物〔経口摂取〕		1 × 10 ¹		
¹⁹⁰ W	タングステン酸〔経口摂取〕		1 × 10 ¹		
¹⁹⁰ W	すべての化合物	3 × 10 ⁻¹		3 × 10 ⁻³	
¹⁷⁷ Re	酸化物、水酸化物、ハロゲン化物及び硝酸塩以外の化合物	1 × 10 ⁰	4 × 10 ¹	1 × 10 ⁻²	
¹⁷⁷ Re	酸化物、水酸化物、ハロゲン化物及び硝酸塩	9 × 10 ⁻¹	4 × 10 ¹	8 × 10 ⁻³	
¹⁷⁶ Re	酸化物、水酸化物、ハロゲン化物及び硝酸塩以外の化合物	1 × 10 ⁰	3 × 10 ¹	1 × 10 ⁻²	
¹⁷⁶ Re	酸化物、水酸化物、ハロゲン化物及び硝酸塩	9 × 10 ⁻¹	3 × 10 ¹	8 × 10 ⁻³	
¹⁷⁵ Re	酸化物、水酸化物、ハロゲン化物及び硝酸塩以外の化合物	1 × 10 ⁰	5 × 10 ¹	1 × 10 ⁻²	
¹⁷⁵ Re	酸化物、水酸化物、ハロゲン化物及び硝酸塩	1 × 10 ⁰	5 × 10 ¹	1 × 10 ⁻²	
¹⁸⁰ Re	酸化物、水酸化物、ハロゲン化物及び硝酸塩以外の化合物	6 × 10 ⁰	4 × 10 ²	6 × 10 ⁻²	
¹⁸⁰ Re	酸化物、水酸化物、ハロゲン化物及び硝酸塩	5 × 10 ⁰	4 × 10 ²	5 × 10 ⁻²	
¹⁸¹ Re	酸化物、水酸化物、ハロゲン化物及び硝酸塩以外の化合物	7 × 10 ⁻²	2 × 10 ⁰	6 × 10 ⁻⁴	
¹⁸¹ Re	酸化物、水酸化物、ハロゲン化物及び硝酸塩	6 × 10 ⁻²	2 × 10 ⁰	5 × 10 ⁻⁴	
¹⁸² Re (物理的半減期が2.67日のもの)	酸化物、水酸化物、ハロゲン化物及び硝酸塩以外の化合物	2 × 10 ⁻²	6 × 10 ⁻¹	2 × 10 ⁻⁴	
¹⁸² Re (物理的半減期が2.67日のもの)	酸化物、水酸化物、ハロゲン化物及び硝酸塩	1 × 10 ⁻²	6 × 10 ⁻¹	1 × 10 ⁻⁴	
¹⁸² Re (物理的半減期が12.7時間のもの)	酸化物、水酸化物、ハロゲン化物及び硝酸塩以外の化合物	9 × 10 ⁻²	3 × 10 ⁰	8 × 10 ⁻⁴	
¹⁸² Re (物理的半減期が12.7時間のもの)	酸化物、水酸化物、ハロゲン化物及び硝酸塩	7 × 10 ⁻²	3 × 10 ⁰	6 × 10 ⁻⁴	
¹⁸³ Re	酸化物、水酸化物、ハロゲン化物及び硝酸塩以外の化合物	4 × 10 ⁻²	8 × 10 ⁻¹	3 × 10 ⁻⁴	
¹⁸³ Re	酸化物、水酸化物、ハロゲン化物及び硝酸塩	9 × 10 ⁻³	8 × 10 ⁻¹	4 × 10 ⁻⁵	
¹⁸⁴ Re	酸化物、水酸化物、ハロゲン化物及び硝酸塩以外の化合物	3 × 10 ⁻²	9 × 10 ⁻¹	3 × 10 ⁻⁴	
¹⁸⁴ Re	酸化物、水酸化物、ハロゲン化物及び硝酸塩	1 × 10 ⁻²	9 × 10 ⁻¹	7 × 10 ⁻⁵	
¹⁸⁴ Re	酸化物、水酸化物、ハロゲン化物及び硝酸塩以外の化合物	2 × 10 ⁻²	6 × 10 ⁻¹	2 × 10 ⁻⁴	
¹⁸⁴ Re	酸化物、水酸化物、ハロゲン化物及び硝酸塩	4 × 10 ⁻³	6 × 10 ⁻¹	2 × 10 ⁻⁵	
¹⁸⁶ Re	酸化物、水酸化物、ハロゲン化物及び硝酸塩以外の化合物	3 × 10 ⁻²	5 × 10 ⁻¹	2 × 10 ⁻⁴	
¹⁸⁶ Re	酸化物、水酸化物、ハロゲン化物及び硝酸塩	2 × 10 ⁻²	5 × 10 ⁻¹	1 × 10 ⁻⁴	
¹⁸⁶ Re	酸化物、水酸化物、ハロゲン化物及び硝酸塩以外の化合物	2 × 10 ⁻²	4 × 10 ⁻¹	1 × 10 ⁻⁴	
¹⁸⁶ Re	酸化物、水酸化物、ハロゲン化物及び硝酸塩	3 × 10 ⁻³	4 × 10 ⁻¹	1 × 10 ⁻⁵	
¹⁸⁷ Re	酸化物、水酸化物、ハロゲン化物及び硝酸塩以外の化合物	8 × 10 ⁰	2 × 10 ²	6 × 10 ⁻²	
¹⁸⁷ Re	酸化物、水酸化物、ハロゲン化物及び硝酸塩	5 × 10 ⁰	2 × 10 ²	2 × 10 ⁻²	

		担当課	医療対策課	検索番号	3 - 1
法令名	臨床検査技師等に関する法律	根拠条項	20の3 - 1		
許認可等	衛生検査所の登録				
(根拠規定) 続き					
第一欄		第二欄	第三欄	第四欄	
放射性同位元素の種類		空気中濃度(Bq/cm ³)	排液中又は排水中の濃度限度(Bq/cm ³)	排気中又は空気中の濃度限度(Bq/cm ³)	
核種	化学形等				
¹⁸⁸ Re	酸化物、水酸化物、ハロゲン化物及び硝酸塩以外の化合物	3 × 10 ⁻²	6 × 10 ⁻¹	2 × 10 ⁻⁴	
¹⁸⁸ Re	酸化物、水酸化物、ハロゲン化物及び硝酸塩	3 × 10 ⁻²	6 × 10 ⁻¹	2 × 10 ⁻⁴	
^{188m} Re	酸化物、水酸化物、ハロゲン化物及び硝酸塩以外の化合物	1 × 10 ⁰	3 × 10 ¹	1 × 10 ⁻²	
^{188m} Re	酸化物、水酸化物、ハロゲン化物及び硝酸塩	1 × 10 ⁰	3 × 10 ¹	9 × 10 ⁻³	
¹⁸⁹ Re	酸化物、水酸化物、ハロゲン化物及び硝酸塩以外の化合物	5 × 10 ⁻²	1 × 10 ⁰	4 × 10 ⁻⁴	
¹⁸⁹ Re	酸化物、水酸化物、ハロゲン化物及び硝酸塩	3 × 10 ⁻²	1 × 10 ⁰	3 × 10 ⁻⁴	
¹⁹⁰ Re	酸化物、水酸化物、ハロゲン化物及び硝酸塩以外の化合物	3 × 10 ⁰	1 × 10 ²	3 × 10 ⁻²	
¹⁹⁰ Re	酸化物、水酸化物、ハロゲン化物及び硝酸塩	2 × 10 ⁰	1 × 10 ²	2 × 10 ⁻²	
¹⁸⁰ Os	ハロゲン化物、硝酸塩、酸化物及び水酸化物以外の化合物	1 × 10 ⁰	5 × 10 ¹	1 × 10 ⁻²	
¹⁸⁰ Os	ハロゲン化物及び硝酸塩	9 × 10 ⁻¹	5 × 10 ¹	8 × 10 ⁻³	
¹⁸⁰ Os	酸化物及び水酸化物	8 × 10 ⁻¹	5 × 10 ¹	8 × 10 ⁻³	
¹⁸¹ Os	ハロゲン化物、硝酸塩、酸化物及び水酸化物以外の化合物	3 × 10 ⁻¹	1 × 10 ¹	3 × 10 ⁻³	
¹⁸¹ Os	ハロゲン化物及び硝酸塩	2 × 10 ⁻¹	1 × 10 ¹	2 × 10 ⁻³	
¹⁸¹ Os	酸化物及び水酸化物	2 × 10 ⁻¹	1 × 10 ¹	2 × 10 ⁻³	
¹⁸² Os	ハロゲン化物、硝酸塩、酸化物及び水酸化物以外の化合物	7 × 10 ⁻²	2 × 10 ⁰	7 × 10 ⁻⁴	
¹⁸² Os	ハロゲン化物及び硝酸塩	4 × 10 ⁻²	2 × 10 ⁰	3 × 10 ⁻⁴	
¹⁸² Os	酸化物及び水酸化物	4 × 10 ⁻²	2 × 10 ⁰	3 × 10 ⁻⁴	
¹⁸³ Os	ハロゲン化物、硝酸塩、酸化物及び水酸化物以外の化合物	1 × 10 ⁻¹	4 × 10 ⁰	1 × 10 ⁻³	
¹⁸³ Os	ハロゲン化物及び硝酸塩	9 × 10 ⁻²	4 × 10 ⁰	7 × 10 ⁻⁴	
¹⁸³ Os	酸化物及び水酸化物	8 × 10 ⁻²	4 × 10 ⁰	6 × 10 ⁻⁴	
^{183m} Os	ハロゲン化物、硝酸塩、酸化物及び水酸化物以外の化合物	1 × 10 ⁻¹	4 × 10 ⁰	1 × 10 ⁻³	
^{183m} Os	ハロゲン化物及び硝酸塩	9 × 10 ⁻²	4 × 10 ⁰	8 × 10 ⁻⁴	
^{183m} Os	酸化物及び水酸化物	9 × 10 ⁻²	4 × 10 ⁰	9 × 10 ⁻⁴	
¹⁸⁵ Os	ハロゲン化物、硝酸塩、酸化物及び水酸化物以外の化合物	1 × 10 ⁻²	2 × 10 ⁰	1 × 10 ⁻⁴	
¹⁸⁵ Os	ハロゲン化物及び硝酸塩	2 × 10 ⁻²	2 × 10 ⁰	1 × 10 ⁻⁴	
¹⁸⁵ Os	酸化物及び水酸化物	2 × 10 ⁻²	2 × 10 ⁰	8 × 10 ⁻⁵	
¹⁸⁶ Os	ハロゲン化物、硝酸塩、酸化物及び水酸化物以外の化合物	2 × 10 ⁻⁵	3 × 10 ⁻²	2 × 10 ⁻⁷	
¹⁸⁶ Os	ハロゲン化物及び硝酸塩	3 × 10 ⁻⁵	3 × 10 ⁻²	1 × 10 ⁻⁷	
¹⁸⁶ Os	酸化物及び水酸化物	9 × 10 ⁻⁶	3 × 10 ⁻²	3 × 10 ⁻⁸	
^{189m} Os	ハロゲン化物、硝酸塩、酸化物及び水酸化物以外の化合物	4 × 10 ⁰	4 × 10 ¹	4 × 10 ⁻²	
^{189m} Os	ハロゲン化物及び硝酸塩	3 × 10 ⁰	4 × 10 ¹	2 × 10 ⁻²	
^{189m} Os	酸化物及び水酸化物	3 × 10 ⁰	4 × 10 ¹	2 × 10 ⁻²	
^{190m} Os	ハロゲン化物、硝酸塩、酸化物及び水酸化物以外の化合物	2 × 10 ⁰	1 × 10 ²	2 × 10 ⁻²	
^{190m} Os	ハロゲン化物及び硝酸塩	2 × 10 ⁰	1 × 10 ²	2 × 10 ⁻²	
^{190m} Os	酸化物及び水酸化物	2 × 10 ⁰	1 × 10 ²	2 × 10 ⁻²	
¹⁹¹ Os	ハロゲン化物、硝酸塩、酸化物及び水酸化物以外の化合物	6 × 10 ⁻²	1 × 10 ⁰	5 × 10 ⁻⁴	

		担当課	医療対策課	検索番号	3 - 1
法令名	臨床検査技師等に関する法律	根拠条項	20の3 - 1		
許認可等	衛生検査所の登録				
(根拠規定) 続き					
第一欄		第二欄	第三欄	第四欄	
放射性同位元素の種類		空気中濃度限度(Bq/cm ³)	排液中又は排水中の濃度限度(Bq/cm ³)	排気中又は空気中の濃度限度(Bq/cm ³)	
核種	化学形等				
¹⁹¹ Os	ハロゲン化物及び硝酸塩	2×10 ⁻²	1×10 ⁰	7×10 ⁻⁵	
¹⁹¹ Os	酸化物及び水酸化物	1×10 ⁻²	1×10 ⁰	7×10 ⁻⁵	
^{191m} Os	ハロゲン化物、硝酸塩、酸化物及び水酸化物以外の化合物	5×10 ⁻¹	8×10 ⁰	5×10 ⁻³	
^{191m} Os	ハロゲン化物及び硝酸塩	2×10 ⁻¹	8×10 ⁰	9×10 ⁻⁴	
^{191m} Os	酸化物及び水酸化物	1×10 ⁻¹	8×10 ⁰	8×10 ⁻⁴	
¹⁹³ Os	ハロゲン化物、硝酸塩、酸化物及び水酸化物以外の化合物	7×10 ⁻²	1×10 ⁰	7×10 ⁻⁴	
¹⁹³ Os	ハロゲン化物及び硝酸塩	3×10 ⁻²	1×10 ⁰	2×10 ⁻⁴	
¹⁹³ Os	酸化物及び水酸化物	3×10 ⁻²	1×10 ⁰	2×10 ⁻⁴	
¹⁹⁴ Os	ハロゲン化物、硝酸塩、酸化物及び水酸化物以外の化合物	2×10 ⁻³	3×10 ⁻¹	1×10 ⁻⁵	
¹⁹⁴ Os	ハロゲン化物及び硝酸塩	2×10 ⁻³	3×10 ⁻¹	6×10 ⁻⁶	
¹⁹⁴ Os	酸化物及び水酸化物	5×10 ⁻⁴	3×10 ⁻¹	2×10 ⁻⁶	
¹⁹⁶ Os	ハロゲン化物、硝酸塩、酸化物及び水酸化物以外の化合物	4×10 ⁻¹	7×10 ⁰	4×10 ⁻³	
¹⁹⁶ Os	ハロゲン化物及び硝酸塩	2×10 ⁻¹	7×10 ⁰	2×10 ⁻³	
¹⁹⁶ Os	酸化物及び水酸化物	2×10 ⁻¹	7×10 ⁰	2×10 ⁻³	
¹⁸² Ir	ハロゲン化物、硝酸塩、酸化物、水酸化物及び金属イリジウム以外の化合物	8×10 ⁻¹	2×10 ¹	8×10 ⁻³	
¹⁸² Ir	ハロゲン化物、硝酸塩及び金属イリジウム	5×10 ⁻¹	2×10 ¹	5×10 ⁻³	
¹⁸² Ir	酸化物及び水酸化物	5×10 ⁻¹	2×10 ¹	5×10 ⁻³	
¹⁸³ Ir	ハロゲン化物、硝酸塩、酸化物、水酸化物及び金属イリジウム以外の化合物	5×10 ⁻¹	2×10 ¹	5×10 ⁻³	
¹⁸³ Ir	ハロゲン化物、硝酸塩及び金属イリジウム	3×10 ⁻¹	2×10 ¹	3×10 ⁻³	
¹⁸³ Ir	酸化物及び水酸化物	3×10 ⁻¹	2×10 ¹	3×10 ⁻³	
¹⁸⁴ Ir	ハロゲン化物、硝酸塩、酸化物、水酸化物及び金属イリジウム以外の化合物	2×10 ⁻¹	5×10 ⁰	2×10 ⁻³	
¹⁸⁴ Ir	ハロゲン化物、硝酸塩及び金属イリジウム	1×10 ⁻¹	5×10 ⁰	1×10 ⁻³	
¹⁸⁴ Ir	酸化物及び水酸化物	1×10 ⁻¹	5×10 ⁰	1×10 ⁻³	
¹⁸⁵ Ir	ハロゲン化物、硝酸塩、酸化物、水酸化物及び金属イリジウム以外の化合物	1×10 ⁻¹	3×10 ⁰	1×10 ⁻³	
¹⁸⁵ Ir	ハロゲン化物、硝酸塩及び金属イリジウム	8×10 ⁻²	3×10 ⁰	7×10 ⁻⁴	
¹⁸⁵ Ir	酸化物及び水酸化物	8×10 ⁻²	3×10 ⁰	6×10 ⁻⁴	
¹⁸⁶ Ir(物理的半減期が15.8時間のもの)	ハロゲン化物、硝酸塩、酸化物、水酸化物及び金属イリジウム以外の化合物	6×10 ⁻²	2×10 ⁰	7×10 ⁻⁴	
¹⁸⁶ Ir(物理的半減期が15.8時間のもの)	ハロゲン化物、硝酸塩及び金属イリジウム	4×10 ⁻²	2×10 ⁰	4×10 ⁻⁴	
¹⁸⁶ Ir(物理的半減期が15.8時間のもの)	酸化物及び水酸化物	4×10 ⁻²	2×10 ⁰	4×10 ⁻⁴	
¹⁸⁶ Ir(物理的半減期が1.75時間のもの)	ハロゲン化物、硝酸塩、酸化物、水酸化物及び金属イリジウム以外の化合物	5×10 ⁻¹	1×10 ¹	5×10 ⁻³	

		担当課	医療対策課	検索番号	3 - 1
法令名	臨床検査技師等に関する法律	根拠条項	20の3 - 1		
許認可等	衛生検査所の登録				
(根拠規定) 続き					
第一欄		第二欄	第三欄	第四欄	
放射性同位元素の種類		空气中濃度限度(Bq/cm ³)	排液中又は排水中の濃度限度(Bq/cm ³)	排気中又は空気中の濃度限度(Bq/cm ³)	
核種	化学形等				
¹⁸⁶ Ir(物理的半減期が1.75時間のもの)	ハロゲン化物、硝酸塩及び金属イリジウム	3×10 ⁻¹	1×10 ¹	3×10 ⁻³	
¹⁸⁶ Ir(物理的半減期が1.75時間のもの)	酸化物及び水酸化物	3×10 ⁻¹	1×10 ¹	3×10 ⁻³	
¹⁸⁷ Ir	ハロゲン化物、硝酸塩、酸化物、水酸化物及び金属イリジウム以外の化合物	3×10 ⁻¹	7×10 ⁰	3×10 ⁻³	
¹⁸⁷ Ir	ハロゲン化物、硝酸塩及び金属イリジウム	2×10 ⁻¹	7×10 ⁰	2×10 ⁻³	
¹⁸⁷ Ir	酸化物及び水酸化物	2×10 ⁻¹	7×10 ⁰	1×10 ⁻³	
¹⁸⁸ Ir	ハロゲン化物、硝酸塩、酸化物、水酸化物及び金属イリジウム以外の化合物	5×10 ⁻²	1×10 ⁰	5×10 ⁻⁴	
¹⁸⁸ Ir	ハロゲン化物、硝酸塩及び金属イリジウム	3×10 ⁻²	1×10 ⁰	3×10 ⁻⁴	
¹⁸⁸ Ir	酸化物及び水酸化物	3×10 ⁻²	1×10 ⁰	3×10 ⁻⁴	
¹⁸⁹ Ir	ハロゲン化物、硝酸塩、酸化物、水酸化物及び金属イリジウム以外の化合物	1×10 ⁻¹	3×10 ⁰	1×10 ⁻³	
¹⁸⁹ Ir	ハロゲン化物、硝酸塩及び金属イリジウム	5×10 ⁻²	3×10 ⁰	2×10 ⁻⁴	
¹⁸⁹ Ir	酸化物及び水酸化物	5×10 ⁻²	3×10 ⁰	2×10 ⁻⁴	
¹⁹⁰ Ir	ハロゲン化物、硝酸塩、酸化物、水酸化物及び金属イリジウム以外の化合物	2×10 ⁻²	7×10 ⁻¹	2×10 ⁻⁴	
¹⁹⁰ Ir	ハロゲン化物、硝酸塩及び金属イリジウム	9×10 ⁻³	7×10 ⁻¹	6×10 ⁻⁵	
¹⁹⁰ Ir	酸化物及び水酸化物	8×10 ⁻³	7×10 ⁻¹	5×10 ⁻⁵	
^{190m} Ir(物理的半減期が3.10時間のもの)	ハロゲン化物、硝酸塩、酸化物、水酸化物及び金属イリジウム以外の化合物	2×10 ⁻¹	7×10 ⁰	2×10 ⁻³	
^{190m} Ir(物理的半減期が3.10時間のもの)	ハロゲン化物、硝酸塩及び金属イリジウム	1×10 ⁻¹	7×10 ⁰	1×10 ⁻³	
^{190m} Ir(物理的半減期が3.10時間のもの)	酸化物及び水酸化物	1×10 ⁻¹	7×10 ⁰	1×10 ⁻³	
^{190m} Ir(物理的半減期が1.20時間のもの)	ハロゲン化物、硝酸塩、酸化物、水酸化物及び金属イリジウム以外の化合物	4×10 ⁰	1×10 ²	3×10 ⁻²	
^{190m} Ir(物理的半減期が1.20時間のもの)	ハロゲン化物、硝酸塩及び金属イリジウム	2×10 ⁰	1×10 ²	1×10 ⁻²	
^{190m} Ir(物理的半減期が1.20時間のもの)	酸化物及び水酸化物	2×10 ⁰	1×10 ²	1×10 ⁻²	
^{191m} Ir	ハロゲン化物、硝酸塩、酸化物、水酸化物及び金属イリジウム以外の化合物	4×10 ²	3×10 ⁴	4×10 ⁰	
^{191m} Ir	ハロゲン化物、硝酸塩及び金属イリジウム	4×10 ²	3×10 ⁴	4×10 ⁰	
^{191m} Ir	酸化物及び水酸化物	4×10 ²	3×10 ⁴	4×10 ⁰	
¹⁹² Ir	ハロゲン化物、硝酸塩、酸化物、水酸化物及び金属イリジウム以外の化合物	9×10 ⁻³	6×10 ⁻¹	7×10 ⁻⁵	
¹⁹² Ir	ハロゲン化物、硝酸塩及び金属イリジウム	5×10 ⁻³	6×10 ⁻¹	2×10 ⁻⁵	
¹⁹² Ir	酸化物及び水酸化物	4×10 ⁻³	6×10 ⁻¹	2×10 ⁻⁵	

		担当課	医療対策課	検索番号	3 - 1
法令名	臨床検査技師等に関する法律	根拠条項	20の3 - 1		
許認可等	衛生検査所の登録				
(根拠規定) 続き					
第一欄		第二欄	第三欄	第四欄	
放射性同位元素の種類		空気中濃度限度(Bq/cm ³)	排液中又は排水中の濃度限度(Bq/cm ³)	排気中又は空気中の濃度限度(Bq/cm ³)	
核種	化学形等				
^{192m} Ir	ハロゲン化物、硝酸塩、酸化物、水酸化物及び金属イリジウム以外の化合物	4 × 10 ⁻³	3 × 10 ⁰	3 × 10 ⁻⁵	
^{192m} Ir	ハロゲン化物、硝酸塩及び金属イリジウム	6 × 10 ⁻³	3 × 10 ⁰	2 × 10 ⁻⁵	
^{192m} Ir	酸化物及び水酸化物	1 × 10 ⁻³	3 × 10 ⁰	3 × 10 ⁻⁶	
^{193m} Ir	ハロゲン化物、硝酸塩、酸化物、水酸化物及び金属イリジウム以外の化合物	1 × 10 ⁻¹	3 × 10 ⁰	1 × 10 ⁻³	
^{193m} Ir	ハロゲン化物、硝酸塩及び金属イリジウム	2 × 10 ⁻²	3 × 10 ⁰	1 × 10 ⁻⁴	
^{193m} Ir	酸化物及び水酸化物	2 × 10 ⁻²	3 × 10 ⁰	1 × 10 ⁻⁴	
¹⁹⁴ Ir	ハロゲン化物、硝酸塩、酸化物、水酸化物及び金属イリジウム以外の化合物	6 × 10 ⁻²	6 × 10 ⁻¹	5 × 10 ⁻⁴	
¹⁹⁴ Ir	ハロゲン化物、硝酸塩及び金属イリジウム	3 × 10 ⁻²	6 × 10 ⁻¹	2 × 10 ⁻⁴	
¹⁹⁴ Ir	酸化物及び水酸化物	3 × 10 ⁻²	6 × 10 ⁻¹	2 × 10 ⁻⁴	
^{194m} Ir	ハロゲン化物、硝酸塩、酸化物、水酸化物及び金属イリジウム以外の化合物	3 × 10 ⁻³	4 × 10 ⁻¹	2 × 10 ⁻⁵	
^{194m} Ir	ハロゲン化物、硝酸塩及び金属イリジウム	3 × 10 ⁻³	4 × 10 ⁻¹	1 × 10 ⁻⁵	
^{194m} Ir	酸化物及び水酸化物	3 × 10 ⁻³	4 × 10 ⁻¹	1 × 10 ⁻⁵	
¹⁹⁵ Ir	ハロゲン化物、硝酸塩、酸化物、水酸化物及び金属イリジウム以外の化合物	5 × 10 ⁻¹	8 × 10 ⁰	5 × 10 ⁻³	
¹⁹⁵ Ir	ハロゲン化物、硝酸塩及び金属イリジウム	2 × 10 ⁻¹	8 × 10 ⁰	2 × 10 ⁻³	
¹⁹⁵ Ir	酸化物及び水酸化物	2 × 10 ⁻¹	8 × 10 ⁰	2 × 10 ⁻³	
^{195m} Ir	ハロゲン化物、硝酸塩、酸化物、水酸化物及び金属イリジウム以外の化合物	2 × 10 ⁻¹	4 × 10 ⁰	2 × 10 ⁻³	
^{195m} Ir	ハロゲン化物、硝酸塩及び金属イリジウム	9 × 10 ⁻²	4 × 10 ⁰	8 × 10 ⁻⁴	
^{195m} Ir	酸化物及び水酸化物	9 × 10 ⁻²	4 × 10 ⁰	7 × 10 ⁻⁴	
¹⁹⁶ Ir	ハロゲン化物、硝酸塩、酸化物、水酸化物及び金属イリジウム以外の化合物	1 × 10 ¹	2 × 10 ²	1 × 10 ⁻¹	
¹⁹⁶ Ir	ハロゲン化物、硝酸塩及び金属イリジウム	1 × 10 ¹	2 × 10 ²	1 × 10 ⁻¹	
¹⁹⁶ Ir	酸化物及び水酸化物	1 × 10 ¹	2 × 10 ²	1 × 10 ⁻¹	
^{196m} Ir	ハロゲン化物、硝酸塩、酸化物、水酸化物及び金属イリジウム以外の化合物	2 × 10 ⁻¹	7 × 10 ⁰	2 × 10 ⁻³	
^{196m} Ir	ハロゲン化物、硝酸塩及び金属イリジウム	1 × 10 ⁻¹	7 × 10 ⁰	1 × 10 ⁻³	
^{196m} Ir	酸化物及び水酸化物	1 × 10 ⁻¹	7 × 10 ⁰	1 × 10 ⁻³	
¹⁹⁷ Ir	ハロゲン化物、硝酸塩、酸化物、水酸化物及び金属イリジウム以外の化合物	1 × 10 ⁻¹	5 × 10 ⁰	1 × 10 ⁻³	
¹⁹⁷ Ir	ハロゲン化物、硝酸塩及び金属イリジウム	1 × 10 ⁻¹	5 × 10 ⁰	1 × 10 ⁻³	
¹⁹⁷ Ir	酸化物及び水酸化物	1 × 10 ⁻¹	5 × 10 ⁰	1 × 10 ⁻³	
¹⁸⁴ Pt	すべての化合物	8 × 10 ⁻¹	3 × 10 ¹	8 × 10 ⁻³	
¹⁸⁶ Pt	すべての化合物	3 × 10 ⁻¹	9 × 10 ⁰	3 × 10 ⁻³	
¹⁸⁷ Pt	すべての化合物	3 × 10 ⁻¹	9 × 10 ⁰	4 × 10 ⁻³	
¹⁸⁸ Pt	すべての化合物	3 × 10 ⁻²	1 × 10 ⁰	3 × 10 ⁻⁴	
¹⁸⁹ Pt	すべての化合物	3 × 10 ⁻¹	7 × 10 ⁰	3 × 10 ⁻³	
¹⁹⁰ Pt	すべての化合物	2 × 10 ⁻⁴	1 × 10 ⁻¹	1 × 10 ⁻⁶	
¹⁹¹ Pt	すべての化合物	1 × 10 ⁻¹	2 × 10 ⁰	1 × 10 ⁻³	
¹⁹³ Pt	すべての化合物	8 × 10 ⁻¹	3 × 10 ¹	5 × 10 ⁻³	
^{193m} Pt	すべての化合物	1 × 10 ⁻¹	2 × 10 ⁰	9 × 10 ⁻⁴	

		担当課	医療対策課	検索番号	3 - 1
法令名	臨床検査技師等に関する法律	根拠条項	20の3 - 1		
許認可等	衛生検査所の登録				
(根拠規定) 続き					
第一欄		第二欄	第三欄	第四欄	
放射性同位元素の種類		空気中濃度限度(Bq/cm ³)	排液中又は排水中の濃度限度(Bq/cm ³)	排気中又は空気中の濃度限度(Bq/cm ³)	
核種	化学形等				
^{195m} Pt	すべての化合物	7 × 10 ⁻²	1 × 10 ⁰	6 × 10 ⁻⁴	
¹⁹⁷ Pt	すべての化合物	1 × 10 ⁻¹	2 × 10 ⁰	1 × 10 ⁻³	
^{197m} Pt	すべての化合物	5 × 10 ⁻¹	1 × 10 ¹	5 × 10 ⁻³	
¹⁹⁹ Pt	すべての化合物	9 × 10 ⁻¹	2 × 10 ¹	1 × 10 ⁻²	
²⁰⁰ Pt	すべての化合物	5 × 10 ⁻²	7 × 10 ⁻¹	5 × 10 ⁻⁴	
²⁰² Pt	すべての化合物	1 × 10 ⁻²	2 × 10 ⁻¹	1 × 10 ⁻⁴	
¹⁸⁶ Au	ハロゲン化物、硝酸塩、酸化物及び水酸化物以外の化合物	9 × 10 ⁻¹	2 × 10 ¹	9 × 10 ⁻³	
¹⁸⁶ Au	ハロゲン化物及び硝酸塩	6 × 10 ⁻¹	2 × 10 ¹	6 × 10 ⁻³	
¹⁸⁶ Au	酸化物及び水酸化物	6 × 10 ⁻¹	2 × 10 ¹	6 × 10 ⁻³	
¹⁹⁰ Au	ハロゲン化物、硝酸塩、酸化物及び水酸化物以外の化合物	6 × 10 ⁻¹	2 × 10 ¹	7 × 10 ⁻³	
¹⁹⁰ Au	ハロゲン化物及び硝酸塩	5 × 10 ⁻¹	2 × 10 ¹	5 × 10 ⁻³	
¹⁹⁰ Au	酸化物及び水酸化物	5 × 10 ⁻¹	2 × 10 ¹	5 × 10 ⁻³	
¹⁹¹ Au	ハロゲン化物、硝酸塩、酸化物及び水酸化物以外の化合物	4 × 10 ⁻¹	1 × 10 ¹	4 × 10 ⁻³	
¹⁹¹ Au	ハロゲン化物及び硝酸塩	2 × 10 ⁻¹	1 × 10 ¹	2 × 10 ⁻³	
¹⁹¹ Au	酸化物及び水酸化物	2 × 10 ⁻¹	1 × 10 ¹	2 × 10 ⁻³	
¹⁹² Au	ハロゲン化物、硝酸塩、酸化物及び水酸化物以外の化合物	1 × 10 ⁻¹	5 × 10 ⁰	2 × 10 ⁻³	
¹⁹² Au	ハロゲン化物及び硝酸塩	1 × 10 ⁻¹	5 × 10 ⁰	1 × 10 ⁻³	
¹⁹² Au	酸化物及び水酸化物	1 × 10 ⁻¹	5 × 10 ⁰	1 × 10 ⁻³	
¹⁹³ Au	ハロゲン化物、硝酸塩、酸化物及び水酸化物以外の化合物	3 × 10 ⁻¹	6 × 10 ⁰	3 × 10 ⁻³	
¹⁹³ Au	ハロゲン化物及び硝酸塩	1 × 10 ⁻¹	6 × 10 ⁰	1 × 10 ⁻³	
¹⁹³ Au	酸化物及び水酸化物	1 × 10 ⁻¹	6 × 10 ⁰	1 × 10 ⁻³	
¹⁹⁴ Au	ハロゲン化物、硝酸塩、酸化物及び水酸化物以外の化合物	7 × 10 ⁻²	2 × 10 ⁰	8 × 10 ⁻⁴	
¹⁹⁴ Au	ハロゲン化物及び硝酸塩	6 × 10 ⁻²	2 × 10 ⁰	5 × 10 ⁻⁴	
¹⁹⁴ Au	酸化物及び水酸化物	5 × 10 ⁻²	2 × 10 ⁰	5 × 10 ⁻⁴	
¹⁹⁵ Au	ハロゲン化物、硝酸塩、酸化物及び水酸化物以外の化合物	2 × 10 ⁻¹	3 × 10 ⁰	2 × 10 ⁻³	
¹⁹⁵ Au	ハロゲン化物及び硝酸塩	3 × 10 ⁻²	3 × 10 ⁰	1 × 10 ⁻⁴	
¹⁹⁵ Au	酸化物及び水酸化物	2 × 10 ⁻²	3 × 10 ⁰	7 × 10 ⁻⁵	
^{195m} Au	ハロゲン化物、硝酸塩、酸化物及び水酸化物以外の化合物	4 × 10 ¹	3 × 10 ³	4 × 10 ⁻¹	
^{195m} Au	ハロゲン化物及び硝酸塩	4 × 10 ¹	3 × 10 ³	4 × 10 ⁻¹	
^{195m} Au	酸化物及び水酸化物	4 × 10 ¹	3 × 10 ³	4 × 10 ⁻¹	
¹⁹⁶ Au	ハロゲン化物、硝酸塩、酸化物及び水酸化物以外の化合物	8 × 10 ⁻²	2 × 10 ⁰	8 × 10 ⁻⁴	
¹⁹⁶ Au	ハロゲン化物及び硝酸塩	3 × 10 ⁻²	2 × 10 ⁰	2 × 10 ⁻⁴	
¹⁹⁶ Au	酸化物及び水酸化物	3 × 10 ⁻²	2 × 10 ⁰	2 × 10 ⁻⁴	
^{196m} Au	ハロゲン化物、硝酸塩、酸化物及び水酸化物以外の化合物	1 × 10 ⁻¹	2 × 10 ⁰	1 × 10 ⁻³	
^{196m} Au	ハロゲン化物及び硝酸塩	4 × 10 ⁻²	2 × 10 ⁰	3 × 10 ⁻⁴	
^{196m} Au	酸化物及び水酸化物	3 × 10 ⁻²	2 × 10 ⁰	3 × 10 ⁻⁴	

(根拠規定) 続き

第一欄		第二欄	第三欄	第四欄
放射性同位元素の種類		空気中濃度限度 (Bq / cm ³)	排液中又は排水中の濃度限度 (Bq / cm ³)	排気中又は空気中の濃度限度 (Bq / cm ³)
核種	化学形等			
¹⁹⁸ Au	ハロゲン化物、硝酸塩、酸化物及び水酸化物以外の化合物	5 × 10 ⁻²	8 × 10 ⁻¹	5 × 10 ⁻⁴
¹⁹⁸ Au	ハロゲン化物及び硝酸塩	2 × 10 ⁻²	8 × 10 ⁻¹	2 × 10 ⁻⁴
¹⁹⁸ Au	酸化物及び水酸化物	2 × 10 ⁻²	8 × 10 ⁻¹	1 × 10 ⁻⁴
^{199m} Au	ハロゲン化物、硝酸塩、酸化物及び水酸化物以外の化合物	4 × 10 ⁻²	6 × 10 ⁻¹	4 × 10 ⁻⁴
^{199m} Au	ハロゲン化物及び硝酸塩	1 × 10 ⁻²	6 × 10 ⁻¹	7 × 10 ⁻⁵
^{199m} Au	酸化物及び水酸化物	1 × 10 ⁻²	6 × 10 ⁻¹	6 × 10 ⁻⁵
¹⁹⁹ Au	ハロゲン化物、硝酸塩、酸化物及び水酸化物以外の化合物	1 × 10 ⁻¹	2 × 10 ⁰	1 × 10 ⁻³
¹⁹⁹ Au	ハロゲン化物及び硝酸塩	3 × 10 ⁻²	2 × 10 ⁰	2 × 10 ⁻⁴
¹⁹⁹ Au	酸化物及び水酸化物	3 × 10 ⁻²	2 × 10 ⁰	2 × 10 ⁻⁴
²⁰⁰ Au	ハロゲン化物、硝酸塩、酸化物及び水酸化物以外の化合物	7 × 10 ⁻¹	1 × 10 ¹	7 × 10 ⁻³
²⁰⁰ Au	ハロゲン化物及び硝酸塩	4 × 10 ⁻¹	1 × 10 ¹	4 × 10 ⁻³
²⁰⁰ Au	酸化物及び水酸化物	4 × 10 ⁻¹	1 × 10 ¹	3 × 10 ⁻³
^{200m} Au	ハロゲン化物、硝酸塩、酸化物及び水酸化物以外の化合物	4 × 10 ⁻²	8 × 10 ⁻¹	4 × 10 ⁻⁴
^{200m} Au	ハロゲン化物及び硝酸塩	2 × 10 ⁻²	8 × 10 ⁻¹	2 × 10 ⁻⁴
^{200m} Au	酸化物及び水酸化物	2 × 10 ⁻²	8 × 10 ⁻¹	2 × 10 ⁻⁴
²⁰¹ Au	ハロゲン化物、硝酸塩、酸化物及び水酸化物以外の化合物	1 × 10 ⁰	3 × 10 ¹	1 × 10 ⁻²
²⁰¹ Au	ハロゲン化物及び硝酸塩	7 × 10 ⁻¹	3 × 10 ¹	7 × 10 ⁻³
²⁰¹ Au	酸化物及び水酸化物	7 × 10 ⁻¹	3 × 10 ¹	7 × 10 ⁻³
²⁰² Au	ハロゲン化物、硝酸塩、酸化物及び水酸化物以外の化合物	2 × 10 ¹	5 × 10 ²	2 × 10 ⁻¹
²⁰² Au	ハロゲン化物及び硝酸塩	2 × 10 ¹	5 × 10 ²	2 × 10 ⁻¹
²⁰² Au	酸化物及び水酸化物	2 × 10 ¹	5 × 10 ²	2 × 10 ⁻¹
^{191m} Hg	蒸気	7 × 10 ⁻²		4 × 10 ⁻⁴
^{191m} Hg	すべての無機化合物〔経口摂取〕		2 × 10 ¹	
^{191m} Hg	無機化合物の硫酸塩	5 × 10 ⁻¹		5 × 10 ⁻³
^{191m} Hg	無機化合物の酸化物、水酸化物、ハロゲン化物、硝酸塩及び硫化物	3 × 10 ⁻¹		3 × 10 ⁻³
^{191m} Hg	メチル水銀〔経口摂取〕		3 × 10 ¹	
^{191m} Hg	メチル水銀以外の有機化合物〔経口摂取〕		2 × 10 ¹	
^{191m} Hg	すべての有機化合物	5 × 10 ⁻¹		5 × 10 ⁻³
¹⁹² Hg	蒸気	2 × 10 ⁻²		1 × 10 ⁻⁴
¹⁹² Hg	すべての無機化合物〔経口摂取〕		4 × 10 ⁰	
¹⁹² Hg	無機化合物の硫酸塩	1 × 10 ⁻¹		2 × 10 ⁻³
¹⁹² Hg	無機化合物の酸化物、水酸化物、ハロゲン化物、硝酸塩及び硫化物	1 × 10 ⁻¹		1 × 10 ⁻³
¹⁹² Hg	メチル水銀〔経口摂取〕		1 × 10 ¹	
¹⁹² Hg	メチル水銀以外の有機化合物〔経口摂取〕		5 × 10 ⁰	
¹⁹² Hg	すべての有機化合物	1 × 10 ⁻¹		2 × 10 ⁻³
¹⁹³ Hg	蒸気	2 × 10 ⁻²		1 × 10 ⁻⁴

		担当課	医療対策課	検索番号	3 - 1
法令名	臨床検査技師等に関する法律	根拠条項	20の3 - 1		
許認可等	衛生検査所の登録				
(根拠規定) 続き					
第一欄		第二欄	第三欄	第四欄	
放射性同位元素の種類		空気中濃度限度 (Bq/cm ³)	排液中又は排水中の濃度限度 (Bq/cm ³)	排気中又は空気中の濃度限度 (Bq/cm ³)	
核種	化学形等				
¹⁹³ Hg	すべての無機化合物〔経口摂取〕		1 × 10 ¹		
¹⁹³ Hg	無機化合物の硫酸塩	4 × 10 ⁻¹		4 × 10 ⁻³	
¹⁹³ Hg	無機化合物の酸化物、水酸化物、ハロゲン化物、硝酸塩及び硫化物	2 × 10 ⁻¹		2 × 10 ⁻³	
¹⁹³ Hg	メチル水銀〔経口摂取〕		3 × 10 ¹		
¹⁹³ Hg	メチル水銀以外の有機化合物〔経口摂取〕		1 × 10 ¹		
¹⁹³ Hg	すべての有機化合物	4 × 10 ⁻¹		5 × 10 ⁻³	
^{193m} Hg	蒸気	7 × 10 ⁻³		4 × 10 ⁻⁵	
^{193m} Hg	すべての無機化合物〔経口摂取〕		2 × 10 ⁰		
^{193m} Hg	無機化合物の硫酸塩	9 × 10 ⁻²		1 × 10 ⁻³	
^{193m} Hg	無機化合物の酸化物、水酸化物、ハロゲン化物、硝酸塩及び硫化物	5 × 10 ⁻²		5 × 10 ⁻⁴	
^{193m} Hg	メチル水銀〔経口摂取〕		7 × 10 ⁰		
^{193m} Hg	メチル水銀以外の有機化合物〔経口摂取〕		3 × 10 ⁰		
^{193m} Hg	すべての有機化合物	1 × 10 ⁻¹		1 × 10 ⁻³	
¹⁹⁴ Hg	蒸気	5 × 10 ⁻⁴		3 × 10 ⁻⁶	
¹⁹⁴ Hg	すべての無機化合物〔経口摂取〕		7 × 10 ⁻¹		
¹⁹⁴ Hg	無機化合物の硫酸塩	1 × 10 ⁻³		1 × 10 ⁻⁵	
¹⁹⁴ Hg	無機化合物の酸化物、水酸化物、ハロゲン化物、硝酸塩及び硫化物	4 × 10 ⁻³		2 × 10 ⁻⁵	
¹⁹⁴ Hg	メチル水銀〔経口摂取〕		2 × 10 ⁻²		
¹⁹⁴ Hg	メチル水銀以外の有機化合物〔経口摂取〕		5 × 10 ⁻²		
¹⁹⁴ Hg	すべての有機化合物	1 × 10 ⁻³		9 × 10 ⁻⁶	
¹⁹⁵ Hg	蒸気	1 × 10 ⁻²		9 × 10 ⁻⁵	
¹⁹⁵ Hg	すべての無機化合物〔経口摂取〕		9 × 10 ⁰		
¹⁹⁵ Hg	無機化合物の硫酸塩	4 × 10 ⁻¹		4 × 10 ⁻³	
¹⁹⁵ Hg	無機化合物の酸化物、水酸化物、ハロゲン化物、硝酸塩及び硫化物	2 × 10 ⁻¹		2 × 10 ⁻³	
¹⁹⁵ Hg	メチル水銀〔経口摂取〕		3 × 10 ¹		
¹⁹⁵ Hg	メチル水銀以外の有機化合物〔経口摂取〕		1 × 10 ¹		
¹⁹⁵ Hg	すべての有機化合物	5 × 10 ⁻¹		5 × 10 ⁻³	
^{195m} Hg	蒸気	3 × 10 ⁻³		2 × 10 ⁻⁵	
^{195m} Hg	すべての無機化合物〔経口摂取〕		1 × 10 ⁰		
^{195m} Hg	無機化合物の硫酸塩	8 × 10 ⁻²		8 × 10 ⁻⁴	
^{195m} Hg	無機化合物の酸化物、水酸化物、ハロゲン化物、硝酸塩及び硫化物	3 × 10 ⁻²		2 × 10 ⁻⁴	
^{195m} Hg	メチル水銀〔経口摂取〕		4 × 10 ⁰		
^{195m} Hg	メチル水銀以外の有機化合物〔経口摂取〕		2 × 10 ⁰		
^{195m} Hg	すべての有機化合物	9 × 10 ⁻²		9 × 10 ⁻⁴	
¹⁹⁷ Hg	蒸気	5 × 10 ⁻³		3 × 10 ⁻⁵	
¹⁹⁷ Hg	すべての無機化合物〔経口摂取〕		4 × 10 ⁰		

(根拠規定) 続き

第一欄		第二欄	第三欄	第四欄
放射性同位元素の種類		空気中濃度限 (Bq/cm ³)	排液中又は排水中の濃度限度 (Bq/cm ³)	排気中又は空気中の濃度限度 (Bq/cm ³)
核種	化学形等			
¹⁹⁷ Hg	無機化合物の硫酸塩	2 × 10 ⁻¹		2 × 10 ⁻³
¹⁹⁷ Hg	無機化合物の酸化物、水酸化物、ハロゲン化物、硝酸塩及び硫化物	7 × 10 ⁻²		4 × 10 ⁻⁴
¹⁹⁷ Hg	メチル水銀〔経口摂取〕		9 × 10 ⁰	
¹⁹⁷ Hg	メチル水銀以外の有機化合物〔経口摂取〕		5 × 10 ⁰	
¹⁹⁷ Hg	すべての有機化合物	2 × 10 ⁻¹		2 × 10 ⁻³
^{197m} Hg	蒸気	4 × 10 ⁻³		2 × 10 ⁻⁵
^{197m} Hg	すべての無機化合物〔経口摂取〕		2 × 10 ⁰	
^{197m} Hg	無機化合物の硫酸塩	1 × 10 ⁻¹		1 × 10 ⁻³
^{197m} Hg	無機化合物の酸化物、水酸化物、ハロゲン化物、硝酸塩及び硫化物	3 × 10 ⁻²		2 × 10 ⁻⁴
^{197m} Hg	メチル水銀〔経口摂取〕		6 × 10 ⁰	
^{197m} Hg	メチル水銀以外の有機化合物〔経口摂取〕		2 × 10 ⁰	
^{197m} Hg	すべての有機化合物	1 × 10 ⁻¹		1 × 10 ⁻³
^{199m} Hg	蒸気	1 × 10 ⁻¹		7 × 10 ⁻⁴
^{199m} Hg	すべての無機化合物〔経口摂取〕		3 × 10 ¹	
^{199m} Hg	無機化合物の硫酸塩	8 × 10 ⁻¹		8 × 10 ⁻³
^{199m} Hg	無機化合物の酸化物、水酸化物、ハロゲン化物、硝酸塩及び硫化物	4 × 10 ⁻¹		4 × 10 ⁻³
^{199m} Hg	メチル水銀〔経口摂取〕		3 × 10 ¹	
^{199m} Hg	メチル水銀以外の有機化合物〔経口摂取〕		3 × 10 ¹	
^{199m} Hg	すべての有機化合物	8 × 10 ⁻¹		8 × 10 ⁻³
²⁰³ Hg	蒸気	3 × 10 ⁻³		2 × 10 ⁻⁵
²⁰³ Hg	すべての無機化合物〔経口摂取〕		2 × 10 ⁰	
²⁰³ Hg	無機化合物の硫酸塩	4 × 10 ⁻²		3 × 10 ⁻⁴
²⁰³ Hg	無機化合物の酸化物、水酸化物、ハロゲン化物、硝酸塩及び硫化物	1 × 10 ⁻²		5 × 10 ⁻⁵
²⁰³ Hg	メチル水銀〔経口摂取〕		5 × 10 ⁻¹	
²⁰³ Hg	メチル水銀以外の有機化合物〔経口摂取〕		8 × 10 ⁻¹	
²⁰³ Hg	すべての有機化合物	3 × 10 ⁻²		2 × 10 ⁻⁴
²⁰⁶ Hg	蒸気	5 × 10 ⁻¹		3 × 10 ⁻³
²⁰⁶ Hg	すべての無機化合物〔経口摂取〕		4 × 10 ¹	
²⁰⁶ Hg	無機化合物の硫酸塩	1 × 10 ⁰		1 × 10 ⁻²
²⁰⁶ Hg	無機化合物の酸化物、水酸化物、ハロゲン化物、硝酸塩及び硫化物	8 × 10 ⁻¹		8 × 10 ⁻³
²⁰⁶ Hg	メチル水銀〔経口摂取〕		4 × 10 ¹	
²⁰⁶ Hg	メチル水銀以外の有機化合物〔経口摂取〕		4 × 10 ¹	
²⁰⁶ Hg	すべての有機化合物	1 × 10 ⁰		1 × 10 ⁻²
¹⁹⁴ Tl	すべての化合物	2 × 10 ⁰	1 × 10 ²	3 × 10 ⁻²
^{194m} Tl	すべての化合物	6 × 10 ⁻¹	2 × 10 ¹	6 × 10 ⁻³
¹⁹⁶ Tl	すべての化合物	7 × 10 ⁻¹	3 × 10 ¹	8 × 10 ⁻³

担当課	医療対策課	検索番号	3 - 1
-----	-------	------	-------

法令名	臨床検査技師等に関する法律	根拠条項	20の3 - 1
-----	---------------	------	----------

許認可等	衛生検査所の登録
------	----------

(根拠規定) 続き

第一欄		第二欄	第三欄	第四欄
放射性同位元素の種類		空気中濃度限度 (Bq / cm ³)	排液中又は排水中の濃度限度 (Bq / cm ³)	排気中又は空気中の濃度限度 (Bq / cm ³)
核種	化学形等			
¹⁹⁶ Tl	すべての化合物	4 × 10 ⁻¹	2 × 10 ¹	4 × 10 ⁻³
¹⁹⁷ Tl	すべての化合物	8 × 10 ⁻¹	4 × 10 ¹	8 × 10 ⁻³
¹⁹⁸ Tl	すべての化合物	2 × 10 ⁻¹	1 × 10 ¹	2 × 10 ⁻³
^{199m} Tl	すべての化合物	3 × 10 ⁻¹	2 × 10 ¹	3 × 10 ⁻³
¹⁹⁹ Tl	すべての化合物	6 × 10 ⁻¹	3 × 10 ¹	6 × 10 ⁻³
²⁰⁰ Tl	すべての化合物	8 × 10 ⁻²	5 × 10 ⁰	9 × 10 ⁻⁴
²⁰¹ Tl	すべての化合物	3 × 10 ⁻¹	9 × 10 ⁰	3 × 10 ⁻³
²⁰² Tl	すべての化合物	7 × 10 ⁻²	2 × 10 ⁰	6 × 10 ⁻⁴
²⁰⁴ Tl	すべての化合物	3 × 10 ⁻²	7 × 10 ⁻¹	3 × 10 ⁻⁴
²⁰⁶ Tl	すべての化合物	4 × 10 ⁰	1 × 10 ²	4 × 10 ⁻²
²⁰⁷ Tl	すべての化合物	3 × 10 ⁰	1 × 10 ²	3 × 10 ⁻²
²⁰⁸ Tl	すべての化合物	2 × 10 ⁰	1 × 10 ²	3 × 10 ⁻²
²⁰⁹ Tl	すべての化合物	4 × 10 ⁰	1 × 10 ²	4 × 10 ⁻²
²¹⁰ Tl	すべての化合物	4 × 10 ⁰	1 × 10 ²	4 × 10 ⁻²
^{195m} Pb	すべての化合物	7 × 10 ⁻¹	3 × 10 ¹	7 × 10 ⁻³
¹⁹⁶ Pb	すべての化合物	7 × 10 ⁻¹	3 × 10 ¹	7 × 10 ⁻³
¹⁹⁷ Pb	すべての化合物	3 × 10 ⁰	1 × 10 ²	3 × 10 ⁻²
^{197m} Pb	すべての化合物	5 × 10 ⁻¹	2 × 10 ¹	5 × 10 ⁻³
¹⁹⁸ Pb	すべての化合物	2 × 10 ⁻¹	9 × 10 ⁰	3 × 10 ⁻³
¹⁹⁹ Pb	すべての化合物	4 × 10 ⁻¹	2 × 10 ¹	5 × 10 ⁻³
²⁰⁰ Pb	すべての化合物	8 × 10 ⁻²	2 × 10 ⁰	8 × 10 ⁻⁴
²⁰¹ Pb	すべての化合物	2 × 10 ⁻¹	6 × 10 ⁰	2 × 10 ⁻³
²⁰² Pb	すべての化合物	1 × 10 ⁻³	1 × 10 ⁻¹	1 × 10 ⁻⁵
^{202m} Pb	すべての化合物	2 × 10 ⁻¹	7 × 10 ⁰	2 × 10 ⁻³
²⁰³ Pb	すべての化合物	1 × 10 ⁻¹	4 × 10 ⁰	1 × 10 ⁻³
^{204m} Pb	すべての化合物	5 × 10 ⁻¹	2 × 10 ¹	6 × 10 ⁻³
²⁰⁶ Pb	すべての化合物	5 × 10 ⁻²	3 × 10 ⁰	4 × 10 ⁻⁴
²⁰⁸ Pb	すべての化合物	7 × 10 ⁻¹	1 × 10 ¹	7 × 10 ⁻³
²¹⁰ Pb	すべての化合物	2 × 10 ⁻⁵	1 × 10 ⁻³	1 × 10 ⁻⁷
²¹¹ Pb	すべての化合物	4 × 10 ⁻³	4 × 10 ⁰	3 × 10 ⁻⁵
²¹² Pb	すべての化合物	6 × 10 ⁻⁴	1 × 10 ⁻¹	6 × 10 ⁻⁶
²¹⁴ Pb	すべての化合物	4 × 10 ⁻³	5 × 10 ⁰	4 × 10 ⁻⁵
²⁰⁰ Bi	硝酸ビスマス	5 × 10 ⁻¹	2 × 10 ¹	5 × 10 ⁻³
²⁰⁰ Bi	硝酸ビスマス以外の化合物	4 × 10 ⁻¹	2 × 10 ¹	4 × 10 ⁻³
²⁰¹ Bi	硝酸ビスマス	3 × 10 ⁻¹	7 × 10 ⁰	3 × 10 ⁻³
²⁰¹ Bi	硝酸ビスマス以外の化合物	2 × 10 ⁻¹	7 × 10 ⁰	2 × 10 ⁻³

(根拠規定) 続き

第一欄		第二欄	第三欄	第四欄
放射性同位元素の種類		空气中濃度限度 (Bq / cm ³)	排液中又は排水中の濃度限度 (Bq / cm ³)	排気中又は空気中の濃度限度 (Bq / cm ³)
核種	化学形等			
²⁰² Bi	硝酸ビスマス	2 × 10 ⁻¹	1 × 10 ¹	3 × 10 ⁻³
²⁰² Bi	硝酸ビスマス以外の化合物	2 × 10 ⁻¹	1 × 10 ¹	2 × 10 ⁻³
²⁰³ Bi	硝酸ビスマス	6 × 10 ⁻²	2 × 10 ⁰	6 × 10 ⁻⁴
²⁰³ Bi	硝酸ビスマス以外の化合物	5 × 10 ⁻²	2 × 10 ⁰	4 × 10 ⁻⁴
²⁰⁴ Bi	硝酸ビスマス	4 × 10 ⁻²	1 × 10 ⁰	5 × 10 ⁻⁴
²⁰⁴ Bi	硝酸ビスマス以外の化合物	4 × 10 ⁻²	1 × 10 ⁰	4 × 10 ⁻⁴
²⁰⁵ Bi	硝酸ビスマス	3 × 10 ⁻²	1 × 10 ⁰	3 × 10 ⁻⁴
²⁰⁵ Bi	硝酸ビスマス以外の化合物	2 × 10 ⁻²	1 × 10 ⁰	1 × 10 ⁻⁴
²⁰⁶ Bi	硝酸ビスマス	2 × 10 ⁻²	5 × 10 ⁻¹	2 × 10 ⁻⁴
²⁰⁶ Bi	硝酸ビスマス以外の化合物	1 × 10 ⁻²	5 × 10 ⁻¹	7 × 10 ⁻⁵
²⁰⁷ Bi	硝酸ビスマス	2 × 10 ⁻²	7 × 10 ⁻¹	2 × 10 ⁻⁴
²⁰⁷ Bi	硝酸ビスマス以外の化合物	7 × 10 ⁻³	7 × 10 ⁻¹	2 × 10 ⁻⁵
²⁰⁸ Bi	硝酸ビスマス	2 × 10 ⁻²	8 × 10 ⁻¹	2 × 10 ⁻⁴
²⁰⁸ Bi	硝酸ビスマス以外の化合物	7 × 10 ⁻³	8 × 10 ⁻¹	3 × 10 ⁻⁵
²¹⁰ Bi	硝酸ビスマス	1 × 10 ⁻²	6 × 10 ⁻¹	1 × 10 ⁻⁴
²¹⁰ Bi	硝酸ビスマス以外の化合物	3 × 10 ⁻⁴	6 × 10 ⁻¹	1 × 10 ⁻⁶
^{210m} Bi	硝酸ビスマス	4 × 10 ⁻⁴	5 × 10 ⁻²	3 × 10 ⁻⁶
^{210m} Bi	硝酸ビスマス以外の化合物	1 × 10 ⁻⁵	5 × 10 ⁻²	4 × 10 ⁻⁸
²¹¹ Bi	硝酸ビスマス	1 × 10 ⁻²	7 × 10 ¹	1 × 10 ⁻⁴
²¹¹ Bi	硝酸ビスマス以外の化合物	1 × 10 ⁻²	7 × 10 ¹	1 × 10 ⁻⁴
²¹² Bi	硝酸ビスマス	1 × 10 ⁻³	3 × 10 ⁰	1 × 10 ⁻⁵
²¹² Bi	硝酸ビスマス以外の化合物	5 × 10 ⁻⁴	3 × 10 ⁰	4 × 10 ⁻⁶
²¹³ Bi	硝酸ビスマス	1 × 10 ⁻³	4 × 10 ⁰	1 × 10 ⁻⁵
²¹³ Bi	硝酸ビスマス以外の化合物	5 × 10 ⁻⁴	4 × 10 ⁰	4 × 10 ⁻⁶
²¹⁴ Bi	硝酸ビスマス	2 × 10 ⁻³	7 × 10 ⁰	2 × 10 ⁻⁵
²¹⁴ Bi	硝酸ビスマス以外の化合物	1 × 10 ⁻³	7 × 10 ⁰	9 × 10 ⁻⁶
²⁰³ Po	酸化物、水酸化物及び硝酸塩以外の化合物	5 × 10 ⁻¹	2 × 10 ¹	5 × 10 ⁻³
²⁰³ Po	酸化物、水酸化物及び硝酸塩	3 × 10 ⁻¹	2 × 10 ¹	3 × 10 ⁻³
²⁰⁴ Po	酸化物、水酸化物及び硝酸塩以外の化合物	9 × 10 ⁻²	4 × 10 ⁰	9 × 10 ⁻⁴
²⁰⁴ Po	酸化物、水酸化物及び硝酸塩	4 × 10 ⁻²	4 × 10 ⁰	3 × 10 ⁻⁴
²⁰⁵ Po	酸化物、水酸化物及び硝酸塩以外の化合物	3 × 10 ⁻¹	2 × 10 ¹	3 × 10 ⁻³
²⁰⁵ Po	酸化物、水酸化物及び硝酸塩	2 × 10 ⁻¹	2 × 10 ¹	2 × 10 ⁻³
²⁰⁶ Po	酸化物、水酸化物及び硝酸塩以外の化合物	2 × 10 ⁻³	5 × 10 ⁻²	1 × 10 ⁻⁵
²⁰⁶ Po	酸化物、水酸化物及び硝酸塩	5 × 10 ⁻⁴	5 × 10 ⁻²	2 × 10 ⁻⁶
²⁰⁷ Po	酸化物、水酸化物及び硝酸塩以外の化合物	2 × 10 ⁻¹	8 × 10 ⁰	2 × 10 ⁻³
²⁰⁷ Po	酸化物、水酸化物及び硝酸塩	1 × 10 ⁻¹	8 × 10 ⁰	1 × 10 ⁻³

		担当課	医療対策課	検索番号	3 - 1
法令名	臨床検査技師等に関する法律	根拠条項	20の3 - 1		
許認可等	衛生検査所の登録				
(根拠規定) 続き					
第一欄		第二欄	第三欄	第四欄	
放射性同位元素の種類		空气中濃度限度 (Bq / cm ³)	排液中又は排水中の濃度限度 (Bq / cm ³)	排気中又は空气中の濃度限度 (Bq / cm ³)	
核種	化学形等				
²⁰⁸ Po	酸化物、水酸化物及び硝酸塩以外の化合物	2 × 10 ⁻⁵	5 × 10 ⁻⁴	1 × 10 ⁻⁷	
²⁰⁸ Po	酸化物、水酸化物及び硝酸塩	8 × 10 ⁻⁶	5 × 10 ⁻⁴	3 × 10 ⁻⁸	
²⁰⁹ Po	酸化物、水酸化物及び硝酸塩以外の化合物	2 × 10 ⁻⁵	5 × 10 ⁻⁴	1 × 10 ⁻⁷	
²⁰⁹ Po	酸化物、水酸化物及び硝酸塩	8 × 10 ⁻⁶	5 × 10 ⁻⁴	3 × 10 ⁻⁸	
²¹⁰ Po	酸化物、水酸化物及び硝酸塩以外の化合物	3 × 10 ⁻⁵	6 × 10 ⁻⁴	2 × 10 ⁻⁷	
²¹⁰ Po	酸化物、水酸化物及び硝酸塩	9 × 10 ⁻⁶	6 × 10 ⁻⁴	4 × 10 ⁻⁸	
²¹⁸ Po	酸化物、水酸化物及び硝酸塩以外の化合物	2 × 10 ⁻²	2 × 10 ¹	1 × 10 ⁻⁴	
²¹⁸ Po	酸化物、水酸化物及び硝酸塩	7 × 10 ⁻³	2 × 10 ¹	5 × 10 ⁻⁵	
²⁰⁵ At	H, Li, Na, Si, P, K, Ni, Rb, Sr, Mo, Ag, Te, I, Cs, Ba, La, Gd, W, Pt, Tl, Pb, Po, Fr のアスタチン化物, Se の無機化合物のアスタチン化物, Hg の有機化合物のアスタチン化物及び大部分の六価のウラン化合物のアスタチン化物	7 × 10 ⁻²	1 × 10 ¹	5 × 10 ⁻⁴	
²⁰⁵ At	Be, Mg, Al, Ca, Sc, Ti, V, Cr, Mn, Fe, Co, Cu, Zn, Ga, Ge, As, Y, Zr, Nb, Tc, Ru, Rh, Pd, Cd, In, Sn, Sb, Ce, Pr, Nd, Pm, Sm, Eu, Tb, Dy, Ho, Er, Tm, Yb, Lu, Hf, Ta, Re, Os, Ir, Au, Bi, Ra, Ac, Th, Pa, Np, Pu, Am, Cm, Bk, Cf, Es, Fm, Md のアスタチン化物, Hg の無機化合物のアスタチン化物及び難溶性、不溶性のウラン化合物のアスタチン化物	3 × 10 ⁻²	1 × 10 ¹	2 × 10 ⁻⁴	
²⁰⁷ At	H, Li, Na, Si, P, K, Ni, Rb, Sr, Mo, Ag, Te, I, Cs, Ba, La, Gd, W, Pt, Tl, Pb, Po, Fr のアスタチン化物, Se の無機化合物のアスタチン化物, Hg の有機化合物のアスタチン化物及び大部分の六価のウラン化合物のアスタチン化物	5 × 10 ⁻²	3 × 10 ⁰	4 × 10 ⁻⁴	
²⁰⁷ At	Be, Mg, Al, Ca, Sc, Ti, V, Cr, Mn, Fe, Co, Cu, Zn, Ga, Ge, As, Y, Zr, Nb, Tc, Ru, Rh, Pd, Cd, In, Sn, Sb, Ce, Pr, Nd, Pm, Sm, Eu, Tb, Dy, Ho, Er, Tm, Yb, Lu, Hf, Ta, Re, Os, Ir, Au, Bi, Ra, Ac, Th, Pa, Np, Pu, Am, Cm, Bk, Cf, Es, Fm, Md のアスタチン化物, Hg の無機化合物のアスタチン化物及び難溶性、不溶性のウラン化合物のアスタチン化物	1 × 10 ⁻²	3 × 10 ⁰	6 × 10 ⁻⁵	
²⁰⁸ At	H, Li, Na, Si, P, K, Ni, Rb, Sr, Mo, Ag, Te, I, Cs, Ba, La, Gd, W, Pt, Tl, Pb, Po, Fr のアスタチン化物, Se の無機化合物のアスタチン化物, Hg の有機化合物のアスタチン化物及び大部分の六価のウラン化合物のアスタチン化物	2 × 10 ⁻¹	9 × 10 ⁰	2 × 10 ⁻³	
²⁰⁸ At	Be, Mg, Al, Ca, Sc, Ti, V, Cr, Mn, Fe, Co, Cu, Zn, Ga, Ge, As, Y, Zr, Nb, Tc, Ru, Rh, Pd, Cd, In, Sn, Sb, Ce, Pr, Nd, Pm, Sm, Eu, Tb, Dy, Ho, Er, Tm, Yb, Lu, Hf, Ta, Re, Os, Ir, Au, Bi, Ra, Ac, Th, Pa, Np, Pu, Am, Cm, Bk, Cf, Es, Fm, Md のアスタチン化物, Hg の無機化合物のアスタチン化物及び難溶性、不溶性のウラン化合物のアスタチン化物	6 × 10 ⁻²	9 × 10 ⁰	3 × 10 ⁻⁴	
²⁰⁹ At	H, Li, Na, Si, P, K, Ni, Rb, Sr, Mo, Ag, Te, I, Cs, Ba, La, Gd, W, Pt, Tl, Pb, Po, Fr のアスタチン化物, Se の無機化合物のアスタチン化物, Hg の有機化合物のアスタチン化物及び大部分の六価のウラン化合物のアスタチン化物	5 × 10 ⁻²	2 × 10 ⁰	4 × 10 ⁻⁴	
²⁰⁹ At	Be, Mg, Al, Ca, Sc, Ti, V, Cr, Mn, Fe, Co, Cu, Zn, Ga, Ge, As, Y, Zr, Nb, Tc, Ru, Rh, Pd, Cd, In, Sn, Sb, Ce, Pr, Nd, Pm, Sm, Eu, Tb, Dy, Ho, Er, Tm, Yb, Lu, Hf, Ta, Re, Os, Ir, Au, Bi, Ra, Ac, Th, Pa, Np, Pu, Am, Cm, Bk, Cf, Es, Fm, Md のアスタチン化物, Hg の無機化合物のアスタチン化物及び難溶性、不溶性のウラン化合物のアスタチン化物	1 × 10 ⁻²	2 × 10 ⁰	5 × 10 ⁻⁵	
²¹⁰ At	H, Li, Na, Si, P, K, Ni, Rb, Sr, Mo, Ag, Te, I, Cs, Ba, La, Gd, W, Pt, Tl, Pb, Po, Fr のアスタチン化物, Se の無機化合物のアスタチン化物, Hg の有機化合物のアスタチン化物及び大部分の六価のウラン化合物のアスタチン化物	3 × 10 ⁻²	9 × 10 ⁻¹	3 × 10 ⁻⁴	

		担当課	医療対策課	検索番号	3 - 1
法令名	臨床検査技師等に関する法律	根拠条項	20の3 - 1		
許認可等	衛生検査所の登録				
(根拠規定) 続き					
第一欄		第二欄	第三欄	第四欄	
放射性同位元素の種類		空气中濃度限度 (Bq / cm ³)	排液中又は排水中の濃度限度 (Bq / cm ³)	排気中又は空气中の濃度限度 (Bq / cm ³)	
核種	化学形態				
²¹⁰ At	Be, Mg, Al, Ca, Sc, Ti, V, Cr, Mn, Fe, Co, Cu, Zn, Ga, Ge, As, Y, Zr, Nb, Tc, Ru, Rh, Pd, Cd, In, Sn, Sb, Ce, Pr, Nd, Pm, Sm, Eu, Tb, Dy, Ho, Er, Tm, Yb, Lu, Hf, Ta, Re, Os, Ir, Au, Bi, Ra, Ac, Th, Pa, Np, Pu, Am, Cm, Bk, Cf, Es, Fm, Md のアスタチン化合物, Hg の無機化合物のアスタチン化合物及び難溶性、不溶性のウラン化合物のアスタチン化合物	4 × 10 ⁻³	9 × 10 ⁻¹	2 × 10 ⁻⁵	
²¹¹ At	H, Li, Na, Si, P, K, Ni, Rb, Sr, Mo, Ag, Te, I, Cs, Ba, La, Gd, W, Pt, Tl, Pb, Po, Fr のアスタチン化合物, Se の無機化合物のアスタチン化合物, Hg の有機化合物のアスタチン化合物及び大部分の六価のウラン化合物のアスタチン化合物	8 × 10 ⁻⁴	7 × 10 ⁻²	7 × 10 ⁻⁶	
²¹¹ At	Be, Mg, Al, Ca, Sc, Ti, V, Cr, Mn, Fe, Co, Cu, Zn, Ga, Ge, As, Y, Zr, Nb, Tc, Ru, Rh, Pd, Cd, In, Sn, Sb, Ce, Pr, Nd, Pm, Sm, Eu, Tb, Dy, Ho, Er, Tm, Yb, Lu, Hf, Ta, Re, Os, Ir, Au, Bi, Ra, Ac, Th, Pa, Np, Pu, Am, Cm, Bk, Cf, Es, Fm, Md のアスタチン化合物, Hg の無機化合物のアスタチン化合物及び難溶性、不溶性のウラン化合物のアスタチン化合物	2 × 10 ⁻⁴	7 × 10 ⁻²	1 × 10 ⁻⁶	
²¹⁵ At	H, Li, Na, Si, P, K, Ni, Rb, Sr, Mo, Ag, Te, I, Cs, Ba, La, Gd, W, Pt, Tl, Pb, Po, Fr のアスタチン化合物, Se の無機化合物のアスタチン化合物, Hg の有機化合物のアスタチン化合物及び大部分の六価のウラン化合物のアスタチン化合物	4 × 10 ³	4 × 10 ⁷	4 × 10 ¹	
²¹⁵ At	Be, Mg, Al, Ca, Sc, Ti, V, Cr, Mn, Fe, Co, Cu, Zn, Ga, Ge, As, Y, Zr, Nb, Tc, Ru, Rh, Pd, Cd, In, Sn, Sb, Ce, Pr, Nd, Pm, Sm, Eu, Tb, Dy, Ho, Er, Tm, Yb, Lu, Hf, Ta, Re, Os, Ir, Au, Bi, Ra, Ac, Th, Pa, Np, Pu, Am, Cm, Bk, Cf, Es, Fm, Md のアスタチン化合物, Hg の無機化合物のアスタチン化合物及び難溶性、不溶性のウラン化合物のアスタチン化合物	4 × 10 ³	4 × 10 ⁷	4 × 10 ¹	
²¹⁶ At	H, Li, Na, Si, P, K, Ni, Rb, Sr, Mo, Ag, Te, I, Cs, Ba, La, Gd, W, Pt, Tl, Pb, Po, Fr のアスタチン化合物, Se の無機化合物のアスタチン化合物, Hg の有機化合物のアスタチン化合物及び大部分の六価のウラン化合物のアスタチン化合物	2 × 10 ³	7 × 10 ⁶	2 × 10 ¹	
²¹⁶ At	Be, Mg, Al, Ca, Sc, Ti, V, Cr, Mn, Fe, Co, Cu, Zn, Ga, Ge, As, Y, Zr, Nb, Tc, Ru, Rh, Pd, Cd, In, Sn, Sb, Ce, Pr, Nd, Pm, Sm, Eu, Tb, Dy, Ho, Er, Tm, Yb, Lu, Hf, Ta, Re, Os, Ir, Au, Bi, Ra, Ac, Th, Pa, Np, Pu, Am, Cm, Bk, Cf, Es, Fm, Md のアスタチン化合物, Hg の無機化合物のアスタチン化合物及び難溶性、不溶性のウラン化合物のアスタチン化合物	2 × 10 ³	7 × 10 ⁶	2 × 10 ¹	
²¹⁸ At	H, Li, Na, Si, P, K, Ni, Rb, Sr, Mo, Ag, Te, I, Cs, Ba, La, Gd, W, Pt, Tl, Pb, Po, Fr のアスタチン化合物, Se の無機化合物のアスタチン化合物, Hg の有機化合物のアスタチン化合物及び大部分の六価のウラン化合物のアスタチン化合物	4 × 10 ⁻¹	1 × 10 ³	3 × 10 ⁻³	
²¹⁸ At	Be, Mg, Al, Ca, Sc, Ti, V, Cr, Mn, Fe, Co, Cu, Zn, Ga, Ge, As, Y, Zr, Nb, Tc, Ru, Rh, Pd, Cd, In, Sn, Sb, Ce, Pr, Nd, Pm, Sm, Eu, Tb, Dy, Ho, Er, Tm, Yb, Lu, Hf, Ta, Re, Os, Ir, Au, Bi, Ra, Ac, Th, Pa, Np, Pu, Am, Cm, Bk, Cf, Es, Fm, Md のアスタチン化合物, Hg の無機化合物のアスタチン化合物及び難溶性、不溶性のウラン化合物のアスタチン化合物	3 × 10 ⁻¹	1 × 10 ³	3 × 10 ⁻³	
²²² Rn	ラドンの平衡等価濃度 (平衡係数が0.4の場合のラドン濃度)	3 × 10 ⁻³ (8 × 10 ⁻³)		2 × 10 ⁻⁵ (5 × 10 ⁻⁵)	
²¹² Fr	すべての化合物	7 × 10 ⁻³	1 × 10 ⁰	6 × 10 ⁻⁵	
²¹⁹ Fr	すべての化合物	1 × 10 ¹	1 × 10 ⁵	1 × 10 ⁻¹	
²²⁰ Fr	すべての化合物	1 × 10 ⁻²	6 × 10 ¹	1 × 10 ⁻⁴	
²²¹ Fr	すべての化合物	3 × 10 ⁻³	5 × 10 ⁰	2 × 10 ⁻⁵	
²²² Fr	すべての化合物	1 × 10 ⁻³	1 × 10 ⁰	9 × 10 ⁻⁶	
²²³ Fr	すべての化合物	2 × 10 ⁻²	3 × 10 ⁻¹	1 × 10 ⁻⁴	

		担当課	医療対策課	検索番号	3 - 1
法令名	臨床検査技師等に関する法律	根拠条項	20の3 - 1		
許認可等	衛生検査所の登録				
(根拠規定) 続き					
第一欄		第二欄	第三欄	第四欄	
放射性同位元素の種類		空気中濃度限度 (Bq / cm ³)	排水中又は排液中の濃度限度 (Bq / cm ³)	排気中又は空気中の濃度限度 (Bq / cm ³)	
核種	化学形等				
²²⁰ Ra	すべての化合物	9 × 10 ⁰	2 × 10 ⁵	9 × 10 ⁻²	
²²² Ra	すべての化合物	7 × 10 ⁻³	9 × 10 ¹	7 × 10 ⁻⁵	
²²³ Ra	すべての化合物	4 × 10 ⁻⁶	5 × 10 ⁻³	2 × 10 ⁻⁸	
²²⁴ Ra	すべての化合物	9 × 10 ⁻⁶	9 × 10 ⁻³	4 × 10 ⁻⁸	
²²⁵ Ra	すべての化合物	4 × 10 ⁻⁶	5 × 10 ⁻³	2 × 10 ⁻⁸	
²²⁶ Ra	すべての化合物	9 × 10 ⁻⁶	2 × 10 ⁻³	4 × 10 ⁻⁸	
²²⁷ Ra	すべての化合物	1 × 10 ⁻¹	1 × 10 ¹	5 × 10 ⁻⁴	
²²⁸ Ra	すべての化合物	1 × 10 ⁻⁵	7 × 10 ⁻⁴	5 × 10 ⁻⁸	
²³⁰ Ra	すべての化合物	1 × 10 ⁻¹	4 × 10 ⁰	1 × 10 ⁻³	
²²³ Ac	ハロゲン化物、硝酸塩、酸化物及び水酸化物以外の化合物	2 × 10 ⁻³	2 × 10 ¹	2 × 10 ⁻⁵	
²²³ Ac	ハロゲン化物及び硝酸塩	2 × 10 ⁻³	2 × 10 ¹	2 × 10 ⁻⁵	
²²³ Ac	酸化物及び水酸化物	2 × 10 ⁻³	2 × 10 ¹	2 × 10 ⁻⁵	
²²⁴ Ac	ハロゲン化物、硝酸塩、酸化物及び水酸化物以外の化合物	2 × 10 ⁻³	1 × 10 ⁰	1 × 10 ⁻⁵	
²²⁴ Ac	ハロゲン化物及び硝酸塩	2 × 10 ⁻⁴	1 × 10 ⁰	1 × 10 ⁻⁶	
²²⁴ Ac	酸化物及び水酸化物	2 × 10 ⁻⁴	1 × 10 ⁰	1 × 10 ⁻⁶	
²²⁵ Ac	ハロゲン化物、硝酸塩、酸化物及び水酸化物以外の化合物	2 × 10 ⁻⁵	3 × 10 ⁻²	1 × 10 ⁻⁷	
²²⁵ Ac	ハロゲン化物及び硝酸塩	4 × 10 ⁻⁶	3 × 10 ⁻²	2 × 10 ⁻⁸	
²²⁵ Ac	酸化物及び水酸化物	3 × 10 ⁻⁶	3 × 10 ⁻²	2 × 10 ⁻⁸	
²²⁶ Ac	ハロゲン化物、硝酸塩、酸化物及び水酸化物以外の化合物	9 × 10 ⁻⁵	8 × 10 ⁻²	1 × 10 ⁻⁶	
²²⁶ Ac	ハロゲン化物及び硝酸塩	2 × 10 ⁻⁵	8 × 10 ⁻²	1 × 10 ⁻⁷	
²²⁶ Ac	酸化物及び水酸化物	2 × 10 ⁻⁵	8 × 10 ⁻²	1 × 10 ⁻⁷	
²²⁷ Ac	ハロゲン化物、硝酸塩、酸化物及び水酸化物以外の化合物	3 × 10 ⁻⁸	8 × 10 ⁻⁴	2 × 10 ⁻¹⁰	
²²⁷ Ac	ハロゲン化物及び硝酸塩	1 × 10 ⁻⁷	8 × 10 ⁻⁴	6 × 10 ⁻¹⁰	
²²⁷ Ac	酸化物及び水酸化物	4 × 10 ⁻⁷	8 × 10 ⁻⁴	2 × 10 ⁻⁹	
²²⁸ Ac	ハロゲン化物、硝酸塩、酸化物及び水酸化物以外の化合物	7 × 10 ⁻⁴	2 × 10 ⁰	5 × 10 ⁻⁶	
²²⁸ Ac	ハロゲン化物及び硝酸塩	2 × 10 ⁻³	2 × 10 ⁰	7 × 10 ⁻⁶	
²²⁸ Ac	酸化物及び水酸化物	2 × 10 ⁻³	2 × 10 ⁰	8 × 10 ⁻⁶	
²²⁹ Ac	ハロゲン化物、硝酸塩、酸化物及び水酸化物以外の化合物	5 × 10 ⁻¹	2 × 10 ¹	4 × 10 ⁻³	
²²⁹ Ac	ハロゲン化物及び硝酸塩	4 × 10 ⁻¹	2 × 10 ¹	3 × 10 ⁻³	
²²⁹ Ac	酸化物及び水酸化物	4 × 10 ⁻¹	2 × 10 ¹	4 × 10 ⁻³	
²³⁰ Ac	ハロゲン化物、硝酸塩、酸化物及び水酸化物以外の化合物	5 × 10 ⁰	1 × 10 ²	5 × 10 ⁻²	
²³⁰ Ac	ハロゲン化物及び硝酸塩	5 × 10 ⁰	1 × 10 ²	5 × 10 ⁻²	
²³⁰ Ac	酸化物及び水酸化物	4 × 10 ⁰	1 × 10 ²	5 × 10 ⁻²	
²²⁴ Th	酸化物及び水酸化物以外の化合物	1 × 10 ⁻¹	2 × 10 ³	1 × 10 ⁻³	
²²⁴ Th	酸化物及び水酸化物	1 × 10 ⁻¹	2 × 10 ³	1 × 10 ⁻³	
²²⁶ Th	酸化物及び水酸化物以外の化合物	3 × 10 ⁻⁴	2 × 10 ⁰	2 × 10 ⁻⁶	

(根拠規定) 続き

第一欄		第二欄	第三欄	第四欄
核種	化学形等	空気中濃度限度 (Bq / cm ³)	排液中又は排水中の濃度限度 (Bq / cm ³)	排気中又は空気中の濃度限度 (Bq / cm ³)
²²⁶ Th	酸化物及び水酸化物	3×10 ⁻⁴	2×10 ⁰	2×10 ⁻⁶
²²⁷ Th	酸化物及び水酸化物以外の化合物	3×10 ⁻⁶	8×10 ⁻²	1×10 ⁻⁸
²²⁷ Th	酸化物及び水酸化物	3×10 ⁻⁶	8×10 ⁻²	1×10 ⁻⁸
²²⁸ Th	酸化物及び水酸化物以外の化合物	9×10 ⁻⁷	9×10 ⁻³	4×10 ⁻⁹
²²⁸ Th	酸化物及び水酸化物	8×10 ⁻⁷	9×10 ⁻³	4×10 ⁻⁹
²²⁹ Th	酸化物及び水酸化物以外の化合物	3×10 ⁻⁷	2×10 ⁻³	1×10 ⁻⁹
²²⁹ Th	酸化物及び水酸化物	4×10 ⁻⁷	2×10 ⁻³	2×10 ⁻⁹
²³⁰ Th	酸化物及び水酸化物以外の化合物	7×10 ⁻⁷	4×10 ⁻³	3×10 ⁻⁹
²³⁰ Th	酸化物及び水酸化物	3×10 ⁻⁶	4×10 ⁻³	9×10 ⁻⁹
²³¹ Th	酸化物及び水酸化物以外の化合物	6×10 ⁻²	2×10 ⁰	4×10 ⁻⁴
²³¹ Th	酸化物及び水酸化物	5×10 ⁻²	2×10 ⁰	4×10 ⁻⁴
²³² Th	酸化物及び水酸化物以外の化合物	7×10 ⁻⁷	4×10 ⁻³	3×10 ⁻⁹
²³² Th	酸化物及び水酸化物	2×10 ⁻⁶	4×10 ⁻³	5×10 ⁻⁹
²³³ Th	酸化物及び水酸化物以外の化合物	8×10 ⁻¹	4×10 ¹	7×10 ⁻³
²³³ Th	酸化物及び水酸化物	7×10 ⁻¹	4×10 ¹	7×10 ⁻³
²³⁴ Th	酸化物及び水酸化物以外の化合物	4×10 ⁻³	2×10 ⁻¹	2×10 ⁻⁵
²³⁴ Th	酸化物及び水酸化物	4×10 ⁻³	2×10 ⁻¹	2×10 ⁻⁵
²³⁶ Th	酸化物及び水酸化物以外の化合物	2×10 ⁻¹	9×10 ⁰	2×10 ⁻³
²³⁶ Th	酸化物及び水酸化物	2×10 ⁻¹	9×10 ⁰	2×10 ⁻³
²²⁷ Pa	酸化物及び水酸化物以外の化合物	2×10 ⁻⁴	2×10 ⁰	2×10 ⁻⁶
²²⁷ Pa	酸化物及び水酸化物	2×10 ⁻⁴	2×10 ⁰	2×10 ⁻⁶
²²⁸ Pa	酸化物及び水酸化物以外の化合物	5×10 ⁻⁴	1×10 ⁰	2×10 ⁻⁶
²²⁸ Pa	酸化物及び水酸化物	4×10 ⁻⁴	1×10 ⁰	2×10 ⁻⁶
²²⁹ Pa	酸化物及び水酸化物以外の化合物	4×10 ⁻³	1×10 ¹	2×10 ⁻⁵
²²⁹ Pa	酸化物及び水酸化物	4×10 ⁻³	1×10 ¹	2×10 ⁻⁵
²³⁰ Pa	酸化物及び水酸化物以外の化合物	5×10 ⁻⁵	8×10 ⁻¹	2×10 ⁻⁷
²³⁰ Pa	酸化物及び水酸化物	4×10 ⁻⁵	8×10 ⁻¹	2×10 ⁻⁷
²³¹ Pa	酸化物及び水酸化物以外の化合物	2×10 ⁻⁷	1×10 ⁻³	1×10 ⁻⁹
²³¹ Pa	酸化物及び水酸化物	1×10 ⁻⁶	1×10 ⁻³	4×10 ⁻⁹
²³² Pa	酸化物及び水酸化物以外の化合物	3×10 ⁻³	1×10 ⁰	1×10 ⁻⁵
²³² Pa	酸化物及び水酸化物	1×10 ⁻²	1×10 ⁰	4×10 ⁻⁵
²³³ Pa	酸化物及び水酸化物以外の化合物	7×10 ⁻³	9×10 ⁻¹	4×10 ⁻⁵
²³³ Pa	酸化物及び水酸化物	7×10 ⁻³	9×10 ⁻¹	3×10 ⁻⁵
²³⁴ Pa	酸化物及び水酸化物以外の化合物	4×10 ⁻²	2×10 ⁰	3×10 ⁻⁴
²³⁴ Pa	酸化物及び水酸化物	4×10 ⁻²	2×10 ⁰	3×10 ⁻⁴
^{234m} Pa	酸化物及び水酸化物以外の化合物	9×10 ⁰	3×10 ²	9×10 ⁻²

		担当課	医療対策課	検索番号	3 - 1
法令名	臨床検査技師等に関する法律	根拠条項	20の3 - 1		
許認可等	衛生検査所の登録				
(根拠規定) 続き					
第一欄		第二欄	第三欄	第四欄	
放射性同位元素の種類		空气中濃度限度 (Bq / cm ³)	排液中又は排水中の濃度限度 (Bq / cm ³)	排気中又は空气中の濃度限度 (Bq / cm ³)	
核種	化学形等				
^{234m} Pa	酸化物及び水酸化物	9 × 10 ⁰	3 × 10 ²	9 × 10 ⁻²	
²³⁶ Pa	酸化物及び水酸化物以外の化合物	1 × 10 ⁰	4 × 10 ¹	1 × 10 ⁻²	
²³⁶ Pa	酸化物及び水酸化物	1 × 10 ⁰	4 × 10 ¹	1 × 10 ⁻²	
²²⁸ U	四価のウラン化合物以外の化合物〔経口摂取〕		4 × 10 ⁰		
²²⁸ U	二酸化ウラン、八酸化三ウラン、四フッ化ウラン等の四価の化合物〔経口摂取〕		4 × 10 ⁰		
²²⁸ U	六フッ化ウラン、フッ化ウラニル、硝酸ウラニル等の六価の化合物	5 × 10 ⁻⁴		5 × 10 ⁻⁶	
²²⁸ U	三酸化ウラン、四フッ化ウラン、四塩化ウラン等の難溶性の化合物	4 × 10 ⁻⁴		3 × 10 ⁻⁶	
²²⁸ U	二酸化ウラン、八酸化三ウラン等の不溶性の化合物	4 × 10 ⁻⁴		3 × 10 ⁻⁶	
²³⁰ U	四価のウラン化合物以外の化合物〔経口摂取〕		2 × 10 ⁻²		
²³⁰ U	二酸化ウラン、八酸化三ウラン、四フッ化ウラン等の四価の化合物〔経口摂取〕		2 × 10 ⁻²		
²³⁰ U	六フッ化ウラン、フッ化ウラニル、硝酸ウラニル等の六価の化合物	5 × 10 ⁻⁵		3 × 10 ⁻⁷	
²³⁰ U	三酸化ウラン、四フッ化ウラン、四塩化ウラン等の難溶性の化合物	2 × 10 ⁻⁶		1 × 10 ⁻⁸	
²³⁰ U	二酸化ウラン、八酸化三ウラン等の不溶性の化合物	2 × 10 ⁻⁶		8 × 10 ⁻⁹	
²³¹ U	四価のウラン化合物以外の化合物〔経口摂取〕		3 × 10 ⁰		
²³¹ U	二酸化ウラン、八酸化三ウラン、四フッ化ウラン等の四価の化合物〔経口摂取〕		3 × 10 ⁰		
²³¹ U	六フッ化ウラン、フッ化ウラニル、硝酸ウラニル等の六価の化合物	1 × 10 ⁻¹		2 × 10 ⁻³	
²³¹ U	三酸化ウラン、四フッ化ウラン、四塩化ウラン等の難溶性の化合物	5 × 10 ⁻²		3 × 10 ⁻⁴	
²³¹ U	二酸化ウラン、八酸化三ウラン等の不溶性の化合物	4 × 10 ⁻²		2 × 10 ⁻⁴	
²³² U	四価のウラン化合物以外の化合物〔経口摂取〕		3 × 10 ⁻³		
²³² U	二酸化ウラン、八酸化三ウラン、四フッ化ウラン等の四価の化合物〔経口摂取〕		3 × 10 ⁻³		
²³² U	六フッ化ウラン、フッ化ウラニル、硝酸ウラニル等の六価の化合物	4 × 10 ⁻⁶		3 × 10 ⁻⁸	
²³² U	三酸化ウラン、四フッ化ウラン、四塩化ウラン等の難溶性の化合物	4 × 10 ⁻⁶		2 × 10 ⁻⁸	
²³² U	二酸化ウラン、八酸化三ウラン等の不溶性の化合物	8 × 10 ⁻⁷		4 × 10 ⁻⁹	
²³³ U	四価のウラン化合物以外の化合物〔経口摂取〕		2 × 10 ⁻²		
²³³ U	二酸化ウラン、八酸化三ウラン、四フッ化ウラン等の四価の化合物〔経口摂取〕		2 × 10 ⁻²		
²³³ U	六フッ化ウラン、フッ化ウラニル、硝酸ウラニル等の六価の化合物	3 × 10 ⁻⁵		2 × 10 ⁻⁷	
²³³ U	三酸化ウラン、四フッ化ウラン、四塩化ウラン等の難溶性の化合物	9 × 10 ⁻⁶		4 × 10 ⁻⁸	
²³³ U	二酸化ウラン、八酸化三ウラン等の不溶性の化合物	3 × 10 ⁻⁶		1 × 10 ⁻⁸	
²³⁴ U	四価のウラン化合物以外の化合物〔経口摂取〕		2 × 10 ⁻²		
²³⁴ U	二酸化ウラン、八酸化三ウラン、四フッ化ウラン等の四価の化合物〔経口摂取〕		2 × 10 ⁻²		
²³⁴ U	六フッ化ウラン、フッ化ウラニル、硝酸ウラニル等の六価の化合物	3 × 10 ⁻⁵		2 × 10 ⁻⁷	
²³⁴ U	三酸化ウラン、四フッ化ウラン、四塩化ウラン等の難溶性の化合物	1 × 10 ⁻⁵		4 × 10 ⁻⁸	
²³⁴ U	二酸化ウラン、八酸化三ウラン等の不溶性の化合物	3 × 10 ⁻⁶		1 × 10 ⁻⁸	
²³⁵ U	四価のウラン化合物以外の化合物〔経口摂取〕		2 × 10 ⁻²		
²³⁵ U	二酸化ウラン、八酸化三ウラン、四フッ化ウラン等の四価の化合物〔経口摂取〕		2 × 10 ⁻²		
²³⁵ U	六フッ化ウラン、フッ化ウラニル、硝酸ウラニル等の六価の化合物	3 × 10 ⁻⁵		2 × 10 ⁻⁷	

		担当課	医療対策課	検索番号	3 - 1
法令名	臨床検査技師等に関する法律	根拠条項	20の3 - 1		
許認可等	衛生検査所の登録				
(根拠規定) 続き					
第一欄		第二欄	第三欄	第四欄	
放射性同位元素の種類		空气中濃度限度 (Bq / cm ³)	排液中又は排水中の濃度限度 (Bq / cm ³)	排気中又は空气中の濃度限度 (Bq / cm ³)	
核種	化学形等				
²³⁵ U	三酸化ウラン、四フッ化ウラン、四塩化ウラン等の難溶性の化合物	1 × 10 ⁻⁵		4 × 10 ⁻⁸	
²³⁵ U	二酸化ウラン、八酸化三ウラン等の不溶性の化合物	3 × 10 ⁻⁶		2 × 10 ⁻⁸	
^{235m} U	四価のウラン化合物以外の化合物〔経口摂取〕		2 × 10 ⁶		
^{235m} U	二酸化ウラン、八酸化三ウラン、四フッ化ウラン等の四価の化合物〔経口摂取〕		2 × 10 ⁶		
^{235m} U	六フッ化ウラン、フッ化ウラニル、硝酸ウラニル等の六価の化合物	2 × 10 ⁴		2 × 10 ²	
^{235m} U	三酸化ウラン、四フッ化ウラン、四塩化ウラン等の難溶性の化合物	2 × 10 ⁴		8 × 10 ¹	
^{235m} U	二酸化ウラン、八酸化三ウラン等の不溶性の化合物	2 × 10 ⁴		2 × 10 ²	
²³⁶ U	四価のウラン化合物以外の化合物〔経口摂取〕		2 × 10 ⁻²		
²³⁶ U	二酸化ウラン、八酸化三ウラン、四フッ化ウラン等の四価の化合物〔経口摂取〕		2 × 10 ⁻²		
²³⁶ U	六フッ化ウラン、フッ化ウラニル、硝酸ウラニル等の六価の化合物	3 × 10 ⁻⁵		2 × 10 ⁻⁷	
²³⁶ U	三酸化ウラン、四フッ化ウラン、四塩化ウラン等の難溶性の化合物	1 × 10 ⁻⁵		4 × 10 ⁻⁸	
²³⁶ U	二酸化ウラン、八酸化三ウラン等の不溶性の化合物	3 × 10 ⁻⁶		1 × 10 ⁻⁸	
²³⁷ U	四価のウラン化合物以外の化合物〔経口摂取〕		1 × 10 ⁰		
²³⁷ U	二酸化ウラン、八酸化三ウラン、四フッ化ウラン等の四価の化合物〔経口摂取〕		1 × 10 ⁰		
²³⁷ U	六フッ化ウラン、フッ化ウラニル、硝酸ウラニル等の六価の化合物	6 × 10 ⁻²		6 × 10 ⁻⁴	
²³⁷ U	三酸化ウラン、四フッ化ウラン、四塩化ウラン等の難溶性の化合物	1 × 10 ⁻²		7 × 10 ⁻⁵	
²³⁷ U	二酸化ウラン、八酸化三ウラン等の不溶性の化合物	1 × 10 ⁻²		7 × 10 ⁻⁵	
²³⁸ U	四価のウラン化合物以外の化合物〔経口摂取〕		2 × 10 ⁻²		
²³⁸ U	二酸化ウラン、八酸化三ウラン、四フッ化ウラン等の四価の化合物〔経口摂取〕		2 × 10 ⁻²		
²³⁸ U	六フッ化ウラン、フッ化ウラニル、硝酸ウラニル等の六価の化合物	4 × 10 ⁻⁵		3 × 10 ⁻⁷	
²³⁸ U	三酸化ウラン、四フッ化ウラン、四塩化ウラン等の難溶性の化合物	1 × 10 ⁻⁵		4 × 10 ⁻⁸	
²³⁸ U	二酸化ウラン、八酸化三ウラン等の不溶性の化合物	4 × 10 ⁻⁶		2 × 10 ⁻⁸	
²³⁹ U	四価のウラン化合物以外の化合物〔経口摂取〕		3 × 10 ¹		
²³⁹ U	二酸化ウラン、八酸化三ウラン、四フッ化ウラン等の四価の化合物〔経口摂取〕		3 × 10 ¹		
²³⁹ U	六フッ化ウラン、フッ化ウラニル、硝酸ウラニル等の六価の化合物	1 × 10 ⁰		1 × 10 ⁻²	
²³⁹ U	三酸化ウラン、四フッ化ウラン、四塩化ウラン等の難溶性の化合物	6 × 10 ⁻¹		5 × 10 ⁻³	
²³⁹ U	二酸化ウラン、八酸化三ウラン等の不溶性の化合物	6 × 10 ⁻¹		5 × 10 ⁻³	
²⁴⁰ U	四価のウラン化合物以外の化合物〔経口摂取〕		7 × 10 ⁻¹		
²⁴⁰ U	二酸化ウラン、八酸化三ウラン、四フッ化ウラン等の四価の化合物〔経口摂取〕		7 × 10 ⁻¹		
²⁴⁰ U	六フッ化ウラン、フッ化ウラニル、硝酸ウラニル等の六価の化合物	6 × 10 ⁻²		6 × 10 ⁻⁴	
²⁴⁰ U	三酸化ウラン、四フッ化ウラン、四塩化ウラン等の難溶性の化合物	3 × 10 ⁻²		2 × 10 ⁻⁴	
²⁴⁰ U	二酸化ウラン、八酸化三ウラン等の不溶性の化合物	2 × 10 ⁻²		2 × 10 ⁻⁴	
²³¹ Np	すべての化合物	1 × 10 ⁻²	4 × 10 ¹	8 × 10 ⁻⁵	
²³² Np	すべての化合物	6 × 10 ⁻¹	9 × 10 ¹	3 × 10 ⁻³	
²³³ Np	すべての化合物	7 × 10 ⁰	4 × 10 ²	7 × 10 ⁻²	
²³⁴ Np	すべての化合物	3 × 10 ⁻²	1 × 10 ⁰	2 × 10 ⁻⁴	

		担当課	医療対策課	検索番号	3 - 1
法令名	臨床検査技師等に関する法律	根拠条項	20の3 - 1		
許認可等	衛生検査所の登録				
(根拠規定) 続き					
第一欄		第二欄	第三欄	第四欄	
放射性同位元素の種類		空气中濃度限度 (Bq / cm ³)	排液中又は排水中の濃度限度 (Bq / cm ³)	排気中又は空気中の濃度限度 (Bq / cm ³)	
核種	化学形等				
²³⁵ Np	すべての化合物	8 × 10 ⁻²	1 × 10 ¹	3 × 10 ⁻⁴	
²³⁹ Np (物理的半減期が 1.15 × 10 ⁵ 年のもの)	すべての化合物	1 × 10 ⁻⁵	6 × 10 ⁻²	4 × 10 ⁻⁸	
²³⁹ Np (物理的半減期が 22.5 時間のもの)	すべての化合物	6 × 10 ⁻³	4 × 10 ⁰	2 × 10 ⁻⁵	
²³⁷ Np	すべての化合物	1 × 10 ⁻⁶	9 × 10 ⁻³	6 × 10 ⁻⁹	
²³⁸ Np	すべての化合物	1 × 10 ⁻²	9 × 10 ⁻¹	6 × 10 ⁻⁵	
²³⁹ Np	すべての化合物	2 × 10 ⁻²	1 × 10 ⁰	1 × 10 ⁻⁴	
²⁴⁰ Np	すべての化合物	2 × 10 ⁻¹	1 × 10 ¹	1 × 10 ⁻³	
^{240m} Np	すべての化合物	1 × 10 ⁰	5 × 10 ¹	1 × 10 ⁻²	
²⁴¹ Np	すべての化合物	1 × 10 ⁰	5 × 10 ¹	9 × 10 ⁻³	
²³² Pu	硝酸塩及び不溶性の酸化物以外の化合物〔経口摂取〕		6 × 10 ⁰		
²³² Pu	硝酸塩〔経口摂取〕		6 × 10 ⁰		
²³² Pu	不溶性の酸化物〔経口摂取〕		6 × 10 ⁰		
²³² Pu	不溶性の酸化物以外の化合物	9 × 10 ⁻⁴		7 × 10 ⁻⁶	
²³² Pu	不溶性の酸化物	8 × 10 ⁻⁴		6 × 10 ⁻⁶	
²³⁴ Pu	硝酸塩及び不溶性の酸化物以外の化合物〔経口摂取〕		5 × 10 ⁰		
²³⁴ Pu	硝酸塩〔経口摂取〕		5 × 10 ⁰		
²³⁴ Pu	不溶性の酸化物〔経口摂取〕		5 × 10 ⁰		
²³⁴ Pu	不溶性の酸化物以外の化合物	1 × 10 ⁻³		6 × 10 ⁻⁶	
²³⁴ Pu	不溶性の酸化物	1 × 10 ⁻³		5 × 10 ⁻⁶	
²³⁶ Pu	硝酸塩及び不溶性の酸化物以外の化合物〔経口摂取〕		4 × 10 ²		
²³⁶ Pu	硝酸塩〔経口摂取〕		4 × 10 ²		
²³⁶ Pu	不溶性の酸化物〔経口摂取〕		4 × 10 ²		
²³⁶ Pu	不溶性の酸化物以外の化合物	8 × 10 ⁰		8 × 10 ⁻²	
²³⁶ Pu	不溶性の酸化物	8 × 10 ⁰		8 × 10 ⁻²	
²³⁸ Pu	硝酸塩及び不溶性の酸化物以外の化合物〔経口摂取〕		1 × 10 ⁻²		
²³⁸ Pu	硝酸塩〔経口摂取〕		1 × 10 ⁻²		
²³⁸ Pu	不溶性の酸化物〔経口摂取〕		1 × 10 ⁻²		
²³⁸ Pu	不溶性の酸化物以外の化合物	2 × 10 ⁻⁶		7 × 10 ⁻⁹	
²³⁸ Pu	不溶性の酸化物	3 × 10 ⁻⁶		1 × 10 ⁻⁸	
²³⁷ Pu	硝酸塩及び不溶性の酸化物以外の化合物〔経口摂取〕		8 × 10 ⁰		
²³⁷ Pu	硝酸塩〔経口摂取〕		8 × 10 ⁰		
²³⁷ Pu	不溶性の酸化物〔経口摂取〕		8 × 10 ⁰		

		担当課	医療対策課	検索番号	3 - 1
法令名	臨床検査技師等に関する法律	根拠条項	20の3 - 1		
許認可等	衛生検査所の登録				
(根拠規定) 続き					
第一欄		第二欄	第三欄	第四欄	
放射性同位元素の種類		空气中濃度限度 (Bq / cm ³)	排液中又は排水中の濃度限度 (Bq / cm ³)	排気中又は空気中の濃度限度 (Bq / cm ³)	
核種	化学形等				
²³⁷ Pu	不溶性の酸化物以外の化合物	7 × 10 ⁻²		4 × 10 ⁻⁴	
²³⁷ Pu	不溶性の酸化物	7 × 10 ⁻²		3 × 10 ⁻⁴	
²³⁸ Pu	硝酸塩及び不溶性の酸化物以外の化合物〔経口摂取〕		4 × 10 ⁻³		
²³⁸ Pu	硝酸塩〔経口摂取〕		4 × 10 ⁻³		
²³⁸ Pu	不溶性の酸化物〔経口摂取〕		4 × 10 ⁻³		
²³⁸ Pu	不溶性の酸化物以外の化合物	7 × 10 ⁻⁷		3 × 10 ⁻⁹	
²³⁸ Pu	不溶性の酸化物	2 × 10 ⁻⁶		8 × 10 ⁻⁹	
²³⁹ Pu	硝酸塩及び不溶性の酸化物以外の化合物〔経口摂取〕		4 × 10 ⁻³		
²³⁹ Pu	硝酸塩〔経口摂取〕		4 × 10 ⁻³		
²³⁹ Pu	不溶性の酸化物〔経口摂取〕		4 × 10 ⁻³		
²³⁹ Pu	不溶性の酸化物以外の化合物	7 × 10 ⁻⁷		3 × 10 ⁻⁹	
²³⁹ Pu	不溶性の酸化物	3 × 10 ⁻⁶		8 × 10 ⁻⁹	
²⁴⁰ Pu	硝酸塩及び不溶性の酸化物以外の化合物〔経口摂取〕		4 × 10 ⁻³		
²⁴⁰ Pu	硝酸塩〔経口摂取〕		4 × 10 ⁻³		
²⁴⁰ Pu	不溶性の酸化物〔経口摂取〕		4 × 10 ⁻³		
²⁴⁰ Pu	不溶性の酸化物以外の化合物	7 × 10 ⁻⁷		3 × 10 ⁻⁹	
²⁴⁰ Pu	不溶性の酸化物	3 × 10 ⁻⁶		8 × 10 ⁻⁹	
²⁴¹ Pu	硝酸塩及び不溶性の酸化物以外の化合物〔経口摂取〕		2 × 10 ⁻¹		
²⁴¹ Pu	硝酸塩〔経口摂取〕		2 × 10 ⁻¹		
²⁴¹ Pu	不溶性の酸化物〔経口摂取〕		2 × 10 ⁻¹		
²⁴¹ Pu	不溶性の酸化物以外の化合物	4 × 10 ⁻⁵		2 × 10 ⁻⁷	
²⁴¹ Pu	不溶性の酸化物	2 × 10 ⁻⁴		8 × 10 ⁻⁷	
²⁴² Pu	硝酸塩及び不溶性の酸化物以外の化合物〔経口摂取〕		4 × 10 ⁻³		
²⁴² Pu	硝酸塩〔経口摂取〕		4 × 10 ⁻³		
²⁴² Pu	不溶性の酸化物〔経口摂取〕		4 × 10 ⁻³		
²⁴² Pu	不溶性の酸化物以外の化合物	7 × 10 ⁻⁷		3 × 10 ⁻⁹	
²⁴² Pu	不溶性の酸化物	3 × 10 ⁻⁶		9 × 10 ⁻⁹	
²⁴³ Pu	硝酸塩及び不溶性の酸化物以外の化合物〔経口摂取〕		9 × 10 ⁰		
²⁴³ Pu	硝酸塩〔経口摂取〕		9 × 10 ⁰		
²⁴³ Pu	不溶性の酸化物〔経口摂取〕		9 × 10 ⁰		
²⁴³ Pu	不溶性の酸化物以外の化合物	2 × 10 ⁻¹		1 × 10 ⁻³	
²⁴³ Pu	不溶性の酸化物	2 × 10 ⁻¹		1 × 10 ⁻³	
²⁴⁴ Pu	硝酸塩及び不溶性の酸化物以外の化合物〔経口摂取〕		4 × 10 ⁻³		
²⁴⁴ Pu	硝酸塩〔経口摂取〕		4 × 10 ⁻³		
²⁴⁴ Pu	不溶性の酸化物〔経口摂取〕		4 × 10 ⁻³		
²⁴⁴ Pu	不溶性の酸化物以外の化合物	7 × 10 ⁻⁷		3 × 10 ⁻⁹	

担当課	医療対策課	検索番号	3 - 1
-----	-------	------	-------

法令名	臨床検査技師等に関する法律	根拠条項	20の3 - 1
-----	---------------	------	----------

許認可等	衛生検査所の登録
------	----------

(根拠規定) 続き

第一欄		第二欄	第三欄	第四欄
放射性同位元素の種類		空气中濃度限度(Bq / cm ³)	排液中又は排水中の濃度限度(Bq / cm ³)	排気中又は空气中の濃度限度(Bq / cm ³)
核種	化学形等			
²⁴⁴ Pu	不溶性の酸化物	3 × 10 ⁻⁶		9 × 10 ⁻⁹
²⁴⁵ Pu	硝酸塩及び不溶性の酸化物以外の化合物〔経口摂取〕		1 × 10 ⁰	
²⁴⁵ Pu	硝酸塩〔経口摂取〕		1 × 10 ⁰	
²⁴⁵ Pu	不溶性の酸化物〔経口摂取〕		1 × 10 ⁰	
²⁴⁵ Pu	不溶性の酸化物以外の化合物	3 × 10 ⁻²		3 × 10 ⁻⁴
²⁴⁵ Pu	不溶性の酸化物	3 × 10 ⁻²		3 × 10 ⁻⁴
²⁴⁶ Pu	硝酸塩及び不溶性の酸化物以外の化合物〔経口摂取〕		2 × 10 ⁻¹	
²⁴⁶ Pu	硝酸塩〔経口摂取〕		2 × 10 ⁻¹	
²⁴⁶ Pu	不溶性の酸化物〔経口摂取〕		2 × 10 ⁻¹	
²⁴⁶ Pu	不溶性の酸化物以外の化合物	3 × 10 ⁻³		2 × 10 ⁻⁵
²⁴⁶ Pu	不溶性の酸化物	3 × 10 ⁻³		2 × 10 ⁻⁵
²³⁷ Am	すべての化合物	6 × 10 ⁻¹	5 × 10 ¹	5 × 10 ⁻³
²³⁸ Am	すべての化合物	3 × 10 ⁻¹	3 × 10 ¹	1 × 10 ⁻³
²³⁹ Am	すべての化合物	7 × 10 ⁻²	3 × 10 ⁰	5 × 10 ⁻⁴
²⁴⁰ Am	すべての化合物	4 × 10 ⁻²	1 × 10 ⁰	3 × 10 ⁻⁴
²⁴¹ Am	すべての化合物	8 × 10 ⁻⁷	5 × 10 ⁻³	3 × 10 ⁻⁹
²⁴² Am	すべての化合物	2 × 10 ⁻³	3 × 10 ⁰	7 × 10 ⁻⁶
^{242m} Am	すべての化合物	9 × 10 ⁻⁷	5 × 10 ⁻³	4 × 10 ⁻⁹
²⁴³ Am	すべての化合物	8 × 10 ⁻⁷	5 × 10 ⁻³	3 × 10 ⁻⁹
²⁴⁴ Am	すべての化合物	1 × 10 ⁻²	2 × 10 ⁰	7 × 10 ⁻⁵
^{244m} Am	すべての化合物	3 × 10 ⁻¹	3 × 10 ¹	2 × 10 ⁻³
²⁴⁵ Am	すべての化合物	3 × 10 ⁻¹	1 × 10 ¹	2 × 10 ⁻³
²⁴⁶ Am	すべての化合物	2 × 10 ⁻¹	1 × 10 ¹	2 × 10 ⁻³
^{246m} Am	すべての化合物	5 × 10 ⁻¹	2 × 10 ¹	5 × 10 ⁻³
²⁴⁷ Am	すべての化合物	5 × 10 ⁻¹	3 × 10 ¹	5 × 10 ⁻³
²³⁸ Cm	すべての化合物	4 × 10 ⁻³	1 × 10 ¹	3 × 10 ⁻⁵
²³⁹ Cm	すべての化合物	2 × 10 ⁻¹	1 × 10 ¹	2 × 10 ⁻³
²⁴⁰ Cm	すべての化合物	9 × 10 ⁻⁶	1 × 10 ⁻¹	4 × 10 ⁻⁸
²⁴¹ Cm	すべての化合物	8 × 10 ⁻⁴	9 × 10 ⁻¹	3 × 10 ⁻⁶
²⁴² Cm	すべての化合物	6 × 10 ⁻⁶	6 × 10 ⁻²	2 × 10 ⁻⁸
²⁴³ Cm	すべての化合物	1 × 10 ⁻⁶	6 × 10 ⁻³	4 × 10 ⁻⁹
²⁴⁴ Cm	すべての化合物	1 × 10 ⁻⁶	7 × 10 ⁻³	5 × 10 ⁻⁹
²⁴⁵ Cm	すべての化合物	8 × 10 ⁻⁷	5 × 10 ⁻³	3 × 10 ⁻⁹
²⁴⁶ Cm	すべての化合物	8 × 10 ⁻⁷	5 × 10 ⁻³	3 × 10 ⁻⁹
²⁴⁷ Cm	すべての化合物	8 × 10 ⁻⁷	5 × 10 ⁻³	4 × 10 ⁻⁹
²⁴⁸ Cm	すべての化合物	2 × 10 ⁻⁷	1 × 10 ⁻³	9 × 10 ⁻¹⁰

(根拠規定) 続き

第一欄		第二欄	第三欄	第四欄
放射性同位元素の種類		空気中濃度限度(Bq / cm ³)	排液中又は排水中の濃度限度 (Bq / cm ³)	排気中又は空気中の濃度限度 (Bq / cm ³)
核種	化学形等			
²⁴⁹ Cm	すべての化合物	4 × 10 ⁻¹	3 × 10 ¹	4 × 10 ⁻³
²⁵⁰ Cm	すべての化合物	4 × 10 ⁻⁸	2 × 10 ⁻⁴	2 × 10 ⁻¹⁰
²⁵¹ Cm	すべての化合物	6 × 10 ⁻¹	3 × 10 ¹	5 × 10 ⁻³
²⁴⁵ Bk	すべての化合物	1 × 10 ⁻²	1 × 10 ⁰	6 × 10 ⁻⁵
²⁴⁶ Bk	すべての化合物	5 × 10 ⁻²	2 × 10 ⁰	4 × 10 ⁻⁴
²⁴⁷ Bk	すべての化合物	5 × 10 ⁻⁷	2 × 10 ⁻³	2 × 10 ⁻⁹
²⁴⁸ Bk	すべての化合物	2 × 10 ⁻³	2 × 10 ⁰	7 × 10 ⁻⁶
²⁴⁹ Bk	すべての化合物	2 × 10 ⁻⁴	9 × 10 ⁻¹	8 × 10 ⁻⁷
²⁵⁰ Bk	すべての化合物	3 × 10 ⁻²	6 × 10 ⁰	1 × 10 ⁻⁴
²⁵¹ Bk	すべての化合物	3 × 10 ⁻¹	2 × 10 ¹	3 × 10 ⁻³
²⁴⁴ Cf	すべての化合物	1 × 10 ⁻³	1 × 10 ¹	9 × 10 ⁻⁶
²⁴⁶ Cf	すべての化合物	6 × 10 ⁻⁵	2 × 10 ⁻¹	3 × 10 ⁻⁷
²⁴⁷ Cf	すべての化合物	5 × 10 ⁻¹	4 × 10 ¹	3 × 10 ⁻³
²⁴⁸ Cf	すべての化合物	3 × 10 ⁻⁶	2 × 10 ⁻²	1 × 10 ⁻⁸
²⁴⁹ Cf	すべての化合物	5 × 10 ⁻⁷	2 × 10 ⁻³	2 × 10 ⁻⁹
²⁵⁰ Cf	すべての化合物	9 × 10 ⁻⁷	5 × 10 ⁻³	4 × 10 ⁻⁹
²⁵¹ Cf	すべての化合物	5 × 10 ⁻⁷	2 × 10 ⁻³	2 × 10 ⁻⁹
²⁵² Cf	すべての化合物	2 × 10 ⁻⁶	7 × 10 ⁻³	6 × 10 ⁻⁹
²⁵³ Cf	すべての化合物	2 × 10 ⁻⁵	4 × 10 ⁻¹	1 × 10 ⁻⁷
²⁵⁴ Cf	すべての化合物	9 × 10 ⁻⁷	2 × 10 ⁻³	3 × 10 ⁻⁹
²⁵⁵ Cf	すべての化合物	5 × 10 ⁻³	2 × 10 ¹	2 × 10 ⁻⁵
²⁵⁶ Cf	すべての化合物	5 × 10 ⁻⁶	3 × 10 ⁻¹	6 × 10 ⁻⁸
²⁴⁹ Es	すべての化合物	8 × 10 ⁻²	4 × 10 ¹	5 × 10 ⁻⁴
²⁵⁰ Es	すべての化合物	5 × 10 ⁻²	4 × 10 ¹	2 × 10 ⁻⁴
²⁵¹ Es	すべての化合物	1 × 10 ⁻²	5 × 10 ⁰	6 × 10 ⁻⁵
²⁵³ Es	すべての化合物	1 × 10 ⁻⁵	1 × 10 ⁻¹	5 × 10 ⁻⁸
²⁵⁴ Es	すべての化合物	3 × 10 ⁻⁶	2 × 10 ⁻²	1 × 10 ⁻⁸
²⁵⁴ Es	すべての化合物	6 × 10 ⁻⁵	2 × 10 ⁻¹	3 × 10 ⁻⁷
²⁵⁶ Es	すべての化合物	7 × 10 ⁻⁶	1 × 10 ⁻¹	3 × 10 ⁻⁸
²⁵⁶ Es	すべての化合物	6 × 10 ⁻⁵	2 × 10 ⁻¹	6 × 10 ⁻⁷
²⁵¹ Fm	すべての化合物	1 × 10 ⁻²	1 × 10 ¹	7 × 10 ⁻⁵
²⁵² Fm	すべての化合物	8 × 10 ⁻⁵	3 × 10 ⁻¹	4 × 10 ⁻⁷
²⁵³ Fm	すべての化合物	7 × 10 ⁻⁵	8 × 10 ⁻¹	3 × 10 ⁻⁷
²⁵⁴ Fm	すべての化合物	3 × 10 ⁻⁴	2 × 10 ⁰	2 × 10 ⁻⁶
²⁵⁶ Fm	すべての化合物	8 × 10 ⁻⁵	3 × 10 ⁻¹	5 × 10 ⁻⁷
²⁵⁶ Fm	すべての化合物	3 × 10 ⁻⁶	4 × 10 ⁻²	3 × 10 ⁻⁸

		担当課	医療対策課	検索番号	3 - 1
法令名	臨床検査技師等に関する法律	根拠条項	20の3 - 1		

許認可等 衛生検査所の登録

(根拠規定) 続き

第一欄		第二欄	第三欄	第四欄
放射性同位元素の種類		空气中濃度限度(Bq / cm ³)	排液中又は排水中の濃度限度 (Bq / cm ³)	排気中又は空气中の濃度限度 (Bq / cm ³)
核種	化学形等			
²⁵⁷ Fm	すべての化合物	4 × 10 ⁻⁶	4 × 10 ⁻²	2 × 10 ⁻⁸
²⁵⁷ Md	すべての化合物	1 × 10 ⁻³	6 × 10 ⁰	5 × 10 ⁻⁶
²⁵⁸ Md	すべての化合物	5 × 10 ⁻⁶	5 × 10 ⁻²	2 × 10 ⁻⁸

別表第二(第三関係)

放射性同位元素の種類が明らかで、かつ、当該放射性同位元素の種類が別表第二に掲げられていない場合の空气中濃度限度等

第一欄		第二欄	第三欄	第四欄
放射性同位元素の区分		空气中濃度限度 (Bq / cm ³)	排液中又は排水中の濃度限度 (Bq / cm ³)	排気中又は空气中の濃度限度 (Bq / cm ³)
アルファ線放出の区分	物理的半減期の区分			
アルファ線を放出する放射性同位元素	物理的半減期が10分未満のもの	4 × 10 ⁻⁴	4 × 10 ⁰	3 × 10 ⁻⁶
	物理的半減期が10分以上、1日未満のもの	3 × 10 ⁻⁶	4 × 10 ⁻²	3 × 10 ⁻⁸
	物理的半減期が1日以上、30日未満のもの	2 × 10 ⁻⁶	5 × 10 ⁻³	8 × 10 ⁻⁹
	物理的半減期が30日以上のもの	3 × 10 ⁻⁸	2 × 10 ⁻⁴	2 × 10 ⁻¹⁰
アルファ線を放出しない放射性同位元素	物理的半減期が10分未満のもの	3 × 10 ⁻²	5 × 100	1 × 10 ⁻⁴
	物理的半減期が10分以上、1日未満のもの	6 × 10 ⁻⁵	1 × 10 ⁻¹	6 × 10 ⁻⁷
	物理的半減期が1日以上、30日未満のもの	4 × 10 ⁻⁶	5 × 10 ⁻³	2 × 10 ⁻⁸
	物理的半減期が30日以上のもの	1 × 10 ⁻⁵	7 × 10 ⁻⁴	4 × 10 ⁻⁸

別表第三(第三関係)

表面密度限度

区分	密度(ベクレル/cm ²)
アルファ線を放出する放射性同位元素	4
アルファ線を放出しない放射性同位元素	40

		担当課	医療対策課	検索番号	3 - 1
法令名	臨床検査技師等に関する法律	根拠条項	20の3 - 1		
許認可等	衛生検査所の登録				
(審査基準)					
臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律に係る許認可等の事務処理基準					
(平成十二年四月一日付け保第793号 各保健所長あて 保健福祉部長通知)					
臨床検査技師等に関する法律(昭和33年法律第七十六号)、同法施行令(昭和33年政令第226号)、同法施行規則(昭和33年厚生省令第24号)の規定による許認可等の事務処理に当たっては、厚生省関連通達及び通知(疑義照会通知を含む)を処理基準とする。なお、平成13年1月6日以降においては、「厚生省」を「厚生労働省」と読み替えるものとする。					
1 臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行規則第12条の9に規定する検体検査用放射性同位元素を備える衛生検査所の管理者として厚生大臣が別に定める臨床検査技師又は衛生検査技師とは、次のとおりである。					
(1) 次に掲げる者であつて、臨床検査技師又は衛生検査技師であるもの					
ア 第一種放射線取扱主任者の免状を有する者					
イ 薬剤師					
(2) (1)に該当する者以外の臨床検査技師であつて、厚生大臣の指定する講習会を終了した者 この場合には、第一種放射線取扱主任者の免状を有する者の助力(非常勤職員として委嘱する等)を得て、当該管理者が管理業務を行うよう指導する。					
2 衛生検査所の登録を受けていない者が自己の名で検査業務を受託することは、法律の趣旨に反するものであり、再委託された登録衛生検査所に対し、当該検査の受託を中止するよう指示することが適当である。 (臨床検査技師等に関する法律に関する疑義について 平成元年6月13日付け指発第27号東京都衛生局医務部長あて 厚生省健康政策局指導課長回答)					
臨床検査技師等に関する法律施行規則の一部を改正する省令の施行について(昭和六十一年四月十五日健政発第二百六十二号)					
衛生検査所指導要領					
第一章 総論					
第一節 目的					
本衛生検査所指導要領は、信頼に足る精度の検査結果を医療機関等に保証するため、衛生検査所が行うべきことを定める。また、あわせてそれぞれの衛生検査所が行う精度管理のための自主的な努力を振興する目的をもって、都道府県知事が衛生検査所の指導監督及び育成を行う場合の要領として定める。					
第二節 用語の意義					
1 衛生検査所とは、人体から排出され、又は採取された検体について、微生物学的検査、血清学的検査、血液学的検査、病理学的検査、寄生虫学的検査及び生化学的検査を行うことを業とする場所をいうものであって、水、空気、食品等人体と直接かかわりのない検体についてのみ検査を行うことを業とする場所は、衛生検査所には該当しないこと。					
2 衛生検査所の営業所、出張所、検体の搬送中継所等と称する場所であっても、血清分離を行う場合は、衛生検査所として登録の対象となるものであること。					
3 学校長の委嘱を受けて、学校において検尿等の衛生検査を行う場合は、衛生検査所の開設に該当しないものであること。					
4 規則第一二条の二第一項に規定する検査に係るすべての作業とは、検体の受領、搬送、受付、仕分け、測定、検査結果の報告等、衛生検査所の検査業務に係る全ての作業工程をいう。					
第三節 指導監督体制に関する事項					
第一項 精度管理専門委員について					
1 都道府県知事は、精度管理専門委員を委嘱する場合には、精度管理に関して相当の学識経験を有する者をこれにあてること。					
2 精度管理専門委員は次の業務を行うこと。					
(1) 精度管理に関して都道府県知事へ助言を与えること。					
(2) 衛生検査所の実態分析を行うこと。					
(3) 都道府県知事が行う立入検査に同行し、精度管理面の指導監督を行うこと。この時既知検体、既知標本を持ち込み、検査担当者に検査を実際に行わせ、必要な指導を行うことが望ましいこと。					
(4) 都道府県知事が衛生検査所に対して指示を行う際、助言すること。					
(5) その他都道府県知事が特に定めた事項。					
第二項 協力機関について					
1 精度管理に係る指導監督を行うにあたっては、大学、都道府県衛生研究所等の技術的援助及び指導助言を得て行うことが望ましいこと。					
2 精度管理専門委員の委嘱及び精度管理に係る指導監督を行うにあたっては、都道府県医師会等の行う精度管理事業との整合性にも留意すること。					
第三項 各都道府県知事の連携について					
都道府県知事は、他の都道府県知事と精度管理に関する指導方針等について情報交換を行うとともに、必要に応じて連携を図り衛生検査所の指導監督にあたることが望ましいこと。					

		担当課	医療対策課	検索番号	3 - 1
法令名	臨床検査技師等に関する法律	根拠条項	200の3 - 1		
許認可等	衛生検査所の登録				
(審査基準) 続き					
第二章 登録及び指導監督業務					
第一節 実地調査及び立入検査に関する事項					
1 都道府県知事は、衛生検査所の登録の申請、検査業務の内容に係る登録の変更及び再開の届出があったときは、単に書面による審査にとどまることなく、必ず、実地に調査して事実の有無を確認したうえで登録等の手続を行わねたいこと。 なお、変更の届出があったときも必要に応じ、実地に調査して事実の有無を確認したうえで手続を行うことが望ましいこと。					
2 臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行規則(以下「規則」という。)第一二条に規定する衛生検査所の登録基準は、単に登録の要件を示すのみではなく、登録に関する維持要件をも示すものであるから、随時、衛生検査所の構造設備等が基準以上に維持されるよう立入検査等を行い、積極的に指導されたいこと。					
3 立入検査等によって精度管理の実施状況を調査するにあたっては、単に問題点の指摘にとどまらず、衛生検査所が自ら積極的に精度管理を実行していくよう、自発性を高める指導をされたいこと。					
4 都道府県知事の職員(精度管理専門委員を含む。)は、立入検査に際し、その身分を示す証明書を携帯しなければならないこと。					
第二節 登録申請等の受付に関する事項					
第一項 登録の申請について					
1 規則第一条第一項の申請書の様式第六に掲げる「検査業務の内容」は、臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律(以下「法」という。)第二条第二項に掲げる検査の区分に従って記載させること。また、血清分離のみを行う衛生検査所においては、その旨が記載されていること。					
2 規則第一条第二項の申請書の添付書類中、同項第一〇号に掲げる「営業所に関する書類」とは、登録を受けようとする衛生検査所と同一経営主体の衛生検査所、営業所、出張所、検体搬送中継所等に関して、名称及び所在地を明らかにした書類をいうこと。 なお、検査案内書に明記されておれば、これに替えることができるものであること。					
第二項 登録の変更等について					
1 法第二〇条の四第三項により、開設者は、衛生検査所の名称、構造設備等を変更したときは、三〇日以内に届け出ることとされているが、検査用機械器具その他の構造設備の変更に関する届出期間の起算日は、検査用機械器具等が現に当該衛生検査所の検査業務の用に供された日とするものであること。従って、検査用機械器具等が単に当該衛生検査所に搬入整備されたときではなく、その試用整備期間を経過した後から起算されるものであること。					
2 衛生検査所が三か月を超えてその業務を行わない場合は、休止ではなく、廃止として取り扱うものであること。					
3 衛生検査所が移転した場合、取りこわし新築した場合、衛生検査所の開設者に変更があった場合(個人から法人に変わった場合等を含む。)等は、登録の変更としてではなく、廃止、新設として取り扱うものであること。					
第三節 立入検査時の確認事項(特に、注意を払うべきもの)					
第一項 登録基準について					
登録基準が維持されているかの確認を行うこと。その際、予めチェックリストが作成されていることが望ましいこと。					
第二項 精度管理の実施について					
精度管理の実施に関しては、特に次の内容について確認すること。					
1 職員に関すること					
(1) 精度管理責任者の勤務状況及び業務遂行状況を確認すること。非常勤の場合、最低週一日(血清分離のみを行う衛生検査所においては月一日)は勤務しているかどうか確認すること。					
(2) 各作業工程における精度管理についての担当者の業務遂行状況を確認すること。					
(3) 職員の研修が十分に行われているかを確認すること。					
2 内部精度管理に関すること					
(1) 各測定業務にかかる統計学的精度管理台帳が保存され、常時活用できるようにされていること。					
(2) 各種の作業日誌については、機器及び測定系の異常発生時の対応、異常データへの対応の項(その検体の再検査がなされたか、あるいは医療機関への訂正報告又は緊急報告がなされたか)に特に注意すること。					
(3) 異常データ等が続出した場合、作業工程を変更するなどの対応が必要であり、その場合、標準作業書の当該項目が改訂されていないので、その確認を行うこと。					
3 外部精度管理に関すること					
(1) 都道府県、社団法人日本医師会等が行う外部精度管理調査に年一回以上参加していることを確認すること。					
(2) 精度管理専門委員が同行して立入検査を行う場合は、既知検体又は既知標本を持参して、通常の検査工程の中で数種類の検査を行わせ、検査結果の信頼度を調査することが望ましいこと。 特に、病理学的検査における細胞診や寄生虫学的検査を業とする衛生検査所に対しては、既知標本を複数準備して、検査担当者の検査技能を確認し、指導することが望ましいこと。					
(3) 精度管理専門委員が同行する立入検査は、外部精度管理調査への参加の状況及び調査結果を参酌して重点的に行うことが望ましいこと。					
4 その他					
(1) 苦情処理に関する記録を調査し、適切に対応しているかを確認すること。 なお、苦情処理にあたっては、衛生検査所が医療機関、衛生検査所、学校等(以下「委託元」という。)に出向いて、原因等について説明をすることが望ましいものであること。					
(2) 検体検査用放射性同位元素を備える衛生検査所においては、「臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行規則第一二条第五号の規定に基づく検体検査用放射性同位元素を備える衛生検査所の構造設備等の基準」(以下「告示一六号」という。)に照合し、基準に適合しているかの確認を厳しく行うこと。					

		担当課	医療対策課	検索番号	3 - 1
法令名	臨床検査技師等に関する法律	根拠条項	20の3 - 1		
許認可等	衛生検査所の登録				
(審査基準) 続き					
第三章 登録及び指導監督基準					
第一節 管理組織の基準に関する事項					
第一項 管理者について					
1 規則第一二条第九号に規定する相当の経験とは、原則として三年以上の検査業務についての実務経験をいうものであること。ただし、血清分離のみを行う衛生検査所の管理者についてはこの限りではないこと。					
2 管理者は、当該衛生検査所に常勤の者であって、他の医療機関、衛生検査所等に就業しているものではないこと。					
3 管理者は、当該衛生検査所の検査業務全般の管理を行うこと。ただし、管理業務に差し支えない範囲で検査業務を行うことができるものであること。					
4 管理者は、精度管理責任者から精度管理の実施状況等について報告を受けるとともに、開設者に対して、随時、精度管理の充実を図るために必要な措置等について助言を行うものであること。					
第二項 衛生検査所の検査業務を指導監督するための医師について					
1 規則第一二条第九号において、臨床検査技師又は衛生検査技師が管理者である場合には、衛生検査所の検査業務を指導監督するための医師(以下「指導監督医」という。)が選任されていることが必要とされているが、これは、単に臨床検査技師等に対する指導監督のみに限らず、当該衛生検査所の検査業務のすべてに関して指導監督するため医師が選任されていることを意味するものであること。					
2 指導監督医は検査業務に関し三年以上の知識及び経験を有する者であること。					
第三項 精度管理責任者について					
1 規則第一二条第一号に規定する検査業務に関する相当の経験とは、検査業務(当該衛生検査所の全ての検査業務を含むことが望ましいこと。)についての六年以上の実務経験(次の精度管理についての実務経験を含むこと。)をいうものであること。 また、精度管理に関する相当の知識及び経験とは、検査業務の全ての作業工程における精度管理に精通していること及び精度管理についての三年以上の実務経験をいうものであること。 なお、精度管理責任者は、検査業務に関して学会誌に論文を発表した実績があることが望ましいこと。					
2 精度管理責任者は、当該衛生検査所に常勤の者であって、他の医療機関、衛生検査所等に就業しているものではないこと。 ただし、検査業務の登録数が三以下の衛生検査所及び血清分離のみを行う衛生検査所にあつては、精度管理責任者を非常勤の者とすることができ、その場合にはそれぞれ、検査業務の登録数が三以下の衛生検査所にあつては少なくとも週に一日、血清分離のみを行う衛生検査所にあつては少なくとも月に一日、当該衛生検査所に赴き精度管理の業務に携わること。					
3 精度管理責任者は、規則第一二条第二項第四号に規定するとおり、専ら精度管理を行う者であつて、当該衛生検査所の検査業務の各作業工程に従事するものではないこと。 ただし、精度管理責任者が常勤の者であるときは、精度管理の業務に支障がない場合に限り、当該衛生検査所の検査業務の各作業工程に従事することができるものとする。					
4 精度管理責任者は以下の業務に携わるものであること。 (1) 精度管理の実施状況を把握するとともに、精度管理の充実を図るために必要な措置等について管理者に報告を行うこと。 (2) 精度管理の評価と検査業務に対する改善の指示 (3) 各作業日誌、各台帳及び精度管理に関する書類(X-R管理図等)を点検、評価し、その内容を記録するとともにその記録の写しを管理者へ提出すること。 (4) 各検査項目ごとに検査担当者の技能評価が行われているかをチェックすること。 (5) 各検査の作業工程ごとに精度管理についての担当者が指定され、組織上明示されていること及び同担当者等の統括、指導等を通じて、精度管理が日々、組織的かつ効果的に行われていることを確保すること。 (6) その他精度管理の向上に資する事項					
第四項 管理者、指導監督医及び精度管理責任者の兼任について					
1 管理者は精度管理責任者を兼ねることができないこと。					
2 指導監督医は精度管理責任者を兼ねることができること。					
第五項 職員の研修について					
1 研修の対象者には、検体の受領、搬送等に従事する者も含まれていること。					
2 職員研修においては、検査業務の向上にとどまらず、広く一般教養の涵養に関する事項も含まれていること。					
3 新規採用の職員については、十分に研修を行ったあとで検査業務を行わせること。					
4 衛生検査所における内部研修に留まらず、都道府県、保健所設置市、特別区、学術団体等が行う研修会、報告会、学会など外部の教育研修の機会も活用するよう努められていること。					
5 職員ごとに研修に関する記録が保管されていること。					

		担当課	医療対策課	検索番号	3 - 1
法令名	臨床検査技師等に関する法律	根拠条項	20の3 - 1		
許認可等	衛生検査所の登録				
(審査基準) 続き					
第二節 構造設備の基準に関する事項					
第一項 検査用機械器具について					
規則第一二条第一号に定める別表第一の備考の一に規定する代替する機能を有する他の検査用機械器具とは、例えば、同表下欄に掲げるヘマトクリット遠心器をヘマトクリットの測定機能を有する自動血球計数器で代替する場合や、分光光度計、光電光度計、原子吸光光度計、蛍光光度計又は蛋白屈折計を自動分析装置で代替する場合が該当するものであり、その他検査用機械器具の機能に応じて認めても差し支えないものであること。					
第二項 検査室について					
1 検査室の面積は、検査室の内壁により測定されたものによるとともに、管理業務等検査以外の用に供される部屋又は部分の面積は含まないものであること。なお、検査室が二以上の部屋に分かれる場合であっても、それらの面積の合計が、規則別表第二に定める基準に適合するものであれば、認めて差し支えないものであること。					
2 微生物学的検査をする検査室は、検査室として独立したものであることを要し、他の場所、他の検査室と衝立て等により間仕切り区別したに過ぎない場合は、要件を満たさないものであること。					
第三項 防じん及び防虫のための設備について					
規則第一二条第六号の「防じん及び防虫のための設備を有すること。」とは、検査所の構造自体が防じん及び防虫のために十分なものであれば差し支えないこと。					
第四項 廃水及び廃棄物の処理に要する設備又は器具について					
規則第一二条第七号の「廃水及び廃棄物の処理に要する設備又は器具を備えていること。」とは、検査所固有の設備を有することを原則とすること。ただし、共同設備、公共設備を利用することによって、廃水、廃棄物が適切に処理される場合についても同号に該当するものと認めて差し支えないこと。					
第三節 検査業務に関する事項					
第一項 検査案内書について					
1 規則第一二条第一二号に定める「検査案内書」が、委託元の関係者に周知されていること。特に、同号に定める検査体の採取条件、採取容器及び採取量、検査体の保存条件、検査体の提出条件並びに検査依頼書及び検体ラベルの記載項目については、検査体の受領前の精度管理の重要性に鑑み、随時、具体的かつ適切な情報の提供が行われていること。					
なお、血清分離のみを行う衛生検査所にあつては、その旨が検査案内書の表紙に明記されていること。					
2 検査案内書に記載すべき事項については、次の点に留意すること。(以下(1)～(10)までは検査項目ごとに記載されていること。)					
(1) 「検査方法」には、当該衛生検査所及び当該衛生検査所が検査・測定を他の衛生検査所、衛生研究所等に再委託した場合は、実際に検査・測定を行う衛生検査所、衛生研究所等(以下「最終委託先」という。)が行っている検査方法が記入されていること。検査方法については、その概略及び基本的な参考文献名が含まれていることが望ましいこと。					
(2) 「基準値及び判定基準」には、基準値及び判定基準が記載されていること。ただし、形態学的検査及び画像認識による検査又はパターン認識による検査についてはこの限りでないこと。					
(3) 「医療機関に緊急報告を行うこととする検査値の範囲」には、ただちに医師が患者に緊急処置を施す必要があると考えられる場合等の重要な臨床的意義を有する検査値の範囲が記載されていること。					
なお、この検査値の範囲に検査結果が出た場合は衛生検査所は委託元に電話等で直ちに緊急連絡を行う必要があること。					
(4) 「検査に要する日数」には、検体を受領してから検査結果を委託元に報告するまでの平均的な所要日数が記載されていること。					
(5) 「測定(形態学的検査及び画像認識による検査を含む。以下同じ。)を委託する場合にあつては、実際に測定を行う衛生検査所等の名称」には、最終委託先の名称が記載されていること。					
(6) 「検体の採取条件」には、委託元において検体を適正に採取するために検体採取時に留意すべき事項が記載されていること。					
(7) 「検体の採取容器」には、容器の種別が記載されていること。					
(8) 「検体の採取量」には、適切な採取量が記載されていること。					
(9) 「検体の保存条件」には、委託元において、採取検体を保存する場合の留意事項(常温、冷蔵、冷凍等)及び保存可能時間が記載されていること。					
(10) 「検体の提出条件」には、血清分離の要否等、適正な検査・測定を行うために必要な事項が記載されていること。					
(11) 「検査依頼書及び検体ラベルの記載項目」は、次のとおりとすること。					
患者名、性別及び年齢					
検体採取年月日(採取時刻も含む。)					
検体の種類					
検査依頼項目					
委託元の名称及び医師の氏名(緊急時連絡先を含む。)					
なお、バーコード等を用い、検査依頼書と一対となっている検体ラベルにはのみ記載できれば良いこと。					
(12) 「検体を医療機関から衛生検査所(他の衛生検査所等に測定を委託する場合にあつては、当該衛生検査所等)まで搬送するのに要する時間の欄」には、委託元から最終委託先までの平均的搬送時間が表示されていること。					
(13) 委託元と取り決めた検体受領場所が表示されていること。					
3 「検査案内書」の内容に変更があつた場合、その旨を速やかに委託元に周知させること。なお、都道府県知事は、法第二〇条の五第一項に基づき適宜検査案内書の提出を求めることができること。					

		担当課	医療対策課	検索番号	3 - 1
法令名	臨床検査技師等に関する法律	根拠条項	20の3 - 1		
許認可等	衛生検査所の登録				
(審査基準) 続き					
<p>第二項 検体の受領について</p> <ol style="list-style-type: none"> 規則第一二条第一三号に定める別表第五の上欄に掲げる「検体受領標準作業書」とは、検体受領担当者の業務を画一化させることによって、検体受領時の誤りが生じないようにするものであること。 検体受領標準作業書に記載すべき事項については、次の点に留意すること。 <ol style="list-style-type: none"> 「医療機関等において検体を受領するときの確認に関する事項」の記載内容として、次の事項を確認することが含まれていること。 <ul style="list-style-type: none"> 検体ラベルの記載項目 検体の保存状況 検査依頼書と検体の数、種類及び量 総検体数 その他注意事項 なお、検査依頼書の記載事項等で不明確な点は委託者に確認のうえ、委託者に修正させる旨が記載されていること。 「受領書の発行に関する事項」としては、受領書の書式及び記入要領が示されていること。 <ul style="list-style-type: none"> なお、受領書の書式には申し送り事項(委託元から検査について特に注意すべきこと等)について指示された事項を記入する欄が設けられていること。 <p>第三項 検体の搬送について</p> <ol style="list-style-type: none"> 規則第一二条第一三号に定める別表第五の上欄に掲げる「検体搬送標準作業書」とは、検体搬送担当者の業務を画一化することによって、検体の搬送時における検体の変質等検査への影響が起きないようにするものであること。 検体搬送標準作業書に記載すべき事項については、次の点に留意すること。 <ol style="list-style-type: none"> 「一般的な搬送条件及び注意事項」としては、検体が適切に搬送されるために必要な温度、震動、遮光等及び搬送担当者が注意すべき点が示されていること。 「搬送時間又は搬送条件に特に配慮を要する検査項目及び当該配慮すべき事項」としては、特に配慮を要する検査項目ごとに具体的な検体取扱方法及び注意事項が示されていること。 「保存条件ごとの専用搬送ボックスの取扱いに関する事項」としては、常温、冷蔵、冷凍等に区別された専用搬送ボックスへの検体の収納にあたっての注意事項及びボックスの適正な使用法が具体的に示されていること。 「衛生検査所等への搬送の過程において一時的に検体を保管するときの注意事項」としては、次の事項が示されていること。 <ul style="list-style-type: none"> 保管方法 保管条件(温度、遮光等) 保管時間に関して特に配慮すべき検査項目とその内容 衛生検査所が他者をして検体の受領及び搬送にあたらせる場合においても、衛生検査所はその責任において、当該他者が本指導要領を遵守するようにならなければならないものであること。 <p>第四項 検体の受付及び仕分について</p> <p>衛生検査所における検体の受付及び仕分にあたっては、検体受付及び仕分標準作業書に基づき、受付検体数及び作業単位ごとに仕分けされた検体数の確認を履行し、誤りがないようにするものであること。なお、規則第一二条第一三号に定める別表第五の下欄「衛生検査所において検体を受け付け、及び仕分けるときの確認に関する事項」の記載内容として、次の事項を確認することが含まれていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> 患者名、性別及び年齢 検査項目 検体の数、種類及び量 検体採取年月日 検体番号 検体受領年月日 容器の破損 検体ラベルの破損 <p>第五項 血清分離について</p> <ol style="list-style-type: none"> 規則第一二条第一三号に定める別表第五の上欄に掲げる「血清分離標準作業書」とは、血清分離を行うにあたって、血清分離にあたる担当者の手技と、血清分離を行う場所の環境条件を画一化することによって検査結果への影響が起きないようにするものであること。 血清分離標準作業書に記載すべき事項については、作業担当者が作業手順、注意事項を誤らないよう具体的に示されていること。 <p>第六項 検査・測定について</p> <p>検査・測定にあたっては、検体の量を確認の上、試薬の取扱い、検査機器の保守管理、検査担当者の手技等について次の事項に留意のうえ検査精度の向上を図るべきものであること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 試薬取扱上の留意事項について <ol style="list-style-type: none"> 試薬の使用は用法に従い適切な方法で行われていること。 自家調製試薬については、検査結果の普遍性、試薬の安定性等が確保されたものを、薬事法に基づく承認試薬が存在しないなどやむを得ない場合に限り使用されていること。 <ul style="list-style-type: none"> また、この使用にあたっては、あらかじめ検査案内書にその旨を記載するなど委託元に周知されていること及び必要に応じて試薬の管理データ等を提示できる体制が確立していることが望ましいこと。 各試薬の使用保管にあたっては、試薬ごとに次の項目のうち、検査精度を適正に保つために必要な事項が表示され、適切な保管がなされていること。<名称、濃度、ロットナンバー(ロットを構成しない試薬については製造番号)、製造年月日、有効期限、保存方法(常温、冷蔵、冷凍等)、受領年月日、開封年月日> 					

		担当課	医療対策課	検索番号	3 - 1
法令名	臨床検査技師等に関する法律	根拠条項	2003 - 1		
許認可等	衛生検査所の登録				
(審査基準) 続き					
<p>2 検査機器等の保守管理について</p> <p>(1) 規則第一二条第一三号に定める別表第五の上欄に掲げる「検査機器保守管理標準作業書」とは、検査機器及び情報処理装置を適正に使用するため、各検査機器及び情報処理装置の保守管理を徹底させることによって、検査結果への影響が起きないようにするものであること。 なお、検査機器保守管理標準作業書に記載すべき事項については、次の点に留意すること。 「常時行うべき保守点検の方法」としては、各機器ごとに具体的な保守点検手順が記載されていること。 「定期的な保守点検に関する計画」としては、各機器ごとに保守点検業者名、保守点検年月日等を記載した年間計画表が作成されていること。 「測定中に故障が起きた場合の対応(検体の取扱いを含む。)に関する事項」としては、検査中に機器が故障した場合の機器の点検、簡易な故障の修理法及び修理業者の連絡先等を記載すること。また故障時において、検査・測定していた検体について、再検査を含めた取扱方法が記載されていること。</p> <p>3 検査・測定技術の標準化 規則第一二条第一三号に定める別表第五の上欄に掲げる「測定標準作業書」とは、検査・測定にあたる担当者の検査手技の画一化を図ることにより、検査結果の測定者間の較差をなくすものであること。 なお、測定標準作業書に記載すべき事項については、次の点に留意すること。</p> <p>(1) 「検査室において検体を受領するときの取扱いに関する事項」、「測定の実施方法」、「管理試料及び標準物質の取扱方法」及び「検査用機械器具の操作方法」は検査・測定を行う上で一連の検査工程となるので、各検査工程ごとに具体的な手順及び確認事項が記載されていること。 (2) 「測定に当たっての注意事項」としては、(1)に記載されていない事項で、特に留意すべき事項(検査不可材料、測定値の変動要因等)が記載されていることが望ましいこと。 (3) 「基準値及び判定基準(形態学的検査及び画像認識による検査の正常像及び判定基準を含む。)」として、設定に至った理由及び参考文献名が記入されていること。 (4) 「異常値を示した検体の取扱方法(再検査の実施基準を含む。)」として、検体が異常値を示した場合に、その検体の保存の要否等の取扱方法及び再検査の実施基準が定められていること。 (5) 前記(1)～(4)に記載されるべき事項以外に、「測定原理」(検体と試薬の化学反応等によって、どのような物質ができ、どの物質を測定するか等)、「臨床的意義」(病因により、どのような物質が増加するか等)が記載されていることが望ましいこと。</p> <p>第七項 各作業日誌の記載要領について 規則第一二条第一四号に掲げる各作業日誌は、次に定めるとおり記載されるものであること。</p> <p>1 「検体受領作業日誌」は、検体の受領にあたる担当者に記入させるものとし、次の記載欄が含まれていること。 (1) 委託元の名称 (2) 委託元ごとの受領時刻、検査依頼書枚数、種類別受領検体数、総受領検体数及び保存条件(常温、冷蔵、冷凍等)ごとの区分け受領検体数 (3) 担当者名及び作成年月日 (4) その他 事故記録及び処理記録 検体に関して特に附記する事項 その他必要な事項</p> <p>2 「検体搬送作業日誌」は、搬送の途中において、検体の一時保管又は血清分離を行う場所で作成し、当該場所において検体の搬出にあたる担当者に記入させるものとし、次の記載欄が含まれていること。 (1) 搬送先ごとの検査依頼書枚数、種類別搬送検体数、総搬送検体数、保存条件ごとの専用搬送ボックス数、保存条件ごとの専用搬送ボックスの搬送手段(飛行機、鉄道、自動車等)、搬入年月日及び搬入時刻、搬出年月日及び搬出時刻 (2) 担当者名及び作成年月日 (3) その他 事故記録及び処理記録 申し送り事項 その他必要な事項</p> <p>3 「検体受付及び仕分作業日誌」は、検体受付及び仕分にあたる担当者に記入させるものとし、次の記載欄が含まれていること。 (1) 検査依頼書枚数、種類別受付検体数、総受付検体数 (2) 検査依頼書と受付検体の照合結果の記録 (3) 種類別総受付検体数 (4) 検査工程別仕分検体数及び仕分先受領者の確認 (5) 作業担当者名、作業年月日及び作業開始・終了時刻 (6) その他 事故記録及び処理記録 申し送り事項 その他必要な事項</p>					

		担当課	医療対策課	検索番号	3 - 1
法令名	臨床検査技師等に関する法律	根拠条項	20の3 - 1		
許認可等	衛生検査所の登録				
(審査基準) 続き					
<p>4 「血清分離作業日誌」は、血清分離を行う担当者に記入させるものとし、次の記載欄が含まれていること。</p> <p>(1) 遠心作業区分(冷却遠心・常温遠心等)ごとの受付検体数</p> <p>(2) 遠心作業区分ごとの遠心済検体数</p> <p>(3) 室内温度</p> <p>(4) 作業担当者名、作業年月日及び作業開始・終了時刻</p> <p>(5) その他 事故記録及び処理記録 申し送り事項 その他必要な事項</p> <p>5 「検査機器保守管理作業日誌」は、各機器ごとに作成し、機器の保守管理にあたる担当者に記入させるものとし、次の記載欄が含まれていること。</p> <p>(1) 各検査機器ごとのチェックリスト</p> <p>(2) チェックに基づき特に附記する事項</p> <p>(3) 定期的保守点検の点検作業内容及び点検業者名</p> <p>(4) 作業担当者名、作業年月日及び点検開始・終了時刻</p> <p>6 「測定作業日誌」は、各検査工程ごとに作成し、検査・測定にあたる担当者に記入させるものとし、次の記載欄が含まれていること。</p> <p>(1) 検査・測定検体数及び再検査検体数</p> <p>(2) 管理試料等による精度のチェック状況</p> <p>(3) 関連検査項目との関連チェック状況</p> <p>(4) 検査室の室温等環境に関する事項</p> <p>(5) 通常考えられない異常データを示した検体番号の記録及びその対応(再検査若しくは緊急報告等)</p> <p>(6) 作業担当者名、作業年月日及び検査・測定の開始・終了時刻</p> <p>第八項 各台帳について 規則第一二条第一五号に掲げる各台帳は次のとおりとする。</p> <p>1 「委託検査管理台帳」とは、検査の委託を受けた衛生検査所が、他の衛生検査所等に再度検査を委託する場合(血清分離のみを行う衛生検査所が、実際に検査・測定を行う衛生検査所等に検体を搬送する場合も含む。)に、委託検体を管理するための台帳であること。</p> <p>2 「試薬管理台帳」とは、試薬の受取及び検査部門への引渡しについての数量管理を行うための台帳であること。</p> <p>3 「統計学的精度管理台帳」とは、X-R管理図などの統計学的手法を用いた図表のほか、定期的に行う内部ブライント調査の結果等の書類を整理した台帳であること。</p> <p>4 「外部精度管理台帳」とは、外部精度管理調査及びクロスチェックの結果の書類を整理した台帳であること。</p> <p>5 「検査結果報告台帳」とは、委託元ごとに検査結果の写しを整理し、必要に応じて検索できるように作成された台帳であること。</p> <p>6 「苦情処理台帳」とは、問合せ及び苦情の内容に応じて、原因究明及び改善措置が記載され、整理された台帳であること。</p> <p>第九項 その他</p> <p>1 各作業日誌及び各台帳は少なくとも二年間保存されていること。なお、各作業日誌及び各台帳の記載事項が本衛生検査所指導要領に定める要件を満たし、次の事項が確保されるものであれば、電子媒体を利用した保存でも差し支えないこと。</p> <p>(1) 記載事項の故意又は過失による虚偽入力、書き換え、消去及び混同を防止するための措置が講じられていること</p> <p>(2) 都道府県知事の請求があった場合等必要に応じて、容易に見読可能な状態(帳票の出力等)にできること</p> <p>(3) 保存期間内において復元可能な状態で保存されていること</p> <p>2 各作業日誌及び各台帳の作成にあたっては、検体搬送作業日誌を検体受領作業日誌に、委託検査管理台帳を検体受付及び仕分作業日誌に統合するなど、衛生検査所の作業内容に応じて整理統合されてもよいこと。</p> <p>3 各標準作業書は図式化などの方法でわかりやすく記載されていることが望ましいこと。</p> <p>4 各標準作業書は、各々の担当者がすぐ見られる場所に常備されていること。</p> <p>5 各標準作業書は、適宜、内容を再検討したうえで、改訂されていること。</p>					

		担当課	医療対策課	検索番号	3 - 1
法令名	臨床検査技師等に関する法律	根拠条項	20の3 - 1		
許認可等	衛生検査所の登録				
(審査基準) 続き					
<p>第四節 検査精度の向上に関する事項</p> <p>検査精度の向上を図るため、特に以下の各項目が実施されていること。</p> <p>第一項 一般的事項について</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 日頃から研究を重ね、検査結果の精度を高めるための努力がなされていること。特に、形態学的検査及び画像認識による検査又はパターン認識による検査については、検査担当者の知識及び技能の研鑽が精度管理に結びつくことから、重点的にその努力がなされていること。 2 各検査項目ごとにX-R管理図を作成するなど、諸種の統計学的精度管理を実施し、その資料は常時活用できるようにされていること。また、その資料等精度管理の実施(外部精度管理調査の結果を含む。)に関しては、随時、委託元に情報の提供を行うように努めること。 3 検体の取違えなど検査過誤に関わる事項を記録し、保管しておくこと。 4 日々、検査・測定作業の開始にあたっては、機器及び試薬に必要な較正が行われていること。 5 管理試料及び標準物質の使用は、用法に従い適切な方法で行われていること。また、自家調製による管理血清等を使用する場合には、正確性、安定性等が確保された信頼性の高いものが使用されていること。 6 定期的に内部ブラインド調査を行うなど内部監査システムが確立されていること。 7 都道府県の衛生研究所及び大学病院等の機関と、定期的にクロスチェックを行うよう努めること。 <p>第二項 微生物学的検査について</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 既知検体を用いて、月一回以上検査担当者の技能(染色技術を含む。)が評価されていること。 2 定期的、あるいはロットごとに、既知の微生物を用いて培地等(感受性ディスク、試薬等も含む。)の活性が調べられていること。 3 定期的に染色液のチェックが行われていること。 <p>第三項 血清学的検査について</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 既知検体を用いて、月一回以上検査担当者の技能が評価されていること。 2 既知の陽性・陰性検体又は高・低値の管理血清を用いて、日々、血清学的検査の試薬の活性が調べられていること。 <p>第四項 血液学的検査について</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 既知検体を用いて、月一回以上検査担当者の技能が評価されていること。 2 既知検体を用いて、日々、精度のチェックが行われていること。 <p>第五項 病理学的検査について</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 病理組織検査の目的に応じた適切な固定液が用いられているかの確認が適時行われていること。 2 細胞診の検査項目については、既知標本を用いて月一回以上検査担当者の技能が評価されていること。 3 検査依頼書に不明確な点があれば、依頼者に直接問い合わせするなどの確認が行われていること。 <p>第六項 寄生虫学的検査について</p> <p>既知標本を用いて、月一回以上検査担当者の技能が評価されていること。</p> <p>第七項 生化学的検査について</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 日々、機器の点検及び管理血清を用いての精度のチェックが行われていること。 2 管理血清を用いたチェックは最低約一〇〇検体ごとに行われていること。 3 適宜、関連検査項目との相関チェックが行われていること。 <p>第五節 検査外部委託に関する事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 外部委託した検査結果の責任は、外部委託したところの衛生検査所がとるものとする。 2 検査外部委託を行う衛生検査所は、検査結果の報告書に最終委託先の名称を記入すること。 なお、最終委託先の正式な名称を検査項目ごとに報告書に記入できない場合は、記号等により表示させることもできるが、その場合は、委託元が最終委託先の名称を理解できるような措置がとられていること。 3 検査外部委託を行う衛生検査所は、最終委託先に関し、次の事項を把握していること。なお、都道府県知事が行う報告徴収または立入検査時に提出が求められた場合、提示できるようにしておくこと。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 組織 (2) 職員構成 (3) 構造設備 (4) 業務内容 (5) 内部精度管理の実施状況 (6) 外部精度管理の実施状況 (7) 検査案内書 <p>第六節 検査結果の報告に関する事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 検査結果の委託元への報告にあたっては、検査依頼書に照らし、患者名、検査項目等の必要事項が報告書についてチェックされていること。 2 検査結果ができるだけすみやかに報告できるシステムを確立していること。 3 検査結果が緊急報告を要する検査値を示した場合及び検査過誤が判明した場合に、委託元と緊密な連絡がとれるようなシステムを確立していること。なお、緊急報告を行った検査の検体等は保存されていることが望ましいこと。 4 検査結果の報告書には、検査・測定の責任者あるいは苦情処理担当者の氏名が明記されていること。なお、病理学的検査の報告書には、検査担当者の署名又は押印がなされていることが望ましいこと。 <p>第七節 外部精度管理調査への参加に関する事項</p> <p>都道府県、社団法人日本医師会等が行う外部精度管理調査に年一回以上は参加すること。</p>					

		担当課	医療対策課	検索番号	3 - 1
法令名	臨床検査技師等に関する法律	根拠条項	20の3 - 1		
許認可等	衛生検査所の登録				
(審査基準) 続き					
<p>第八節 血清分離のみを行う衛生検査所に関する事項</p> <p>第一項 血清分離のみを行う衛生検査所について</p> <p>血清分離のみを行う衛生検査所とは、委託元から受領した血液検体を検査・測定を行う衛生検査所等まで搬送する過程において、血液を血清及び血餅^㉒に分離することを業とする衛生検査所をいう。検査項目によっては本来検査の委託元において採血後に血清分離を行うことが望ましいが、実際は血液のまま委託されることが多い。血清分離のみを行う衛生検査所はこうした実態に鑑み、受領した血液をすみやかに血清分離して、検査の結果の信頼性を高める必要から特に設けられた衛生検査所である。</p> <p>第二項 業務について</p> <ol style="list-style-type: none"> 血清分離のみを行う衛生検査所にあつては、血清分離以外の検査業務を行ってはならないこと。たとえば、いわゆる緊急検査については、検査業務の内容に応じた衛生検査所としての登録を受けなければならない、血清分離のみを行う衛生検査所において行ってはならないこと。 血清分離のみを行う衛生検査所において、血清を別容器に移し換えた後、血餅^㉒を廃棄ないし洗浄する場合は、規則第一二条第七号に掲げる「廃水及び廃棄物の処理に要する設備又は器具」を備えている必要があること。 <p>第三項 登録基準の緩和について</p> <p>血清分離のみを行う衛生検査所については、次のように基準が緩和されていること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 検査機器について <ul style="list-style-type: none"> 電気冷蔵庫、電気冷凍庫及び遠心器を有すること。 検査室の面積について <ul style="list-style-type: none"> 一〇平方メートル以上の面積を有する検査室を有すること。 人員について <ul style="list-style-type: none"> 一人以上の医師又は臨床検査技師若しくは衛生検査技師が置かれていること。 標準作業書について <ul style="list-style-type: none"> 検体受付及び仕分標準作業書及び測定標準作業書を作成することを要しないこと。 作業日誌及び台帳について <ul style="list-style-type: none"> 検体受付及び仕分作業日誌、測定作業日誌、試薬管理台帳、統計学的精度管理台帳及び外部精度管理台帳を作成することを要しないこと。 <p>第四項 精度管理について</p> <ol style="list-style-type: none"> 精度管理責任者による精度管理業務は、少なくとも月一日以上衛生検査所に赴いて行えば良いものであること。 外部精度管理調査に必ずしも参加する必要はないこと。 検査案内書の表紙に血清分離のみを行う旨が明記されていること。 <p>第五項 その他</p> <p>登録の申請にあつては、申請書の「検査業務の内容」の欄に、血清分離のみを行う旨を記載すること。</p> <p>第四章 その他</p> <p>第一節 防疫条例との関係に関する事項</p> <p>細菌、病原体の取扱いに関する条例が制定されている都道府県においては、これらの条例が防疫上の観点から制定されたものであり、衛生検査所の制度は医療面における検査業務の適正を図るための措置であることを踏まえ、条例による施設開設の許可等と衛生検査所の登録とを、それぞれの行政目的に照らし合わせて運用されたいこと。</p> <p>第二節 検体検査用放射性同位元素を備える衛生検査所に関する事項</p> <p>第一項 検体検査用放射性同位元素について</p> <ol style="list-style-type: none"> 検体検査用放射性同位元素は、衛生検査所が人体から排出され、又は採取された検体について検査を業として行う場所であることにかんがみ、その衛生検査所において使用される医薬品である放射性同位元素で密封されていないものを「検体検査用放射性同位元素」と定義したものであり、患者の体内に注入して検査を行うものは除かれていること。 現在、衛生検査所において使用されている検体検査用放射性同位元素の種類は、次に掲げる六種類であること。 水素 3(3H)、鉄 59(59Fe)、コバルト 57(57Co)、セレン 75(75Se)、ヨウ素 125(125I)及びヨウ素 131(131I) なお、規則及び告示第一六号の別表で定めている検体検査用放射性同位元素の種類は、これらのほかに、今後、衛生検査所において使用される可能性があるもの等に限定していること。 <p>第二項 構造設備に関する基準について</p> <ol style="list-style-type: none"> 告示第一六号において規定されている衛生検査所の検体検査用放射性同位元素の使用室、貯蔵施設、運搬容器及び廃棄施設の構造設備は、医療法施行規則第四章において診療用放射線の防護のために定められている規定とほぼ同様のものであるが、衛生検査所においては、検体検査しか行うことができないこと、衛生検査所における放射線防護の対象は、検査従事者等であること等を勘案した上で、衛生検査所における放射線障害の防止のために必要なものとされていること。 医療法施行規則の規定との主な相違点は、次のとおりであること。 (1) 検体検査用放射性同位元素の使用室においては、準備室を設ける必要がないこと。 (2) 汚染又は被ばくを防止するためのグローブボックス、遠隔操作装置という例示を削除していること。 <p>第三項 管理組織に関する基準について</p> <ol style="list-style-type: none"> 検体検査用放射性同位元素を備える衛生検査所の管理者については、厚生省医務局長通知(昭和五六年三月二日医発第二四号「臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律の一部を改正する法律等の施行について」)本文の4に定めるところによること。 管理者が臨床検査技師又は衛生検査技師である場合には、指導監督のために選任された医師が、事故が発生した場合等において放射線障害の防止の措置を直ちに講じるよう、衛生検査所に医師が常駐するか又は常時医師が衛生検査所の安全管理の状況を把握し、必要な措置を採ることを可能とする体制を整備するよう指導されたいこと。 <p>第四項 その他</p> <p>管理者が臨床検査技師又は衛生検査技師である場合には、その者が管理者の資格を有するものであることを証する書面を登録の申請等にあつて添付するように指導されたいこと。</p>					

		担当課	医療対策課	検索番号	3 - 1
法令名	臨床検査技師等に関する法律	根拠条項	20の3 - 1		
許認可等	衛生検査所の登録				
(審査基準) 続き					
<p>第四項 その他 管理者が臨床検査技師又は衛生検査技師である場合には、その者が管理者の資格を有するものであることを証する書面を登録の申請等にあって添付するように指導されたいこと。</p> <p>第三節 その他</p> <p>1 衛生検査所の広告等については、登録の内容となった検査業務を法第二条第二項の区分に従って具体的かつ明瞭に標榜することにより、当該衛生検査所が適正に行い得る検査業務を明示するよう開設者に指導されたいこと。 なお、血清分離のみを行う衛生検査所にあつては、その旨を標榜するよう指導されたいこと。</p> <p>2 規則第一条第一六号に規定する衛生検査所の組織運営規程については、その準則を別紙のとおり示しておくので、当該規程の作成に際しての参考とされたいこと。</p>					